会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」

平 成 ２ ０ 年 ９ 月

会　計　検　査　院

参議院決算委員会において、平成18年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、各府省等が締結している随意契約の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月8日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、19年10月17日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、各府省等による随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施し、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することとしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成20年9月

会計検査院

目　次

第1　検査の背景及び実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　検査の要請の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容・・・・・・・・・・ 1

3　国の契約方式等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1) 国の契約方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(2) 一般競争入札への参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4　19年次の会計検査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

5　各府省等における随意契約の適正化に向けた取組状況・・・・・・・・・・・・・・ 8

6　20年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法・・・・・・・・・・・・・10

第2　検査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

1　随意契約を含めた契約全般の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

(1) 府省等における契約全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

ア　契約種類別の契約状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

イ　府省等別の契約状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

ウ　契約相手方別の契約状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

(2) 契約方式の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

ア　契約方式の全体状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

イ　契約種類別の契約方式の状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

ウ　府省等別の契約方式の状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

エ　契約相手方別の契約方式の状況及びその変化・・・・・・・・・・・・・・・・33

オ　競争契約における応札者数の状況及びその変化・・・・・・・・・・・・・・・35

(3) 落札率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

2　随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性・・・・・・・・・・・・・45

(1) 随意契約の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

ア　契約種類別の随意契約の状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

イ　府省等別の随意契約の状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

ウ　契約相手方別の随意契約の状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・50

エ　企画競争及び公募における応募者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
オ　落札率の状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
カ　企画競争の実施に係る要領等の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
(2) 随意契約とした理由の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
ア　法令上の適用理由とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
イ　随意契約の具体的な理由とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
(3) 19年報告に掲記した契約（個別の事態）の見直し状況・・・・・・・・・・・・・・62
ア　個別の事態の見直し状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
イ　個別の事態について見直し後における競争性等の状況・・・・・・・・・・・・・・65
(4) 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
ア　随意契約点検の対象となった契約の見直し状況・・・・・・・・・・・・・・・・・71
イ　見直し後における競争性等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
ウ　競争性、経済性を高める工夫をしている事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
3　公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況・・・・・・80
(1) 公益法人を契約相手方とする随意契約の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・80
ア　公益法人を契約相手方とする契約の競争性の状況とその変化・・・・・・・・・・80
イ　公益法人との随意契約の実施状況とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
(2) 公益法人を契約相手方とする随意契約において随意契約とした理由の状況・・・・89
ア　法令上の適用理由とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
イ　随意契約の具体的な理由とその変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
(3) 19年報告に掲記した公益法人を契約相手方とする契約（個別の事態）の見直し状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
ア　個別の事態の見直し状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
イ　個別の事態について見直し後における競争性等の状況・・・・・・・・・・・・・・94
(4) 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている公益法人を契約相手方とする契約の見直し状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
ア　公益法人を契約相手方とする随意契約点検の対象となった契約の見直し状況・・96
イ　競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例・・・・・97

(5) 公益法人による再委託の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
ア　再委託に関する契約条項の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
イ　再委託の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
ウ　再委託が行われていた随意契約の競争契約への移行状況・・・・・・・・・・・ 105
4　契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
(1) 契約事務体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
(2) 随意契約に関する審査、監視体制等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
ア　事前の審査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
イ　内部監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
ウ　契約監視のための第三者機関の設置・監視状況・・・・・・・・・・・・・・・ 112
(3) 契約情報の公表状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
5　随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数・・・・・・・・・・・ 124
(1) 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況・・・・・・・・・・・・ 124
(2) 主な随契先民間企業等への発注元府省等退職者の再就職者の状況・・・・・・・ 132
6　再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数・・・・・ 134
(1) 再委託先への所管府省退職者の再就職者数・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
(2) 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数・・・・・・・・・・・・・・ 136
7　5、6についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、
役員に占める比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
(1) 随契先公益法人の従業員及び役員に占める再就職者の比率・・・・・・・・・・ 139
(2) 再委託先の従業員及び役員に占める再就職者の比率・・・・・・・・・・・・・ 141

第3　検査の結果に対する所見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145

別表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150

第1　検査の背景及び実施状況

1　検査の要請の内容

会計検査院は、平成18年6月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

> 一、　会計検査及びその結果の報告を求める事項
>
> (一)検査の対象
>
> 内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院
>
> (二)検査の内容
>
> 各府省等が締結している随意契約についての次の各事項
>
> ①　随意契約を含めた契約全般の状況
>
> ②　随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性
>
> ③　公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況
>
> ④　契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況
>
> ⑤　随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数
>
> ⑥　再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数
>
> ⑦　⑤⑥についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

2　平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、18年6月7日に決算委員会において、検査を要請する旨の上記の決議を行うとともに、平成16年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月9日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、次のとおりである。

> 1　平成十六年度に中央省庁が実施した一件五百万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約七十パーセントと極めて高率にな

っており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意契約割合が百パーセント、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のＯＢが天下っていることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑念を抱かせ、看過できない。また、ＩＴ調達にあっては、民間企業を相手とする随意契約が金額の七割から八割を占めている省庁もある。

政府は、随意契約の見直しに当たっては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法の精神に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たっては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。

3　国の契約方式等の概要

(1) 国の契約方式

国の契約制度は、会計制度の一環として、公正かつ厳正に運用されなければならないが、さらに、支出の原因となる契約については、その支出が税金等国民の貴重な財源をもって充てられていることから最も効率的に使用されるように、契約相手方の選定は適切に行われる必要がある。

国の契約相手方の選定方法、すなわち契約方式としては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等によると、図表0-1のとおり、一般競争契約及び指名競争契約（以下、両者を合わせて「競争契約」という。）並びに随意契約の三方式があり、このうち機会の均等、公正性の保持、予算の効率的使用の面から、一般競争契約が原則とされている。

図表0-1 国の契約方式

区分		要件	根拠条項
一般競争契約		（原則） 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、以下の場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。	会計法第29条の3第1項
指名競争契約	指名競争に付するものとされている場合	①　契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合 ②　一般競争に付することが不利と認められる場合	会計法第29条の3第3項
	指名競争に付することができるとされている場合	③　契約に係る予定価格が少額である場合 a　予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき b　予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき c　予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき d　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき　など ④　その他	予決令第94条第1項等
随意契約	随意契約によるものとされている場合	①　契約の性質又は目的が競争を許さない場合 ②　緊急の必要により競争に付することができない場合 ③　競争に付することが不利と認められる場合	会計法第29条の3第4項
	随意契約によることができるとされている場合	④　国の行為を秘密にする必要があるとき ⑤　契約に係る予定価格が少額である場合（以下、この要件による随意契約を「少額随契」という。） a　予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき b　予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき c　予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき d　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき　など ⑥　その他	予決令第99条等

さらに、上記の法令上の契約方式とは別に、従来随意契約によっていた業務につい

て、近年、業者選定の公平性及び透明性を向上させるための取組として企画競争や公募が行われている。いずれも契約手続の前段階において行われているもので、このうち企画競争とは、例えば、調査、研究、広報等の業務の中には、契約の内容から価格による競争を実施することが困難なものがあり、このような場合において、複数の業者から企画書等を提出させるなどし、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続であり、その者を契約相手方として随意契約（以下、このような随意契約を「企画随契」という。）が行われることとなる。また、公募とは、特殊な技術又は設備等が不可欠な内容の契約において、必要な技術又は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募る手続であり、従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかの確認のため行われるものである。そして、要件を満たす応募者が複数の場合は一般競争契約又は企画競争が行われ、1者の場合は当該者と随意契約が行われることになる。

(2) 一般競争入札への参加資格等

一般競争契約は、競争参加者を広く一般に求める方式であるが、全く無制限に参加を認めたのでは不信用、不誠実な者の参加により契約の履行が確保できなくなるおそれがあるため、競争に参加するための一定の資格要件が定められている。

この参加資格要件には、国との契約において不正の事実があった者は競争に参加させないことができるなどとする欠格要件（予決令第70条及び第71条）のほか、一般競争に参加する者が具備する必要があると認められる資格を定めた積極要件（予決令第72条及び第73条）もある。

積極要件は、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について必要な資格を定めることができる（予決令第72条）とされており、定期又は随時に行われる資格審査の結果、参加資格が認められた者は一般競争参加資格者名簿に契約の種類ごとに等級区分されて登載されることになる。さらに、契約の性質又は目的により特に必要があるときは、上記の資格要件に加え、例えば、特殊機械の保有状況、技術者の雇用状況等必要な資格を定めることができる（予決令第73条）とされている。

また、一般競争入札の実施に当たっては、関係業者に入札を周知するため、上記の資格要件のほか、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時等を、官報、新聞紙、掲示その他の方法をもって公告することとされている（予決令第74条及び第75

条）。

なお、法令上の契約方式とは別に契約手続の前段階で行われている前記の企画競争及び公募についても、実務上の取扱いとして、それぞれ必要な参加資格要件を定め、公告等を行うのが通例となっている。

4　19年次の会計検査の実施状況

前記の要請により19年次（検査実施期間18年10月から19年9月まで）に実施した会計検査の結果については、「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」の報告書として取りまとめ、19年10月17日、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「19年報告」という。）。

19年報告の検査結果に対する所見は、次のとおりであり、会計検査院としては、各府省等による随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施し、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

第3　検査の結果に対する所見

ア　各府省等が締結している随意契約等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、契約全般の状況を把握するとともに、契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。また、随意契約先公益法人等への再就職者数については、所管府省及び随意契約先公益法人の協力を得て調査を実施し、提出された調査票等から把握できた範囲でその結果を記述した。

検査の結果は、次のとおりである。

(ｱ) 契約方式について

a　契約方式については、18年度対象契約全体でみると、随意契約の割合（件数56.5%、支払金額62.2%）の方が競争契約の割合（同43.5%、同37.8%）より高く、平均落札率も競争契約は86.3%、随意契約は97.3%で、随意契約の方が競争契約より11.0ポイント高くなっており、競争性及び経済性の面で十分ではない状況となっている。また、契約相手方別にみると、競争契約の割合は、民間企業が最も高く（件数55.2%、支払金額55.1%）、公益法人はそれに比べて件数で41.1ポイント、支払金額で51.6ポイント低い状況となっている。

b　随意契約としている理由については、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしている契約が8割以上を占める。その具体的な理由をみると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」、「契約実績、経験を有する」など他に履行可能な者がいないことが必ずしも明確にされていないものが相当数見受けられる。

そして、契約の一部を抽出して随意契約とした理由の妥当性を実際に検証したところ、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」などを具体的な理由として契約相手方を選定している随意契約の中には、その理由の妥当性に関して検討の余地があったものが多く見受けられる。また、随意契約の理由の妥当性に関して検討の余地があったものについて、19年8月1日現在における見直し状況をみると、措置未済や措置予定なしのものが残されているほか、競争契約等に移行済みのもののうち約半数は応札者（応募者）が1者しかおらず、その平均落札率は移行前とほぼ同水準となっている。

c　随意契約に当たって企画競争が実施されている場合もあるが、各府省等によっては統一的な実施基準を作成していない省庁もあり、企画競争の実施方法においても公平性及び透明性の確保が十分でないものがある。

(ｲ) 公益法人を契約相手方とする随意契約について

a　公益法人を契約相手方とする契約については、随意契約の割合が18年度対象契約全体でみた場合よりも件数で29.4ポイント、支払金額で34.3ポイント高く、企画競争を経ない随意契約の割合についても、同様に契約全体でみた場合よりも件数で20.1ポイント高い。また、随意契約としている理由については、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしている契約が100％近くを占めており、その具体的な理由をみると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」としているものの割合が随意契約全体でみた場合よりも23.2ポイント高くなっている。

b　契約相手方が公益法人である随意契約における再委託については、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが1割強見受けられる。また、事前の承認を必要とする旨の契約条項を定めているにもかかわらず、実際には書面による申請及び承認がなされないまま再委託が行われているものも見受けられる。さらに、再委託が行われている契約のうち17年度分の再

委託率をみると、再委託率が50％以上となっているものの割合が件数で20.3％、支払金額で44.4％を占めており、再委託率が50％以上の契約の中には、契約相手方を唯一の者であるとしている随意契約の具体的な理由との整合性に疑義のあるものが見受けられる。

(ｳ) 契約の透明性の向上に向けた取組について

契約の透明性の向上に向けた体制整備については、各省庁ともおおむね随意契約の理由の妥当性を審査する際の具体的な基準等を作成している。しかし、各種契約情報のホームページでの公表において、掲載方法や掲載項目に関し、契約情報へのアクセスの面で利便性に欠ける状況が見受けられる。

このように、国の支出の原因となる契約については、公正性、競争性、透明性等の面で様々な課題が見受けられる。そして、これらの課題に対しては、現在、政府においても、公共調達の適正化に向けた取組が行われている。

イ　国においては、行政事務の遂行上、引き続き、多様な内容の契約を実施する必要があるが、その支出が国民の貴重な財源をもって充てられることにかんがみ、契約の締結に当たっては、より一層経済的及び効率的に行っていくことが要請される。

したがって、各府省等においては、今般の随意契約点検の結果を踏まえて作成した「随意契約見直し計画」（改訂）の着実な実施と的確なフォローアップ及び必要に応じた計画内容の見直しを図るとともに、新たな契約の締結に当たっては、競争契約を原則とする会計法令の趣旨に則り厳格な運用を行うほか、次の点に留意することにより、契約の公正性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

(ｱ) 契約方式について

a　他府省等や他部署の契約実例を調査して参考にするとともに、発注する業務の内容を仕様書等においてより具体的かつ詳細に定めるほか、少額購入等を予定している調達についてもこれを計画的に集約することにより一括契約を可能とするなどして競争契約を拡大し、契約の透明性の向上を図る。併せて、競争契約を実施する場合においては、国民生活に対する安全性等への配慮を十分行った上で、実質的な競争性の確保を図る。

b　やむを得ず随意契約によらざるを得ないとき、特に「契約の性質又は目的

が競争を許さない場合」という理由を適用する場合には、他に履行可能な者がいないかの把握等を厳格に行う。

c　仕様書等の内容を具体的に提示できる場合は、総合評価方式を含む競争契約に移行することに努める。そして、仕様書等の内容の具体的な提示が困難で随意契約によらざるを得ない場合でも、可能な限り企画競争の可能性を検討するとともに、企画競争については、審査員の構成、審査方法等に関して統一的な実施基準を作成し、これに基づいて実施するなどして公平性及び透明性の一層の向上を図る。

(ｲ) 公益法人を契約相手方とする随意契約について

a　従来から公益法人を契約相手方としてきた随意契約について、契約の具体的な業務内容を精査し、他に履行可能な者がおらず、真に随意契約によらざるを得ない場合に該当するもの以外は、速やかに競争契約に移行する。

b　再委託については、禁止する又は承認を要する旨の契約条項を設けるとともに、再委託の承認に当たっては、契約条項を遵守して書面により申請させるほか、随意契約とした理由との整合性に留意する。

(ｳ) 契約の透明性の向上に向けた取組について

契約の透明性の向上に向けて一層の体制整備に努めるとともに、契約情報をホームページで公表する場合には、掲載方法や掲載項目名を工夫するなどして、必要な情報へのアクセスを容易にし、その利便性を向上させる。

会計検査院としては、本報告の取りまとめに際して、時間的制約等から各府省等の見直し状況に係る検証を終えるに至っていない部分があることから、これを中心に引き続き検査を実施し、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

5　各府省等における随意契約の適正化に向けた取組状況

各府省等は、17年度に締結した随意契約について随意契約によることが適切かどうかの点検（以下「随意契約点検」という。）を行い、18年6月及び19年1月にその結果及び18年度以降における取組を示した「随意契約見直し計画」を公表している。

この「随意契約見直し計画」によると、図表0-2のとおり、18年度以降の取組によって、

17年度における国全体の随意契約（少額随契等を除く。）10.1万件、契約金額3.8兆円のうち、企画競争や公募等を経ない「競争性のない随意契約」を8.4万件（随意契約全体に占める割合84%）、3.3兆円（同87%）から2.5万件（同43%）、1.2兆円（同48%）に減少させることとしている。

そして、19年12月には、「随意契約見直し計画」に基づいた見直しの18年度契約分に対する各府省等のフォローアップの結果が公表されているが、これによると、図表0-2のとおり、18年度実績で、「競争性のない随意契約」は6.4万件（同72%）、2.7兆円（同69%）となっている。なお、これを契約全体に占める割合でみると、図表0-3のとおり、件数では37%、契約金額では36%となっており、17年度の46%及び46%に比べて、いずれも10ポイント程度減少している。

図表0-2　随意契約の見直し計画とフォローアップの状況（平成18年度実績）

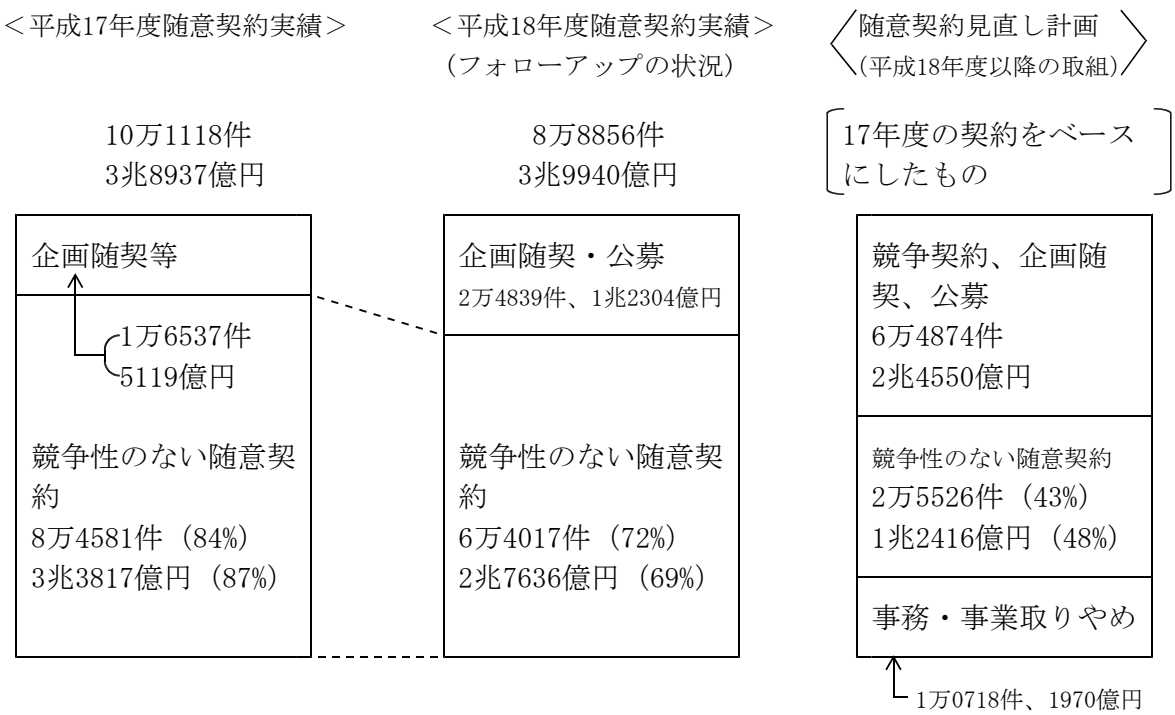

（注）図表中の（　）書きは、随意契約全体に占める競争性のない随意契約の割合である。

図表0-3　契約全体の状況（平成18年度実績）

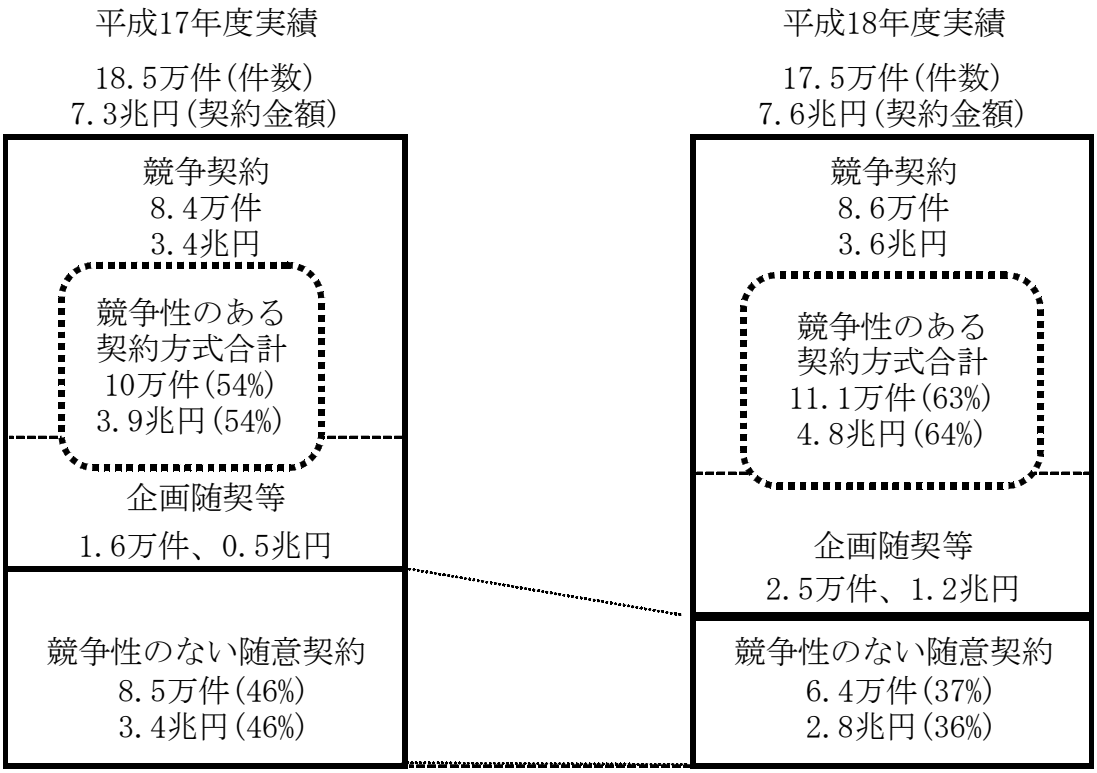

（注）図表中の（　）書きは、競争性のある契約方式又は競争性のない随意契約の契約全体に占める割合である。

また、19年11月には、「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）が取りまとめられ、「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底、監視体制の充実強化等の取組を迅速かつ適切に実施することとされている。

さらに、20年7月には、「随意契約見直し計画」に基づいた見直しの19年度契約分に対する各府省等のフォローアップの結果（速報版）が公表されている。

6　20年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、20年次において、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、各府省等における随意契約の見直し状況の検証を中心に、契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査は、19年次と同様に、各府省等における支出原因契約を対象とした。そして、契約の状況に関しては、18年度及び19年度（12月まで）の契約について、各府省等から調書を徴し、契約の実施状況、競争性の状況、再委託の状況等を19年報告を踏まえつつ分

析するとともに、随意契約の見直し状況について個別具体的に把握するなどのため、調書に該当契約があった本省及び外局等（以下「省庁」という。）39省庁のすべてについて会計実地検査を行った。また、随意契約先公益法人等への再就職の状況に関しては、各府省等や公益法人から提出された調査票等に基づき分析を行った。

会計実地検査の人日数及び検査箇所は、次のとおりである。

・実地検査人日数　199人日

・検査箇所　　39省庁

（内訳）

検査対象機関（府省等名）	検査箇所（省庁名）
内閣	内閣官房、内閣法制局、人事院
内閣府	本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁
総務省	本省、公害等調整委員会、消防庁
法務省	本省、公安調査庁
外務省	外務省
財務省	本省、国税庁
文部科学省	本省、文化庁
厚生労働省	本省、中央労働委員会、社会保険庁
農林水産省	本省、林野庁、水産庁
経済産業省	本省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁
国土交通省	本省、気象庁、海上保安庁、海難審判庁
環境省	環境省
防衛省　注(1)	防衛省
国会	衆議院、参議院、国立国会図書館
裁判所	裁判所
会計検査院	会計検査院
合　計	39省庁　注(2)

注(1) 防衛省は、平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁である。
注(2) 19年報告では、平成19年9月1日に廃止となった防衛施設庁を含んでいたため、40省庁となっている。

第2　検査の結果

1　随意契約を含めた契約全般の状況

各府省等の国内のすべての官署において締結された支出原因契約（少額随契が認められる契約等は除く。以下「対象契約」という。）のうち18年度及び19年度（12月まで）(注1)に締結された契約について、その全体の状況、契約方式の状況等契約全般の状況を分析するとともに、併せて19年度（12月まで）の状況を前年度同期と比較すると、次のとおりとなっている。

（注1）　19年度（12月まで）　19年度については、本報告を取りまとめるに当たっての時間的制約により19年4月から12月までに締結された契約を対象とした。

（本文及び図表中の数値は、原則として、件数及び金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。）

(1) 府省等における契約全体の状況

各府省等から提出された調書によると、府省等全体の対象契約の件数と支払金額は、図表1-1のとおり、18年度は18.1万件、5.3兆円、19年度（12月まで）は14.5万件、2.2兆円（以下、19年度の支払金額は、19年12月までに支払われた金額である。）となっており、このうち19年度（12月まで）の状況を前年度同期と比較すると、件数で2.4%、支払金額で1.3%増加している。

図表1-1　対象契約の件数及び支払金額並びにその変化

（単位：件、百万円、%）

年度	件数	支払金額
平成18年度	181,454	5,359,072
19年度(12月まで)(A)	145,783	2,244,137
18年度(12月まで)(B)	142,404	2,215,318
(A)-(B) (増加率((A)/(B)-1))	3,379 (2.4)	28,819 (1.3)

ア　契約種類別の契約状況とその変化

19年度（12月まで）の対象契約を契約種類別にみると、図表1-2のとおり、「役務」、「工事（設計、調査等を含む。）」の順に多く、契約全体に対する割合は、それぞれ件数で46.3%、25.4%、支払金額で33.5%、28.7%となっている。そして、

前年度同期と比較すると、件数では「用地取得・補償」（工事に必要な用地の取得や補償をいう。以下同じ。）が23.1％増加し、支払金額では「物品等の製造」が17.2％減少しているが、契約種類別の件数割合及び支払金額割合は両年度でほぼ同様となっている。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表1参照）

図表1-2　契約種類別の契約状況とその変化（平成19年度（12月まで））

（単位：件、百万円、％）

契約種類	件数	（増△減率）	件数割合	（平成18年度(12月まで)）		支払金額	（増△減率）	支払金額割合	（18年度(12月まで)）	
工事（設計、調査等を含む。）	37,025	(0.6)	25.4	＜	(25.8)	643,060	(△ 3.0)	28.7	＜	(29.9)
用地取得・補償	4,348	(23.1)	3.0	＞	(2.5)	131,578	(0.5)	5.9	＜	(5.9)
物品等の購入	18,687	(7.6)	12.8	＞	(12.2)	363,034	(8.1)	16.2	＞	(15.2)
物品等の製造	5,269	(2.3)	3.6	＜	(3.6)	44,892	(△ 17.2)	2.0	＜	(2.4)
物品等の賃借	12,893	(1.5)	8.8	＜	(8.9)	309,060	(1.7)	13.8	＞	(13.7)
役務	67,561	(1.1)	46.3	＜	(46.9)	752,510	(3.4)	33.5	＞	(32.8)
合計	145,783	(2.4)	100		(100)	2,244,137	(1.3)	100		(100)

（注）「件数」及び「支払金額」欄の「増△減率」は、平成18年度（12月まで）の件数及び支払金額に対する増減率である。

イ　府省等別の契約状況とその変化

19年度（12月まで）の対象契約を府省等別にみると、図表1-3及び1-4のとおり、公共事業関係の工事契約が多い国土交通省が件数、支払金額共に40％近くを占めており、次いで防衛省が件数で19％程度、支払金額で14％程度となっている。また、内部部局と地方支分部局等別にみると、内部部局は、地方支分部局等に比べ、件数で15.9％、支払金額で33.1％と小さい割合を占めているにすぎないが、1件当たりの平均支払金額は、内部部局3198万円、地方支分部局等1225万円となっていて、1件当たりの契約規模では内部部局の方が2.6倍程度大きい状況となっている。

図表1-3　府省等別の契約状況（平成19年度（12月まで））

（単位：件、百万円）

府省等 ＼ 区分		件数			支払金額		
		内部部局	地方支分部局等	合計	内部部局	地方支分部局等	合計
内閣		**365**	**38**	**403**	**10,916**	**59**	**10,975**
	内閣官房	254	－	254	10,410	－	10,410
	内閣法制局	20	－	20	68	－	68
	人事院	91	38	129	437	59	496
内閣府		**1,910**	**3,266**	**5,176**	**25,398**	**33,193**	**58,591**
	内閣本府	709	1,492	2,201	14,221	22,905	37,126
	宮内庁	259	96	355	1,227	569	1,796
	公正取引委員会	70	1	71	207	1	208
	警察庁	661	1,677	2,338	7,296	9,717	17,013
	金融庁	211	－	211	2,446	－	2,446
総務省		**1,404**	**448**	**1,852**	**12,988**	**1,726**	**14,714**
	総務本省	1,236	439	1,675	12,409	1,704	14,114
	公害等調整委員会	6	－	6	8	－	8
	消防庁	162	9	171	570	21	592
法務省		**767**	**5,750**	**6,517**	**17,883**	**46,697**	**64,581**
	法務本省	726	5,688	6,414	17,695	46,597	64,293
	公安調査庁	41	62	103	188	100	288
外務省		**643**	**－**	**643**	**7,498**	**－**	**7,498**
財務省		**1,006**	**6,352**	**7,358**	**53,868**	**47,820**	**101,688**
	財務本省	473	2,692	3,165	28,846	27,174	56,021
	国税庁	533	3,660	4,193	25,021	20,645	45,667
文部科学省		**5,150**	**142**	**5,292**	**83,353**	**808**	**84,161**
	文部科学本省	4,054	142	4,196	81,033	808	81,841
	文化庁	1,096	－	1,096	2,320	－	2,320
厚生労働省		**2,527**	**11,182**	**13,709**	**151,379**	**122,572**	**273,952**
	厚生労働本省	1,658	7,195	8,853	60,869	67,373	128,242
	中央労働委員会	17	－	17	55	－	55
	社会保険庁	852	3,987	4,839	90,455	55,199	145,654
農林水産省		**1,845**	**11,024**	**12,869**	**199,824**	**95,918**	**295,742**
	農林水産本省	1,222	5,812	7,034	186,708	58,606	245,314
	林野庁	216	5,204	5,420	1,449	37,294	38,743
	水産庁	407	8	415	11,667	17	11,684
経済産業省		**1,909**	**1,424**	**3,333**	**103,390**	**2,626**	**106,017**
	経済産業本省	1,156	1,236	2,392	17,591	2,220	19,812
	資源エネルギー庁	277	188	465	57,309	406	57,715
	特許庁	363	－	363	28,084	－	28,084
	中小企業庁	113	－	113	404	－	404
国土交通省		**2,834**	**53,218**	**56,052**	**47,359**	**826,152**	**873,512**
	国土交通本省	1,980	50,492	52,472	30,133	807,592	837,726
	気象庁	483	551	1,034	6,199	2,404	8,604
	海上保安庁	366	2,175	2,541	11,015	16,155	27,171
	海難審判庁	5	－	5	11	－	11
環境省		**1,391**	**578**	**1,969**	**6,043**	**1,252**	**7,296**
防衛省		**271**	**27,370**	**27,641**	**6,287**	**314,964**	**321,252**
国会		**723**	**－**	**723**	**9,817**	**－**	**9,817**
	衆議院	198	－	198	2,822	－	2,822
	参議院	244	－	244	2,570	－	2,570
	国立国会図書館	281	－	281	4,424	－	4,424
裁判所		**312**	**1,800**	**2,112**	**2,460**	**8,531**	**10,992**
会計検査院		**134**	**－**	**134**	**3,340**	**－**	**3,340**
合計		23,191	122,592	145,783	741,812	1,502,325	2,244,137
〈割合〉		〈15.9%〉	〈84.1%〉	〈100%〉	〈33.1%〉	〈66.9%〉	〈100%〉
1件当たりの支払金額(万円)					3,198	1,225	1,539

図表1-4　府省等別の契約状況（全体に占める各府省等ごとの割合）（平成19年度（12月まで））

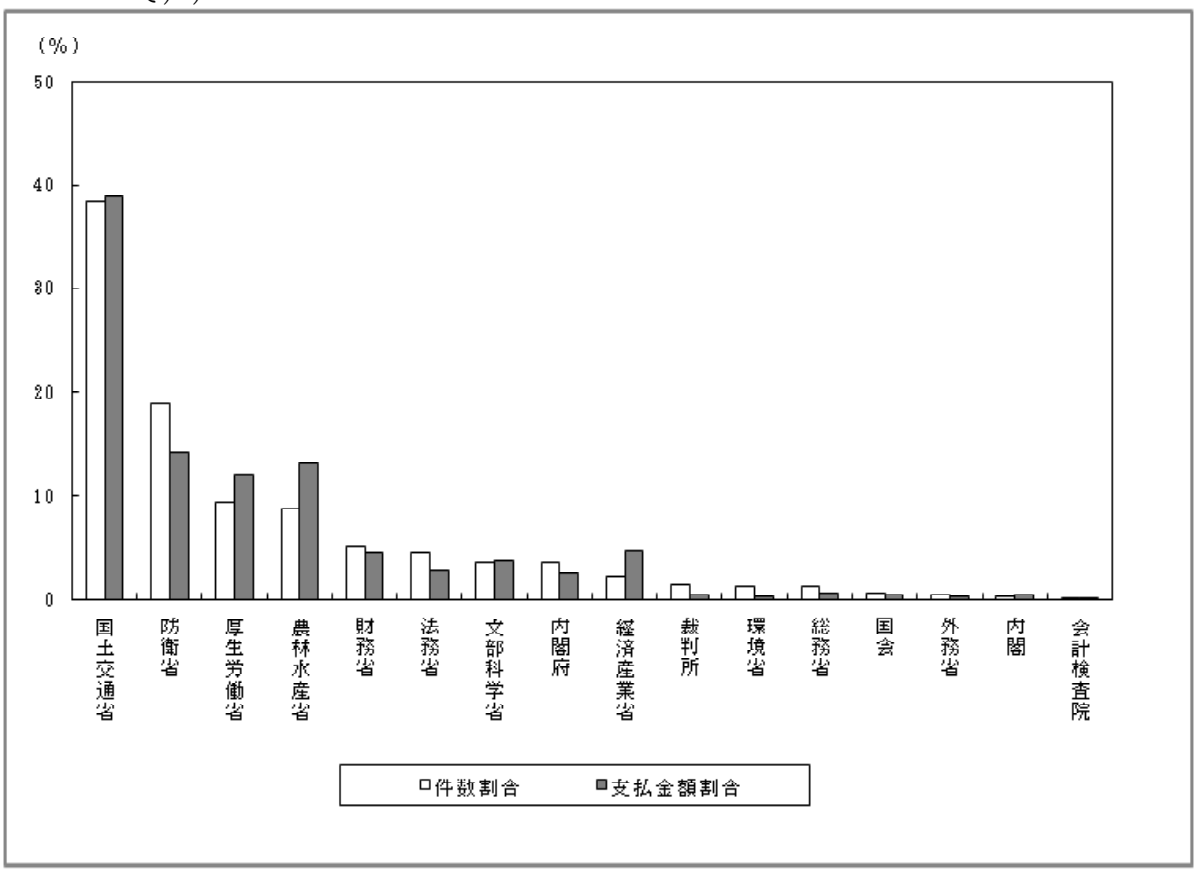

府省等別の契約状況を前年度同期と比較すると、図表1-5のとおり、件数では、文部科学省（35.2%）が増加し、支払金額では、環境省（23.6%）が増加している。

文部科学省における増加は、競争的資金(注2)において、複数の課題を1相手方が行う場合、従来1契約として契約を締結していたが、19年度は課題ごとに契約を締結したことなどによるものであり、また、環境省における増加は、地球温暖化対策に係る契約の支払金額が増加したことによるものである。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表2参照）

（注2）　競争的資金　資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から専門家による評価に基づいて実施すべき課題を選択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。

図表1-5　府省等別の契約状況の変化（平成19年度（12月まで））

（単位：%）

府省等	区分	件数の増△減率			支払金額の増△減率		
		内部部局	地方支分部局等	合計	内部部局	地方支分部局等	合計
内閣		**△ 4.9**	**△ 11.6**	**△ 5.6**	**△ 10.4**	**△ 7.2**	**△ 10.3**
	内閣官房	△ 10.6	－	△ 10.6	△ 10.7	－	△ 10.7
	内閣法制局	25.0	－	25.0	27.9	－	27.9
	人事院	8.3	△ 11.6	1.6	△ 6.1	△ 7.2	△ 6.2
内閣府		**1.2**	**2.7**	**2.2**	**△ 6.8**	**13.2**	**3.6**
	内閣本府	△ 14.9	4.8	△ 2.5	24.1	18.7	20.7
	宮内庁	4.0	12.9	6.3	△ 21.9	△ 21.3	△ 21.7
	公正取引委員会	32.1	－	34.0	4.4	－	4.9
	警察庁	10.2	0.4	3.0	△ 40.1	4.6	△ 20.8
	金融庁	38.8	－	38.8	34.3	－	34.3
総務省		**5.1**	**17.3**	**7.8**	**△ 6.8**	**21.4**	**△ 4.2**
	総務本省	7.9	18.3	10.4	△ 8.7	21.7	△ 5.8
	公害等調整委員会	50.0	－	50.0	△ 43.0	－	△ 43.0
	消防庁	△ 12.9	△ 18.2	△ 13.2	72.3	△ 3.1	67.6
法務省		**22.7**	**11.4**	**12.7**	**25.3**	**5.7**	**10.5**
	法務本省	26.7	11.5	13.0	26.1	5.7	10.7
	公安調査庁	△ 21.2	5.1	△ 7.2	△ 21.9	△ 16.3	△ 20.0
外務省		**△ 27.4**	**－**	**△ 27.4**	**3.1**	**－**	**3.1**
財務省		**△ 1.9**	**9.6**	**7.9**	**32.5**	**10.6**	**21.2**
	財務本省	△ 3.9	6.6	4.9	66.6	13.6	35.8
	国税庁	△ 0.2	12.0	10.3	7.2	6.9	7.1
文部科学省		**35.3**	**31.5**	**35.2**	**△ 8.9**	**92.3**	**△ 8.4**
	文部科学本省	44.7	31.5	44.2	△ 4.4	92.3	△ 4.0
	文化庁	9.1	－	9.1	△ 65.1	－	△ 65.1
厚生労働省		**0.4**	**0.2**	**0.3**	**19.1**	**9.3**	**14.5**
	厚生労働本省	△ 5.4	4.6	2.5	52.9	12.1	28.4
	中央労働委員会	△ 19.0	－	△ 19.0	△ 3.1	－	△ 3.1
	社会保険庁	14.8	△ 6.7	△ 3.5	3.7	6.0	4.5
農林水産省		**6.8**	**△ 1.7**	**△ 0.6**	**13.4**	**△ 2.4**	**7.7**
	農林水産本省	9.0	0.7	2.0	15.4	14.1	15.1
	林野庁	△ 14.3	△ 4.3	△ 4.7	△ 36.5	△ 20.6	△ 21.3
	水産庁	15.0	14.3	15.0	△ 3.9	△ 17.8	△ 3.9
経済産業省		**7.9**	**6.3**	**7.2**	**6.3**	**△ 52.3**	**3.2**
	経済産業本省	17.6	7.7	12.2	108.0	△ 50.7	52.9
	資源エネルギー庁	1.8	△ 1.6	0.4	△ 2.7	△ 59.7	△ 3.7
	特許庁	△ 9.7	－	△ 9.7	△ 0.0	－	△ 0.0
	中小企業庁	0.9	－	0.9	△ 77.1	－	△ 77.1
国土交通省		**△ 1.6**	**△ 1.6**	**△ 1.6**	**32.7**	**△ 5.8**	**△ 4.3**
	国土交通本省	4.3	△ 1.8	△ 1.6	76.6	△ 5.8	△ 4.2
	気象庁	△ 10.1	4.6	△ 2.8	18.2	14.7	17.2
	海上保安庁	△ 16.2	1.4	△ 1.6	△ 17.7	△ 5.8	△ 11.0
	海難審判庁	△ 28.6	－	△ 28.6	△ 6.1	－	△ 6.1
環境省		**11.3**	**29.0**	**16.0**	**43.6**	**△ 26.1**	**23.6**
防衛省		**△ 9.1**	**3.5**	**3.4**	**125.9**	**△ 4.5**	**△ 3.4**
国会		**6.6**	**－**	**6.6**	**△ 2.2**	**－**	**△ 2.2**
	衆議院	△ 10.0	－	△ 10.0	△ 1.9	－	△ 1.9
	参議院	52.5	－	52.5	△ 0.9	－	△ 0.9
	国立国会図書館	△ 5.7	－	△ 5.7	△ 3.0	－	△ 3.0
裁判所		**29.5**	**10.7**	**13.1**	**18.0**	**22.2**	**21.2**
会計検査院		**27.6**	**－**	**27.6**	**8.1**	**－**	**8.1**
合計		8.3	1.3	2.4	11.5	△ 3.1	1.3

（注）「件数の増△減率」及び「支払金額の増△減率」は、平成18年度(12月まで)の件数及び支払金額に対する増減率である。

さらに、平成19年度（12月まで）の対象契約を会計別にみると、図表1-6のとおり、一般会計と道路整備特別会計の2会計で支払金額全体の半分以上を占めており、この状況は前年度同期（巻末別表3）と同様となっている。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表3参照）

図表1-6　会計別の契約状況（平成19年度（12月まで））

（単位：件、百万円、%）

会計	支払金額		(参考)件数		所管
	金額	割合	件数	割合	
一般会計	787,014	35.1	70,356	48.3	各府省等
道路整備	426,918	19.0	20,807	14.3	国土交通省
食料安定供給	181,006	8.1	628	0.4	農林水産省
治水	151,920	6.8	14,741	10.1	国土交通省
年金	131,827	5.9	4,679	3.2	厚生労働省
労働保険	76,304	3.4	4,877	3.3	厚生労働省
エネルギー対策	68,535	3.1	979	0.7	文部科学省、経済産業省及び環境省
港湾整備	64,351	2.9	2,646	1.8	国土交通省
国営土地改良事業	60,717	2.7	5,660	3.9	農林水産省
空港整備	50,558	2.3	3,446	2.4	国土交通省
国有林野事業	37,472	1.7	5,223	3.6	農林水産省
国立高度専門医療センター	28,858	1.3	1,326	0.9	厚生労働省
特許	28,402	1.3	461	0.3	経済産業省
登記	25,869	1.2	1,641	1.1	法務省
その他	124,380	5.5	8,313	5.7	各府省
合計	2,244,137	100	145,783	100	

注(1)　「会計」中、特別会計は記載を省略した。
注(2)　食料安定供給特別会計は、食糧管理、農業経営基盤強化措置両特別会計が、年金特別会計は、厚生保険、国民年金両特別会計が、エネルギー対策特別会計は、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策両特別会計が、それぞれ、平成19年度に統合されたものである。

ウ　契約相手方別の契約状況とその変化

契約の相手方については、①民間企業、②公益法人、③独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。）及び④その他（地方公共団体、国立大学法人、学校法人、個人等①から③以外のものをいう。以下同じ。）に4分類した。このうち公益法人については、各府省と結び付きの深い所管公益法人(注3)を括弧内に内書きで示している。

19年度（12月まで）の対象契約を契約相手方別にみると、図表1-7のとおり、「民間企業」との契約の割合が最も多く、件数で75.6%、支払金額で66.8%を占めている。次いで、件数では「公益法人」が7.8%（うち所管公益法人5.1%）、支払金額では「独立行政法人等」が8.3%、「公益法人」が7.7%（同5.9%）となっている。

これを前年度同期と比較すると、「民間企業」との契約は、件数で2.5%、支払金額で2.7%増加しているのに対して、「公益法人」との契約は件数で11.2%（うち所管公益法人17.4%）、支払金額で3.1%（同5.5%）減少している。また、契約相手方別の割合を前年度同期と比較すると、「民間企業」で、件数割合及び支払金額割合が共に微増し、「公益法人」でそれらが微減しているが、全体としておおむね同様の状況となっている。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表4参照）

（注3）　所管公益法人　各府省が設立許可及び指導監督の権限を有する公益法人をいう。

図表1-7　契約相手方別の契約状況とその変化（平成19年度（12月まで））

①件数　（単位：件、%）

契約相手方	件数	（増△減率）	件数割合	（平成18年度（12月まで））
民間企業	110,207	(2.5)	75.6	＞ (75.5)
公益法人	11,316	(△ 11.2)	7.8	＜ (8.9)
うち所管公益法人	7,425	(△ 17.4)	5.1	＜ (6.3)
独立行政法人等	3,443	(7.9)	2.4	＞ (2.2)
その他	20,817	(9.6)	14.3	＞ (13.3)
合計	145,783	(2.4)	100	(100)

（注）「件数」欄の「増△減率」は、平成18年度(12月まで）の件数に対する増減率である。

②支払金額　　（単位：百万円、%）

契約相手方	支払金額	（増△減率）	支払金額割合	（平成18年度（12月まで））
民間企業	1,499,119	(2.7)	66.8	＞ (65.9)
公益法人	173,706	(△ 3.1)	7.7	＜ (8.1)
うち所管公益法人	132,024	(△ 5.5)	5.9	＜ (6.3)
独立行政法人等	185,859	(2.4)	8.3	＞ (8.2)
その他	385,452	(△ 2.5)	17.2	＜ (17.8)
合計	2,244,137	(1.3)	100	(100)

（注）「支払金額」欄の「増△減率」は、平成18年度(12月まで）の支払金額に対する増減率である。

また、契約相手方別に契約種類の状況をみると、図表1-8のとおり、件数割合が高いのは、民間企業では役務の40.5%（支払金額割合26.0%）、「工事（設計、調査等を含む。）」の30.5%（同37.5%）、公益法人では「役務」の69.5%（同76.4%）となっている。これを公益法人について前年度同期の件数割合と比較すると、「役務」が3.0ポイント（支払金額割合3.7ポイント）減少している一方、「工事（設計、調査等を含む。）」が2.8ポイント（同4.8ポイント）増加している。公益法人の「工事（設計、調査等を含む。）」の多くは、工事の実施に係る検討、調査、設計等を内容とするものである。

図表1-8　契約相手方別契約種類の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数割合(単位：%)
中段：平成18年度（12月まで）分の件数割合(単位：%)
下段：増減値(単位：%ポイント)

①件数

契約相手方＼契約種類	工事(設計、調査等を含む。)	用地取得・補償	物品等の購入	物品等の製造	物品等の賃借	役務	合計
民間企業	**30.5**	**0.6**	**16.2**	**4.6**	**7.5**	**40.5**	**100**
	31.0	0.7	15.3	4.5	7.6	41.0	100
	(△ 0.5)	(△ 0.1)	(0.9)	(0.1)	(△ 0.1)	(△ 0.5)	
公益法人	**25.8**	**0.2**	**2.8**	**0.3**	**1.4**	**69.5**	**100**
	23.0	0.5	2.8	0.2	1.0	72.5	100
	(2.8)	(△ 0.3)	(0.0)	(0.1)	(0.4)	(△ 3.0)	
うち所管公益法人	**31.1**	**0.3**	**3.5**	**0.1**	**0.5**	**64.5**	**100**
	26.4	0.5	3.4	0.1	0.5	69.0	100
	(4.7)	(△ 0.2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(△ 4.5)	
独立行政法人等	**2.7**	**1.1**	**1.6**	**1.4**	**3.6**	**89.5**	**100**
	3.0	1.2	1.8	2.3	3.4	88.4	100
	(△ 0.3)	(△ 0.1)	(△ 0.2)	(△ 0.9)	(0.2)	(1.1)	
その他	**1.7**	**17.3**	**2.3**	**0.4**	**20.9**	**57.4**	**100**
	2.3	14.2	2.9	1.2	22.8	56.5	100
	(△ 0.6)	(3.1)	(△ 0.6)	(△ 0.8)	(△ 1.9)	(0.9)	
合計	**25.4**	**3.0**	**12.8**	**3.6**	**8.8**	**46.3**	**100**
	25.8	2.5	12.2	3.6	8.9	46.9	100
	(△ 0.4)	(0.5)	(0.6)	(0.0)	(△ 0.1)	(△ 0.6)	

上段：支払金額割合(単位：%)
中段：平成18年度（12月まで）分の支払金額割合(単位：%)
下段：増減値(単位：%ポイント)

②支払金額

契約種類 / 契約相手方	工事(設計、調査等を含む。)	用地取得・補償	物品等の購入	物品等の製造	物品等の賃借	役務	合計
民間企業	**37.5**	**1.4**	**21.3**	**2.1**	**11.6**	**26.0**	**100**
	41.2	1.3	18.5	2.6	11.7	24.6	100
	(△ 3.7)	(0.1)	(2.8)	(△ 0.5)	(△ 0.1)	(1.4)	
公益法人	**20.2**	**0.3**	**0.9**	**0.1**	**2.0**	**76.4**	**100**
	15.4	1.1	1.6	0.0	1.8	80.1	100
	(4.8)	(△ 0.8)	(△ 0.7)	(0.1)	(0.2)	(△ 3.7)	
うち所管公益法人	**20.3**	**0.3**	**0.7**	**0.1**	**0.2**	**78.4**	**100**
	14.7	0.4	1.5	0.0	0.1	83.3	100
	(5.6)	(△ 0.1)	(△ 0.8)	(0.1)	(0.1)	(△ 4.9)	
独立行政法人等	**23.0**	**0.1**	**9.0**	**7.3**	**1.1**	**59.5**	**100**
	15.3	1.9	6.9	8.6	2.4	64.9	100
	(7.7)	(△ 1.8)	(2.1)	(△ 1.3)	(△ 1.3)	(△ 5.4)	
その他	**0.7**	**28.5**	**6.5**	**0.1**	**33.5**	**30.8**	**100**
	1.5	27.1	12.6	0.0	31.8	26.9	100
	(△ 0.8)	(1.4)	(△ 6.1)	(0.1)	(1.7)	(3.9)	
合計	**28.7**	**5.9**	**16.2**	**2.0**	**13.8**	**33.5**	**100**
	29.9	5.9	15.2	2.4	13.7	32.8	100
	(△ 1.2)	(0.0)	(1.0)	(△ 0.4)	(0.1)	(0.7)	

(2) 契約方式の状況

ア　契約方式の全体状況

対象契約について契約方式の状況をみると、図表1-9のとおり、18年度では、件数、支払金額共に随意契約が過半を占めていたが、19年度（12月まで）では、競争契約が件数で50.4%、支払金額で41.9%、随意契約が件数で49.6%（うち企画競争等を経ない随意契約(注4)26.2%）、支払金額で58.1%（同43.8%）となっていて、件数では競争契約の割合が過半を占めている。

19年度（12月まで）の契約方式別の割合を前年度同期と比較すると、競争契約が、件数で7.0ポイント、支払金額で4.2ポイント増加しているほか、競争契約を総合評価方式(注5)により行ったものも、件数で2.7ポイント、支払金額で1.9ポイント増加している。一方、企画競争等を経ない随意契約は大きく減少し、その減少幅は件数で19.0ポイント、支払金額で12.4ポイントとなっている。

これらは、前記の第1-5で記述した「随意契約見直し計画」に基づいて、各府省等が、従来企画競争等を経ない随意契約で行っていた業務を競争契約や企画随契等へ移行したことによると認められる。

（注4）　企画競争等を経ない随意契約　　随意契約の中から、①企画随契、②公募を経た随意契約、③不落・不調随契（予決令第99条の2又は第99条の3の規定に基づき、競争に付したが入札者がいないなどのため随意

契約によったものをいう。以下同じ。）の三つを除いた契約をいう。以下の本文及び図表において同様である。

（注5）　総合評価方式　　競争契約において、契約の性質又は目的から価格のみの競争により難い場合に、価格だけでなく、技術的要素等も併せて総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。この方式による場合には、各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。）が財務大臣と協議して定めるところによりこれを行うこととされている。

図表1-9　契約方式の全体状況とその変化

①件数　（単位：件、％、％ポイント）

年度等＼契約方式		一般競争契約	うち総合評価方式	指名競争契約	うち総合評価方式	競争契約(計)	うち総合評価方式	随意契約	うち企画競争等を経ない随意契約	合計
平成18年度	件数	54,325	9,469	30,069	1,362	84,394	10,831	97,060	76,472	181,454
	割合	(29.9)	(5.2)	(16.6)	(0.8)	(46.5)	(6.0)	(53.5)	(42.1)	(100)
19年度(12月まで)	件数	53,328	11,037	20,079	663	73,407	11,700	72,376	38,208	145,783
	割合(A)	(36.6)	(7.6)	(13.8)	(0.5)	(50.4)	(8.0)	(49.6)	(26.2)	(100)
18年度(12月まで)	件数	37,443	6,516	24,310	1,033	61,753	7,549	80,651	64,304	142,404
	割合(B)	(26.3)	(4.6)	(17.1)	(0.7)	(43.4)	(5.3)	(56.6)	(45.2)	(100)
増減値(A)-(B)		10.3	3.0	△ 3.3	△ 0.2	7.0	2.7	△ 7.0	△ 19.0	

（注）「随意契約」には、不落・不調随契も含めている。以下の図表において、特に除外する旨の注記をしない限り同様である。

②支払金額　（単位：百万円、％、％ポイント）

年度等＼契約方式		一般競争契約	うち総合評価方式	指名競争契約	うち総合評価方式	競争契約(計)	うち総合評価方式	随意契約	うち企画競争等を経ない随意契約	合計
平成18年度	支払金額	1,588,120	978,530	744,601	92,625	2,332,722	1,071,156	3,026,350	2,494,505	5,359,072
	割合	(29.6)	(18.3)	(13.9)	(1.7)	(43.5)	(20.0)	(56.5)	(46.5)	(100)
19年度(12月まで)	支払金額	686,793	390,896	252,425	8,698	939,219	399,595	1,304,917	983,771	2,244,137
	割合(A)	(30.6)	(17.4)	(11.2)	(0.4)	(41.9)	(17.8)	(58.1)	(43.8)	(100)
18年度(12月まで)	支払金額	529,352	321,777	306,377	29,663	835,730	351,440	1,379,588	1,244,897	2,215,318
	割合(B)	(23.9)	(14.5)	(13.8)	(1.3)	(37.7)	(15.9)	(62.3)	(56.2)	(100)
増減値(A)-(B)		6.7	2.9	△ 2.6	△ 0.9	4.2	1.9	△ 4.2	△ 12.4	

③件数　　（単位：%）

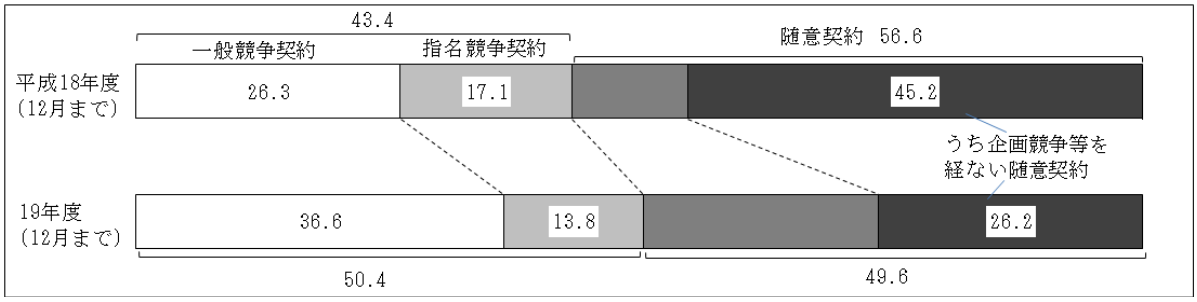

④支払金額　　（単位：%）

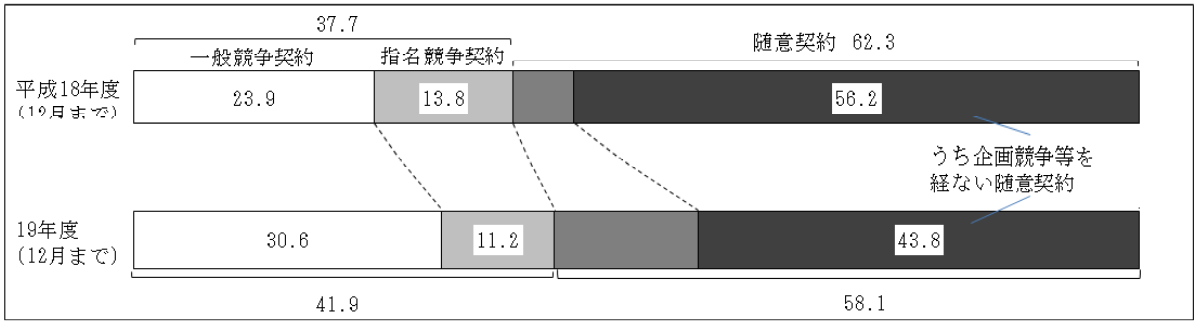

また、近年、契約内容についてほかに履行可能な者がいないかどうかの確認のため行われている公募の実施状況を、19年度（12月まで）に締結された契約でみると、図表1-10のとおり、件数で13,498件（契約全体に占める割合9.3%）となっており、このうち随意契約（不落・不調随契及び企画随契を除く。）が95.9%を占めている。

図表1-10　公募の実施状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(単位：%)

契約区分	区分	一般競争契約	指名競争契約	競争契約(計)	不落・不調随契	企画随契	左の二つを除く随意契約	随意契約(計)	合計
公募を経た契約	件数(A)	113	56	169	279	103	12,947	13,329	13,498
		(0.8)	(0.4)	(1.3)	(2.1)	(0.8)	(95.9)	(98.7)	(100)
	支払金額(B)	5,980	344	6,325	1,375	912	123,320	125,609	131,934
		(4.5)	(0.3)	(4.8)	(1.0)	(0.7)	(93.5)	(95.2)	(100)
契約全体	件数(C)	53,328	20,079	73,407	3,767	17,454	51,155	72,376	145,783
	＜(A)/(C)＞	＜0.2＞	＜0.3＞	＜0.2＞	＜7.4＞	＜0.6＞	＜25.3＞	＜18.4＞	＜9.3＞
	支払金額(D)	686,793	252,425	939,219	34,318	163,507	1,107,091	1,304,917	2,244,137
	＜(B)/(D)＞	＜0.9＞	＜0.1＞	＜0.7＞	＜4.0＞	＜0.6＞	＜11.1＞	＜9.6＞	＜5.9＞

イ　契約種類別の契約方式の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象契約について契約種類別に契約方式の状況をみると、図表1-11のとおり、競争契約の割合の方が件数、支払金額共に随意契約よりも高い

のは、「工事（設計、調査等を含む。）」（件数72.0%、支払金額75.8%）、「物品等の購入」（件数78.8%、支払金額73.8%）であるが、このほか、「役務」、「物品等の製造」における競争契約の割合も件数では40%強を占めている。

また、総合評価方式は、「工事（設計、調査等を含む。）」における実施割合が件数、支払金額共に最も高い（件数26.6%、支払金額59.5%）ほか、「物品等の製造」（支払金額4.7%）や「役務」（同1.8%）においても実施されている。なお、総合評価方式の導入の要件とされている財務大臣との協議については、工事の請負（12年3月導入）と情報システムの調達（14年7月導入）に加えて、「役務」の中でも、調査、研究、広報について18年7月に財務大臣との包括協議が整い、個別の協議が不要となった。

一方、随意契約の割合は、契約の対象物が特定される場合が多い「用地取得・補償」を別にすれば、「物品等の賃借」（件数88.5%、支払金額98.4%）で高くなっており、この傾向は、企画競争等を経ない随意契約についてもほぼ同様となっている。

図表1-11　契約種類別の契約方式の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数割合(単位：%)
中段：平成18年度（12月まで）分の件数割合(単位：%)
下段：増減値(単位：%ポイント)

①件数

契約種類＼契約方式	一般競争契約	うち総合評価方式	指名競争契約	うち総合評価方式	競争契約(計)	うち総合評価方式	随意契約	うち企画競争等を経ない随意契約	合計
工事(設計、調査等を含む。)	34.1	24.8	37.9	1.8	72.0	26.6	28.0	5.5	100
	24.0	17.0	48.8	2.8	72.8	19.8	27.2	14.5	100
	(10.1)	(7.8)	(△ 10.9)	(△ 1.0)	(△ 0.8)	(6.8)	(0.8)	(△ 9.0)	
用地取得・補償	0.1	−	1.6	−	1.7	−	98.3	96.7	100
	0.1	−	5.7	−	5.8	−	94.2	92.2	100
	(0.0)	(−)	(△ 4.1)	(−)	(△ 4.1)	(−)	(4.1)	(4.5)	
物品等の購入	69.9	0.2	8.9	−	78.8	0.2	21.2	7.3	100
	58.4	0.2	11.6	−	69.9	0.2	30.1	22.4	100
	(11.5)	(0.0)	(△ 2.7)	(−)	(8.9)	(0.0)	(△ 8.9)	(△ 15.1)	
物品等の製造	39.8	1.7	1.3	−	41.1	1.7	58.9	21.5	100
	35.3	0.7	2.0	−	37.3	0.7	62.7	48.3	100
	(4.5)	(1.0)	(△ 0.7)	(−)	(3.8)	(1.0)	(△ 3.8)	(△ 26.8)	
物品等の賃借	11.3	0.7	0.2	0.0	11.5	0.7	88.5	85.8	100
	8.6	0.4	0.4	−	9.0	0.4	91.0	89.8	100
	(2.7)	(0.3)	(△ 0.2)	(0.0)	(2.5)	(0.3)	(△ 2.5)	(△ 4.0)	
役務	35.6	2.4	6.3	0.0	41.9	2.4	58.1	27.2	100
	23.3	0.2	6.0	0.0	29.2	0.2	70.8	56.8	100
	(12.3)	(2.2)	(0.3)	(0.0)	(12.7)	(2.2)	(△ 12.7)	(△ 29.6)	
合計	36.6	7.6	13.8	0.5	50.4	8.0	49.6	26.2	100
	26.3	4.6	17.1	0.7	43.4	5.3	56.6	45.2	100
	(10.3)	(3.0)	(△ 3.3)	(△ 0.2)	(7.0)	(2.7)	(△ 7.0)	(△ 19.0)	

上段：支払金額割合(単位：%)
中段：平成18年度（12月まで）分の支払金額割合(単位：%)
下段：増減値(単位：%ポイント)

②支払金額

契約方式 / 契約種類	一般競争契約	うち総合評価方式	指名競争契約	うち総合評価方式	競争契約(計)	うち総合評価方式	随意契約	うち企画競争等を経ない随意契約	合計
工事(設計、調査等を含む。)	64.0	58.2	11.8	1.3	75.8	59.5	24.2	15.1	100
	52.9	47.3	24.1	4.5	77.0	51.7	23.0	19.6	100
	(11.1)	(10.9)	(△ 12.3)	(△ 3.2)	(△ 1.2)	(7.8)	(1.2)	(△ 4.5)	
用地取得・補償	0.0	−	0.1	−	0.1	−	99.9	99.8	100
	0.0	−	0.3	−	0.3	−	99.7	99.5	100
	(0.0)	(−)	(△ 0.2)	(−)	(△ 0.2)	(−)	(0.2)	(0.3)	
物品等の購入	33.6	0.1	40.1	−	73.8	0.1	26.2	16.5	100
	23.6	0.1	34.8	−	58.3	0.1	41.7	34.9	100
	(10.0)	(0.0)	(5.3)	(−)	(15.5)	(0.0)	(△ 15.5)	(△ 18.4)	
物品等の製造	33.2	4.7	0.2	−	33.4	4.7	66.6	50.5	100
	35.6	9.8	0.5	−	36.1	9.8	63.9	60.4	100
	(△ 2.4)	(△ 5.1)	(△ 0.3)	(−)	(△ 2.7)	(△ 5.1)	(2.7)	(△ 9.9)	
物品等の賃借	1.6	0.3	0.0	0.0	1.6	0.4	98.4	96.4	100
	1.2	0.2	0.0	−	1.2	0.2	98.8	98.5	100
	(0.4)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.2)	(△ 0.4)	(△ 2.1)	
役務	17.7	1.8	4.1	−	21.8	1.8	78.2	49.8	100
	10.5	0.3	4.0	0.0	14.5	0.3	85.5	73.6	100
	(7.2)	(1.5)	(0.1)	(△ 0.0)	(7.3)	(1.5)	(△ 7.3)	(△ 23.8)	
合計	30.6	17.4	11.2	0.4	41.9	17.8	58.1	43.8	100
	23.9	14.5	13.8	1.3	37.7	15.9	62.3	56.2	100
	(6.7)	(2.9)	(△ 2.6)	(△ 0.9)	(4.2)	(1.9)	(△ 4.2)	(△ 12.4)	

契約種類別の契約方式の割合を前年度同期と比較すると、図表1-11及び1-12のとおり、「物品等の購入」、「役務」及び「物品等の賃借」においては、競争契約の割合が件数、支払金額共に増加し、特に「役務」では件数で12.7ポイント、「物品等の購入」では支払金額で15.5ポイントそれぞれ増加している。これは、これらの契約種類について、競争契約への移行が可能なものが相対的に多かったため、各府省等が重点的に移行したことによると考えられる。

一方、企画競争等を経ない随意契約の割合は、「用地取得・補償」を除くと、いずれの契約種類でも減少している。特に大きく減少しているのは、件数では「役務」の29.6ポイント、「物品等の製造」の26.8ポイント、支払金額では「役務」の23.8ポイント、「物品等の購入」の18.4ポイントとなっている。

図表1-12　契約種類別の契約方式の変化（件数ベース）

（単位：%）

工事
（設計、調査等を含む。）

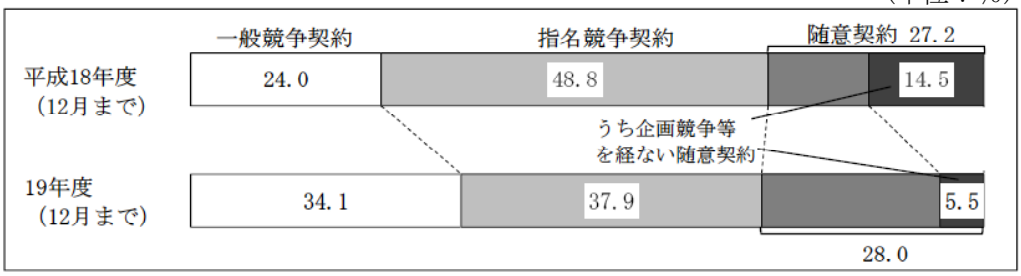

用地取得・補償

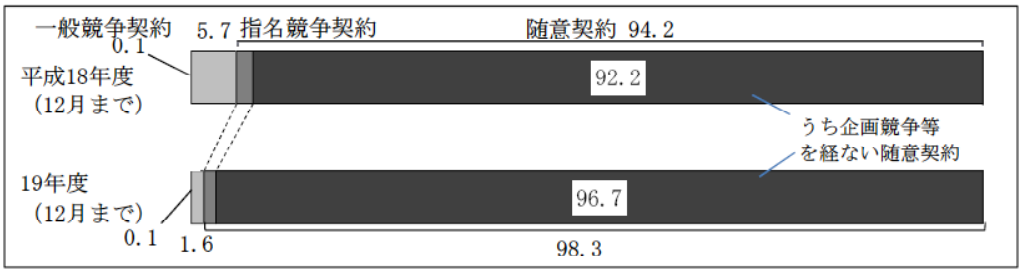

物品等の購入

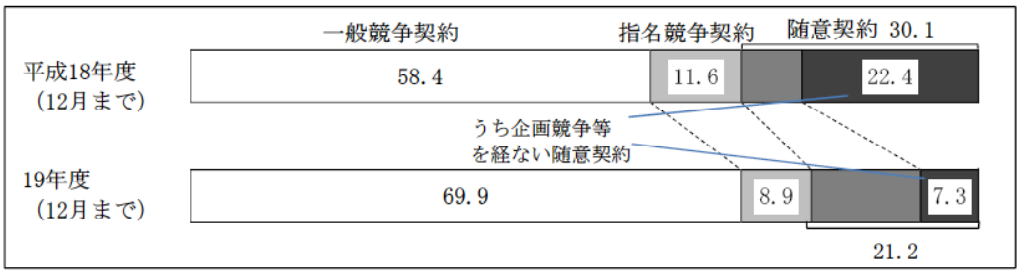

物品等の製造

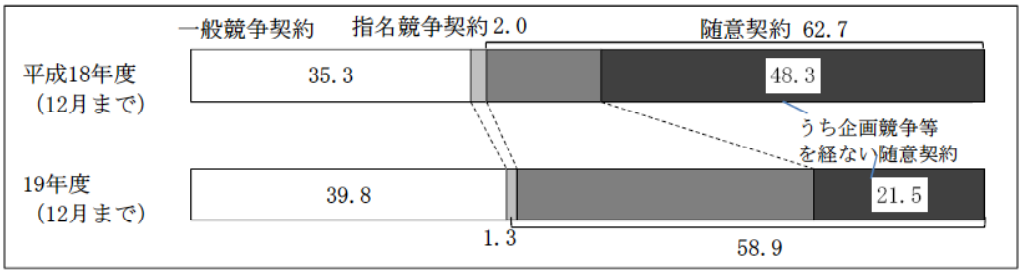

物品等の賃借

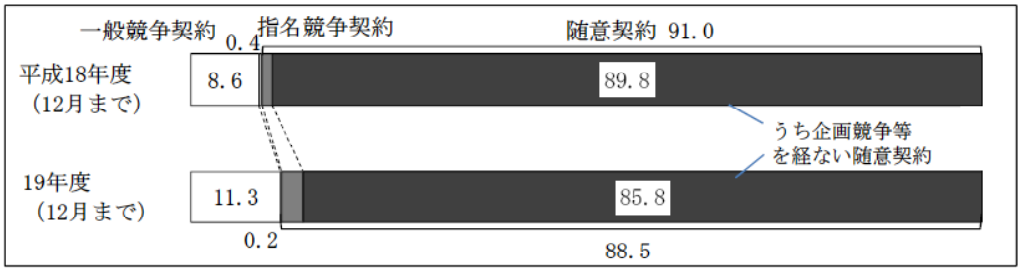

役務

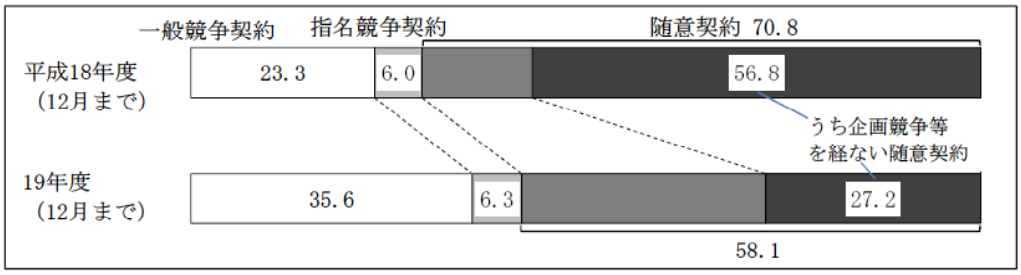

ウ　府省等別の契約方式の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象契約について府省等別に契約方式の状況をみると、図表1-13及び1-14のとおり、随意契約より競争契約の割合の方が高いのは、件数では農林水産省、財務省、会計検査院、法務省、裁判所、国土交通省（計6府省等）、支払金額では農林水産省、国土交通省、裁判所、法務省（計4府省等）となっており、前年度同期（巻末別表5参照）に比べて、件数で4府省等、支払金額で2府省等がそれぞれ増加している。

一方、随意契約の割合が90％以上となっているのは、件数では文部科学省、支払金額では文部科学省及び経済産業省であり、これは、競争的資金や調査研究に係る契約が多いこと、教育委員会等が採用した教科書の購入契約が多いことなどが要因になっていると考えられる。

また、企画競争等を経ない随意契約の割合が、件数、支払金額共に50％以上を占めているのは、内閣及び国会（計2府省等）となっており、前年度同期（巻末別表5参照）に比べて4府省等減少している。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表5参照）

図表1-13　府省等別の契約方式の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(単位：%)

府省等＼契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		うち企画競争等を経ない随意契約		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣	**122**	**1,357**	**－**	**－**	**122**	**1,357**	**281**	**9,617**	**219**	**8,585**	**403**	**10,975**
	(30.3)	**(12.4)**			**(30.3)**	**(12.4)**	**(69.7)**	**(87.6)**	**(54.3)**	**(78.2)**	**(100)**	**(100)**
内閣官房	76	1,237	－	－	76	1,237	178	9,173	154	8,246	254	10,410
	(29.9)	(11.9)			(29.9)	(11.9)	(70.1)	(88.1)	(60.6)	(79.2)	(100)	(100)
内閣法制局	11	31	－	－	11	31	9	36	2	24	20	68
	(55.0)	(46.7)			(55.0)	(46.7)	(45.0)	(53.3)	(10.0)	(35.4)	(100)	(100)
人事院	35	88	－	－	35	88	94	407	63	314	129	496
	(27.1)	(17.9)			(27.1)	(17.9)	(72.9)	(82.1)	(48.8)	(63.3)	(100)	(100)
内閣府	**1,934**	**18,830**	**455**	**2,227**	**2,389**	**21,057**	**2,787**	**37,533**	**2,067**	**31,800**	**5,176**	**58,591**
	(37.4)	**(32.1)**	**(8.8)**	**(3.8)**	**(46.2)**	**(35.9)**	**(53.8)**	**(64.1)**	**(39.9)**	**(54.3)**	**(100)**	**(100)**
内閣本府	859	13,657	218	864	1,077	14,522	1,124	22,604	623	19,488	2,201	37,126
	(39.0)	(36.8)	(9.9)	(2.3)	(48.9)	(39.1)	(51.1)	(60.9)	(28.3)	(52.5)	(100)	(100)
宮内庁	36	44	156	603	192	647	163	1,148	148	1,097	355	1,796
	(10.1)	(2.5)	(43.9)	(33.6)	(54.1)	(36.1)	(45.9)	(63.9)	(41.7)	(61.1)	(100)	(100)
公正取引委員会	45	85	－	－	45	85	26	122	19	121	71	208
	(63.4)	(41.1)			(63.4)	(41.1)	(36.6)	(58.9)	(26.8)	(58.2)	(100)	(100)
警察庁	925	4,388	81	759	1,006	5,147	1,332	11,865	1,205	9,995	2,338	17,013
	(39.6)	(25.8)	(3.5)	(4.5)	(43.0)	(30.3)	(57.0)	(69.7)	(51.5)	(58.8)	(100)	(100)
金融庁	69	654	－	－	69	654	142	1,791	72	1,097	211	2,446
	(32.7)	(26.8)			(32.7)	(26.8)	(67.3)	(73.2)	(34.1)	(44.9)	(100)	(100)
総務省	**840**	**3,674**	**－**	**－**	**840**	**3,674**	**1,012**	**11,039**	**376**	**5,941**	**1,852**	**14,714**
	(45.4)	**(25.0)**			**(45.4)**	**(25.0)**	**(54.6)**	**(75.0)**	**(20.3)**	**(40.4)**	**(100)**	**(100)**
総務本省	755	3,477	－	－	755	3,477	920	10,636	355	5,899	1,675	14,114
	(45.1)	(24.6)			(45.1)	(24.6)	(54.9)	(75.4)	(21.2)	(41.8)	(100)	(100)
公害等調整委員会	3	5	－	－	3	5	3	3	1	2	6	8
	(50.0)	(62.2)			(50.0)	(62.2)	(50.0)	(37.8)	(16.7)	(33.3)	(100)	(100)
消防庁	82	192	－	－	82	192	89	399	20	39	171	592
	(48.0)	(32.5)			(48.0)	(32.5)	(52.0)	(67.5)	(11.7)	(6.6)	(100)	(100)
法務省	**3,490**	**32,504**	**322**	**1,604**	**3,812**	**34,109**	**2,705**	**30,472**	**2,463**	**27,850**	**6,517**	**64,581**
	(53.6)	**(50.3)**	**(4.9)**	**(2.5)**	**(58.5)**	**(52.8)**	**(41.5)**	**(47.2)**	**(37.8)**	**(43.1)**	**(100)**	**(100)**
法務本省	3,444	32,433	322	1,604	3,766	34,038	2,648	30,254	2,409	27,641	6,414	64,293
	(53.7)	(50.4)	(5.0)	(2.5)	(58.7)	(52.9)	(41.3)	(47.1)	(37.6)	(43.0)	(100)	(100)
公安調査庁	46	70	－	－	46	70	57	217	54	209	103	288
	(44.7)	(24.5)			(44.7)	(24.5)	(55.3)	(75.5)	(52.4)	(72.6)	(100)	(100)
外務省	**173**	**979**	**6**	**46**	**179**	**1,025**	**464**	**6,473**	**303**	**5,791**	**643**	**7,498**
	(26.9)	**(13.1)**	**(0.9)**	**(0.6)**	**(27.8)**	**(13.7)**	**(72.2)**	**(86.3)**	**(47.1)**	**(77.2)**	**(100)**	**(100)**
財務省	**4,819**	**27,114**	**－**	**－**	**4,819**	**27,114**	**2,539**	**74,574**	**1,634**	**67,866**	**7,358**	**101,688**
	(65.5)	**(26.7)**			**(65.5)**	**(26.7)**	**(34.5)**	**(73.3)**	**(22.2)**	**(66.7)**	**(100)**	**(100)**
財務本省	1,913	11,257	－	－	1,913	11,257	1,252	44,763	962	41,170	3,165	56,021
	(60.4)	(20.1)			(60.4)	(20.1)	(39.6)	(79.9)	(30.4)	(73.5)	(100)	(100)
国税庁	2,906	15,857	－	－	2,906	15,857	1,287	29,810	672	26,696	4,193	45,667
	(69.3)	(34.7)			(69.3)	(34.7)	(30.7)	(65.3)	(16.0)	(58.5)	(100)	(100)
文部科学省	**452**	**3,982**	**－**	**－**	**452**	**3,982**	**4,840**	**80,178**	**584**	**42,485**	**5,292**	**84,161**
	(8.5)	**(4.7)**			**(8.5)**	**(4.7)**	**(91.5)**	**(95.3)**	**(11.0)**	**(50.5)**	**(100)**	**(100)**
文部科学本省	412	3,801	－	－	412	3,801	3,784	78,039	543	42,343	4,196	81,841
	(9.8)	(4.6)			(9.8)	(4.6)	(90.2)	(95.4)	(12.9)	(51.7)	(100)	(100)
文化庁	40	181	－	－	40	181	1,056	2,139	41	142	1,096	2,320
	(3.6)	(7.8)			(3.6)	(7.8)	(96.4)	(92.2)	(3.7)	(6.2)	(100)	(100)
厚生労働省	**4,753**	**37,329**	**264**	**4,613**	**5,017**	**41,943**	**8,692**	**232,009**	**5,841**	**176,294**	**13,709**	**273,952**
	(34.7)	**(13.6)**	**(1.9)**	**(1.7)**	**(36.6)**	**(15.3)**	**(63.4)**	**(84.7)**	**(42.6)**	**(64.4)**	**(100)**	**(100)**
厚生労働本省	3,253	27,880	264	4,613	3,517	32,494	5,336	95,747	3,896	64,693	8,853	128,242
	(36.7)	(21.7)	(3.0)	(3.6)	(39.7)	(25.3)	(60.3)	(74.7)	(44.0)	(50.4)	(100)	(100)
中央労働委員会	7	23	－	－	7	23	10	32	9	29	17	55
	(41.2)	(41.3)			(41.2)	(41.3)	(58.8)	(58.7)	(52.9)	(52.6)	(100)	(100)
社会保険庁	1,493	9,425	－	－	1,493	9,425	3,346	136,228	1,936	111,572	4,839	145,654
	(30.9)	(6.5)			(30.9)	(6.5)	(69.1)	(93.5)	(40.0)	(76.6)	(100)	(100)

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(単位：%)

府省等＼契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		うち企画競争等を経ない随意契約		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
農林水産省	**3,992**	**44,532**	**4,798**	**173,964**	**8,790**	**218,497**	**4,079**	**77,245**	**2,460**	**35,576**	**12,869**	**295,742**
	(31.0)	**(15.1)**	**(37.3)**	**(58.8)**	**(68.3)**	**(73.9)**	**(31.7)**	**(26.1)**	**(19.1)**	**(12.0)**	**(100)**	**(100)**
農林水産本省	1,634	30,955	2,237	149,749	3,871	180,705	3,163	64,609	2,062	33,795	7,034	245,314
	(23.2)	(12.6)	(31.8)	(61.0)	(55.0)	(73.7)	(45.0)	(26.3)	(29.3)	(13.8)	(100)	(100)
林野庁	2,174	11,003	2,561	24,215	4,735	35,219	685	3,523	370	1,628	5,420	38,743
	(40.1)	(28.4)	(47.3)	(62.5)	(87.4)	(90.9)	(12.6)	(9.1)	(6.8)	(4.2)	(100)	(100)
水産庁	184	2,573	−	−	184	2,573	231	9,111	28	152	415	11,684
	(44.3)	(22.0)			(44.3)	(22.0)	(55.7)	(78.0)	(6.7)	(1.3)	(100)	(100)
経済産業省	**1,548**	**7,418**	**2**	**1**	**1,550**	**7,419**	**1,783**	**98,597**	**634**	**60,404**	**3,333**	**106,017**
	(46.4)	**(7.0)**	**(0.1)**	**(0.0)**	**(46.5)**	**(7.0)**	**(53.5)**	**(93.0)**	**(19.0)**	**(57.0)**	**(100)**	**(100)**
経済産業本省	985	1,829	2	1	987	1,831	1,405	17,981	417	11,625	2,392	19,812
	(41.2)	(9.2)	(0.1)	(0.0)	(41.3)	(9.2)	(58.7)	(90.8)	(17.4)	(58.7)	(100)	(100)
資源エネルギー庁	302	2,835	−	−	302	2,835	163	54,880	82	40,546	465	57,715
	(64.9)	(4.9)			(64.9)	(4.9)	(35.1)	(95.1)	(17.6)	(70.3)	(100)	(100)
特許庁	184	2,644	−	−	184	2,644	179	25,440	123	8,180	363	28,084
	(50.7)	(9.4)			(50.7)	(9.4)	(49.3)	(90.6)	(33.9)	(29.1)	(100)	(100)
中小企業庁	77	109	−	−	77	109	36	294	12	51	113	404
	(68.1)	(27.1)			(68.1)	(27.1)	(31.9)	(72.9)	(10.6)	(12.6)	(100)	(100)
国土交通省	**19,293**	**409,995**	**12,201**	**61,134**	**31,494**	**471,130**	**24,558**	**402,382**	**13,826**	**315,457**	**56,052**	**873,512**
	(34.4)	**(46.9)**	**(21.8)**	**(7.0)**	**(56.2)**	**(53.9)**	**(43.8)**	**(46.1)**	**(24.7)**	**(36.1)**	**(100)**	**(100)**
国土交通本省	17,344	392,824	12,201	61,134	29,545	453,959	22,927	383,766	12,403	297,639	52,472	837,726
	(33.1)	(46.9)	(23.3)	(7.3)	(56.3)	(54.2)	(43.7)	(45.8)	(23.6)	(35.5)	(100)	(100)
気象庁	404	2,598	−	−	404	2,598	630	6,005	449	5,431	1,034	8,604
	(39.1)	(30.2)			(39.1)	(30.2)	(60.9)	(69.8)	(43.4)	(63.1)	(100)	(100)
海上保安庁	1,543	14,566	−	−	1,543	14,566	998	12,604	971	12,379	2,541	27,171
	(60.7)	(53.6)			(60.7)	(53.6)	(39.3)	(46.4)	(38.2)	(45.6)	(100)	(100)
海難審判庁	2	5	−	−	2	5	3	6	3	6	5	11
	(40.0)	(44.9)			(40.0)	(44.9)	(60.0)	(55.1)	(60.0)	(55.1)	(100)	(100)
環境省	**641**	**1,190**	**110**	**180**	**751**	**1,371**	**1,218**	**5,925**	**578**	**4,147**	**1,969**	**7,296**
	(32.6)	**(16.3)**	**(5.6)**	**(2.5)**	**(38.1)**	**(18.8)**	**(61.9)**	**(81.2)**	**(29.4)**	**(56.8)**	**(100)**	**(100)**
防衛省	**9,891**	**90,780**	**1,790**	**7,450**	**11,681**	**98,230**	**15,960**	**223,021**	**5,913**	**187,313**	**27,641**	**321,252**
	(35.8)	**(28.3)**	**(6.5)**	**(2.3)**	**(42.3)**	**(30.6)**	**(57.7)**	**(69.4)**	**(21.4)**	**(58.3)**	**(100)**	**(100)**
国会	**199**	**1,627**	**37**	**231**	**236**	**1,858**	**487**	**7,958**	**461**	**7,631**	**723**	**9,817**
	(27.5)	**(16.6)**	**(5.1)**	**(2.4)**	**(32.6)**	**(18.9)**	**(67.4)**	**(81.1)**	**(63.8)**	**(77.7)**	**(100)**	**(100)**
衆議院	74	410	−	−	74	410	124	2,412	117	2,352	198	2,822
	(37.4)	(14.5)			(37.4)	(14.5)	(62.6)	(85.5)	(59.1)	(83.4)	(100)	(100)
参議院	43	159	35	224	78	384	166	2,186	155	1,953	244	2,570
	(17.6)	(6.2)	(14.3)	(8.8)	(32.0)	(15.0)	(68.0)	(85.0)	(63.5)	(76.0)	(100)	(100)
国立国会図書館	82	1,057	2	6	84	1,064	197	3,360	189	3,325	281	4,424
	(29.2)	(23.9)	(0.7)	(0.2)	(29.9)	(24.1)	(70.1)	(75.9)	(67.3)	(75.2)	(100)	(100)
裁判所	**1,100**	**4,920**	**94**	**969**	**1,194**	**5,889**	**918**	**5,102**	**800**	**3,839**	**2,112**	**10,992**
	(52.1)	**(44.8)**	**(4.5)**	**(8.8)**	**(56.5)**	**(53.6)**	**(43.5)**	**(46.4)**	**(37.9)**	**(34.9)**	**(100)**	**(100)**
会計検査院	**81**	**555**	**−**	**−**	**81**	**555**	**53**	**2,785**	**49**	**2,783**	**134**	**3,340**
	(60.4)	**(16.6)**			**(60.4)**	**(16.6)**	**(39.6)**	**(83.4)**	**(36.6)**	**(83.3)**	**(100)**	**(100)**
合計	53,328	686,793	20,079	252,425	73,407	939,219	72,376	1,304,917	38,208	983,771	145,783	2,244,137

(注) 各欄の(　)書きは、各府省等ごとの合計に対する割合である。

図表1-14　府省等別の随意契約の割合（平成19年度（12月まで））

①件数割合

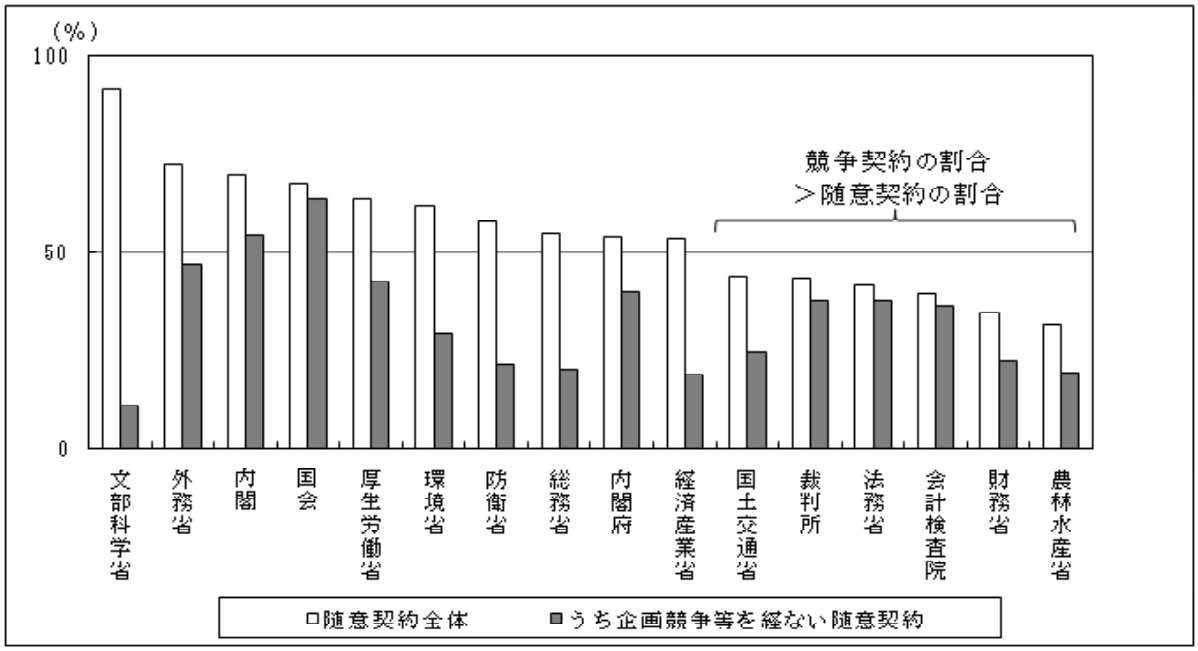

②支払金額割合

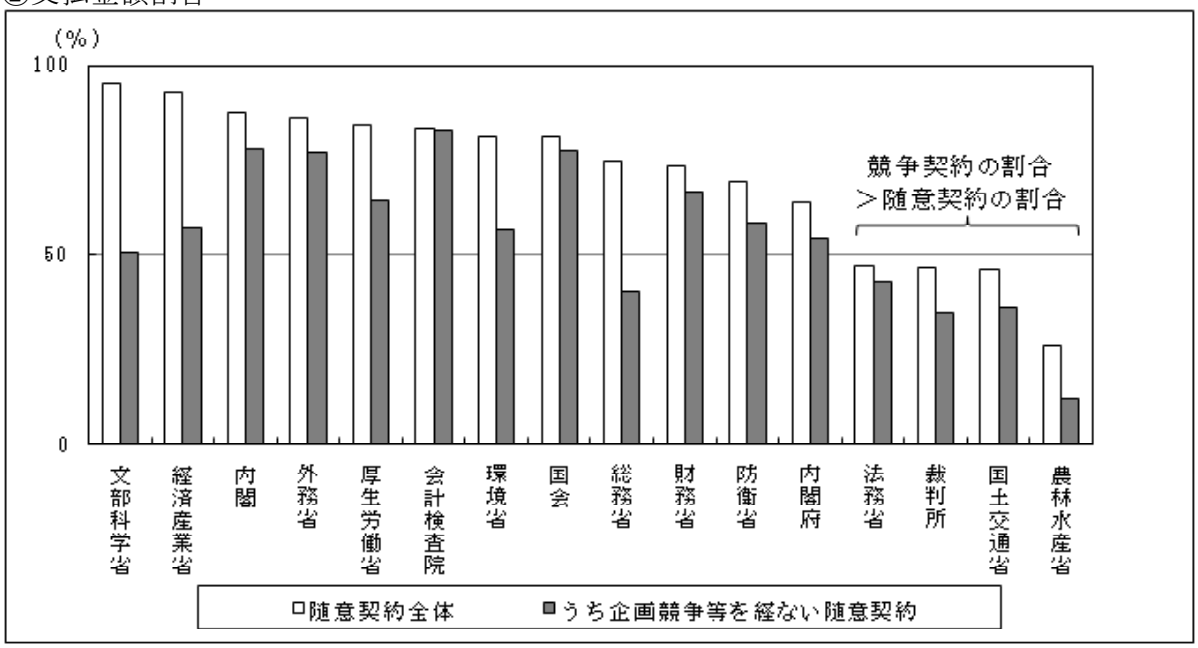

府省等別の契約方式の割合を前年度同期と比較すると、図表1-15のとおり、件数ではすべての府省等で競争契約の割合が上昇しており、特に大きく増加しているのは、経済産業省（37.3ポイント）、農林水産省（22.2ポイント）となっている。支払金額では、内閣府、環境省、国会、厚生労働省及び国土交通省を除く府省等で競

争契約の割合が上昇しており、法務省（29.1ポイント）では、各種役務に係る契約を中心に競争契約への移行が行われたことにより特に大きく増加している。一方、件数で増加割合が小さいのは、国土交通省（1.9ポイント）、文部科学省（3.7ポイント）、国会（3.8ポイント）であり、支払金額で減少しているのは、内閣府（△7.3ポイント）、環境省（△5.8ポイント）等である。

また、企画競争等を経ない随意契約の割合が特に大きく減少しているのは、件数で、防衛省（△33.9ポイント）、農林水産省（△27.4ポイント）、厚生労働省（△23.1ポイント）、支払金額で、総務省（△34.8ポイント）、法務省（△32.0ポイント）、防衛省（△20.8ポイント）となっている。一方、件数で減少割合が小さいのは、国会（△4.6ポイント）、内閣府（△7.2ポイント）であり、支払金額で増加しているのは、内閣府（0.7ポイント）である。

図表1-15　府省等別の契約方式の変化（増減値）

①増減値

（単位：％ポイント）

区分 / 府省等	件数					支払金額				
	一般競争契約の割合の増減値	指名競争契約の割合の増減値	競争契約（計）の割合の増減値	随意契約の割合の増減値	うち企画競争等を経ない随意契約	一般競争契約の割合の増減値	指名競争契約の割合の増減値	競争契約（計）の割合の増減値	随意契約の割合の増減値	うち企画競争等を経ない随意契約
内閣	**8.5**	**－**	**8.5**	**△ 8.5**	**△ 19.9**	**9.3**	**－**	**9.3**	**△ 9.3**	**△ 18.3**
内閣官房	7.7	－	7.7	△ 7.7	△ 12.6	9.3	－	9.3	△ 9.3	△ 17.8
内閣法制局	42.5	－	42.5	△ 42.5	△ 77.5	39.7	－	39.7	△ 39.7	△ 57.6
人事院	5.1	－	5.1	△ 5.1	△ 26.0	5.8	－	5.8	△ 5.8	△ 22.9
内閣府	**7.7**	**△ 2.5**	**5.2**	**△ 5.2**	**△ 7.2**	**△ 4.4**	**△ 2.9**	**△ 7.3**	**7.3**	**0.7**
内閣本府	17.0	△ 3.7	13.3	△ 13.3	△ 15.6	0.5	△ 5.1	△ 4.6	4.6	0.6
宮内庁	5.9	△ 2.8	3.2	△ 3.2	△ 5.9	1.7	5.1	6.8	△ 6.8	△ 9.1
公正取引委員会	25.7	－	25.7	△ 25.7	△ 33.6	2.9	－	2.9	△ 2.9	△ 3.6
警察庁	△ 1.7	△ 1.3	△ 3.2	3.2	2.9	△ 17.2	0.4	△ 16.8	16.8	7.7
金融庁	8.4	－	8.4	△ 8.4	△ 31.7	17.5	－	17.5	△ 17.5	△ 42.7
総務省	**11.2**	**－**	**11.2**	**△ 11.2**	**△ 14.9**	**9.4**	**－**	**9.4**	**△ 9.4**	**△ 34.8**
総務本省	10.0	－	10.0	△ 10.0	△ 12.8	8.9	－	8.9	△ 8.9	△ 34.0
公害等調整委員会	△ 25.0	－	△ 25.0	25.0	△ 8.3	△ 33.7	－	△ 33.7	33.7	29.2
消防庁	21.1	－	21.1	△ 21.1	△ 32.5	21.5	－	21.5	△ 21.5	△ 45.4
法務省	**17.4**	**1.7**	**19.0**	**△ 19.0**	**△ 19.4**	**29.3**	**△ 0.2**	**29.1**	**△ 29.1**	**△ 32.0**
法務本省	17.6	1.7	19.3	△ 19.3	△ 19.6	29.4	△ 0.2	29.2	△ 29.2	△ 32.1
公安調査庁	4.2	－	4.2	△ 4.2	△ 4.4	0.2	－	0.2	△ 0.2	△ 0.1
外務省	**11.4**	**0.1**	**11.5**	**△ 11.5**	**△ 20.3**	**0.1**	**△ 0.2**	**0.0**	**0.0**	**△ 3.6**
財務省	**7.8**	**－**	**7.8**	**△ 7.8**	**△ 14.3**	**2.7**	**－**	**2.7**	**△ 2.7**	**△ 5.4**
財務本省	10.2	－	10.2	△ 10.2	△ 14.5	4.4	－	4.4	△ 4.4	△ 6.9
国税庁	5.6	－	5.6	△ 5.6	△ 13.9	2.7	－	2.7	△ 2.7	△ 5.7
文部科学省	**3.8**	**△ 0.1**	**3.7**	**△ 3.7**	**△ 13.6**	**2.0**	**△ 0.1**	**2.0**	**△ 2.0**	**△ 2.4**
文部科学本省	3.9	△ 0.1	3.8	△ 3.8	△ 16.6	1.8	△ 0.1	1.7	△ 1.7	△ 4.2
文化庁	2.4	－	2.4	△ 2.4	△ 6.6	7.2	－	7.2	△ 7.2	△ 8.7
厚生労働省	**6.6**	**△ 1.8**	**4.9**	**△ 4.9**	**△ 23.1**	**2.7**	**△ 3.1**	**△ 0.4**	**0.4**	**△ 18.9**
厚生労働本省	9.2	△ 2.7	6.5	△ 6.5	△ 20.0	4.0	△ 7.9	△ 3.9	3.9	△ 19.6
中央労働委員会	22.2	－	22.2	△ 22.2	△ 28.1	9.3	－	9.3	△ 9.3	△ 15.4
社会保険庁	1.8	△ 0.2	1.6	△ 1.6	△ 28.4	0.4	0.0	0.4	△ 0.4	△ 16.2
農林水産省	**20.1**	**2.1**	**22.2**	**△ 22.2**	**△ 27.4**	**3.0**	**8.7**	**11.7**	**△ 11.7**	**△ 16.8**
農林水産本省	12.3	△ 3.6	8.8	△ 8.8	△ 15.2	△ 1.3	9.8	8.6	△ 8.6	△ 12.1
林野庁	31.3	10.1	41.3	△ 41.3	△ 43.8	25.4	4.9	30.4	△ 30.4	△ 32.4
水産庁	1.4	△ 0.8	0.5	△ 0.5	△ 14.1	3.3	0.0	3.3	△ 3.3	△ 47.3
経済産業省	**37.2**	**0.0**	**37.3**	**△ 37.3**	**△ 14.4**	**5.7**	**0.0**	**5.7**	**△ 5.7**	**△ 19.1**
経済産業本省	32.7	0.0	32.7	△ 32.7	△ 11.3	1.7	0.0	1.7	△ 1.7	10.6
資源エネルギー庁	61.0	－	61.0	△ 61.0	△ 10.0	4.8	－	4.8	△ 4.8	△ 23.2
特許庁	36.3	－	36.3	△ 36.3	△ 34.8	8.6	－	8.6	△ 8.6	△ 21.8
中小企業庁	44.0	－	44.0	△ 44.0	△ 10.8	23.0	－	23.0	△ 23.0	△ 83.1
国土交通省	**8.5**	**△ 6.7**	**1.9**	**△ 1.9**	**△ 11.4**	**6.6**	**△ 7.0**	**△ 0.4**	**0.4**	**△ 7.1**
国土交通本省	8.7	△ 7.1	1.5	△ 1.5	△ 11.3	6.7	△ 7.3	△ 0.6	0.6	△ 7.0
気象庁	6.9	－	6.9	△ 6.9	△ 23.6	8.9	－	8.9	△ 8.9	△ 15.4
海上保安庁	7.3	－	7.3	△ 7.3	△ 8.3	5.8	－	5.8	△ 5.8	△ 6.6
海難審判庁	△ 31.4	－	△ 31.4	31.4	31.4	△ 47.4	－	△ 47.4	47.4	47.4
環境省	**8.7**	**△ 1.3**	**7.4**	**△ 7.4**	**△ 20.4**	**△ 3.4**	**△ 2.4**	**△ 5.8**	**5.8**	**△ 11.0**
防衛省	**8.8**	**△ 1.0**	**7.8**	**△ 7.8**	**△ 33.9**	**17.7**	**△ 4.4**	**13.3**	**△ 13.3**	**△ 20.8**
国会	**4.5**	**△ 0.7**	**3.8**	**△ 3.8**	**△ 4.6**	**△ 2.2**	**0.1**	**△ 2.2**	**2.2**	**△ 0.5**
衆議院	11.9	△ 3.6	8.3	△ 8.3	△ 9.5	1.7	△ 4.0	△ 2.3	2.3	1.3
参議院	10.7	△ 3.8	7.0	△ 7.0	△ 7.8	3.7	4.7	8.5	△ 8.5	△ 16.2
国立国会図書館	△ 0.7	0.0	△ 0.6	0.6	0.5	△ 8.1	0.0	△ 8.0	8.0	7.4
裁判所	**9.8**	**△ 0.9**	**8.9**	**△ 8.9**	**△ 10.3**	**13.6**	**△ 9.1**	**4.6**	**△ 4.6**	**△ 10.8**
会計検査院	**12.8**	**－**	**12.8**	**△ 12.8**	**△ 12.9**	**10.9**	**－**	**10.9**	**△ 10.9**	**△ 10.5**
合計	10.3	△ 3.3	7.0	△ 7.0	△ 19.0	6.7	△ 2.6	4.2	△ 4.2	△ 12.4

②競争契約の割合の増減値

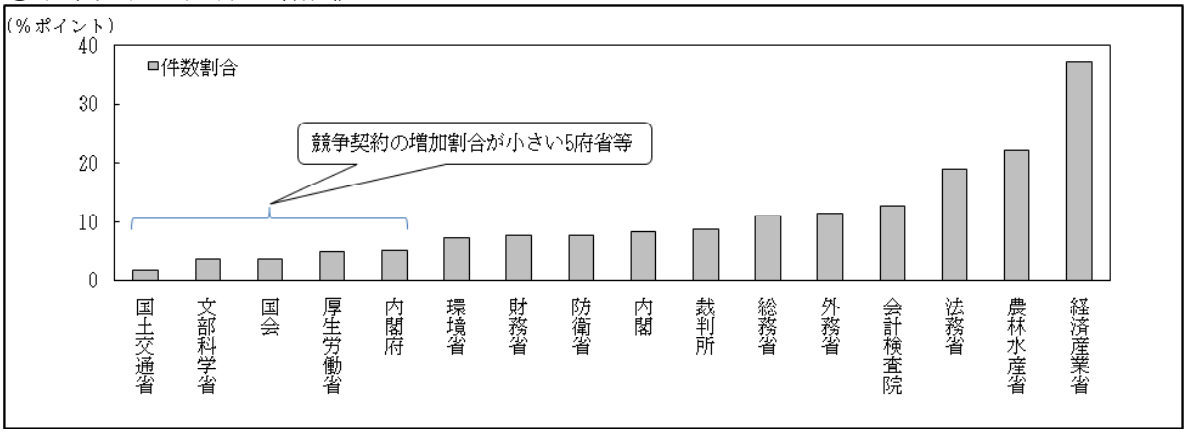

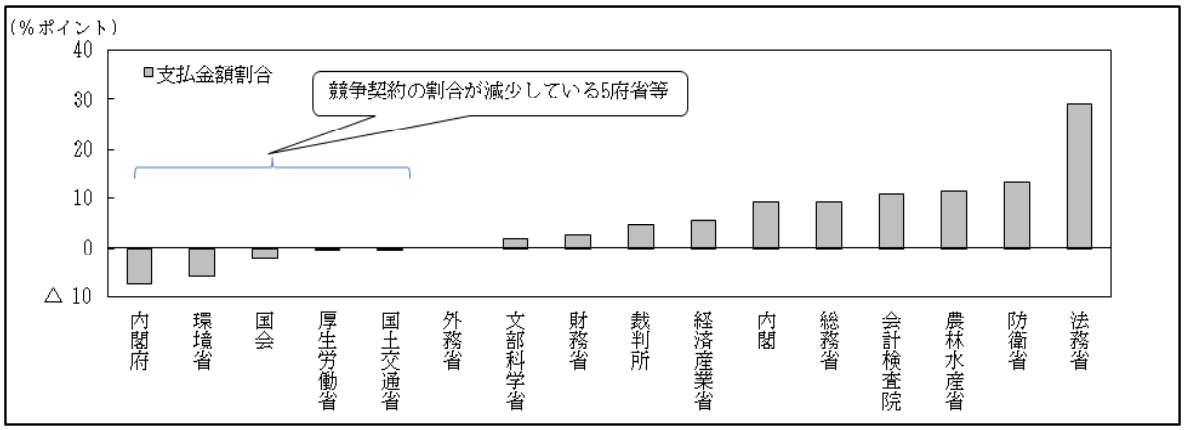

＜競争契約の増加割合が小さい
5府省等（件数割合）＞

（単位：％ポイント）

府省等名	増減値
国土交通省	1.9
文部科学省	3.7
国会	3.8
厚生労働省	4.9
内閣府	5.2

＜競争契約の割合が減少している
5府省等（支払金額割合）＞

（単位：％ポイント）

府省等名	増減値
内閣府	△ 7.3
環境省	△ 5.8
国会	△ 2.2
厚生労働省	△ 0.4
国土交通省	△ 0.4

③企画競争等を経ない随意契約の割合の増減値

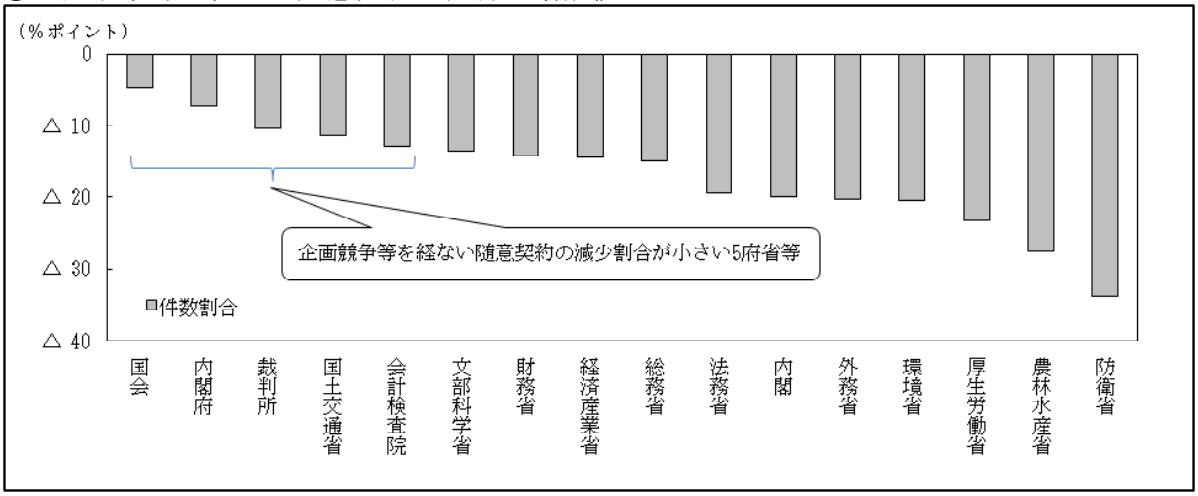

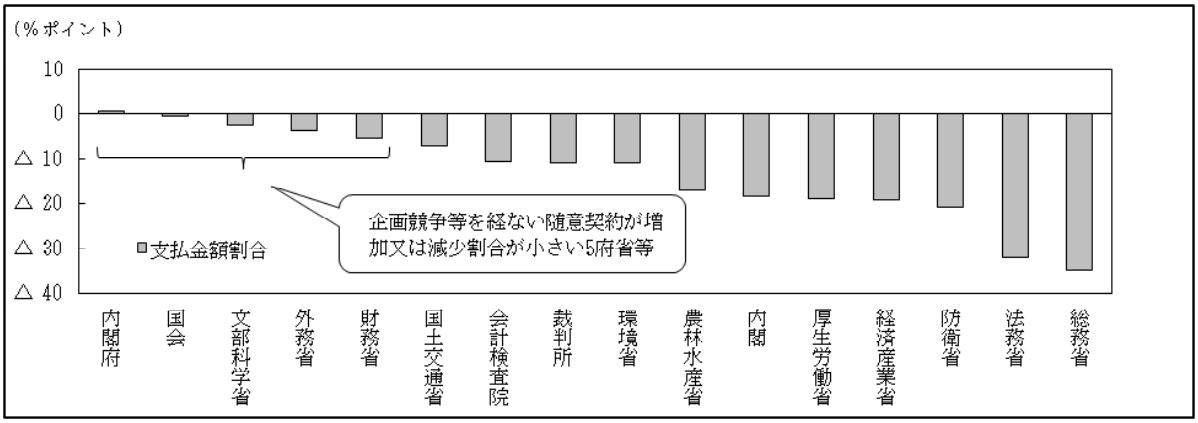

＜企画競争等を経ない随意契約の減少割合が小さい5府省等（件数割合）＞

（単位：％ポイント）

府省等名	増減値
国会	△ 4.6
内閣府	△ 7.2
裁判所	△ 10.3
国土交通省	△ 11.4
会計検査院	△ 12.9

＜企画競争等を経ない随意契約が増加又は減少割合が小さい5府省等（支払金額割合）＞

（単位：％ポイント）

府省等名	増減値
内閣府	0.7
国会	△ 0.5
文部科学省	△ 2.4
外務省	△ 3.6
財務省	△ 5.4

エ　契約相手方別の契約方式の状況及びその変化

19年度（12月まで）の対象契約について契約相手方別に契約方式の状況をみると、図表1-16のとおり、「民間企業」では競争契約の割合は件数、支払金額それぞれ61.9％、59.6％となっている。

一方、「公益法人」が契約相手方である場合の競争契約の割合は、件数で27.3％（「民間企業」との差34.6ポイント）、支払金額で14.6％（同45.0ポイント）となっていて、「民間企業」の場合と比べて、依然として低い状況となっている。これ

は「公益法人」を契約相手方とする契約のうち約70%が、随意契約の割合が比較的高い役務であり、残りのほとんど（約25%）を占める工事に係る検討、調査、設計等も随意契約の割合がかなり高いことによるものと考えられる。

図表1-16　契約相手方別の契約方式の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数割合(単位：%)
中段：平成18年度（12月まで）分の件数割合(単位：%)
下段：増減値(単位：%ポイント)

①件数

契約相手方＼契約方式	一般競争契約	うち総合評価方式	指名競争契約	うち総合評価方式	競争契約(計)	うち総合評価方式	随意契約	うち企画競争等を経ない随意契約	合計
民間企業	**45.0**	**9.4**	**16.9**	**0.6**	**61.9**	**10.0**	**38.1**	**19.8**	**100**
	33.2	6.1	21.9	1.0	55.1	7.0	44.9	34.7	100
	(11.8)	(3.3)	(△ 5.0)	(△ 0.4)	(6.8)	(3.0)	(△ 6.8)	(△ 14.9)	
公益法人	**24.7**	**4.3**	**2.6**	**0.0**	**27.3**	**4.3**	**72.7**	**14.9**	**100**
	10.4	0.0	3.5	0.0	13.9	0.1	86.1	67.4	100
	(14.3)	(4.3)	(△ 0.9)	(0.0)	(13.4)	(4.2)	(△ 13.4)	(△ 52.5)	
うち所管公益法人	**25.8**	**5.4**	**2.6**	**0.0**	**28.4**	**5.4**	**71.6**	**11.9**	**100**
	11.0	0.1	3.5	-	14.5	0.1	85.5	67.5	100
	(14.8)	(5.3)	(△ 0.9)	(0.0)	(13.9)	(5.3)	(△ 13.9)	(△ 55.6)	
独立行政法人等	**5.3**	**2.8**	**0.1**	**0.0**	**5.4**	**2.8**	**94.6**	**62.0**	**100**
	1.3	0.0	0.1	-	1.4	0.0	98.6	80.9	100
	(4.0)	(2.8)	(0.0)	(0.0)	(4.0)	(2.8)	(△ 4.0)	(△ 18.9)	
その他	**3.8**	**0.3**	**5.5**	**-**	**9.3**	**0.3**	**90.7**	**60.4**	**100**
	2.1	0.0	1.5	-	3.6	0.0	96.4	83.6	100
	(1.7)	(0.3)	(4.0)	(-)	(5.7)	(0.3)	(△ 5.7)	(△ 23.2)	
合計	**36.6**	**7.6**	**13.8**	**0.5**	**50.4**	**8.0**	**49.6**	**26.2**	**100**
	26.3	4.6	17.1	0.7	43.4	5.3	56.6	45.2	100
	(10.3)	(3.0)	(△ 3.3)	(△ 0.2)	(7.0)	(2.7)	(△ 7.0)	(△ 19.0)	

上段：支払金額割合(単位：%)
中段：平成18年度（12月まで）分の支払金額割合(単位：%)
下段：増減値(単位：%ポイント)

②支払金額

契約相手方＼契約方式	一般競争契約	うち総合評価方式	指名競争契約	うち総合評価方式	競争契約(計)	うち総合評価方式	随意契約	うち企画競争等を経ない随意契約	合計
民間企業	**43.5**	**25.7**	**16.2**	**0.6**	**59.6**	**26.2**	**40.4**	**32.5**	**100**
	34.4	22.0	20.6	2.0	55.1	24.1	44.9	41.5	100
	(9.1)	(3.7)	(△ 4.4)	(△ 1.4)	(4.5)	(2.1)	(△ 4.5)	(△ 9.0)	
公益法人	**14.0**	**2.8**	**0.6**	**-**	**14.6**	**2.8**	**85.4**	**22.7**	**100**
	2.4	-	1.1	-	3.5	-	96.5	80.7	100
	(11.6)	(2.8)	(△ 0.5)	(-)	(11.1)	(2.8)	(△ 11.1)	(△ 58.0)	
うち所管公益法人	**16.8**	**3.4**	**0.5**	**-**	**17.4**	**3.4**	**82.6**	**16.1**	**100**
	2.6	-	0.9	-	3.5	-	96.5	79.4	100
	(14.2)	(3.4)	(△ 0.4)	(-)	(13.9)	(3.4)	(△ 13.9)	(△ 63.3)	
独立行政法人等	**0.6**	**0.4**	**0.0**	**0.0**	**0.7**	**0.4**	**99.3**	**84.1**	**100**
	0.1	-	0.0	-	0.1	-	99.9	93.6	100
	(0.5)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.6)	(0.4)	(△ 0.6)	(△ 9.5)	
その他	**2.5**	**0.1**	**2.3**	**-**	**4.8**	**0.1**	**95.2**	**78.0**	**100**
	5.7	0.1	0.8	-	6.6	0.1	93.4	82.1	100
	(△ 3.2)	(0.0)	(1.5)	(-)	(△ 1.8)	(0.0)	(1.8)	(△ 4.1)	
合計	**30.6**	**17.4**	**11.2**	**0.4**	**41.9**	**17.8**	**58.1**	**43.8**	**100**
	23.9	14.5	13.8	1.3	37.7	15.9	62.3	56.2	100
	(6.7)	(2.9)	(△ 2.6)	(△ 0.9)	(4.2)	(1.9)	(△ 4.2)	(△ 12.4)	

契約相手方別の契約方式の割合を前年度同期と比較すると、競争契約の割合が、「その他」の支払金額割合を除いて、いずれの契約相手方についても増加している。そして、競争契約の割合が、「民間企業」の場合には件数で55.1％から61.9％と6.8ポイント増加しており、また、企画競争等を経ない随意契約の割合が、「民間企業」の場合には件数で34.7％から19.8％と14.9ポイントの減少であるのに対し、「公益法人」では67.4％から14.9％と52.5ポイント減少している。

このように、「公益法人」を契約相手方とする契約については、「民間企業」との契約の場合に比べて、競争契約の割合は依然として低いものの、前年度同期との比較でみると、競争契約等への移行の度合は高まっている。

オ　競争契約における応札者数の状況及びその変化

随意契約より競争性の高い契約方式である競争契約の利点が発揮されるためには、なるべく多数の者が応札する状況の下で適切な競争が行われることが重要である。

19年度（12月まで）の対象契約について競争契約の応札者数の状況を件数でみると、図表1-17及び1-18のとおり、応札者が5者以上の契約の割合が40.3％を占める一方、1者応札のものの割合も26.1％ある。そして、競争契約のうち1者応札の契約19,155件（件数割合26.1％）を前年度同期の10,363件（同16.8％）と比較すると、8,792件（9.3ポイント）増加している。一方、競争契約は随意契約からの移行等により61,753件から73,407件に増加しており、上記の1者応札の増加件数は、競争契約の増加件数11,654件の約75％に相当している（図表1-17参照）。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表6参照）

図表1-17　競争契約における応札者数の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%、%ポイント)

①件数

契約方式＼応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
競争契約 (A)	19,155 (26.1)	11,030 (15.0)	7,913 (10.8)	5,736 (7.8)	29,573 (40.3)	73,407 (100)
一般競争契約	18,687 (35.0)	9,763 (18.3)	6,755 (12.7)	4,659 (8.7)	13,464 (25.2)	53,328 (100)
指名競争契約	468 (2.3)	1,267 (6.3)	1,158 (5.8)	1,077 (5.4)	16,109 (80.2)	20,079 (100)
〈参考〉平成18年度（12月まで）の競争契約 (B)	10,363 (16.8)	8,090 (13.1)	6,308 (10.2)	4,716 (7.6)	32,276 (52.3)	61,753 (100)
増減値(A)-(B)	9.3	1.9	0.6	0.2	△ 12.0	

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%、%ポイント)

②支払金額

契約方式＼応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
競争契約 (A)	165,058 (17.6)	106,203 (11.3)	89,865 (9.6)	86,352 (9.2)	491,739 (52.4)	939,219 (100)
一般競争契約	163,171 (23.8)	94,727 (13.8)	79,745 (11.6)	69,448 (10.1)	279,701 (40.7)	686,793 (100)
指名競争契約	1,887 (0.7)	11,476 (4.5)	10,119 (4.0)	16,904 (6.7)	212,038 (84.0)	252,425 (100)
〈参考〉平成18年度（12月まで）の競争契約 (B)	98,038 (11.7)	76,269 (9.1)	74,840 (9.0)	70,628 (8.5)	515,954 (61.7)	835,730 (100)
増減値(A)-(B)	5.9	2.2	0.6	0.7	△ 9.3	

図表1-18　競争契約における応札者数の変化（件数ベース）

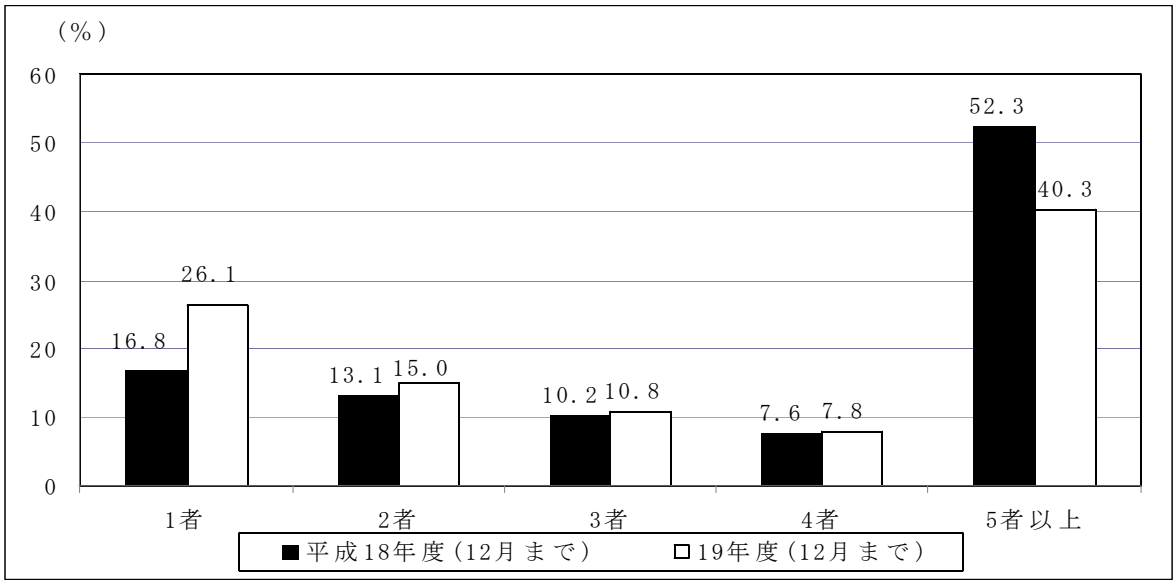

また、競争契約における応札者数の状況を契約種類別にみると、図表1-19のとおり、「用地取得・補償」を除くと、「工事（設計、調査等を含む。）」は、ほかの契約種類に比べて、応札者数が5者以上の契約の割合が件数で70.1％と高い。これに対して、「物品等の賃借」、「役務」における1者応札の件数割合は、ほかの契約種類よりも高く、それぞれ47.2％、42.1％となっている。これを前年度同期と比較すると、図表1-19及び1-20のとおり、「物品等の賃借」、「役務」の1者応札の件数割合はいずれも10ポイント以上増加している。

図表1-19　競争契約における契約種類別の応札者数の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数割合(単位：％)
中段：平成18年度（12月まで）分の件数割合(単位：％)
下段：増減値(単位：％ポイント)

①件数

契約種類＼応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
工事（設計、調査等を含む。）	**8.5**	**7.8**	**7.3**	**6.3**	**70.1**	**100**
	4.0	5.0	5.4	5.1	80.6	100
	(4.5)	(2.8)	(1.9)	(1.2)	(△ 10.5)	
用地取得・補償	**2.6**	**1.3**	**3.9**	**5.3**	**86.8**	**100**
	－	1.0	0.5	－	98.5	100
	(2.6)	(0.3)	(3.4)	(5.3)	(△ 11.7)	
物品等の購入	**24.9**	**18.0**	**13.7**	**10.1**	**33.4**	**100**
	19.7	17.7	13.9	10.7	38.0	100
	(5.2)	(0.3)	(△ 0.2)	(△ 0.6)	(△ 4.6)	
物品等の製造	**28.8**	**16.8**	**11.3**	**8.1**	**35.0**	**100**
	23.7	17.0	11.3	7.9	40.1	100
	(5.1)	(△ 0.2)	(0.0)	(0.2)	(△ 5.1)	
物品等の賃借	**47.2**	**22.6**	**14.6**	**9.0**	**6.6**	**100**
	34.6	26.4	18.6	11.2	9.2	100
	(12.6)	(△ 3.8)	(△ 4.0)	(△ 2.2)	(△ 2.6)	
役務	**42.1**	**19.8**	**12.3**	**8.0**	**17.8**	**100**
	30.9	20.3	14.1	9.1	25.6	100
	(11.2)	(△ 0.5)	(△ 1.8)	(△ 1.1)	(△ 7.8)	
合計	**26.1**	**15.0**	**10.8**	**7.8**	**40.3**	**100**
	16.8	13.1	10.2	7.6	52.3	100
	(9.3)	(1.9)	(0.6)	(0.2)	(△ 12.0)	

上段：支払金額割合(単位：％)
中段：平成18年度（12月まで）分の支払金額割合(単位：％)
下段：増減値(単位：％ポイント)

②支払金額

契約種類＼応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
工事（設計、調査等を含む。）	**10.3**	**10.9**	**11.6**	**10.2**	**57.1**	**100**
	4.1	6.6	8.6	8.7	72.0	100
	(6.2)	(4.3)	(3.0)	(1.5)	(△ 14.9)	
用地取得・補償	**4.6**	**-**	**-**	**7.2**	**88.3**	**100**
	－	0.4	0.4	－	99.2	100
	(4.6)	(△ 0.4)	(△ 0.4)	(7.2)	(△ 10.9)	
物品等の購入	**10.1**	**7.0**	**5.8**	**8.4**	**68.7**	**100**
	16.6	8.1	6.8	7.4	61.1	100
	(△ 6.5)	(△ 1.1)	(△ 1.0)	(1.0)	(7.6)	
物品等の製造	**35.9**	**22.0**	**5.9**	**7.0**	**29.1**	**100**
	47.9	16.5	12.1	3.6	19.9	100
	(△ 12.0)	(5.5)	(△ 6.2)	(3.4)	(9.2)	
物品等の賃借	**62.5**	**20.0**	**7.4**	**5.1**	**5.0**	**100**
	53.2	18.0	16.9	6.2	5.6	100
	(9.3)	(2.0)	(△ 9.5)	(△ 1.1)	(△ 0.6)	
役務	**48.5**	**18.4**	**10.1**	**7.7**	**15.2**	**100**
	31.4	21.7	14.0	10.0	22.9	100
	(17.1)	(△ 3.3)	(△ 3.9)	(△ 2.3)	(△ 7.7)	
合計	**17.6**	**11.3**	**9.6**	**9.2**	**52.4**	**100**
	11.7	9.1	9.0	8.5	61.7	100
	(5.9)	(2.2)	(0.6)	(0.7)	(△ 9.3)	

図表1-20 競争契約における契約種類別の応札者数の件数割合の変化
①物品等の賃借（件数ベース）

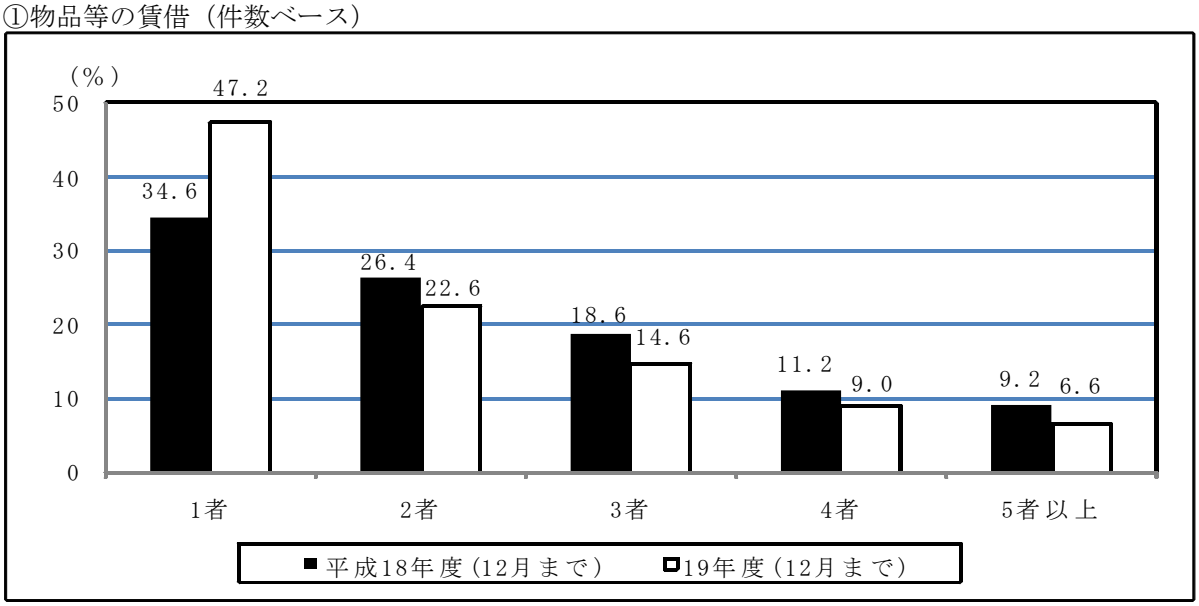

②役務（件数ベース）

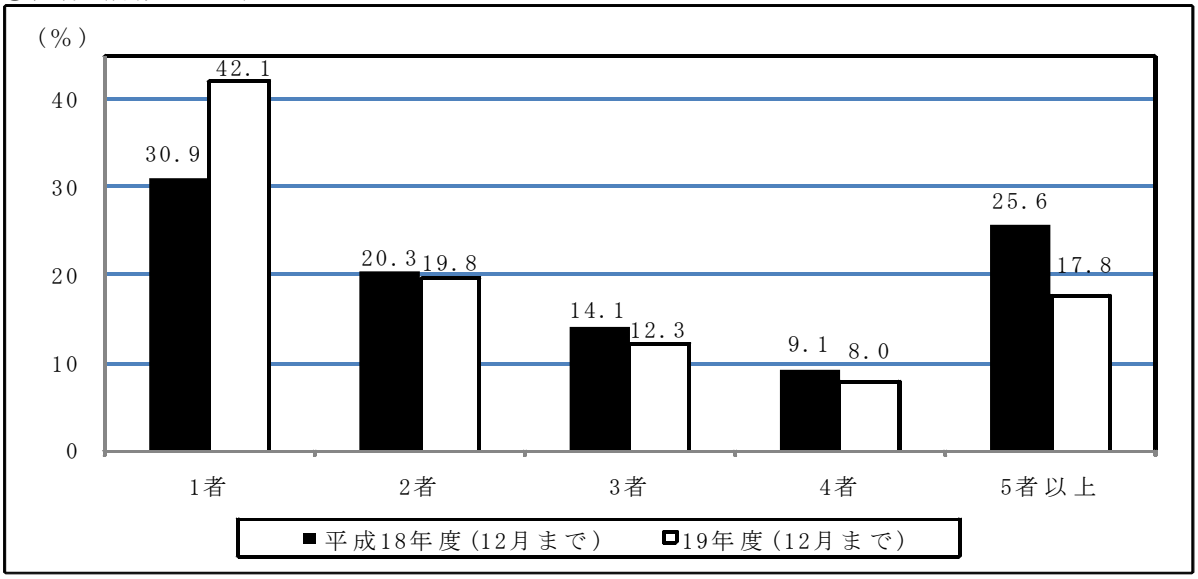

なお、企画競争及び公募における応募者数の状況については、第2-2-(1)-エにおいて詳述する。

(3) 落札率の状況

契約金額の予定価格に対する比率を示す落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性などから、その高低だけをもって一律に評価することはできない面はあるものの、契約の競争性や予算執行の経済性及び効率性を評価する際の指標の一つと考えられる。この落札率の状況をみると、次のとおりとなっている。

対象契約について契約方式別に落札率の状況をみると、図表1-21のとおり、平均落札率は、18年度、19年度（12月まで）共に随意契約の方が競争契約よりも10ポイント以上高く、19年度（12月まで）では、競争契約が85.7％（一般競争契約86.0％、指名競争契約84.9％）、随意契約が98.1％となっている。

図表1-21　契約方式別の落札率の状況とその変化

（単位：％、％ポイント）

区分＼契約方式	競争契約	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	合計
平成18年度契約の平均落札率	86.3	86.0	86.7	97.4	91.4
19年度(12月まで)の契約の平均落札率(A)	85.7	86.0	84.9	98.1	91.0
18年度(12月まで)の契約の平均落札率(B)	86.3	85.8	86.9	97.3	91.7
増減値(A)-(B)	△ 0.6	0.2	△ 2.0	0.8	△ 0.7

また、19年度（12月まで）の対象契約について落札率の高低別に契約件数の分布状況をみると、図表1-22のとおり、一般競争契約の場合は、落札率が90％以上のものは6割弱で、そのうち100％のものは3.5％になっているのに対し、随意契約の場合には、落札率90％以上のものが96.0％を占めており、落札率100％のものもほぼ50％となっている。これを前年度同期と比較すると、図表1-23のとおり、大きな変化は見られない状況となっている。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表7参照）

図表1-22　契約方式別の落札率の分布状況（平成19年度（12月まで））

①落札率の分布状況　　（単位：件、%）

落札率＼契約方式	一般競争契約		指名競争契約		随意契約		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
90%以上	20,726	56.9	8,920	52.0	38,980	96.0	68,626	72.9
100%	1,264	3.5	70	0.4	20,135	49.6	21,469	22.8
90%以上100%未満	19,462	53.5	8,850	51.6	18,845	46.4	47,157	50.1
80%以上90%未満	6,757	18.6	3,600	21.0	863	2.1	11,220	11.9
70%以上80%未満	3,834	10.5	2,023	11.8	295	0.7	6,152	6.5
60%以上70%未満	1,960	5.4	1,261	7.4	213	0.5	3,434	3.6
50%以上60%未満	1,299	3.6	695	4.1	117	0.3	2,111	2.2
50%未満	1,823	5.0	644	3.8	130	0.3	2,597	2.8
合計	36,399	100	17,143	100	40,598	100	94,140	100
平均落札率	86.0		84.9		98.1		91.0	
	85.7							

(注) 対象契約から単価契約及び概算契約並びに長期継続契約、国庫債務負担行為に係る契約及び継続費に係る契約を除いている。

②落札率の分布図

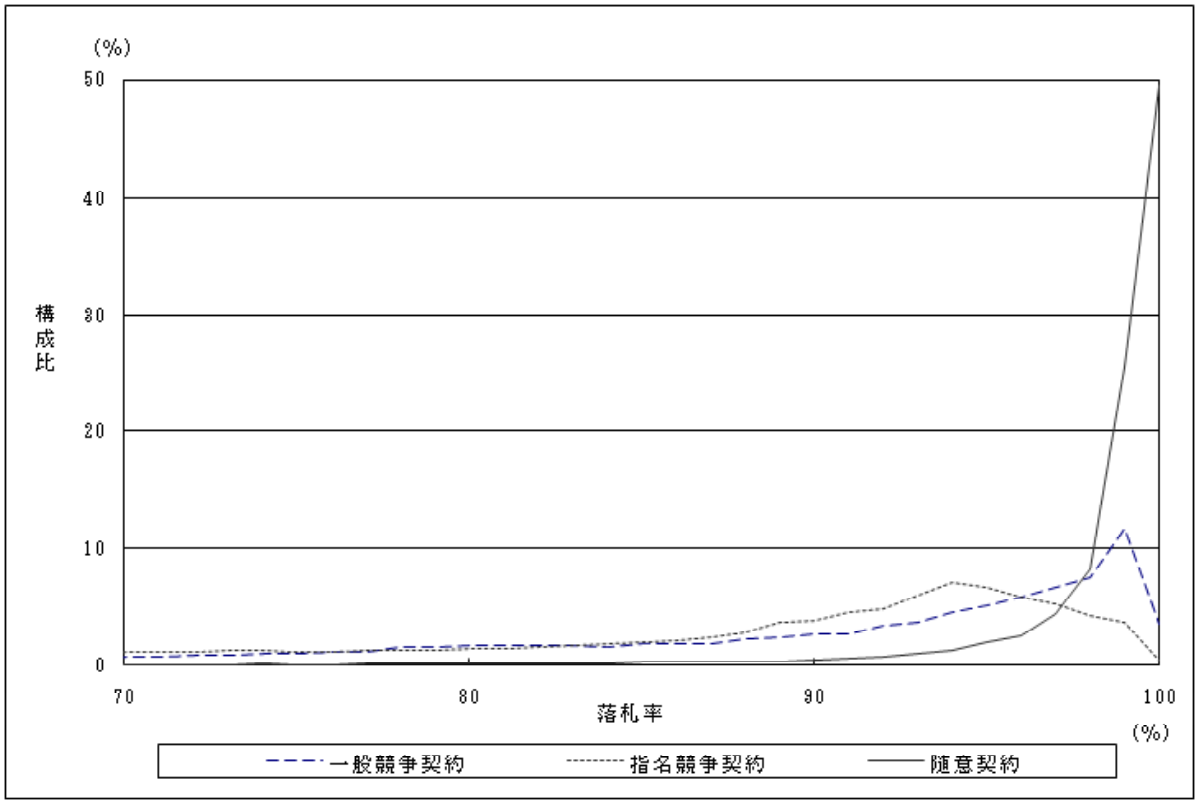

図表1-23　契約方式別の落札率の分布状況の変化

①一般競争契約

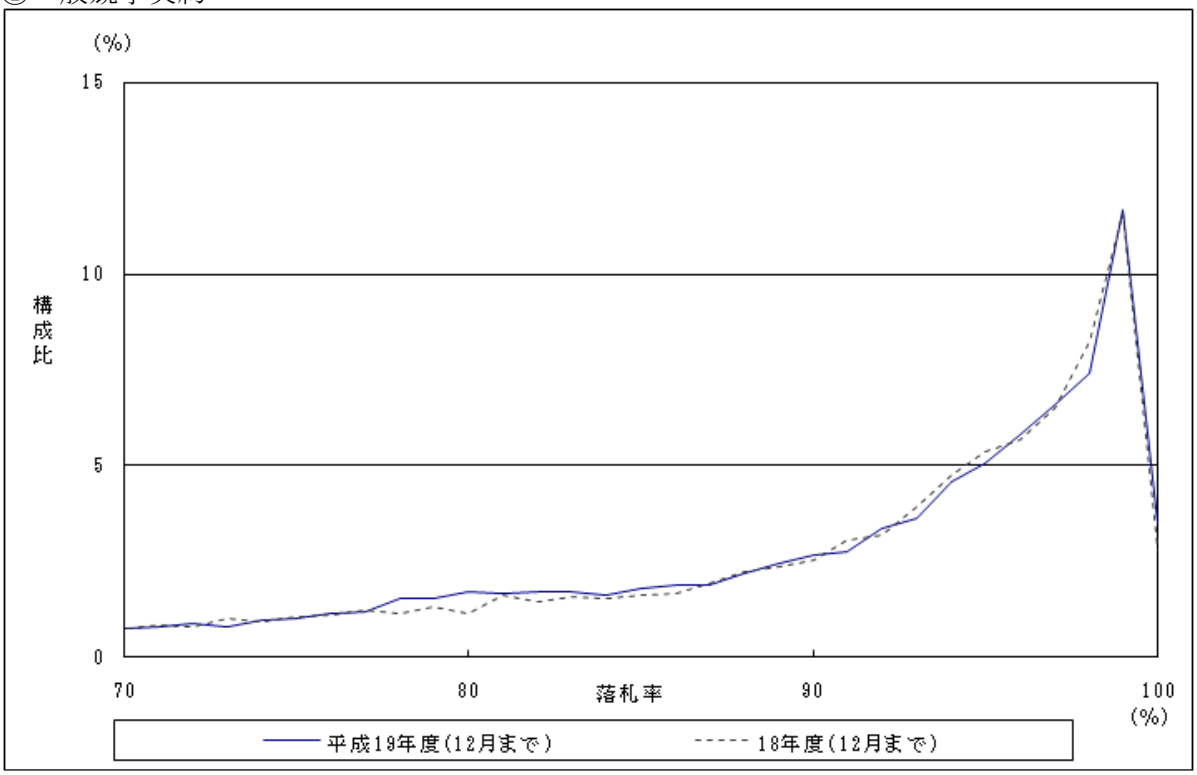

②随意契約

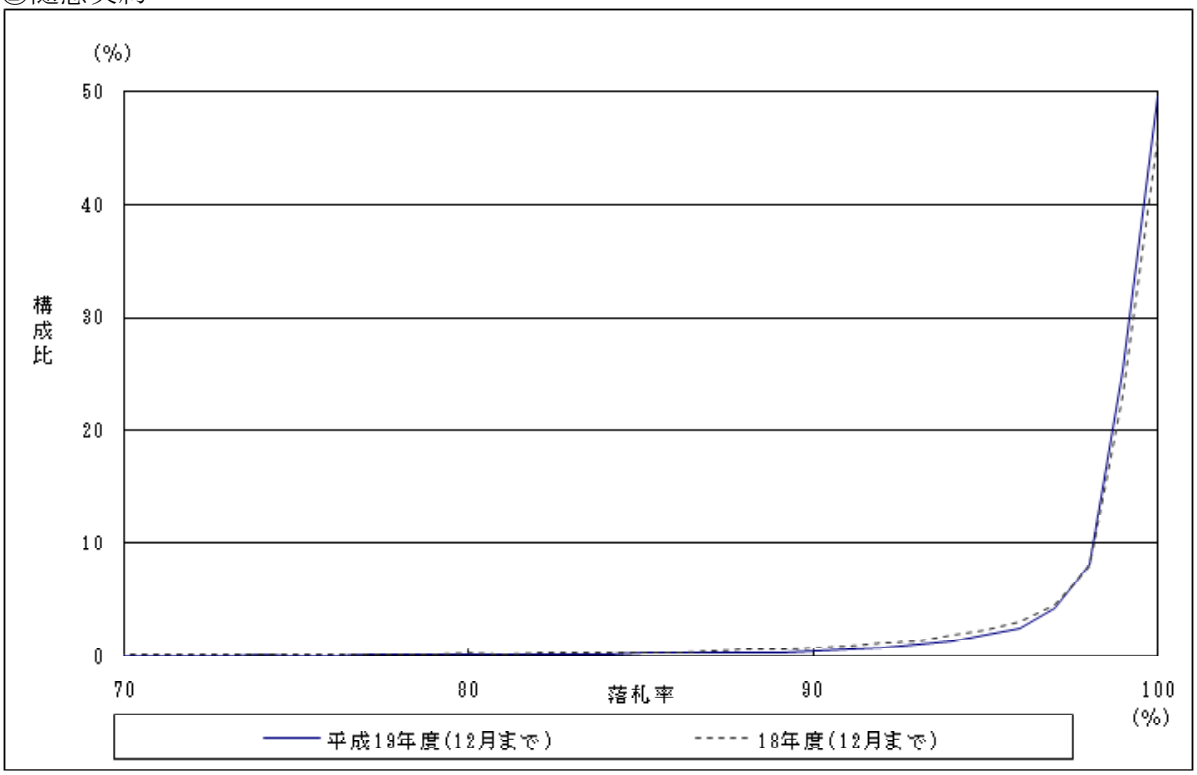

次に、競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、図表1-24のとおり、18年度、19年度（12月まで）共に1者応札の場合は平均落札率が約93％となっているのに対し、応札者数が2者以上の場合はいずれもこれを6ポイント以上下回っている。また、19年度（12月まで）の対象契約について落札率の高低別に契約件数の分布状況をみると、図表1-25のとおり、5者以上応札の場合は、落札率が90％以上のものは45.7％で、そのうち100％のものは0.5％しかないのに対し、1者応札の場合には、落札率90％以上のものが8割弱を占めており、落札率100％のものも7.6％となっている。

このように落札率からみた場合、競争契約であっても1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

また、これを前年度同期と比較すると、図表1-26のとおり、5者以上応札では、90％以上100％未満の契約の構成比が減少する一方、90％未満の契約の構成比が増加しているが、1者応札では、構成比がほとんど変化していない。このような5者以上応札における傾向は、2者から4者の応札についても見受けられ、複数者応札においては、1者応札の場合に比べて落札率の低下傾向が顕著となっている。

なお、競争契約において、落札率が100％となっている契約については、予定価格の作成に当たって、過去の契約実績や前年度の契約業者から徴した参考見積書をそのまま予定価格として採用している場合等において見受けられた。

図表1-24　競争契約における応札者数別の落札率の状況とその変化

（単位：件、％、％ポイント）

応札者数 / 年度	1者		2者		3者		4者		5者以上		合計	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
平成18年度	11,274	93.4	8,282	86.9	6,602	84.9	4,931	82.7	34,989	84.6	66,078	86.3
19年度(12月まで)(A)	12,373	93.1	7,396	85.9	5,522	83.9	4,064	82.6	24,187	82.7	53,542	85.7
18年度(12月まで)(B)	7,131	93.3	5,498	86.8	4,395	84.9	3,369	83.4	26,969	84.9	47,362	86.3
増減値(A)-(B)	5,242	△ 0.2	1,898	△ 0.9	1,127	△ 1.0	695	△ 0.8	△ 2,782	△ 2.2	6,180	△ 0.6

図表1-25　競争契約における応札者数別の落札率の分布状況（平成19年度（12月まで））

①落札率の分布状況　（単位：件、%）

応札者数 / 落札率	1者		2者		3者		4者		5者以上		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
90%以上	9,810	79.3	4,162	56.3	2,749	49.8	1,868	46.0	11,057	45.7	29,646	55.4
100%	937	7.6	152	2.1	89	1.6	47	1.2	109	0.5	1,334	2.5
90%以上100%未満	8,873	71.7	4,010	54.2	2,660	48.2	1,821	44.8	10,948	45.3	28,312	52.9
80%以上90%未満	1,493	12.1	1,468	19.8	1,152	20.9	918	22.6	5,326	22.0	10,357	19.3
70%以上80%未満	551	4.5	670	9.1	683	12.4	509	12.5	3,444	14.2	5,857	10.9
60%以上70%未満	262	2.1	466	6.3	396	7.2	301	7.4	1,796	7.4	3,221	6.0
50%以上60%未満	126	1.0	304	4.1	227	4.1	194	4.8	1,143	4.7	1,994	3.7
50%未満	131	1.1	326	4.4	315	5.7	274	6.7	1,421	5.9	2,467	4.6
合計	12,373	100	7,396	100	5,522	100	4,064	100	24,187	100	53,542	100
平均落札率	93.1		85.9		83.9		82.6		82.7		85.7	

②落札率の分布図

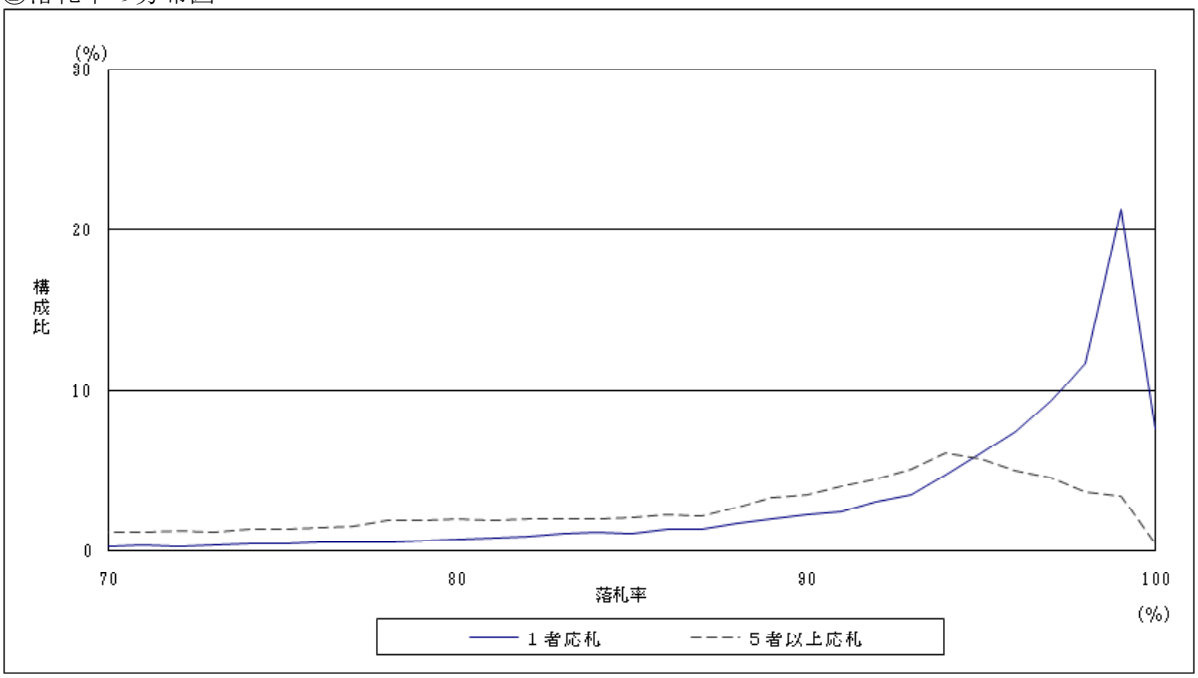

図表1-26　競争契約における応札者数別の落札率の分布状況の変化

①1者応札

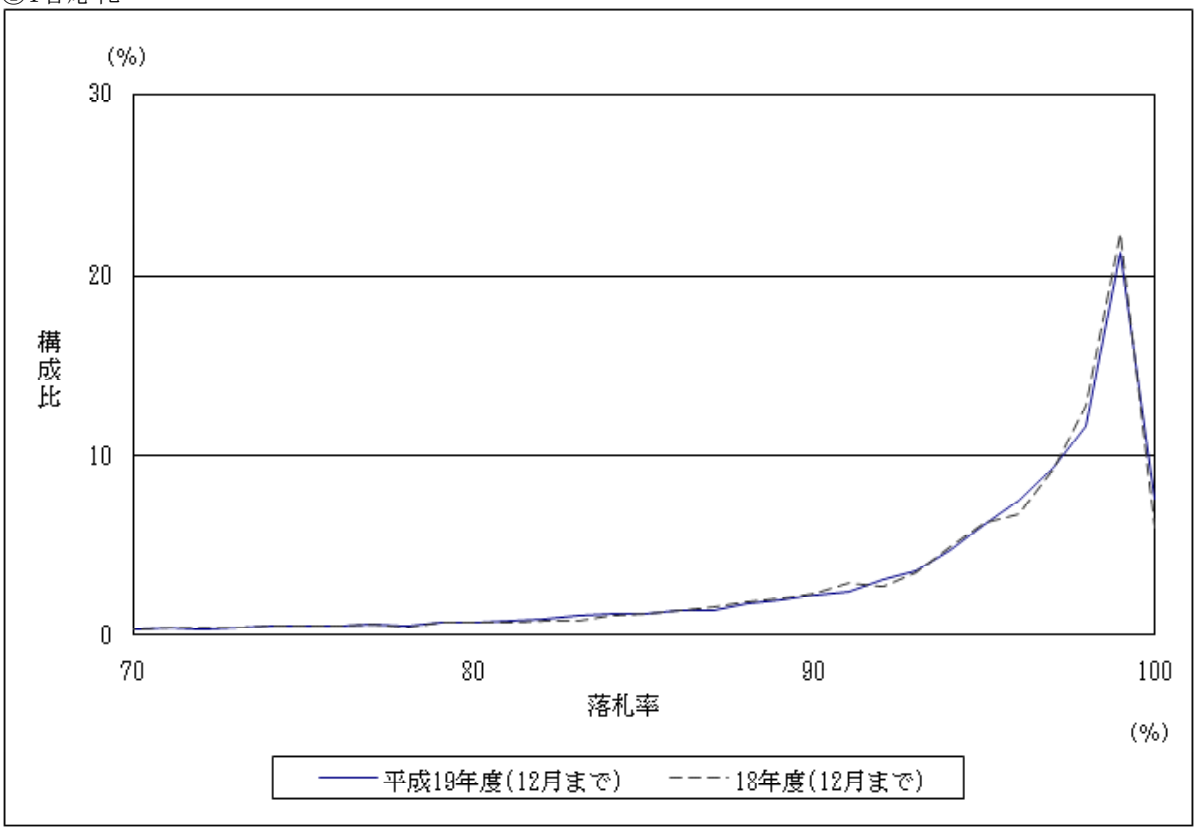

②5者以上応札

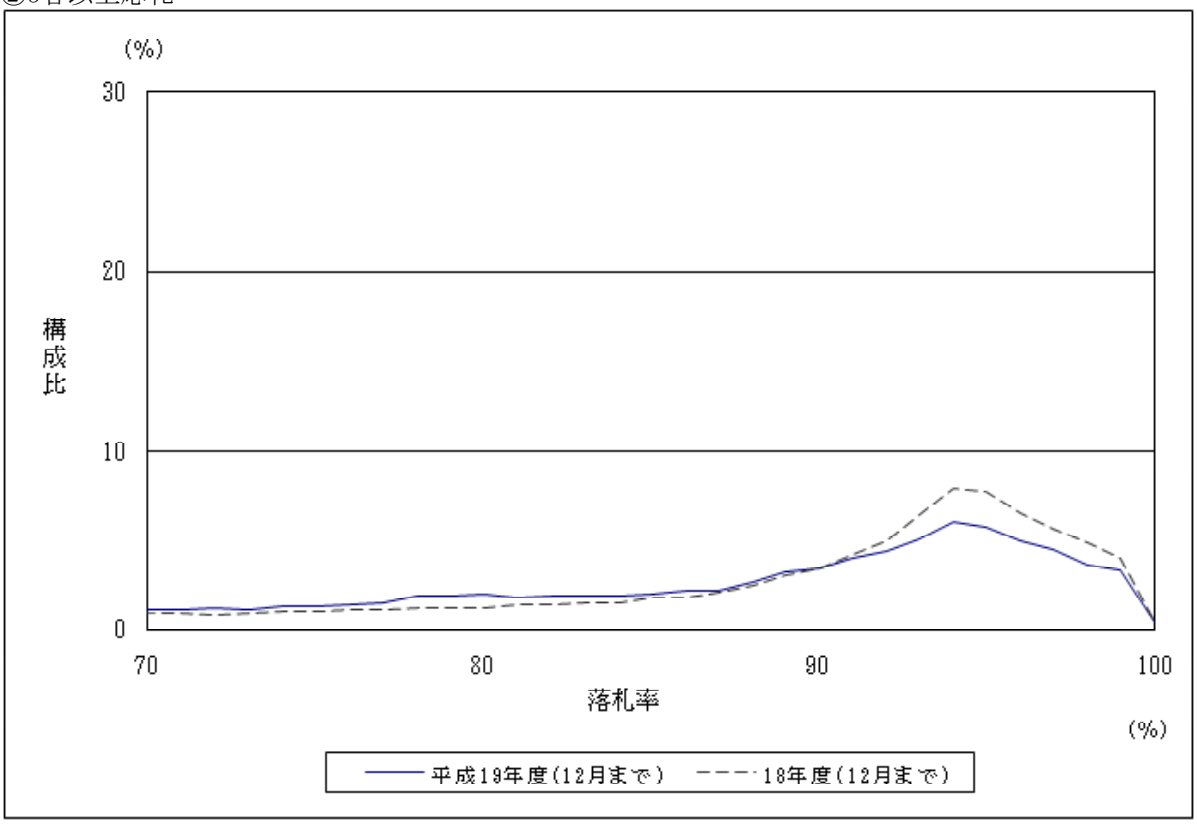

2　随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性

対象契約のうち18年度及び19年度（12月まで）に締結された随意契約（以下「対象随意契約」という。）について、その実施状況及び随意契約とした理由の状況を分析するとともに、19年度（12月まで）の状況を前年度同期と比較して分析した結果を次の(1)及び(2)に記述した。また、19年報告において、各府省等における17年度及び18年度の随意契約について会計実地検査（以下「19年次検査」という。）を行った結果、随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったと認められた契約（以下「個別の事態」という。）が601件見受けられた旨報告しているが、これらの見直し状況の検査結果については(3)に、さらに、各府省等が「随意契約見直し計画」に基づいて随意契約の適正化を進めることとした契約の見直し状況の検査結果については(4)に、それぞれ記述した。

(1) 随意契約の実施状況

各府省等から提出された調書によると、府省等全体の対象随意契約の件数と支払金額は、図表2-1のとおり、18年度は9.7万件、3.0兆円、19年度（12月まで）は7.2万件、1.3兆円となっており、19年度（12月まで）分を前年度同期と比較すると、件数で10.3％、支払金額で5.4％減少している。

また、企画随契については、18年度は1.4万件（随意契約全体に占める割合14.8％）、4186億円（同13.8％）、19年度（12月まで）は1.7万件（同24.1％）、1635億円（同12.5％）となっており、19年度（12月まで）分を前年度同期と比較すると、件数で38.5％、支払金額で62.0％増加している。

図表2-1　随意契約の実施状況とその変化

（単位：件、百万円、％）

年度	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	企画随契 (B)	企画随契の割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	企画随契 (D)	企画随契の割合 (D)/(C)
平成18年度	97,060	14,335	14.8	3,026,350	418,663	13.8
19年度(12月まで) (a)	72,376	17,454	24.1	1,304,917	163,507	12.5
18年度(12月まで) (b)	80,651	12,605	15.6	1,379,588	100,901	7.3
増△減率 ((a)/(b)-1)	△ 10.3	38.5		△ 5.4	62.0	

ア　契約種類別の随意契約の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約を契約種類別にみると、図表2-2のとおり、「役務」が件数、支払金額共に最も多く、件数で54.2%、支払金額で45.1%を占めている。そして、前年度同期と比較すると、契約種類別の件数及び支払金額の割合はほぼ同様であるが、随意契約の競争契約への移行により、多くの契約種類で件数及び支払金額に減少が見られ、特に「物品等の購入」は件数で24.0%、支払金額で31.9%減少している。

また、随意契約に占める企画随契の割合は、企画競争を行う余地が比較的高い設計、調査等を含む「工事（設計、調査等を含む。）」や、調査、研究、広報等を含む「役務」においてそれぞれ件数で56.7%、29.1%と高くなっている。そして、前年度同期と比較すると、いずれも10ポイント以上増加しており、随意契約の大部分を占める両契約種類で企画競争への移行の度合が高いことを示している。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表8参照）

図表2-2　契約種類別の随意契約の状況及びその変化（平成19年度（12月まで））

①随意契約全体　（単位：件、百万円、%）

契約種類	件数	（増△減率）	件数割合	（平成18年度（12月まで））		支払金額	（増△減率）	支払金額割合	（18年度（12月まで））	
工事（設計、調査等を含む。）	10,365	(3.7)	14.3	＞	(12.4)	155,448	(1.8)	11.9	＞	(11.1)
用地取得・補償	4,272	(28.4)	5.9	＞	(4.1)	131,439	(0.7)	10.1	＞	(9.5)
物品等の購入	3,970	(△ 24.0)	5.5	＜	(6.5)	95,284	(△ 31.9)	7.3	＜	(10.1)
物品等の製造	3,106	(△ 3.9)	4.3	＞	(4.0)	29,883	(△ 13.8)	2.3	＜	(2.5)
物品等の賃借	11,410	(△ 1.3)	15.8	＞	(14.3)	304,166	(1.4)	23.3	＞	(21.7)
役務	39,253	(△ 17.0)	54.2	＜	(58.7)	588,694	(△ 5.3)	45.1	＞	(45.1)
合計	72,376	(△ 10.3)	100		(100)	1,304,917	(△ 5.4)	100		(100)

②随意契約全体のうち企画随契　　（単位：件、百万円、％）

契約種類	件数	（増△減率）	随意契約全体における企画随契の件数割合		（平成18年度（12月まで））	支払金額	（増△減率）	随意契約全体における企画随契の支払金額割合		（18年度（12月まで））
工事（設計、調査等を含む。）	5,880	(32.8)	56.7	＞	(44.3)	28,062	(35.8)	18.1	＞	(13.5)
用地取得・補償	57	※	1.3	＜	(2.2)	133	※	0.1	＜	(0.1)
物品等の購入	7	※	0.2	＞	(0.1)	14,131	※	14.8	＞	(0.0)
物品等の製造	74	※	2.4	＞	(1.5)	1,395	※	4.7	＞	(0.4)
物品等の賃借	11	※	0.1	＞	(0.0)	108	※	0.0	＞	(-)
役務	11,425	(42.0)	29.1	＞	(17.0)	119,675	(49.7)	20.3	＞	(12.9)
合計	17,454	(38.5)	24.1	＞	(15.6)	163,507	(62.0)	12.5	＞	(7.3)

注(1)　「件数」及び「支払金額」欄の「増△減率」は、それぞれ平成18年度（12月まで）の件数及び支払金額に対する増減率である。
注(2)　※件数が少ないため、増減率は算出していない。

イ　府省等別の随意契約の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約を府省等別にみると、図表2-3及び2-4のとおり、国土交通省が件数、支払金額共に最も多く、その多くは「役務」、「工事（設計、調査等を含む。）」関係の契約となっている。件数で、これに次いで多いのは防衛省であり、その多くは「役務」や「物品等の購入」関係の契約となっている。

また、随意契約に占める企画随契の件数割合は、全体では24.1％であるが、文部科学省及び総務省は、企画競争が行われる競争的資金に係る契約の随意契約全体に占める割合が高いことから、それぞれ87.0％、51.8％となっており、経済産業省は企画競争が行われることの多い調査研究契約の占める割合が高いことから、58.6％となっている。

図表2-3　府省等別の随意契約の状況とその変化（平成19年度（12月まで））

（単位：件、百万円、%）

府省等	件数						支払金額					
	随意契約全体 (A)	(増△減率)	(A)のうち企画随契 (B)	(増△減率)	割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))	随意契約全体 (C)	(増△減率)	(C)のうち企画随契 (D)	(増△減率)	割合 (D)/(C)	(18年度(12月まで))
内閣	**281**	**(△ 15.9)**	**22**	**(37.5)**	**7.8**	**> (4.8)**	**9,617**	**(△ 18.9)**	**58**	**(13.5)**	**0.6**	**> (0.4)**
内閣官房	178	(△ 19.5)	12	(-)	6.7	> (5.4)	9,173	(△ 19.2)	30	(△ 26.7)	0.3	< (0.4)
内閣法制局	9	(△ 35.7)	-	(-)	-	(-)	36	(△ 26.7)	-	(-)	-	(-)
人事院	94	(△ 5.1)	10	(150.0)	10.6	> (4.0)	407	(△ 12.4)	27	(200.0)	6.7	> (2.0)
内閣府	**2,787**	**(△ 6.7)**	**336**	**(△ 30.6)**	**12.1**	**< (16.2)**	**37,533**	**(16.9)**	**1,951**	**(38.5)**	**5.2**	**> (4.4)**
内閣本府	1,124	(△ 22.7)	279	(△ 38.0)	24.8	< (30.9)	22,604	(30.4)	1,795	(35.8)	7.9	> (7.6)
宮内庁	163	(△ 0.6)	-	(△ 100.0)	-	< (0.6)	1,148	(△ 29.2)	-	(△ 100.0)	-	< (0.3)
公正取引委員会	26	(△ 21.2)	2	(-)	7.7	> (-)	122	(0.1)	-	(-)	-	(-)
警察庁	1,332	(9.0)	26	(44.4)	2.0	> (1.5)	11,865	(4.4)	64	(160.9)	0.5	> (0.2)
金融庁	142	(23.5)	29	(93.3)	20.4	> (13.0)	1,791	(8.4)	92	(60.8)	5.1	> (3.5)
総務省	**1,012**	**(△ 10.4)**	**524**	**(2.1)**	**51.8**	**> (45.4)**	**11,039**	**(△ 14.8)**	**2,412**	**(73.1)**	**21.9**	**> (10.8)**
総務本省	920	(△ 6.6)	459	(△ 0.4)	49.9	> (46.8)	10,636	(△ 15.8)	2,080	(64.8)	19.6	> (10.0)
公害等調整委員会	3	(200.0)	-	(-)	-	(-)	3	(432.8)	-	(-)	-	(-)
消防庁	89	(△ 38.2)	65	(25.0)	73.0	> (36.1)	399	(27.2)	331	(153.9)	83.0	> (41.6)
法務省	**2,705**	**(△ 22.8)**	**38**	**(72.7)**	**1.4**	**> (0.6)**	**30,472**	**(△ 31.7)**	**262**	**(520.2)**	**0.9**	**> (0.1)**
法務本省	2,648	(△ 22.9)	38	(81.0)	1.4	> (0.6)	30,254	(△ 31.8)	262	(603.3)	0.9	> (0.1)
公安調査庁	57	(△ 13.6)	-	(△ 100.0)	-	< (1.5)	217	(△ 20.2)	-	(△ 100.0)	-	< (1.8)
外務省	**464**	**(△ 37.5)**	**138**	**(0.7)**	**29.7**	**> (18.5)**	**6,473**	**(3.2)**	**549**	**(49.0)**	**8.5**	**> (5.9)**
財務省	**2,539**	**(△ 11.9)**	**114**	**(△ 3.4)**	**4.5**	**> (4.1)**	**74,574**	**(17.0)**	**2,297**	**(80.1)**	**3.1**	**> (2.0)**
財務本省	1,252	(△ 16.8)	110	(26.4)	8.8	> (5.8)	44,763	(28.8)	2,279	(93.7)	5.1	> (3.4)
国税庁	1,287	(△ 6.7)	4	(△ 87.1)	0.3	< (2.2)	29,810	(2.8)	17	(△ 81.9)	0.1	< (0.3)
文部科学省	**4,840**	**(29.9)**	**4,213**	**(52.5)**	**87.0**	**> (74.1)**	**80,178**	**(△ 10.3)**	**36,908**	**(△ 9.3)**	**46.0**	**> (45.6)**
文部科学本省	3,784	(38.4)	3,205	(71.0)	84.7	> (68.5)	78,039	(△ 5.7)	35,006	(△ 0.2)	44.9	> (42.4)
文化庁	1,056	(6.3)	1,008	(13.4)	95.5	> (89.5)	2,139	(△ 67.7)	1,902	(△ 66.2)	88.9	> (85.0)
厚生労働省	**8,692**	**(△ 6.9)**	**967**	**(343.6)**	**11.1**	**> (2.3)**	**232,009**	**(15.1)**	**19,546**	**(1,363.2)**	**8.4**	**> (0.7)**
厚生労働本省	5,336	(△ 7.5)	878	(438.7)	16.5	> (2.8)	95,747	(35.3)	17,781	(4,990.1)	18.6	> (0.5)
中央労働委員会	10	(△ 41.2)	-	(-)	-	(-)	32	(△ 16.4)	-	(-)	-	(-)
社会保険庁	3,346	(△ 5.7)	89	(61.8)	2.7	> (1.6)	136,228	(4.1)	1,765	(79.0)	1.3	> (0.8)
農林水産省	**4,079**	**(△ 41.5)**	**1,295**	**(51.5)**	**31.7**	**> (12.3)**	**77,245**	**(△ 25.6)**	**22,796**	**(216.3)**	**29.5**	**> (6.9)**
農林水産本省	3,163	(△ 14.7)	917	(53.3)	29.0	> (16.1)	64,609	(△ 13.3)	17,497	(557.1)	27.1	> (3.6)
林野庁	685	(△ 77.7)	224	(56.6)	32.7	> (4.7)	3,523	(△ 81.9)	1,094	(30.1)	31.1	> (4.3)
水産庁	231	(13.8)	154	(35.1)	66.7	> (56.2)	9,111	(△ 7.9)	4,204	(13.5)	46.1	> (37.4)
経済産業省	**1,783**	**(△ 36.8)**	**1,045**	**(△ 41.0)**	**58.6**	**< (62.7)**	**98,597**	**(△ 2.8)**	**37,879**	**(63.6)**	**38.4**	**> (22.8)**
経済産業本省	1,405	(△ 27.8)	918	(△ 30.8)	65.3	< (68.2)	17,981	(50.1)	6,176	(7.8)	34.4	< (47.8)
資源エネルギー庁	163	(△ 63.4)	50	(△ 84.1)	30.7	< (70.8)	54,880	(△ 8.3)	14,245	(270.6)	26.0	> (6.4)
特許庁	179	(△ 48.0)	53	(△ 22.1)	29.6	> (19.8)	25,440	(△ 8.7)	17,213	(26.8)	67.7	> (48.7)
中小企業庁	36	(△ 57.6)	24	(△ 60.0)	66.7	< (70.6)	294	(△ 82.6)	243	(5,237.4)	82.7	> (0.3)
国土交通省	**24,558**	**(△ 5.6)**	**6,892**	**(29.2)**	**28.1**	**> (20.5)**	**402,382**	**(△ 3.5)**	**34,078**	**(54.9)**	**8.5**	**> (5.3)**
国土交通本省	22,927	(△ 4.8)	6,886	(29.1)	30.0	> (22.1)	383,766	(△ 2.9)	34,031	(54.7)	8.9	> (5.6)
気象庁	630	(△ 12.6)	2	(100.0)	0.3	> (0.1)	6,005	(3.9)	35	(-)	0.6	> (-)
海上保安庁	998	(△ 17.0)	4	(300.0)	0.4	> (0.1)	12,604	(△ 20.9)	11	(213.3)	0.1	> (0.0)
海難審判庁	3	(50.0)	-	(-)	-	(-)	6	(576.3)	-	(-)	-	(-)
環境省	**1,218**	**(3.6)**	**526**	**(63.9)**	**43.2**	**> (27.3)**	**5,925**	**(33.1)**	**1,583**	**(264.2)**	**26.7**	**> (9.8)**
防衛省	**15,960**	**(△ 8.9)**	**1,319**	**(3,779.4)**	**8.3**	**> (0.2)**	**223,021**	**(△ 18.9)**	**2,941**	**(99.0)**	**1.3**	**> (0.5)**
国会	**487**	**(0.8)**	**7**	**(75.0)**	**1.4**	**> (0.8)**	**7,958**	**(0.6)**	**18**	**(4.7)**	**0.2**	**> (0.2)**
衆議院	124	(△ 20.5)	3	(50.0)	2.4	> (1.3)	2,412	(0.8)	12	(29.4)	0.5	> (0.4)
参議院	166	(38.3)	3	(200.0)	1.8	> (0.8)	2,186	(△ 9.9)	5	(△ 28.3)	0.2	< (0.3)
国立国会図書館	197	(△ 4.8)	1	(-)	0.5	> (0.5)	3,360	(8.5)	-	(-)	-	(-)
裁判所	**918**	**(△ 6.1)**	**16**	**(33.3)**	**1.7**	**> (1.2)**	**5,102**	**(10.4)**	**223**	**(1,375.8)**	**4.4**	**> (0.3)**
会計検査院	**53**	**(△ 3.6)**	**2**	**(△ 33.3)**	**3.8**	**< (5.5)**	**2,785**	**(△ 4.4)**	**-**	**(△ 100.0)**	**-**	**< (0.5)**
合計	72,376	(△ 10.3)	17,454	(38.5)	24.1	> (15.6)	1,304,917	(△ 5.4)	163,507	(62.0)	12.5	> (7.3)

（注）「件数」及び「支払金額」欄の「増△減率」は、平成18年度（12月まで）の件数及び支払金額に対する増減率である。

図表2-4　随意契約と企画随契の状況（平成19年度（12月まで））

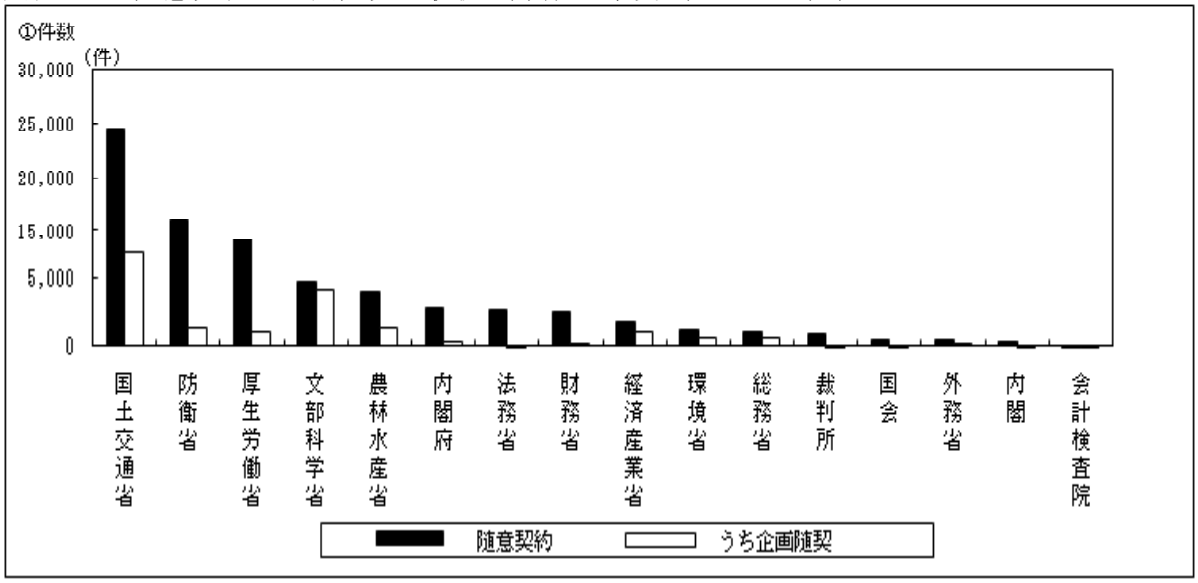

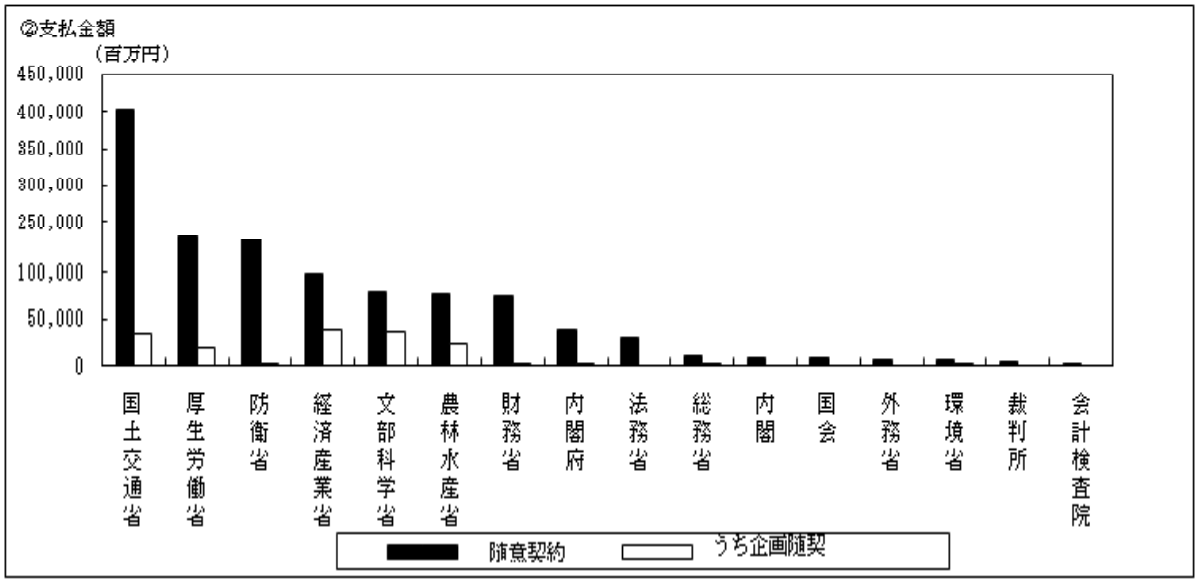

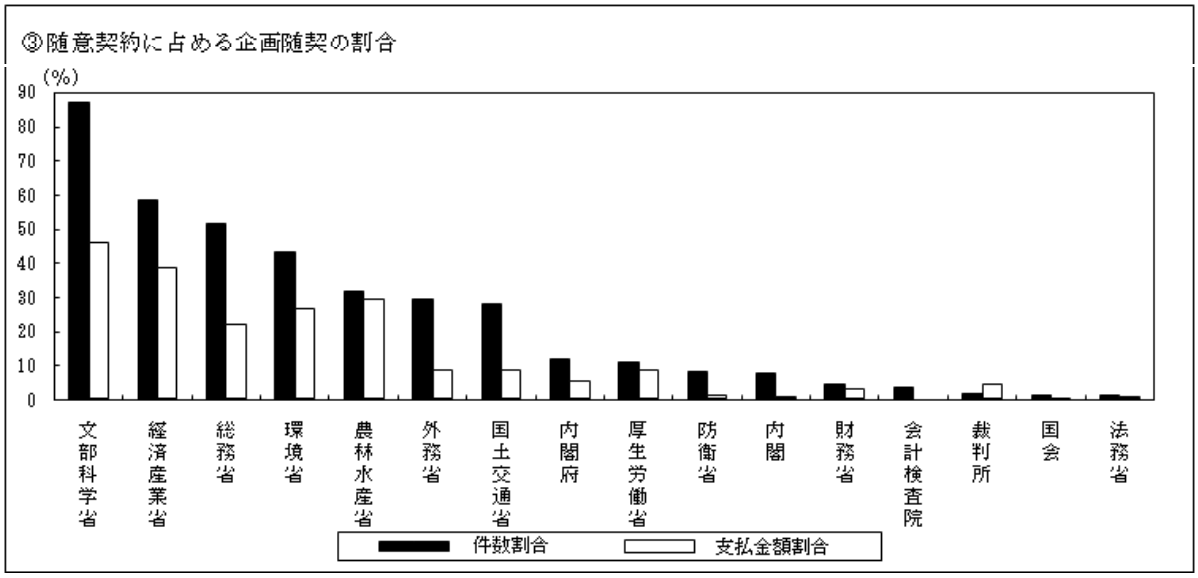

府省等別の契約状況を前年度同期と比較すると、随意契約は、ほとんどの府省等において件数、支払金額共に減少しているが、環境省においては、地球温暖化対策に係る契約の支出金額が増加したことなどのため、件数、支払金額共に増加している。一方、企画随契は、半数以上の府省等において件数、支払金額共に増加しており、また、随意契約に占める企画随契の割合については、ほとんどの府省等において増加がみられ、10ポイント以上増加しているのは、件数では農林水産省、環境省、文部科学省及び外務省、支払金額では農林水産省、環境省、経済産業省及び総務省となっている。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表9参照）

ウ　契約相手方別の随意契約の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約を契約相手方別にみると、図表2-5のとおり、「民間企業」の占める割合が最も多く、件数では6割近く、支払金額では4割台を占め、前年度同期と同程度となっている。

また、「公益法人」の占める割合は、件数で11.4％（うち所管公益法人7.3％）、支払金額で11.4％（同8.4％）となっている。この割合を、対象契約全体（競争契約を含む。）において公益法人の占める割合（件数で7.8％（同5.1％）、支払金額で7.7％（同5.9％））と比較すると、件数では「公益法人」の占める割合が3.6ポイント（同2.2ポイント）、支払金額では3.7ポイント（同2.5ポイント）高く、随意契約においては依然として「公益法人」の占める割合が相対的に高い状況となっている。しかし、この割合を前年度同期と比較すると、件数割合では13.6％から11.4％と2.2ポイント（同2.2ポイント）、支払金額割合では12.5％から11.4％と1.1ポイント（同1.4ポイント）低下している。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表10参照）

図表2-5　契約相手方別の随意契約の状況とその変化（平成19年度（12月まで））

①件数　（単位：件、%）

契約相手方	件数	（増△減率）	件数割合		（平成18年度（12月まで））	対象契約全体（競争契約を含む。）における件数割合		（18年度（12月まで））
民間企業	42,008	（△ 12.9）	58.0	＜	（59.8）	75.6	＞	（75.5）
公益法人	8,226	（△ 25.0）	11.4	＜	（13.6）	7.8	＜	（8.9）
うち所管公益法人	5,314	（△ 30.9）	7.3	＜	（9.5）	5.1	＜	（6.3）
独立行政法人等	3,257	（3.5）	4.5	＞	（3.9）	2.4	＞	（2.2）
その他	18,885	（3.1）	26.1	＞	（22.7）	14.3	＞	（13.3）
合計	72,376	（△ 10.3）	100		（100）	100		（100）

（注）「件数」欄の「増△減率」は、平成18年度（12月まで）の件数に対する増減率である。

②支払金額　（単位：百万円、%）

契約相手方	支払金額	（増△減率）	支払金額割合		（平成18年度（12月まで））	対象契約全体（競争契約を含む。）における支払金額割合		（18年度（12月まで））
民間企業	605,012	（△ 7.8）	46.4	＜	（47.5）	66.8	＞	（65.9）
公益法人	148,335	（△ 14.3）	11.4	＜	（12.5）	7.7	＜	（8.1）
うち所管公益法人	109,106	（△ 19.1）	8.4	＜	（9.8）	5.9	＜	（6.3）
独立行政法人等	184,634	（1.9）	14.1	＞	（13.1）	8.3	＞	（8.2）
その他	366,933	（△ 0.7）	28.1	＞	（26.8）	17.2	＜	（17.8）
合計	1,304,917	（△ 5.4）	100		（100）	100		（100）

（注）「支払金額」欄の「増△減率」は、平成18年度（12月まで）の支払金額に対する増減率である。

エ　企画競争及び公募における応募者数の状況

企画競争において、優れた企画書等の選定が可能となるためには、なるべく多数の者が応募し適切な競争が行われることが重要である。

19年度（12月まで）の対象契約について企画競争への応募者数の状況を件数でみると、図表2-6のとおり、応募者数が5者以上のものが47.1%となっているが、1者応募の割合も26.7%と高くなっている。5者以上の割合が高いのは、19年報告と同様に、企画競争の中でも、一つの研究テーマについて多数の応募があり、その中から複数の課題が採択される競争的資金において応募者数が多いことを反映したものと考えられる。

また、前年度同期と比較すると、1者応募の割合だけは件数で16.6%から26.7%と10.1ポイント増加しており、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

図表2-6　企画競争における応募者数の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

①件数

応募者数／年度	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
平成19年度（12月まで）	4,655 (26.7)	1,185 (6.8)	1,878 (10.8)	1,510 (8.7)	8,226 (47.1)	17,454 (100)
<参考> 18年度（12月まで）	2,096 (16.6)	1,054 (8.4)	1,530 (12.1)	1,231 (9.8)	6,694 (53.1)	12,605 (100)

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

②支払金額

応募者数／年度	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
平成19年度（12月まで）	62,226 (38.1)	8,433 (5.2)	25,037 (15.3)	18,245 (11.2)	49,563 (30.3)	163,507 (100)
<参考> 18年度（12月まで）	24,783 (24.6)	4,158 (4.1)	17,679 (17.5)	4,426 (4.4)	49,854 (49.4)	100,901 (100)

③企画競争における応募者数の変化（件数ベース）

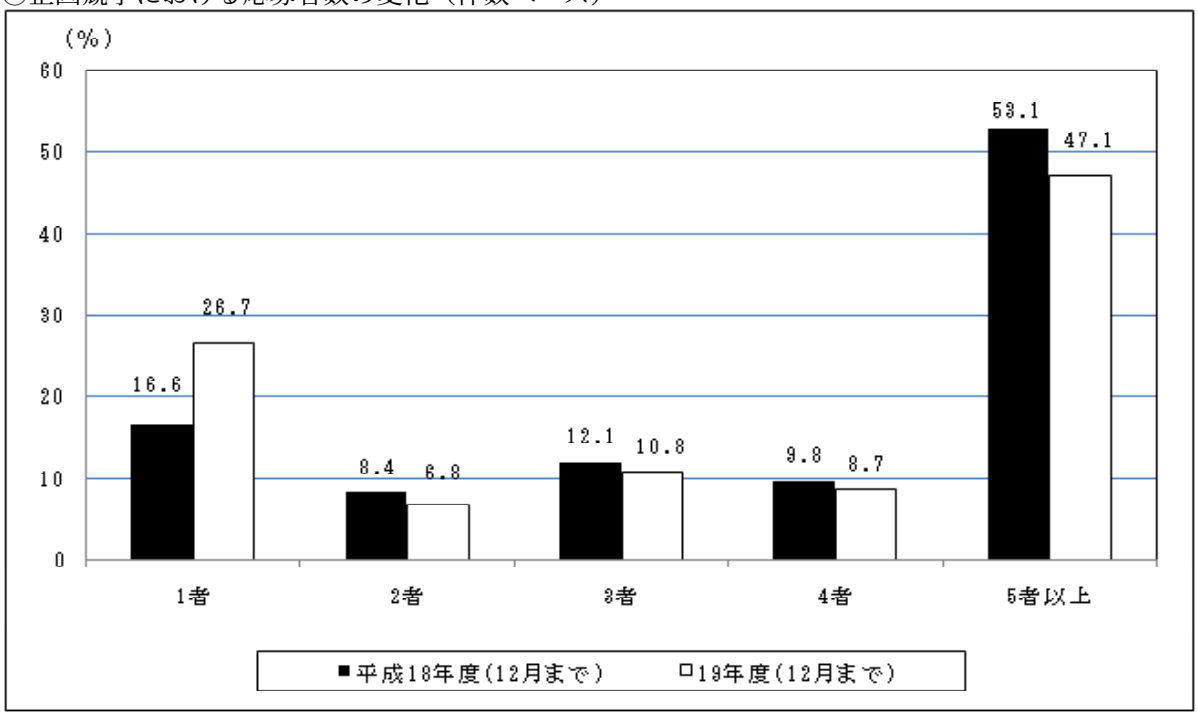

また、実際上、特殊な技術又は設備等を有している者がほかにいないことが見込まれる場合において、そのことの確認のために行われる公募は、契約の透明性を確保する上では重要な手続であるが、19年度（12月まで）の対象契約について公募の応募者数の状況をみると、図表2-7のとおり、1者応募の割合が84.7%とほとんどを占めている。なお、5者以上の応募が10.5%あるのは、タクシー、クレジットカード利用等に係る公募において、一定の条件を満たすすべての応募者と契約を締結していることによる。

図表2-7　公募における応募者数の状況（平成19年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

応募者数	0者	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
件数 （割合）	228 (1.7)	11,429 (84.7)	254 (1.9)	102 (0.8)	65 (0.5)	1,420 (10.5)	13,498 (100)

オ　落札率の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約の契約相手方別の平均落札率をみると、図表2-8のとおり、随意契約全体の場合も企画随契の場合も、落札率は96%台から99%台の範囲に分布しており、ほぼ同様な状況となっている。これを前年度同期と比較すると、随意契約全体についてはほとんど変化はないが、企画随契の「公益法人」において8.9ポイント（うち所管公益法人6.6ポイント）平均落札率が上昇している。これは、文化庁が19年度に競争的資金（同庁では公益法人が契約相手方となることが多い。）に係る契約の予定価格の算定方法について見直しを行い、実勢価格に近付ける方法に変更したことが影響しているものと考えられる。

図表2-8　随意契約の平均落札率の状況とその変化（平成19年度（12月まで））

（単位：%、%ポイント）

区分 ＼ 契約相手方		民間企業	公益法人	うち所管公益法人	独立行政法人等	その他	合計
全体	平成18年度契約の平均落札率	97.4	96.2	96.9	98.7	97.8	97.4
	19年度(12月まで)の契約の平均落札率(A)	97.9	97.8	97.8	99.1	99.0	98.1
	18年度(12月まで)の契約の平均落札率(B)	97.3	96.3	97.0	98.6	97.8	97.3
	増減値(A)-(B)	0.6	1.5	0.8	0.5	1.2	0.8
企画随契	18年度契約の平均落札率	96.8	88.1	90.7	97.7	88.9	95.1
	19年度(12月まで)の契約の平均落札率(C)	97.4	97.0	96.9	99.1	97.7	97.4
	18年度(12月まで)の契約の平均落札率(D)	96.9	88.1	90.3	97.7	89.2	95.3
	増減値(C)-(D)	0.5	8.9	6.6	1.4	8.5	2.1

カ　企画競争の実施に係る要領等の整備状況

企画競争の実施に当たり、企画書等の審査がし意的に行われると、契約の競争性、公平性及び透明性が確保されなくなることから、その実施方法の内容は極めて重要である。19年報告では、19年4月1日現在における各府省等の企画競争の実施に係る要領等の整備状況について、統一的な要領等を作成しているのは21省庁（19年9月1日に廃止となった防衛施設庁を含む。）、企画競争を実施する都度作成するとしているのは18省庁、特段作成していないとしている省庁は1省庁である旨を報告している。

そこで、今回、上記の要領等の整備状況を20年7月1日現在でみたところ、統一的な要領等は作成していないとしていた19省庁のうち、3省庁は作成を終えているが、残りの16省庁のうち15省庁は、契約内容が多岐にわたっていたり、企画競争を実施する契約がなかったりしていることなどから、作成の予定はないとしている。また、残りの1省庁については、検討中としている。

(2) 随意契約とした理由の状況

ア　法令上の適用理由とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約について、随意契約とした法令上の適用理由をみると、図表2-9のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法第29条の3第4項）に該当するためとしているものが最も多く、件数、支払金額共

に80%以上を占めている。これを前年度同期と比較すると、件数では8.5%減少しているが、件数割合では1.6ポイント上昇している。

図表2-9　法令上の適用理由とその変化（平成19年度（12月まで））

（単位：件、百万円、%）

法令上の適用理由	件数	（増△減率）	件数割合	（平成18年度（12月まで））	支払金額	（増△減率）	支払金額割合	（18年度（12月まで））
契約の性質又は目的が競争を許さない場合（会計法第29条の3第4項）	60,433	（△ 8.5）	83.5	＞ （81.9）	1,116,798	（1.0）	85.6	＞ （80.1）
緊急の必要により競争に付することができない場合（同上）	418	（1.5）	0.6	＞ （0.5）	4,241	（23.9）	0.3	＞ （0.2）
競争に付することが国に不利と認められる場合（同上）	815	（△ 29.7）	1.1	＜ （1.4）	12,719	（18.8）	1.0	＞ （0.8）
国の行為を秘密にする必要があるとき（予決令第99条第1号）	1,032	（6.5）	1.4	＞ （1.2）	17,227	（△ 24.2）	1.3	＜ （1.6）
運送又は保管をさせるとき（予決令第99条第8号）	231	（△ 23.0）	0.3	＜ （0.4）	25,171	（△ 22.3）	1.9	＜ （2.3）
その他（不落・不調随契を含む。）	9,447	（△ 19.6）	13.1	＜ （14.6）	128,758	（△ 37.1）	9.9	＜ （14.8）
合計	72,376	（△ 10.3）	100	（100）	1,304,917	（△ 5.4）	100	（100）

（注）「件数」及び「支払金額」欄の「増△減率」は、それぞれ平成18年度（12月まで）の件数及び支払金額に対する増減率である。

次に、随意契約の法令上の適用理由の大部分を占める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしている契約を契約種類別にみると、図表2-10のとおりとなる。

これによると、契約の性格上、契約相手方がほぼ特定される「用地取得・補償」ではこの理由によるものがほとんどで、件数、支払金額共に100%に近い割合となっている。これに対して、件数で「物品等の製造」は57.2%、「物品等の購入」は58.8%とほかの契約種類より低い割合となっている。これは、両契約種類において、不落・不調随契（図表2-9では「その他」に含まれる。）や「国の行為を秘密にする必要があるとき」（予決令第99条第1号）に該当するとしているものの割合が相対的に高いことによる。

そして、前年度同期と比較すると、「物品等の購入」が、件数で31.5%、支払金額で32.2%と、最も大きく減少しているが、これは各府省等において競争契約への移行が図られたことによると考えられる。また、契約全体に占める割合で比較する

と、「物品等の賃借」及び「役務」では「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものの割合が高まっているが、それ以外は減少している。

図表2-10　法令上の適用理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の契約種類別の状況とその変化（平成19年度（12月まで））

①件数　（単位：件、%）

契約種類	随意契約全体 (A)	(増△減率)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(B)	(増△減率)	割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))
工事（設計、調査等を含む。）	10,365	(3.7)	9,658	(3.6)	93.2	＜ (93.2)
用地取得・補償	4,272	(28.4)	4,259	(28.1)	99.7	＜ (99.9)
物品等の購入	3,970	(△ 24.0)	2,333	(△ 31.5)	58.8	＜ (65.2)
物品等の製造	3,106	(△ 3.9)	1,778	(△ 10.4)	57.2	＜ (61.4)
物品等の賃借	11,410	(△ 1.3)	10,842	(△ 1.0)	95.0	＞ (94.8)
役務	39,253	(△ 17.0)	31,563	(△ 14.9)	80.4	＞ (78.4)
合計	72,376	(△ 10.3)	60,433	(△ 8.5)	83.5	＞ (81.9)

②支払金額　（単位：百万円、%）

契約種類	随意契約全体 (A)	(増△減率)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(B)	(増△減率)	割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))
工事（設計、調査等を含む。）	155,448	(1.8)	144,164	(△ 0.2)	92.7	＜ (94.6)
用地取得・補償	131,439	(0.7)	127,639	(△ 1.8)	97.1	＜ (99.6)
物品等の購入	95,284	(△ 31.9)	74,955	(△ 32.2)	78.7	＜ (79.0)
物品等の製造	29,883	(△ 13.8)	18,168	(△ 17.1)	60.8	＜ (63.2)
物品等の賃借	304,166	(1.4)	299,347	(1.8)	98.4	＞ (98.0)
役務	588,694	(△ 5.3)	452,523	(11.9)	76.9	＞ (65.0)
合計	1,304,917	(△ 5.4)	1,116,798	(1.0)	85.6	＞ (80.1)

（注）「件数」及び「支払金額」欄の「増△減率」は、それぞれ平成18年度（12月まで）の件数及び支払金額に対する増減率である。

また、法令上の適用理由を契約相手方別にみると、図表2-11のとおり、「公益法人」が契約相手方の場合は「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものの割合が件数（95.0%）、支払金額（96.2%）共に最も高く、「民間企業」と比べると、件数で17ポイント程度高くなっている。これを前年度同期と比較すると、「公益法人」の場合は、件数、支払金額共に減少しているが、随意契約全体に占める割合は依然として高い。

図表2-11　法令上の適用理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の契約相手方別の状況とその変化（平成19年度（12月まで））

①件数　（単位：件、%）

契約相手方	随意契約全体 (A)	(増△減率)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(B)	(増△減率)	割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))
民間企業	42,008	(△ 12.9)	32,652	(△ 12.1)	77.7	＞ (77.1)
公益法人	8,226	(△ 25.0)	7,817	(△ 26.3)	95.0	＜ (96.6)
うち所管公益法人	5,314	(△ 30.9)	5,076	(△ 31.9)	95.5	＜ (96.9)
独立行政法人等	3,257	(3.5)	2,400	(△ 12.1)	73.7	＜ (86.7)
その他	18,885	(3.1)	17,564	(12.8)	93.0	＞ (85.0)
合計	72,376	(△ 10.3)	60,433	(△ 8.5)	83.5	＞ (81.9)

②支払金額　（単位：百万円、%）

契約相手方	随意契約全体 (A)	(増△減率)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(B)	(増△減率)	割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))
民間企業	605,012	(△ 7.8)	488,931	(2.6)	80.8	＞ (72.6)
公益法人	148,335	(△ 14.3)	142,633	(△ 16.1)	96.2	＜ (98.2)
うち所管公益法人	109,106	(△ 19.1)	105,918	(△ 21.0)	97.1	＜ (99.4)
独立行政法人等	184,634	(1.9)	145,289	(8.7)	78.7	＞ (73.7)
その他	366,933	(△ 0.7)	339,943	(4.4)	92.6	＞ (88.1)
合計	1,304,917	(△ 5.4)	1,116,798	(1.0)	85.6	＞ (80.1)

（注）「件数」及び「支払金額」欄の「増△減率」は、それぞれ平成18年度（12月まで）の件数及び支払金額に対する増減率である。

イ　随意契約の具体的な理由とその変化

19年報告では、随意契約の法令上の適用理由のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」について、当局において具体的にどのような理由がこれに当たるとしているか会計検査院が調査し、分類した結果を報告している。

すなわち、17年度の対象随意契約の内部部局締結分のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとして当局がホームページで公表している契約14,881件について、図表2-12のとおり、主な具体的な理由を24項目（「25 その他」はこの24項目に含まれないもの）に分類し、さらに、これら24項目の具体的理由を、ほかに履行可能な者がいる可能性の程度によって次のＡ、Ｂ、Ｃの三つのグループに大別して分析している。

Ａグループ	契約手続の前段階において複数の参加者を想定し、審査の結果、最も優れた企画書等の提案者と契約するとしているため、ある程度競争性が担保されているもの
Ｂグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が記述されていると考えられるもの
Ｃグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が必ずしも記述されていないと考えられるもの

そこで、今回も、19年度（12月まで）の対象随意契約の内部部局締結分のうち、各府省等が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしている契約13,398件について、同様な方法で分類を行った。

その結果は図表2-12のとおり、「1 企画競争を実施」を理由とするものが54.2％で過半を占め、次いで、「10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借」が7.2％、「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が5.9％、「21 契約実績、経験を有する」が4.7％となっている。また、Ａ、Ｂ、Ｃのグループ別にみると、Ｃグループの件数割合が17年度に対して24.5ポイント低下し、逆にＡグループが28.4ポイント増加している。

このことから、各府省等が、随意契約の見直しにおいて、ほかに履行可能な者がいる可能性の程度が高いと思われるＣグループの契約を重点的に競争契約や企画随契へ移行させたものと考えられる。

図表2-12　「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たるとしている具体的な理由とその変化（平成19年度（12月まで））

（単位：件、％、％ポイント）

具体的な理由			件数	順位	件数割合(A)	平成17年度(B)	増減値(A)-(B)
A	1	企画競争を実施（企画案の提案者）	7,263	1	54.2	25.8	28.4
B	2	法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	181	10	1.4	1.8	△ 0.4
	3	場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料	26	18	0.2	0.4	△ 0.2
	4	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	31	17	0.2	0.3	△ 0.1
	5	水道、ガス料の長期継続契約、郵便料金、ＮＨＫ受信料	39	15	0.3	0.2	0.1
	6	供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入	224	6	1.7	2.1	△ 0.4
	7	特許権、実用新案権、著作権等を有している	223	7	1.7	2.8	△ 1.1
	8	美術品及び工芸品等の購入	6	21	0.0	0.1	△ 0.1
	9	特定情報の提供者	218	8	1.6	1.8	△ 0.2
	10	複数年度の使用を前提とした物件の賃借	960	2	7.2	5.0	2.2
	11	情報システムの（当初の）開発者	411	5	3.1	6.5	△ 3.4
	12	特注の機械、設備の製造者	37	16	0.3	0.3	0.0
	13	互換性･連動性を確保する必要がある	213	9	1.6	1.4	0.2
	14	複数年度の実施を前提とした事業	130	12	1.0	3.4	△ 2.4
	15	電気需給契約、電話料金	4	23	0.0	0.1	△ 0.1
	計		2,703		20.2	26.2	△ 6.0
C	16	「12」以外の機械、設備の製造者	140	11	1.0	3.5	△ 2.5
	17	連絡体制（ネットワーク、組織）を有している	17	20	0.1	1.9	△ 1.8
	18	リース物件の所有者による保守等	1	24	0.0	0.3	△ 0.3
	19	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	789	3	5.9	20.5	△ 14.6
	20	秘密性、安全性の保持	18	19	0.1	0.7	△ 0.6
	21	契約実績、経験を有する	625	4	4.7	8.4	△ 3.7
	22	公平性、中立性を有している	45	14	0.3	1.0	△ 0.7
	23	特殊な施設･設備を有する	5	22	0.0	0.6	△ 0.6
	24	「6」以外の書籍、新聞の購入	102	13	0.8	0.7	0.1
	計		1,742		13.0	37.5	△ 24.5
25　その他			1,690		12.6	10.5	2.1
合計			13,398		100	100	

（注）一つの契約について複数の具体的理由が公表されている場合は、原則として、異なるグループの理由についてはＡ、Ｂ、Ｃの順に優先し、同じグループの理由については、公表理由の中で最初に記載されているものを優先して分類している。

また、契約種類別にこれら25項目の件数割合及び17年度と比較しての変化の状況をみると、図表2-13のとおりである。

これによると、「工事（設計、調査等を含む。）」については、Ｃグループが17.6ポイント減少しているのに対して、Ｂグループは19.2ポイント増加しており、その中でも「13 互換性・連動性を確保する必要がある」の増加が大きくなっている。

「用地取得・補償」については、17年度ではすべてがＢグループの「3 場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料」となっていたが、19年度（12月まで）は該当する契約がない。

「物品等の購入」については、Ｂグループが過半を占めており、そのほとんどが「6 供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入」（44.5%）となっている。

「物品等の製造」については、Ａグループが21.0ポイント増加して34.7%と多くなったのに対して、Ｂ、Ｃグループはそれぞれ19.4ポイント、16.3ポイント減少し、いずれも20%程度となっている。

「物品等の賃借」については、Ｂグループが87.7%で、そのうち「10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借」だけで76.2%を占めている。

「役務」については、Ａグループの企画競争は62.3%と倍増しているのに対し、Ｃグループは27.6ポイント減少して13.3%となっている。

その結果、契約種類別の具体的な理由の状況を17年度と比較すると、いずれの契約種別においてもＣグループの割合は前年度以下となっており、また、「役務」、「物品等の製造」においては、Ｂ及びＣグループの減少に伴ってＡグループが大幅に増加している。

図表2-13　契約種類別の具体的な理由及びその変化

上段：平成17年度（単位：％）
下段：平成19年度（12月まで）（単位：％）

具体的な理由＼契約種類		工事（設計、調査等を含む。）	用地取得・補償	物品等の購入	物品等の製造	物品等の賃借	役務	合計
A	1 企画競争	19.1 17.1		0.5 0.4	13.7 34.7	0.1 0.8	30.2 62.3	25.8 54.2
B	2 法令、協定等	3.4		0.1 0.2	0.6 1.7	0.3 0.1	2.1 1.5	1.8 1.4
	3 場所限定施設・敷地		100		0.6	4.8 1.9	0.0 0.0	0.4 0.2
	4 官報印刷等			0.8 1.0	9.2 6.4	0.1	0.1 0.1	0.3 0.2
	5 光熱水料等			0.1 0.2			0.2 0.3	0.2 0.3
	6 出版元等			32.9 44.5	0.3 0.6	0.2	0.1 0.1	2.1 1.7
	7 特許権等			4.1 1.2	18.7 11.0	0.4 2.2	2.5 1.5	2.8 1.7
	8 美術品等購入			1.7 1.0	0.6	0.1	0.0	0.1 0.0
	9 特定情報提供者			1.2 2.1	0.3	0.4 0.2	2.0 1.8	1.8 1.6
	10 複数年賃借			0.3 1.5		65.1	0.5 1.0	5.0 7.2
	11 システム開発者	9.3 8.5		2.7	10.2	7.3 0.9	6.6 3.4	6.5 3.1
	12 特注機械設備	0.5		0.6 1.0	0.3 0.6	0.1	0.3 0.3	0.3 0.3
	13 互換性・連動性	6.4 21.4		3.0 0.2	1.0 1.7	2.2 5.9	1.2 1.0	1.4 1.6
	14 複数年事業	1.5 3.4		0.2 0.2	1.9	0.5 0.4	4.0 1.1	3.4 1.0
	15 電気・電話					0.1	0.1 0.0	0.1 0.0
C	16 機械設備の製造者	19.6 4.3		8.1 0.6	3.2 0.6	0.2 0.4	3.1 1.1	3.5 1.0
	17 連絡体制						2.3 0.1	1.9 0.1
	18 リース物件の所有者	5.4				0.2	0.2 0.0	0.3 0.0
	19 知識、知見、技術	28.4 20.5		0.7 0.2	13.7 5.2	1.8	23.5 6.6	20.5 5.9
	20 秘密性、安全性				6.0 4.6	0.5	0.6 0.1	0.7 0.1
	21 契約実績、経験	5.9 17.9		1.2 1.2	13.7 9.8	1.6 0.5	9.3 5.0	8.4 4.7
	22 公平性、中立性	1.0				0.1	1.2 0.4	1.0 0.3
	23 特殊な施設・設備			1.0		0.3 0.1	0.6 0.0	0.6 0.0
	24 書籍、新聞の購入			11.5 20.4		0.2	0.0 0.0	0.7 0.8
	25 その他	2.9 3.4		29.2 23.9	7.3 22.0	13.6 10.4	9.1 12.3	10.5 12.6
A		19.1 17.1		0.5 0.4	13.7 34.7	0.1 0.8	30.2 62.3	25.8 54.2
B		17.6 36.8	100	47.8 53.2	42.5 23.1	81.6 87.7	19.8 12.1	26.2 20.2
C		60.3 42.7		22.5 22.5	36.5 20.2	4.8 1.1	40.9 13.3	37.5 13.0

(3) 19年報告に掲記した契約（個別の事態）の見直し状況

ア　個別の事態の見直し状況

19年報告で報告した個別の事態601件について、19年度末現在で当局が講じた見直し状況を次のとおり区分し、府省等別に示すと図表2-14のとおりである。

<table>
<tr><td colspan="3">措置済み</td><td>19年次検査において移行すべきと認めた契約方式等による契約を19年度末までに締結したもの（ただし、不落・不調随契は競争契約に含めている。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">措置未済</td><td>19年次検査において移行すべきと認めた契約方式等と比較して、19年度末までに締結した契約が不十分な契約方式等となっているもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（内訳）</td><td colspan="2">20年度に措置予定</td><td>19年次検査において移行が相当と認めた契約方式等による契約を20年度に締結することを予定しているもの</td></tr>
<tr><td></td><td>うち20年7月1日現在で措置済み</td><td>20年7月1日までに契約が締結されたもの</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">未　定</td><td>19年次検査において移行が相当と認めた契約方式等による契約を20年度に締結する予定がないもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">当該年度限りなど</td><td>契約内容となる具体的な業務内容が契約年度限りのもの又は翌年度以降は当該業務は行わないことにしたものなど（翌年度に少額随契となったものを含む。）</td></tr>
</table>

図表2-14　個別の事態に係る見直し状況（平成19年度末現在）

（単位：件）

府省等	個別の事態	見直し状況（平成19年度末現在）							
		措置済み			措置未済			当該年度限りなど	合計
		競争契約に移行	企画随契に移行	公募を実施	20年度に措置予定	（うち20年7月1日現在で措置済み）	未定		
内閣	4	1	－	－	－	(－)	2	1	4
内閣府	23	14	－	－	1	(1)	1	7	23
総務省	39	20	－	－	6	(2)	2	4	32
法務省	98	72	－	－	29	(27)	2	11	114
外務省	12	8	－	－	3	(3)	－	－	11
財務省	75	39	11	24	1	(－)	－	6	81
文部科学省	8	6	－	－	2	(1)	－	－	8
厚生労働省	73	54	－	－	9	(8)	6	1	70
農林水産省	62	45	1	1	7	(7)	1	13	68
経済産業省	22	8	8	－	1	(1)	1	6	24
国土交通省	111	74	3	－	3	(－)	2	29	111
環境省	3	－	－	－	－	(－)	－	3	3
防衛省	11	7	－	－	1	(1)	－	2	10
国会	35	12	－	－	12	(9)	3	5	32
裁判所	21	17	－	－	－	(－)	－	2	19
会計検査院	4	2	－	－	－	(－)	－	1	3
合　　計	601	379	23	25	75	(60)	20	91	613
		427			95				

注(1) 個別の事態の見直しの結果、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、「個別の事態」と「見直し状況（平成19年度末現在）」の「合計」の件数は一致しない。
注(2) 「競争契約」には、見直し後に競争入札を行った結果、不落・不調随契となったものを含めている。

上記601件の見直し状況（複数の契約に分割したり、統合したりなどしているため、見直し後の件数（以下「見直し後の件数」という。）は613件）をみると、「措置済み」が427件ある一方、「措置未済」も95件残っている。

「措置未済」95件は、競争契約等への移行手続に相当の期間を必要とするとして、19年度も引き続き随意契約を行っているものなどであるが、その事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

［関連する業務を実施している業者と同一の者に請け負わせる必要があるとして引き続き随意契約を行っているもの］

①　人事院は、平成17、18両年度に、国家公務員採用試験のインターネットによる合格発表業務について、限られた日程で膨大なデータ処理を確実に行い、かつ秘

密を保持できるとして、試験の受付、採点結果等に係る電算処理業務を委託している業者と同一の業者に行わせる必要があることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度4,986千円、18年度4,986千円）を行っていた。そして、19年度においても、上記の理由から、引き続き同者と随意契約（契約金額5,130千円）を行っている。

なお、同院は、本業務については、仕様書において業務内容や電算処理業者との業務の連携等について具体的に記述するなどして、22年度までに競争契約に移行することを検討している。

［行政サービスの低下を懸念して引き続き随意契約を行っているもの］

② 経済産業本省は、平成17、18両年度に、電話交換業務について、省内の各部局の業務に精通していることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度14,902千円、18年度14,866千円）を行っていた。そして、19年度においても、業者が代わることにより行政サービスが低下するおそれがあるとして、引き続き同者と随意契約（契約金額17,117千円）を行っている。

なお、同省は、20年度は、マニュアルを整備するなどして、当該業務を一般競争契約（契約金額16,605千円）に移行した。

［ソフトウェアの設計業者でなければ対応できないとして引き続き随意契約を行っているもの］

③ 衆議院は、平成17、18両年度に、消防用機器設備等の保守業務について、システムを制御するソフトウェアの保守、修理はソフトの設計者であるメーカー系の業者でなければ対応できないとされていることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度5,959千円、18年度5,959千円）を行っていた。そして、19年度においても、上記の理由から、引き続き同者と随意契約（契約金額5,299千円）を行っている。

なお、同院は、20年度からは、他省庁では同様の設備の保守点検を一般競争契約に移行していて特段の問題等が生じていないことも踏まえ、仕様書に業務内容等を詳細に記述するなどして、競争契約に移行することとしている。

［関係部署との調整に相当の期間を必要とするとして引き続き随意契約を行っているもの］

④ 参議院は、平成17、18両年度に、防犯カメラの保守業務について、既設設備の状況に精通していることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度7,274千円、18年度7,274千円）を行っていた。そして、19年度においても、故障の復旧までに長時間を必要とすることとなった場合の防犯対策について、関係部署との調整に時間を必要とするとして、引き続き同者と随意契約（契約金額7,272千円）を行っている。

なお、同院は、20年度は、上記の防犯対策について関係部署と調整が整ったため、他の設備に係る保守業務と合わせて指名競争契約(契約金額11,445千円）に移行した。

イ　個別の事態について見直し後における競争性等の状況

(ｱ) 見直し後における応札者数、落札率等

上記のとおり、19年報告における個別の事態については、その多くが競争契約等に移行しているが、移行に当たっては実質的な競争性が確保されていることが重要である。

そこで、上記アの個別の事態のうち、19年度末までに見直しにより競争契約又は企画随契に移行したもの409件（見直し後の件数はそれぞれ371件及び23件、計394件（不落・不調随契を除く。））について、応札者（応募者）の数、落札率等の状況はどのように変化しているかについてみたところ、図表2-15のとおりとなっている。

図表2-15　個別の事態に係る競争契約等に移行後における平均落札率等の状況

①競争契約に移行後における平均落札率等の状況　（単位：件、%）

区　分	競争契約に移行前の状況	競争契約に移行後の状況				
		全体(A)	1者応札(B) ((B)/(A))	2者以上応札(C) ((C)/(A))	(B)のうち 契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	(B)のうち 契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件　数	392	371	191 (51.5)	180 (48.5)	171 [89.5]	20 [10.5]
平均落札率	93.9	82.0	92.7	70.4	92.8	91.7

②企画随契に移行後における平均落札率等の状況　（単位：件、%）

区　分	企画随契に移行前の状況	企画随契に移行後の状況				
		全体(A)	1者応募(B) ((B)/(A))	2者以上応募(C) ((C)/(A))	(B)のうち 契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	(B)のうち 契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件　数	17	23	9 (39.1)	14 (60.9)	4 [44.4]	5 [55.6]
平均落札率	99.7	96.2	99.8	94.8	99.7	100

(注) 個別の事態の見直しの結果、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、また、見直し後に競争入札を行ったが不落・不調随契となったものは移行後の分析対象から除いているため、「競争契約に移行前の状況」又は「企画随契に移行前の状況」の件数は、それぞれ「競争契約に移行後の状況」又は「企画随契に移行後の状況」の「全体(A)」の件数とは一致しない。

これによると、競争契約の応札者数については、1者応札のものが191件で50%強を占めているが、このうち、90%弱の171件においては、随意契約当時と同じ契約相手方となっていた。

また、全体の平均落札率については、移行前の93.9%から移行後は82.0%へ

11.9ポイント低下しているが、1者応札の場合、その平均落札率は移行前とほぼ同水準の92.7%となっており、競争契約には移行したものの依然として実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

(ｲ) 見直し後における公告等の方法、参加資格等

第2-1-(2)のとおり、契約全体に占める競争契約の割合は増加しているものの、1者応札の割合も増加しており、また、上記(ｱ)のとおり、個別の事態についても、競争契約に移行したものの中で1者応札のものは50%強を占めている。

一方、一般競争入札の実施に当たっては、第1-3-(2)のように、入札の参加に必要な資格要件を定めたり、入札を関係業者等に周知するため、必要な事項を官報等により公告したりすることとされているが、資格要件の定めは必要最小限のものとし、適切な方法で公告が行われることが、競争参加者の拡大につながると考えられる。

そこで、個別の事態のうち、19年度末までに競争契約若しくは企画随契に移行し又は公募を実施した契約418件（不落・不調随契を除く。）について、競争契約等に移行する際の公告等の方法、入札参加資格のうちの契約実績要件について、1者応札（応募）となった契約と2者以上応札（応募）となったものとに区分して比較すると以下のとおりである。

a　公告等の方法

入札等への参加者の募集を行う公告等がどのような方法で行われたかをみると、図表2-16のとおり、1者応札（応募）の場合、掲示板にのみ公告等を掲載していたものの割合が37.4%で、2者以上応札（応募）の場合の22.8%に比べ、14.6ポイント高くなっている。これに対して、2者以上応札（応募）の場合、ホームページに掲載していたものの割合が75.8%で、1者応札（応募）の場合の62.1%に比べ、13.7ポイント高くなっている。

図表2-16　競争契約等の実施状況①（公告等の方法）

（単位：件、%）

区　　分	件数	a 掲示板のみ		b ホームページを含む方法		c その他	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
1者応札（応募）	203	76	37.4	126	62.1	1	0.5
2者以上応札（応募）	215	49	22.8	163	75.8	3	1.4
計	418	125	29.9	289	69.1	4	1.0

b　過去の実績要件

入札公告、入札説明書、応募要領等においては、通常、入札、企画競争又は公募に参加するための資格要件が示されている。この要件について、過去の契約実績又は業務実績を求めているかどうかをみると、図表2-17のとおり、1者応札（応募）の場合、過去の契約実績等を求めているものが43.3%あり、2者以上応札（応募）の場合の25.1%に対し、18.2ポイント高くなっている。

図表2-17　競争契約等の実施状況②（過去の実績要件）

（単位：件、%）

区　　分	件数	過去の実績要件			
		過去の契約実績等を求めている		過去の契約実績等を求めていない	
		件数	割合	件数	割合
1者応札（応募）	203	88	43.3	115	56.7
2者以上応札（応募）	215	54	25.1	161	74.9
計	418	142	34.0	276	66.0

(ｳ) 競争性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例

上記(ｲ)の検査状況を踏まえつつ、個別の事態の中から、随意契約から競争契約等に移行し、かつ、1者応札（応募）となっているものについて検査したところ、競争性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例が12件見受けられ、このうち、公益法人以外を契約相手方とする事例9件は、次のとおりである（公益法人を契約相手方とする契約に係る事例は、後掲第2-3-(3)に記述している。）。

a　公告等の方法が限定的となっているもの

1者応札（応募）となっていたもののうち、公告等の方法が掲示板のみとなっていたものが、図表2-16のとおり76件あったが、このようにより多くの者に周知する工夫がなされていないため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

⑤　厚生労働省国立国際医療センターは、平成17､18両年度に、施設（研修センター）の空調自動制御装置の保守業務について、施設建設時の状況に詳しく専門的知識、経験を有しているため迅速な対応が可能であることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度4,473千円、18年度4,473千円）を行っていた。これについて、同センターは、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契

約金額4,620千円）を行った。
　しかし、上記の入札に当たっては、入札公告を施設内の掲示板にのみ掲示しているが、公告を十分に周知させるためには、ホームページ等においても掲示すべきであったと認められる。

b　入札や応募の条件が制限的なものとなっていたり、その内容が明確でなかったりしているもの

入札や応募の参加者に求める業務実績の要件や業務従事者の資格要件を必要以上に限定していたり、求める業務実績の内容を明確に記述していなかったり、契約内容との関連性が薄い事項を資格要件に含めたりしているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

［求める業務実績の内容に必要以上の規模の要件を含めているもの］
⑥　総務本省は、平成17、18両年度に、国家公務員宿舎の管理業務について、効率的に管理業務を行うためには同一の者に長期間管理を委託することが望ましいことなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度5,670千円、18年度5,670千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額5,670千円）を行った。
　しかし、上記の入札に当たっては、年間1,000戸以上の国家公務員宿舎の管理実績を有することなどを参加要件として求めているが、契約の対象とする宿舎は157戸であるため、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件を緩和すべきであったと認められる。

［業務実績の要件について機種や受注形態を限定しているもの］
⑦　経済産業本省は、平成17、18両年度に、研修所の吸収式冷温水器等の保守点検業務について、本機器の製造メーカーの関連サービス会社であることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度3,021千円、18年度3,021千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額2,990千円）を行った。
　しかし、上記の入札に当たっては、具体的な保守対象機種についての元請としての保守点検業務実績を有することなどを参加資格として求めているが、このように特定の機種や元請としての業務実績に限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

［業務実績の要件について機種や発注者を限定しているもの］
⑧　衆議院は、平成17、18両年度に、吸収式冷温水器の保守点検業務について、設

備に独自の技術が用いられているため製造メーカーか指定業者でなければ保守を行うことができないことを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度3,533千円、18年度3,533千円）を行っていた。これについて、同院は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額3,533千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、具体的な保守対象機種について官公庁を発注元とした複数年の保守点検業務実績を有することなどを参加資格として求めているが、このように機種や発注元を限定する必要は必ずしもないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

［業務従事者の資格要件を限定しているもの］

⑨　内閣本府は、平成17、18両年度に、庁舎の警備業務について、国の行為を秘密にする必要があることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度107,440千円、18年度122,781千円）を行っていた。これについて、同府は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額110,503千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、業務に従事する警備員はすべて正社員であることなどを参加要件としているが、必ずしもすべてが正社員である必要はないと思われることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

［求める業務実績の内容を明確に記述していないもの］

⑩　外務省は、平成17、18両年度に、公式記録写真をデジタル化し保存する業務について、使用しているシステムの製造メーカーであることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度4,076千円、18年度3,834千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方とは異なる業者の1者応札となり、同者と契約（契約金額2,381千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、「本件と類似の業務の実績」を有することなどを参加要件としているが、本件契約について参加者に求めているのは、公式記録写真のデジタル保存業務に限定されるものではないことから、広く写真のデジタル保存業務の実績であることを明確に記載すべきであったと認められる。

［契約実績の要件に業務内容との関連性が薄い事項を含めているもの］

⑪　厚生労働省国立国際医療センターは、平成17、18両年度に、ホームページの保守業務について、ホームページの構築業者であり保守業務の実績を有することなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度5,607千円、18年度5,607千円）を行っていた。これについて、同センターは、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額5,607千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、本件業務における質の確保を目的に、病床数600床以上の医療機関における同種業務の契約実績を有することを参加資格として求めているが、この要件と契約内容であるホームページの保守業務との関連性は薄いと考えられることから、これを要件とする必要はなかったものと認めら

れる。

（注）単価契約によるものは年間の支払金額を契約金額としている。以下同じ。

c　仕様書等の内容が明確でないもの

仕様書等の記載内容が明確でなく、従来の契約相手方しか判断できない内容の部分があることから、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

⑫　農林水産省近畿農政局は、平成17年度に、職員の寮の維持管理、清掃、給食等の業務について、実績を有しており業務に精通していることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額10,124千円）を行っていた。これについて、同局は、18年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額10,353千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たって示した仕様書をみると、清掃の範囲が明確でなく、寮の規模（世帯数等）や給食の仕様が明記されていないなど、従来の契約相手方しか判断できない内容の部分があることから、仕様書の記載内容を明確にすべきであったと認められる。

d　公募において契約予定相手方名を表示しているもの

公募は、従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかの確認のために行われるが、公募において契約予定相手方名を表示しているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

⑬　気象庁は、平成17、18両年度に、無停電電源装置の点検、調整業務について、本装置の製造、施工者であり十分な技術を有することなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度1,470千円、18年度1,680千円）を行っていた。これについて、同庁は、19年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととし、公募したところ、応募者がいなかったため、従来の契約相手方と随意契約（契約金額1,155千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、その公告において契約予定相手方名として従来の契約相手方名を記載しているが、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方名として表示せずに公告すべきであったと認められる。

(4) 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況

ア　随意契約点検の対象となった契約の見直し状況

前記の第1-5のとおり、各府省等は、17年度に締結した随意契約について随意契約によることが適切かどうかの点検を行い、その結果と併せて「随意契約見直し計画」を公表している。

そこで、17年度に内部部局が締結した契約で随意契約点検の対象となった15,279件のうち、18年度又は19年度（12月まで）に締結された契約と対応することが各府省等から提出された調書から把握できた7,595件（見直し後の件数は7,680件）について、19年12月までに各府省等が講じた見直し措置の状況を府省等別にみると図表2-18のとおりである。

これによると、19年12月までに競争契約等に移行したものが2,622件（34.1%）（競争契約に移行1,380件、企画随契に移行889件、公募を経た随意契約に移行353件）ある一方、引き続き随意契約を行っているものが5,058件（65.9%）（うち随意契約点検の結果、各府省等が引き続き随意契約によらざるを得ないとしているもの2,199件）ある。

図表2-18　点検対象となった随意契約の見直し状況（平成19年12月末現在）

（単位：件、%）

府省等	点検対象となった随意契約	左のうち対応関係が把握できたもの	見直し状況（平成19年12月末現在）						合計
			競争契約(a)	企画随契(b)	公募を経た随意契約(c)	(a)+(b)+(c)	引き続き随意契約	うち随契によらざるを得ないもの	
内閣	191	126	13	14	16	43	87	35	130
内閣府	1,243	605	82	58	26	166	376	217	542
総務省	1,123	616	151	21	36	208	415	31	623
法務省	401	221	44	9	1	54	162	54	216
外務省	477	270	19	13	9	41	242	87	283
財務省	627	423	93	19	47	159	242	56	401
文部科学省	2,890	1,376	45	71	13	129	1,283	526	1,412
厚生労働省	1,346	767	77	145	6	228	612	423	840
農林水産省	855	509	165	179	46	390	218	79	608
経済産業省	1,643	613	216	102	3	321	278	69	599
国土交通省	2,656	983	220	163	135	518	440	98	958
環境省	1,061	613	158	92	9	259	353	287	612
防衛省	84	36	23	−	5	28	8	5	36
国会	491	314	52	2	−	54	245	205	299
裁判所	129	80	12	−	−	12	70	16	82
会計検査院	62	43	10	1	1	12	27	11	39
合　　計	15,279	7,595	1,380 (18.0)	889 (11.6)	353 (4.6)	2,622 (34.1)	5,058 (65.9)	2,199 (28.6)	7,680 (100)

注(1) 随意契約点検の対象となった平成17年度契約に対応する18年度又は19年度（12月まで）契約の中には、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、「左のうち対応関係が把握できたもの」と「見直し状況（平成19年12月末現在）」の「合計」の件数は一致しない。

注(2) 「競争契約」には、見直し後に競争入札を行った結果、不落・不調随契となったものを含めている。

注(3) 「公募を経た随意契約」については、平成18年度における実施状況を把握していないため、19年度において実施したもののみを計上している。

注(4) 「引き続き随意契約」とは、見直し後、公募を実施しないで、引き続き企画競争を経ない随意契約を行っているもの及び引き続き企画随契を行っているものである。

注(5) 「うち随契によらざるを得ないもの」とは、随意契約点検の結果、各府省等が引き続き随意契約によらざるを得ないとしているものである。

イ　見直し後における競争性等の状況

(ｱ) 見直し後における応札者数、落札率等

各府省等においては、「随意契約見直し計画」に基づき契約の適正化を進めているが、前記(3)のとおり、19年報告における個別の事態について、競争契約等に移行したものの中にも競争性の確保に関して検討を必要とすると認められた事例が見受けられることから、競争契約等への移行に当たっては、その実質的な競争性が確保されることが重要である。

そこで、上記アの7,595件のうち、19年12月までに見直しにより競争契約又は企画随契に移行したもの2,243件（見直し後の件数はそれぞれ1,329件及び889件、計2,218件（不落・不調随契を除く。））について、応札者（応募者）の数、落札率等はどのようになっていたかについてみたところ、図表2-19のとおりとなっている。

図表2-19　競争契約等に移行後における平均落札率等の状況

①競争契約に移行後における平均落札率等の状況　（単位：件、%）

区　分	競争契約に移行前の状況	競争契約に移行後の状況				
		全体(A)	1者応札(B) ((B)/(A))	2者以上応札(C) ((C)/(A))	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件　数	1,311	1,329	783 (58.9)	546 (41.1)	647 [82.6]	136 [17.4]
平均落札率	96.0	87.1	93.7	76.4	93.5	94.5

②企画随契に移行後における平均落札率等の状況　（単位：件、%）

区　分	企画随契に移行前の状況	企画随契に移行後の状況				
		全体(A)	1者応募(B) ((B)/(A))	2者以上応募(C) ((C)/(A))	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件　数	932	889	578 (65.0)	311 (35.0)	523 [90.5]	55 [9.5]
平均落札率	97.5	97.9	98.3	97.1	98.3	98.0

(注) 随意契約点検の対象となった平成17年度契約に対応する18年度又は19年度（12月まで）契約の中には、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、また、見直し後に競争入札を行ったが不落・不調随契となったものは移行後の分析対象から除いているため、「競争契約に移行前の状況」又は「企画随契に移行前の状況」の件数は、それぞれ「競争契約に移行後の状況」又は「企画随契に移行後の状況」の「全体(A)」の件数とは一致しない。

これによると、競争契約に移行した1,329件の応札者数については、1者応札が58.9％の783件あるが、このうち82.6％の647件においては、随意契約当時と同じ契約相手方となっていた。また、全体の平均落札率については、移行前の96.0％から移行後は87.1％へ8.9ポイント低下し、特に、2者以上応札の場合は76.4％と19.6ポイントも低下していて、見直しの結果、実質的にも競争性が向上している状況がうかがえる。しかし、1者応札の場合には、93.7％と移行前に比べ2.3ポイントの低下にとどまっており、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

また、企画随契に移行した889件の応募者数については、1者応募が65.0％の578件あるが、このうち90.5％の523件においては、移行前と同一の契約相手方となっていた。なお、企画随契に移行した889件の平均落札率については、移行前後で変化はほとんどみられない。これは、企画競争が、競争入札と異なり、価格面での競争を行うものでないことが要因の一つになっていると考えられる。

(ｲ) 競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例

競争契約等における入札手続等に関しては、公告等の方法、参加資格等が応札（応募）者数に影響することから、これらの方法や設定内容によっては実質的な競争性が阻害されるおそれがある。

そこで、各府省等の随意契約点検の対象となった契約の中から、競争契約等に移行し、かつ、1者応札（応募）となっているものを抽出し、入札手続等について検査するとともに、企画随契に移行し複数者の応募があったものについても抽出し、企画競争の実施方法等について検査した。その結果、(3)の個別の事態に係る見直し状況の場合と同様に、競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められたものが37件見受けられ、この中で、公益法人以外を契約相手方とする事例16件のうち、主なものを示すと次のとおりである（公益法人を契約相手方とする契約に係る事例は、後掲第2-3-(4)に記述している。）。

ａ　入札や応募の条件が制限的なものとなっているもの

入札や応募の参加者に求める業務実績の要件を必要以上に限定していたり、競争参加資格等級を限定して指定したりなどしているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

［契約実績を限定して審査項目としているもの］

⑭　消防庁は、平成17、18両年度に、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に関する調査検討業務について、危険物及びバイオマス燃料等に関する調査研究実績を有することなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度68,471千円、18年度40,624千円）を行っていた。これについて、同庁は、19年度に企画競争に移行することとし、参加者を募集したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同者と随意契約（契約金額25,954千円）を行った。

しかし、上記の企画競争に当たっては、バイオマス燃料の安全対策に係る調査研究実績を審査項目に含めることを応募要領において示しているが、危険物及びバイオマス燃料の安全対策に係る知見を有していれば、これに係る調査研究実績を有することに限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この審査項目の緩和について検討すべきであったと認められる。

［業務実績の要件について機種型式を限定しているもの］

⑮　国土交通本省は、平成17、18両年度に、ガス吸収冷暖房機の点検保守業務について、同機器の設置業者であり緊急時にも柔軟に対応できることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度18,270千円、18年度23,293千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額25,725千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、保守対象となる機器と同じ型式番号のガス吸収冷暖房機の保守点検業務実績を有することなどを参加要件として求めているが、このように同じ型式番号のものに限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の必要性について検討すべきであったと認められる。

［競争参加資格等級を限定して指定しているもの］

⑯　農林水産本省は、平成17年度に、薬事法承認・許可等電子台帳システムの修正及びデータ入力業務について、本システムのプログラム全体の互換性を確保することなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額6,090千円）を行っていた。これについて、同省は、18年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、再度の入札をしても入札額が予定価格を上回っていたため、入札を中止し、同者と価格交渉の上、随意契約（契約金額5,460千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、競争参加資格等級が「Ａ」又は「Ｂ」等級の業者であることを参加要件としているが、同省の規程上は本契約の予定価格の額に対応する業者は「Ｃ」等級とされていることから、これを含めた競争参加資格等級の指定にすべきであったと認められる。

［必要以上の技術等を参加要件としているもの］

⑰　外務省は、平成17、18両年度に、庁舎内の国際会議室における同時通訳設備及

び音響設備の運用業務について、設備に特注品を使用しておりノウハウが必要であることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度8,125千円、18年度4,787千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととし、公募したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同者と随意契約（契約金額6,806千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、国際会議室において使用している複数社製の機器すべてについて精通していること、常時業務が可能な自社技術者が15名以上在籍していることを参加要件として求めているが、マニュアル等の整備により同時通訳設備等の運用は可能であることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の緩和について検討の余地があったと認められる。

b　公募において契約予定相手方名を表示しているもの

公募は、従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかの確認のために行われるが、公募において契約予定相手方名を表示しているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

⑱　財務本省は、平成17、18両年度に、庁舎内の国会情報掲示システムの機器等の保守業務について、機器の製造販売元であり同機器の保守を行っている唯一の業者であることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度4,516千円、18年度3,118千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととし、公募したところ、応募者がいなかったため、従来の契約相手方と随意契約（契約金額2,496千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、その公告において契約予定相手方名として従来の契約相手方名を記載しているが、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方名として表示せずに公告すべきであったと認められる。

⑲　環境省は、平成17、18両年度に、希少生物の細胞等の遺伝資源をタイムカプセル化し長期保存する業務について、凍結保存に関する知見、技術及び長期保存のできる施設を有していることなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額：17年度75,500千円、18年度80,000千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととし、公募したところ、応募者がいなかったため、従来の契約相手方と随意契約（契約金額72,954千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、その公告において契約予定相手方名として従来の契約相手方名を記載しているが、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方名として表示せずに公告すべきであったと認められる。

c　企画競争の実施方法において透明性が十分でないもの

企画競争の実施に当たって、審査における評価項目の設定、審査を実施する者の構成等において透明性の確保が図られていないと認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

［参加者募集の公告を行うなどの検討をすべきであったもの］

⑳　厚生労働本省は、平成17年度に、海外の医療材料等に係る調査業務について、業務を熟知していることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額19,692千円）を行っていた。

18年度において、調査の実施方法等や業務遂行能力が最も優れた者を選定する企画競争を実施したところ、従来の契約相手方を含む2者から応募があり、審査の結果、従来の契約相手方を選定し、同者と契約（契約金額12,000千円）を行った。

しかし、本件契約について、企画競争の実施方法をみると、参加を募集する公告を行わず事業実施部局（担当課）において選定した業者にのみ参加を依頼しており、また、審査も業務の事業実施部局の職員のみで行っているが、審査の公正性及び透明性を向上させるため、ホームページ等を利用した参加者の募集や事業実施部局以外の職員も含めた審査をすべきであったと認められる。

［審査を行う者、審査項目の設定などについて検討すべきであったもの］

㉑　経済産業本省は、平成17年度に、事業再生に関する専門分科会の設置・運営、調査研究業務等について、事業再生に関する幅広い知見とネットワークを有していることを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額208,931千円）を行っていた。

18年度において、上記の業務の内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する企画競争を実施したところ、従来の契約相手方を含む3者から応募があり、審査の結果、従来の契約相手方を選定し、同者と契約（契約金額156,400千円）を行った。

しかし、本件契約について、企画競争の実施方法をみると、審査の観点は公募要領にて示しているものの、採点を行わずに事業実施部局（担当課）の職員2名のみで契約相手方を選定していたり、審査の過程等を示す書類を保存していなかったりしていて、審査の公正性及び透明性に欠けていたと認められる。

ウ　競争性、経済性を高める工夫をしている事例

随意契約から競争契約等に移行したもののうちには、各府省等において競争性を高める工夫をして競争契約等に移行しているものがあり、これらの事例を参考として示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

［業務実施に必要な専門的な資料を国が作成することにより競争契約に移行しているもの］

参考①　財務本省は、平成17年度に、税関研修所の職員を対象に外国語の研修を行う業務について、専門的知識を有することなどを理由に、特定の業者と随意契約（契約金額5,076千円）を行っていた。

同省は、18年度には、業務に特有な用語や言い回しに係る部分は国が教本を作成して業者に提供することとして、一般競争入札を実施（入札者3者）し、その結果、従来とは別の業者と契約（契約金額2,825千円）を行っており、落札率も低下している。

［電子複写機の保守契約について支払予定額を定めることにより国庫債務負担行為に基づく複数年度契約を行っているもの］

参考②　財務省東海財務局は、平成17、18、19各年度に、電子複写機の保守及び消耗品の供給を行う業務について、使用枚数により支払金額が決まり、あらかじめ額を確定することが困難であるため国庫債務負担行為による契約になじまないとして、特定の業者と単価による随意契約（契約金額：17年度15,501千円、18年度10,459千円、19年度6,951千円）を行っていた。

同局は、20年度には、5年間の予定使用枚数に基づき算定した支払予定額で契約し実績使用枚数との差は最終年度に変更契約により調整することとし、5か年度の国庫債務負担行為による一般競争入札を実施（入札者3者）し、その結果、従来とは別の業者と契約（契約金額（20年度支払予定額）4,460千円）を行い、落札率も低下している。

［業務内容を具体的に仕様書に定めることにより競争契約に移行しているもの］

参考③　農林水産本省は、平成17年度に、園芸施設共済の評価基準に関する調査業務について、専門的知識を有し園芸施設に関する価格情報を得ることができる唯一の者であることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額4,296千円）を行っていた。

同省は、18年度には、調査対象及び調査方法の概要を示した応募要領を作成し、企画競争を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同法人と随意契約（契約金額4,653千円）を行った。そして、19年度においては、同省において調査票の様式を定めるなどしてより具体的な業務内容を仕様書に示すことにより、一般競争入札（入札者2者）を行った結果、従来の契約相手方とは別の業者と契約（契約金額2,785千円）を行い、落札率が大幅に低下した。

［契約を分割することにより競争契約に移行しているもの］

参考④　資源エネルギー庁は、平成18年度に、エネルギー問題に関する①教師等対象研修会の開催等、②教育用副読本の作成・配布、③エネルギー教育を補助する教員の派遣の業務について企画競争を行い、選定した公益法人と随意契約（契約金額408,988千円）を行っていた。

同庁は、19年度には、上記①から③の業務を分割し、それぞれ総合評価方式による一般競争契約に移行したところ、②の教育用副読本の作成・配布については、3者から応札があり、上記の法人と契約（契約金額33,770千円）を行い、落札率が低下した。

また、各府省等における契約のうちには、業務の内容等から引き続き随意契約によらざるを得ない場合でも、契約額を低減させていて経済性を確保する工夫をしているものがあり、この事例を参考として示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

参考⑤　衆議院は、ＬＡＮに設置したセキュリティ製品の保守、管理運用業務について、競争に付した場合、セキュリティ構成を公表することとなり、その結果、部外者に内部のセキュリティシステムが推測されるおそれがあることなどから、平成18年度においても引き続き設置業者と随意契約（契約金額74,970千円）を行っている。

同院は、18年度の契約については、従来と同様の契約内容としていたが、予定価格の算定に当たり、定額保守以外の部分について、①従来と同様、機器1台当たり作業時間を積み上げて人件費単価を乗ずるなどした積算額のほか、②技術力の高い者も組み合わせる工夫をして算定した作業員数に人件費単価を乗ずるなどして算出した積算も行った。そして、両者を比較した結果、より経済的となった後者の積算額を予定価格として採用したところ、契約金額が約900万円低減した。

3　公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況

上記の第2-2で記述した随意契約の実施状況及び年度間の変化等に係る検査結果のうち、公益法人を契約相手方とする対象随意契約について、その実施状況、随意契約とした理由の状況及び契約の見直し状況に係る部分を抜き出して示すほか、公益法人の再委託の状況及びその変化について検査した結果を示すと次のとおりである。

(1) 公益法人を契約相手方とする随意契約の実施状況

ア　公益法人を契約相手方とする契約の競争性の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象契約のうち公益法人を契約相手方とする契約の契約方式は、図表3-1のとおり、随意契約の割合が、件数で72.7%（うち所管公益法人71.6%）、支払金額で85.4%（同82.6%）となっている。これを前年度同期と比較すると、件数で13.4ポイント（同13.9ポイント）、支払金額で11.1ポイント（同13.9ポイント）低下している。その結果、公益法人を契約相手方とする競争契約の件数割合は、前年度同期の13.9%から27.3%に高まっている。

また、企画競争等を経ない随意契約の割合は、件数では14.9%（うち所管公益法人11.9%）、支払金額で22.7%（同16.1%）となっていて、前年度同期と比較すると、件数で52.5ポイント（同55.6ポイント）、支払金額で58.0ポイント（同63.3ポイント）低下している。この割合は、契約全体でみた割合（件数で 26.2%、支払金額で43.8%）よりも低くなっていて、公益法人を契約相手方とする契約については、企画競争等を経ない随意契約が大幅に減少している。

図表3-1　公益法人を契約相手方とする契約の契約方式の状況とその変化（平成19年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%、%ポイント)

①件数

区　分	競争契約 (A)	平成18年度(12月まで) (B)	割合の増減値 (A)-(B)	随意契約 (C)	18年度(12月まで) (D)	割合の増減値 (C)-(D)	左のうち企画競争等を経ない随意契約 (E)	18年度(12月まで) (F)	割合の増減値 (E)-(F)	合計	18年度(12月まで)
契約全体	73,407	61,753		72,376	80,651		38,208	64,304		145,783	142,404
	(50.4)	(43.4)	[7.0]	(49.6)	(56.6)	[△ 7.0]	(26.2)	(45.2)	[△ 19.0]	(100)	(100)
公益法人が契約相手方	3,090	1,770		8,226	10,972		1,688	8,588		11,316	12,742
	(27.3)	(13.9)	[13.4]	(72.7)	(86.1)	[△ 13.4]	(14.9)	(67.4)	[△ 52.5]	(100)	(100)
うち所管公益法人	2,111	1,300		5,314	7,692		887	6,070		7,425	8,992
	(28.4)	(14.5)	[13.9]	(71.6)	(85.5)	[△ 13.9]	(11.9)	(67.5)	[△ 55.6]	(100)	(100)

②支払金額

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%、%ポイント)

区　分	競争契約 (A)	平成18年度(12月まで) (B)	割合の増減値 (A)-(B)	随意契約 (C)	18年度(12月まで) (D)	割合の増減値 (C)-(D)	左のうち企画競争等を経ない随意契約 (E)	18年度(12月まで) (F)	割合の増減値 (E)-(F)	合計	18年度(12月まで)
契約全体	939,219	835,730		1,304,917	1,379,588		983,771	1,244,897		2,244,137	2,215,318
	(41.9)	(37.7)	[4.2]	(58.1)	(62.3)	[△ 4.2]	(43.8)	(56.2)	[△ 12.4]	(100)	(100)
公益法人が契約相手方	25,370	6,233		148,335	172,993		39,353	144,602		173,706	179,227
	(14.6)	(3.5)	[11.1]	(85.4)	(96.5)	[△ 11.1]	(22.7)	(80.7)	[△ 58.0]	(100)	(100)
うち所管公益法人	22,917	4,838		109,106	134,939		21,191	110,978		132,024	139,778
	(17.4)	(3.5)	[13.9]	(82.6)	(96.5)	[△ 13.9]	(16.1)	(79.4)	[△ 63.3]	(100)	(100)

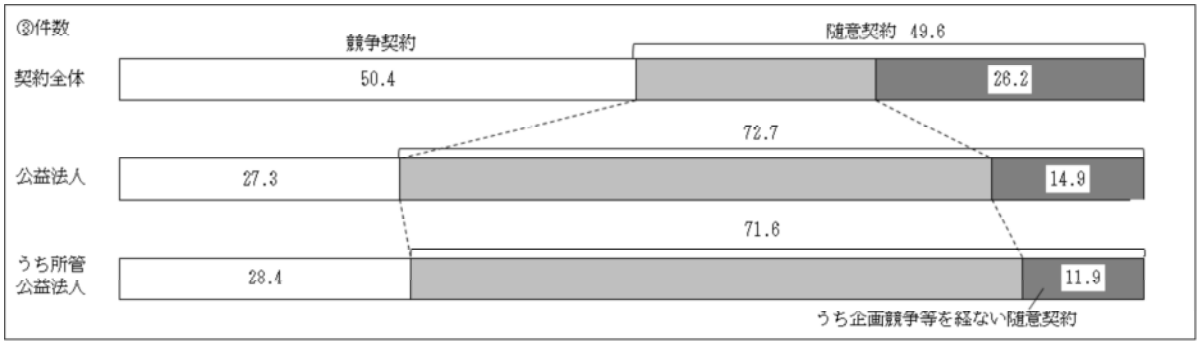

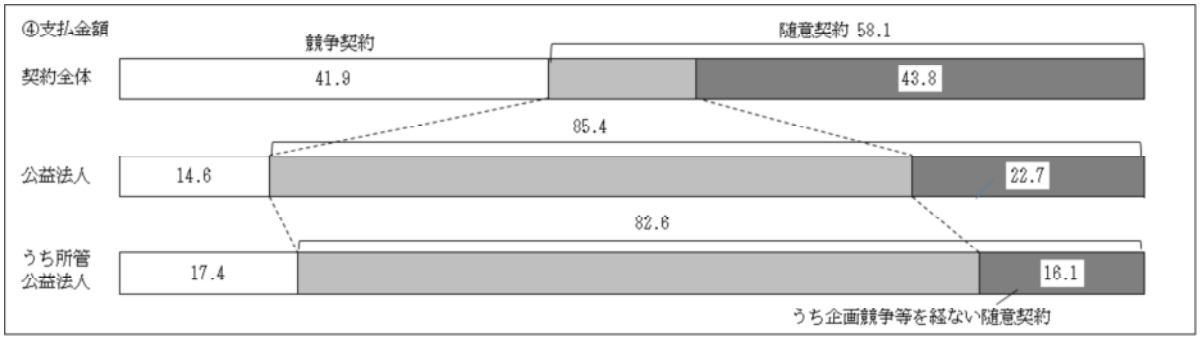

しかし、競争契約における応札者数についてみると、図表3-2のとおり、公益法人が契約相手方となっている場合の1者応札の件数割合は62.9%（うち所管公益法人65.2%）となっていて、契約全体の1者応札の割合（26.1%）と比べてかなり高くなっており、また、前年度同期と比較すると16.0ポイント（うち所管公益法人15.4ポイント）も上昇している。

また、公益法人が契約相手方となっている場合の企画随契における応募者数をみても、1者応募の件数割合が45.7%（うち所管公益法人56.1%）と最も多く、企画随契全体の1者応募の割合（26.7%）より高くなっており、前年度同期と比較しても、10.8ポイント（うち所管公益法人10.6ポイント）上昇している。

図表3-2　公益法人を契約相手方とする契約の応札者（応募者）数の状況とその変化（平成19年度（12月まで））

①競争契約

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

(a)件数

区　分	1者応札	平成18年度(12月まで)	2者応札	18年度(12月まで)	3者応札	18年度(12月まで)	4者応札	18年度(12月まで)	5者以上応札	18年度(12月まで)	合計	18年度(12月まで)
競争契約全体	19,155	10,363	11,030	8,090	7,913	6,308	5,736	4,716	29,573	32,276	73,407	61,753
	(26.1)	(16.8)	(15.0)	(13.1)	(10.8)	(10.2)	(7.8)	(7.6)	(40.3)	(52.3)	(100)	(100)
公益法人が契約相手方	1,943	831	584	414	211	131	94	78	258	316	3,090	1,770
	(62.9)	(46.9)	(18.9)	(23.4)	(6.8)	(7.4)	(3.0)	(4.4)	(8.3)	(17.9)	(100)	(100)
うち所管公益法人	1,377	647	378	261	129	88	50	48	177	256	2,111	1,300
	(65.2)	(49.8)	(17.9)	(20.1)	(6.1)	(6.8)	(2.4)	(3.7)	(8.4)	(19.7)	(100)	(100)

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

(b)支払金額

区　分	1者応札	平成18年度(12月まで)	2者応札	18年度(12月まで)	3者応札	18年度(12月まで)	4者応札	18年度(12月まで)	5者以上応札	18年度(12月まで)	合計	18年度(12月まで)
競争契約全体	165,058	98,038	106,203	76,269	89,865	74,840	86,352	70,628	491,739	515,954	939,219	835,730
	(17.6)	(11.7)	(11.3)	(9.1)	(9.6)	(9.0)	(9.2)	(8.5)	(52.4)	(61.7)	(100)	(100)
公益法人が契約相手方	21,966	2,916	1,718	1,691	687	401	234	233	763	991	25,370	6,233
	(86.6)	(46.8)	(6.8)	(27.1)	(2.7)	(6.4)	(0.9)	(3.7)	(3.0)	(15.9)	(100)	(100)
うち所管公益法人	20,373	2,485	1,284	1,086	592	284	137	144	529	838	22,917	4,838
	(88.9)	(51.4)	(5.6)	(22.5)	(2.6)	(5.9)	(0.6)	(3.0)	(2.3)	(17.3)	(100)	(100)

②企画随契

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

(a)件数

区　分	1者応募	平成18年度(12月まで)	2者応募	18年度(12月まで)	3者応募	18年度(12月まで)	4者応募	18年度(12月まで)	5者以上応募	18年度(12月まで)	合計	18年度(12月まで)
企画随契全体	4,655	2,096	1,185	1,054	1,878	1,530	1,510	1,231	8,226	6,694	17,454	12,605
	(26.7)	(16.6)	(6.8)	(8.4)	(10.8)	(12.1)	(8.7)	(9.8)	(47.1)	(53.1)	(100)	(100)
公益法人が契約相手方	1,269	793	265	296	113	166	61	81	1,071	937	2,779	2,273
	(45.7)	(34.9)	(9.5)	(13.0)	(4.1)	(7.3)	(2.2)	(3.6)	(38.5)	(41.2)	(100)	(100)
うち所管公益法人	956	695	206	232	89	134	42	57	411	408	1,704	1,526
	(56.1)	(45.5)	(12.1)	(15.2)	(5.2)	(8.8)	(2.5)	(3.7)	(24.1)	(26.7)	(100)	(100)

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

(b)支払金額

区　分	1者応募	平成18年度(12月まで)	2者応募	18年度(12月まで)	3者応募	18年度(12月まで)	4者応募	18年度(12月まで)	5者以上応募	18年度(12月まで)	合計	18年度(12月まで)
企画随契全体	62,226	24,783	8,433	4,158	25,037	17,679	18,245	4,426	49,563	49,854	163,507	100,901
	(38.1)	(24.6)	(5.2)	(4.1)	(15.3)	(17.5)	(11.2)	(4.4)	(30.3)	(49.4)	(100)	(100)
公益法人が契約相手方	22,662	8,810	2,536	1,168	929	11,066	10,796	108	5,660	7,030	42,585	28,184
	(53.2)	(31.3)	(6.0)	(4.1)	(2.2)	(39.3)	(25.4)	(0.4)	(13.3)	(24.9)	(100)	(100)
うち所管公益法人	16,199	8,701	1,864	1,097	633	10,650	10,616	31	2,234	3,284	31,548	23,766
	(51.3)	(36.6)	(5.9)	(4.6)	(2.0)	(44.8)	(33.7)	(0.1)	(7.1)	(13.8)	(100)	(100)

③競争契約（1者応札）

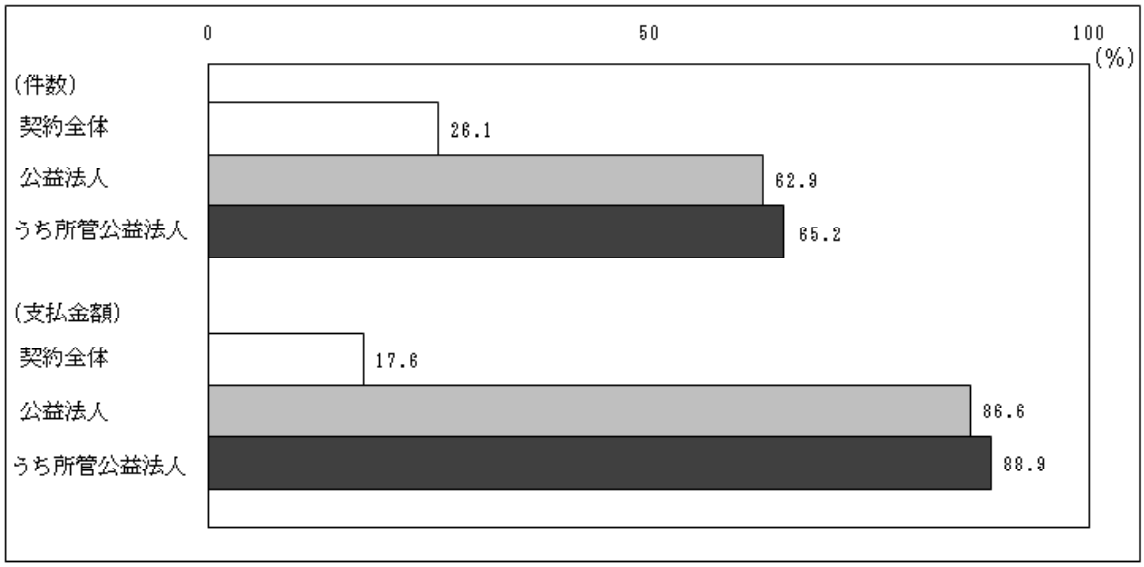

④企画随契（1者応募）

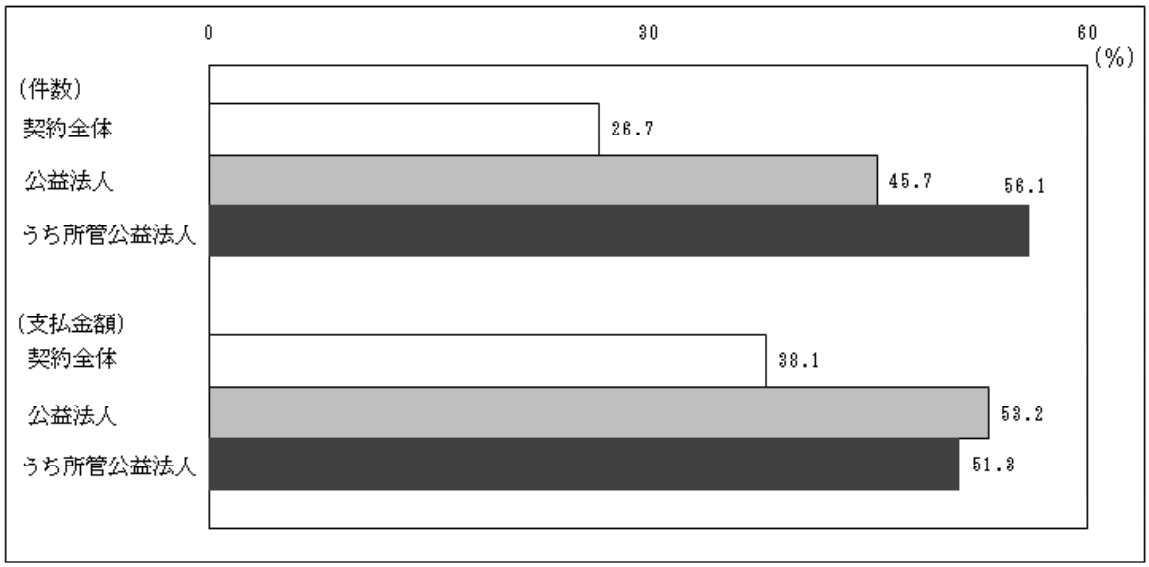

このように、契約の相手方が公益法人である場合の競争性の状況については、各府省等による「随意契約見直し計画」に基づく契約適正化への取組を反映し、前年度同期と比較して、企画競争等を経ない随意契約の割合が大幅に減少している。しかし、競争契約や企画随契において、1者応札（応募）の割合は依然として契約全体と比較して高いままであり、実質的な競争性が十分確保されていない状況となっている。

（18年度全体の状況は、巻末別表11参照）

イ　公益法人との随意契約の実施状況とその変化

(ｱ) 契約種類別の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約のうち、公益法人を契約相手方とする契約の占める割合は、図表3-3のとおり、全体でみると、件数、支払金額共に、11%程度となっており、前年度同期と比べて減少している。

これを契約種類別にみると、件数、支払金額共に、「工事（設計、調査等を含む。）」と「役務」における割合が高く、所管公益法人との契約も同様の状況となっている。これを前年度同期と比較すると、契約種類別の割合に大きな変化はないものの、ほとんどの契約種類で件数が減少しており、減少の程度は随意契約全体の場合よりも大きくなっている。

なお、公益法人が契約相手方である工事契約のほとんどは、設計、調査、現場監督補助等の業務委託となっている。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表12参照）

図表3-3　契約種類別にみた公益法人との随意契約の実施状況とその変化（平成19年度（12月まで））

①件数　（単位：件、%）

契約種類	随意契約全体(A)	(増△減率)	公益法人が契約相手方(B)	(増△減率)	公益法人の割合(B)/(A)	(平成18年度(12月まで))	(B)のうち所管公益法人が契約相手方(C)	(増△減率)	所管公益法人の割合(C)/(A)	(18年度(12月まで))
工事（設計、調査等を含む。）	10,365	(3.7)	2,712	(1.0)	26.2	＜ (26.8)	2,176	(△ 1.2)	21.0	＜ (22.0)
用地取得・補償	4,272	(28.4)	27	(△ 56.5)	0.6	＜ (1.9)	22	(△ 55.1)	0.5	＜ (1.5)
物品等の購入	3,970	(△ 24.0)	172	(△ 27.4)	4.3	＜ (4.5)	128	(△ 34.7)	3.2	＜ (3.7)
物品等の製造	3,106	(△ 3.9)	14	(△ 17.6)	0.5	＜ (0.5)	3	(△ 57.1)	0.1	＜ (0.2)
物品等の賃借	11,410	(△ 1.3)	149	(14.6)	1.3	＞ (1.1)	37	(△ 14.0)	0.3	＜ (0.4)
役務	39,253	(△ 17.0)	5,152	(△ 34.3)	13.1	＜ (16.6)	2,948	(△ 43.2)	7.5	＜ (11.0)
合計	72,376	(△ 10.3)	8,226	(△ 25.0)	11.4	＜ (13.6)	5,314	(△ 30.9)	7.3	＜ (9.5)

②支払金額　（単位：百万円、%）

契約種類	随意契約全体(A)	(増△減率)	公益法人が契約相手方(B)	(増△減率)	公益法人の割合(B)/(A)	(平成18年度(12月まで))	(B)のうち所管公益法人が契約相手方(C)	(増△減率)	所管公益法人の割合(C)/(A)	(18年度(12月まで))
工事（設計、調査等を含む。）	155,448	(1.8)	34,144	(29.6)	22.0	＞ (17.3)	26,274	(32.7)	16.9	＞ (13.0)
用地取得・補償	131,439	(0.7)	512	(△ 74.4)	0.4	＜ (1.5)	353	(△ 31.8)	0.3	＜ (0.4)
物品等の購入	95,284	(△ 31.9)	1,174	(△ 50.2)	1.2	＜ (1.7)	465	(△ 72.7)	0.5	＜ (1.2)
物品等の製造	29,883	(△ 13.8)	92	(57.2)	0.3	＞ (0.2)	33	(203.3)	0.1	＞ (0.0)
物品等の賃借	304,166	(1.4)	3,478	(9.6)	1.1	＞ (1.1)	270	(129.2)	0.1	＞ (0.0)
役務	588,694	(△ 5.3)	108,933	(△ 21.7)	18.5	＜ (22.4)	81,710	(△ 27.5)	13.9	＜ (18.1)
合計	1,304,917	(△ 5.4)	148,335	(△ 14.3)	11.4	＜ (12.5)	109,106	(△ 19.1)	8.4	＜ (9.8)

(ｲ) 府省等別の状況とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約のうち、公益法人を契約相手方とする随意契約を府省等別にみると、図表3-4及び3-5のとおり、件数、支払金額共に最も多いのは国土交通省であるが、各府省等それぞれの随意契約全体に占める割合が高いのは、件数では経済産業省(30.1%)、環境省(25.6%)、外務省(20.9%)の順、支払金額では外務省(41.7%)、厚生労働省(18.6%)、経済産業省(18.3%)の順となっている。また、所管公益法人の占める割合が高いのは、件数では環境省(16.4%)、外務省(14.0%)、国土交通省(13.6%)の順、支払金額では外務省(37.8%)、経済産業省(17.4%)、国土交通省(12.1%)の順となっている。

図表3-4　府省等別にみた公益法人との随意契約の実施状況とその変化（平成19年度（12月まで））

①件数　　（単位：件、%）

府省等	随意契約全体 (A)	(増△減率)	公益法人が契約相手方 (B)	(増△減率)	公益法人の割合 (B)/(A)		(平成18年度(12月まで))	(B)のうち所管公益法人が契約相手方 (C)	(増△減率)	所管公益法人の割合 (C)/(A)		(18年度(12月まで))
内閣	281	(△ 15.9)	32	(28.0)	11.4	>	(7.5)	-	(-)	-		(-)
内閣官房	178	(△ 19.5)	29	(38.1)	16.3	>	(9.5)	-	(-)	-		(-)
内閣法制局	9	(△ 35.7)	-	(-)	-		(-)	-	(-)	-		(-)
人事院	94	(△ 5.1)	3	(△ 25.0)	3.2	<	(4.0)	-	(-)	-		(-)
内閣府	2,787	(△ 6.7)	215	(△ 35.6)	7.7	<	(11.2)	40	(△ 63.0)	1.4	<	(3.6)
内閣本府	1,124	(△ 22.7)	182	(△ 36.6)	16.2	<	(19.7)	34	(△ 64.6)	3.0	<	(6.6)
宮内庁	163	(△ 0.6)	6	(△ 45.5)	3.7	<	(6.7)	1	(-)	0.6	>	(0.6)
公正取引委員会	26	(△ 21.2)	1	(△ 80.0)	3.8	<	(15.2)	1	(△ 75.0)	3.8	<	(12.1)
警察庁	1,332	(9.0)	19	(△ 26.9)	1.4	<	(2.1)	3	(△ 50.0)	0.2	<	(0.5)
金融庁	142	(23.5)	7	(40.0)	4.9	>	(4.3)	1	(-)	0.7	<	(0.9)
総務省	1,012	(△ 10.4)	53	(△ 36.1)	5.2	<	(7.3)	39	(△ 39.1)	3.9	<	(5.7)
総務本省	920	(△ 6.6)	35	(△ 43.5)	3.8	<	(6.3)	23	(△ 51.1)	2.5	<	(4.8)
公害等調整委員会	3	(200.0)	-	(-)	-		(-)	-	(-)	-		(-)
消防庁	89	(△ 38.2)	18	(△ 14.3)	20.2	>	(14.6)	16	(△ 5.9)	18.0	>	(11.8)
法務省	2,705	(△ 22.8)	102	(△ 68.6)	3.8	<	(9.3)	76	(△ 72.9)	2.8	<	(8.0)
法務本省	2,648	(△ 22.9)	101	(△ 68.8)	3.8	<	(9.4)	76	(△ 72.9)	2.9	<	(8.1)
公安調査庁	57	(△ 13.6)	1	(0.0)	1.8	>	(1.5)	-	(-)	-		(-)
外務省	464	(△ 37.5)	97	(△ 67.2)	20.9	<	(39.9)	65	(△ 75.6)	14.0	<	(35.8)
財務省	2,539	(△ 11.9)	102	(△ 28.2)	4.0	<	(4.9)	28	(△ 51.7)	1.1	<	(2.0)
財務本省	1,252	(△ 16.8)	33	(△ 44.1)	2.6	<	(3.9)	18	(△ 43.8)	1.4	<	(2.1)
国税庁	1,287	(△ 6.7)	69	(△ 16.9)	5.4	<	(6.0)	10	(△ 61.5)	0.8	<	(1.9)
文部科学省	4,840	(29.9)	725	(4.8)	15.0	<	(18.6)	339	(△ 9.6)	7.0	<	(10.1)
文部科学本省	3,784	(38.4)	234	(1.3)	6.2	<	(8.4)	123	(△ 17.4)	3.3	<	(5.4)
文化庁	1,056	(6.3)	491	(6.5)	46.5	>	(46.4)	216	(△ 4.4)	20.5	<	(22.8)
厚生労働省	8,692	(△ 6.9)	1,454	(△ 6.6)	16.7	>	(16.7)	567	(△ 16.4)	6.5	<	(7.3)
厚生労働本省	5,336	(△ 7.5)	960	(△ 10.9)	18.0	<	(18.7)	323	(△ 12.7)	6.1	<	(6.4)
中央労働委員会	10	(△ 41.2)	2	(△ 50.0)	20.0	<	(23.5)	2	(△ 33.3)	20.0	>	(17.6)
社会保険庁	3,346	(△ 5.7)	492	(3.6)	14.7	>	(13.4)	242	(△ 20.7)	7.2	<	(8.6)
農林水産省	4,079	(△ 41.5)	455	(△ 34.7)	11.2	>	(10.0)	373	(△ 38.0)	9.1	>	(8.6)
農林水産本省	3,163	(△ 14.7)	307	(△ 10.5)	9.7	>	(9.3)	239	(△ 8.1)	7.6	>	(7.0)
林野庁	685	(△ 77.7)	90	(△ 69.2)	13.1	>	(9.5)	79	(△ 72.3)	11.5	>	(9.3)
水産庁	231	(13.8)	58	(△ 6.5)	25.1	<	(30.5)	55	(△ 3.5)	23.8	<	(28.1)
経済産業省	1,783	(△ 36.8)	536	(△ 45.0)	30.1	<	(34.5)	209	(△ 65.3)	11.7	<	(21.4)
経済産業本省	1,405	(△ 27.8)	474	(△ 31.9)	33.7	<	(35.7)	158	(△ 54.6)	11.2	<	(17.9)
資源エネルギー庁	163	(△ 63.4)	28	(△ 84.6)	17.2	<	(40.9)	27	(△ 84.6)	16.6	<	(39.3)
特許庁	179	(△ 48.0)	25	(△ 69.1)	14.0	<	(23.5)	22	(△ 71.1)	12.3	<	(22.1)
中小企業庁	36	(△ 57.6)	9	(△ 40.0)	25.0	>	(17.6)	2	(△ 50.0)	5.6	>	(4.7)
国土交通省	24,558	(△ 5.6)	3,960	(△ 25.3)	16.1	<	(20.4)	3,348	(△ 23.4)	13.6	<	(16.8)
国土交通本省	22,927	(△ 4.8)	3,940	(△ 25.2)	17.2	<	(21.9)	3,333	(△ 23.3)	14.5	<	(18.0)
気象庁	630	(△ 12.6)	11	(△ 42.1)	1.7	<	(2.6)	10	(△ 37.5)	1.6	<	(2.2)
海上保安庁	998	(△ 17.0)	9	(△ 30.8)	0.9	<	(1.1)	5	(△ 28.6)	0.5	<	(0.6)
海難審判庁	3	(50.0)	-	(-)	-		(-)	-	(-)	-		(-)
環境省	1,218	(3.6)	312	(△ 6.9)	25.6	<	(28.5)	200	(△ 17.4)	16.4	<	(20.6)
防衛省	15,960	(△ 8.9)	117	(△ 12.0)	0.7	<	(0.8)	30	(△ 37.5)	0.2	<	(0.3)
国会	487	(0.8)	17	(21.4)	3.5	>	(2.9)	-	(-)	-		(-)
衆議院	124	(△ 20.5)	6	(△ 25.0)	4.8	<	(5.1)	-	(-)	-		(-)
参議院	166	(38.3)	5	(66.7)	3.0	>	(2.5)	-	(-)	-		(-)
国立国会図書館	197	(△ 4.8)	6	(100.0)	3.0	>	(1.4)	-	(-)	-		(-)
裁判所	918	(△ 6.1)	48	(△ 22.6)	5.2	<	(6.3)	-	(-)	-		(-)
会計検査院	53	(△ 3.6)	1	(△ 50.0)	1.9	<	(3.6)	-	(-)	-		(-)
合計	72,376	(△ 10.3)	8,226	(△ 25.0)	11.4	<	(13.6)	5,314	(△ 30.9)	7.3	<	(9.5)

②支払金額　　（単位：百万円、%）

府省等	随意契約全体 (A)	(増△減率)	公益法人が契約相手方 (B)	(増△減率)	公益法人の割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))	(B)のうち所管公益法人が契約相手方 (C)	(増△減率)	所管公益法人の割合 (C)/(A)	(18年度(12月まで))
内閣	**9,617**	**(△ 18.9)**	**1,148**	**(△ 24.3)**	**11.9**	**＜ (12.8)**	**－**	**(－)**	**－**	**(－)**
内閣官房	9,173	(△ 19.2)	1,105	(△ 24.9)	12.1	＜ (13.0)	－	(－)	－	(－)
内閣法制局	36	(△ 26.7)	－	(－)	－	(－)	－	(－)	－	(－)
人事院	407	(△ 12.4)	43	(△ 1.6)	10.6	＞ (9.4)	－	(－)	－	(－)
内閣府	**37,533**	**(16.9)**	**2,034**	**(△ 51.4)**	**5.4**	**＜ (13.0)**	**980**	**(△ 51.9)**	**2.6**	**＜ (6.3)**
内閣本府	22,604	(30.4)	1,747	(△ 55.5)	7.7	＜ (22.7)	954	(△ 52.2)	4.2	＜ (11.5)
宮内庁	1,148	(△ 29.2)	34	(△ 30.0)	3.0	＜ (3.0)	23	(14.3)	2.0	＞ (1.3)
公正取引委員会	122	(0.1)	－	(△ 100.0)	－	＜ (11.3)	－	(△ 100.0)	－	＜ (10.0)
警察庁	11,865	(4.4)	172	(33.1)	1.4	＞ (1.1)	1	(△ 66.8)	0.0	＜ (0.0)
金融庁	1,791	(8.4)	80	(24.8)	4.5	＞ (3.9)	－	(－)	－	(－)
総務省	**11,039**	**(△ 14.8)**	**1,143**	**(△ 19.5)**	**10.4**	**＜ (11.0)**	**1,050**	**(△ 23.9)**	**9.5**	**＜ (10.7)**
総務本省	10,636	(△ 15.8)	1,120	(△ 21.0)	10.5	＜ (11.2)	1,042	(△ 24.3)	9.8	＜ (10.9)
公害等調整委員会	3	(432.8)	－	(－)	－	(－)	－	(－)	－	(－)
消防庁	399	(27.2)	22	(669.6)	5.7	＞ (0.9)	8	(172.0)	2.0	＞ (0.9)
法務省	**30,472**	**(△ 31.7)**	**2,076**	**(△ 87.3)**	**6.8**	**＜ (36.7)**	**1,911**	**(△ 88.1)**	**6.3**	**＜ (36.0)**
法務本省	30,254	(△ 31.8)	2,059	(△ 87.4)	6.8	＜ (36.9)	1,911	(△ 88.1)	6.3	＜ (36.2)
公安調査庁	217	(△ 20.2)	17	(0.0)	8.1	＞ (6.5)	－	(－)	－	(－)
外務省	**6,473**	**(3.2)**	**2,701**	**(2.2)**	**41.7**	**＜ (42.1)**	**2,443**	**(3.5)**	**37.8**	**＞ (37.6)**
財務省	**74,574**	**(17.0)**	**933**	**(△ 45.5)**	**1.3**	**＜ (2.7)**	**607**	**(△ 53.3)**	**0.8**	**＜ (2.0)**
財務本省	44,763	(28.8)	682	(△ 51.7)	1.5	＜ (4.1)	588	(△ 53.3)	1.3	＜ (3.6)
国税庁	29,810	(2.8)	250	(△ 16.0)	0.8	＜ (1.0)	19	(△ 51.6)	0.1	＜ (0.1)
文部科学省	**80,178**	**(△ 10.3)**	**8,679**	**(△ 29.6)**	**10.8**	**＜ (13.8)**	**5,619**	**(△ 40.9)**	**7.0**	**＜ (10.6)**
文部科学本省	78,039	(△ 5.7)	7,822	(△ 16.8)	10.0	＜ (11.4)	5,234	(△ 33.1)	6.7	＜ (9.5)
文化庁	2,139	(△ 67.7)	856	(△ 70.8)	40.1	＜ (44.3)	384	(△ 77.1)	18.0	＜ (25.5)
厚生労働省	**232,009**	**(15.1)**	**43,269**	**(26.9)**	**18.6**	**＞ (16.9)**	**26,542**	**(2.1)**	**11.4**	**＜ (12.9)**
厚生労働本省	95,747	(35.3)	22,804	(36.0)	23.8	＞ (23.7)	12,921	(8.5)	13.5	＜ (16.8)
中央労働委員会	32	(△ 16.4)	2	(－)	6.4	＞ (－)	2	(－)	6.4	＞ (－)
社会保険庁	136,228	(4.1)	20,463	(18.2)	15.0	＞ (13.2)	13,618	(△ 3.3)	10.0	＜ (10.8)
農林水産省	**77,245**	**(△ 25.6)**	**4,099**	**(△ 22.1)**	**5.3**	**＞ (5.1)**	**3,613**	**(△ 19.2)**	**4.7**	**＞ (4.3)**
農林水産本省	64,609	(△ 13.3)	1,931	(△ 8.4)	3.0	＞ (2.8)	1,497	(11.2)	2.3	＞ (1.8)
林野庁	3,523	(△ 81.9)	464	(△ 64.2)	13.2	＞ (6.7)	422	(△ 67.0)	12.0	＞ (6.6)
水産庁	9,111	(△ 7.9)	1,703	(△ 8.3)	18.7	＜ (18.8)	1,693	(△ 8.2)	18.6	＜ (18.7)
経済産業省	**98,597**	**(△ 2.8)**	**18,072**	**(△ 16.8)**	**18.3**	**＜ (21.4)**	**17,165**	**(△ 11.4)**	**17.4**	**＜ (19.1)**
経済産業本省	17,981	(50.1)	1,913	(△ 42.5)	10.6	＜ (27.8)	1,186	(4.7)	6.6	＜ (9.5)
資源エネルギー庁	54,880	(△ 8.3)	240	(△ 90.8)	0.4	＜ (4.4)	239	(△ 90.8)	0.4	＜ (4.4)
特許庁	25,440	(△ 8.7)	15,918	(0.9)	62.6	＞ (56.6)	15,739	(0.8)	61.9	＞ (56.0)
中小企業庁	294	(△ 82.6)	－	(－)	－	(－)	－	(－)	－	(－)
国土交通省	**402,382**	**(△ 3.5)**	**59,920**	**(△ 9.2)**	**14.9**	**＜ (15.8)**	**48,530**	**(△ 4.0)**	**12.1**	**＜ (12.1)**
国土交通本省	383,766	(△ 2.9)	59,874	(△ 9.2)	15.6	＜ (16.7)	48,488	(△ 4.0)	12.6	＜ (12.8)
気象庁	6,005	(3.9)	21	(△ 17.4)	0.4	＜ (0.4)	21	(△ 6.5)	0.4	＜ (0.4)
海上保安庁	12,604	(△ 20.9)	25	(△ 29.0)	0.2	＜ (0.2)	20	(△ 34.7)	0.2	＜ (0.2)
海難審判庁	6	(576.3)	－	(－)	－	(－)	－	(－)	－	(－)
環境省	**5,925**	**(33.1)**	**540**	**(△ 61.3)**	**9.1**	**＜ (31.3)**	**429**	**(△ 65.9)**	**7.2**	**＜ (28.2)**
防衛省	**223,021**	**(△ 18.9)**	**3,172**	**(△ 15.0)**	**1.4**	**＞ (1.4)**	**211**	**(△ 65.8)**	**0.1**	**＜ (0.2)**
国会	**7,958**	**(0.6)**	**38**	**(△ 43.3)**	**0.5**	**＜ (0.9)**	**－**	**(－)**	**－**	**(－)**
衆議院	2,412	(0.8)	12	(△ 73.5)	0.5	＜ (2.0)	－	(－)	－	(－)
参議院	2,186	(△ 9.9)	2	(△ 66.5)	0.1	＜ (0.4)	－	(－)	－	(－)
国立国会図書館	3,360	(8.5)	22	(102.8)	0.7	＞ (0.4)	－	(－)	－	(－)
裁判所	**5,102**	**(10.4)**	**485**	**(△ 1.2)**	**9.5**	**＜ (10.6)**	**－**	**(－)**	**－**	**(－)**
会計検査院	**2,785**	**(△ 4.4)**	**18**	**(△ 30.6)**	**0.7**	**＜ (0.9)**	**－**	**(－)**	**－**	**(－)**
合計	1,304,917	(△ 5.4)	148,335	(△ 14.3)	11.4	＜ (12.5)	109,106	(△ 19.1)	8.4	＜ (9.8)

図表3-5 公益法人が契約相手方となっている随意契約の割合（平成19年度（12月まで））

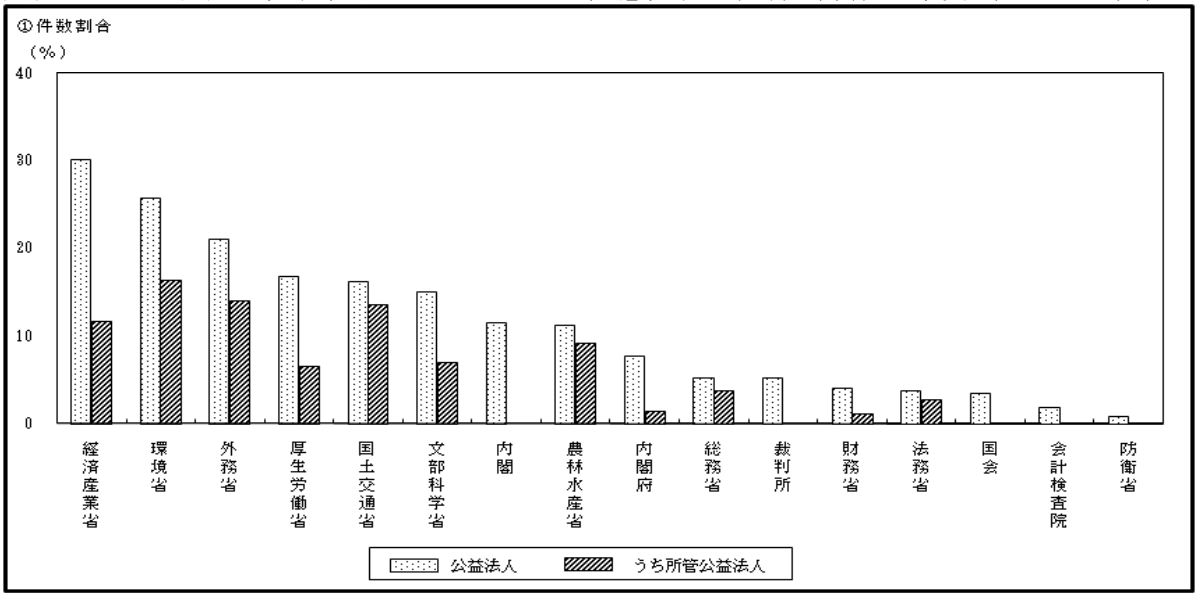

＜公益法人の割合の大きい
5府省等（件数割合）＞

（単位：%）

府省等名	割合
経済産業省	30.1
環境省	25.6
外務省	20.9
厚生労働省	16.7
国土交通省	16.1

＜所管公益法人の割合の大きい
5府省等（件数割合）＞

（単位：%）

府省等名	割合
環境省	16.4
外務省	14.0
国土交通省	13.6
経済産業省	11.7
農林水産省	9.1

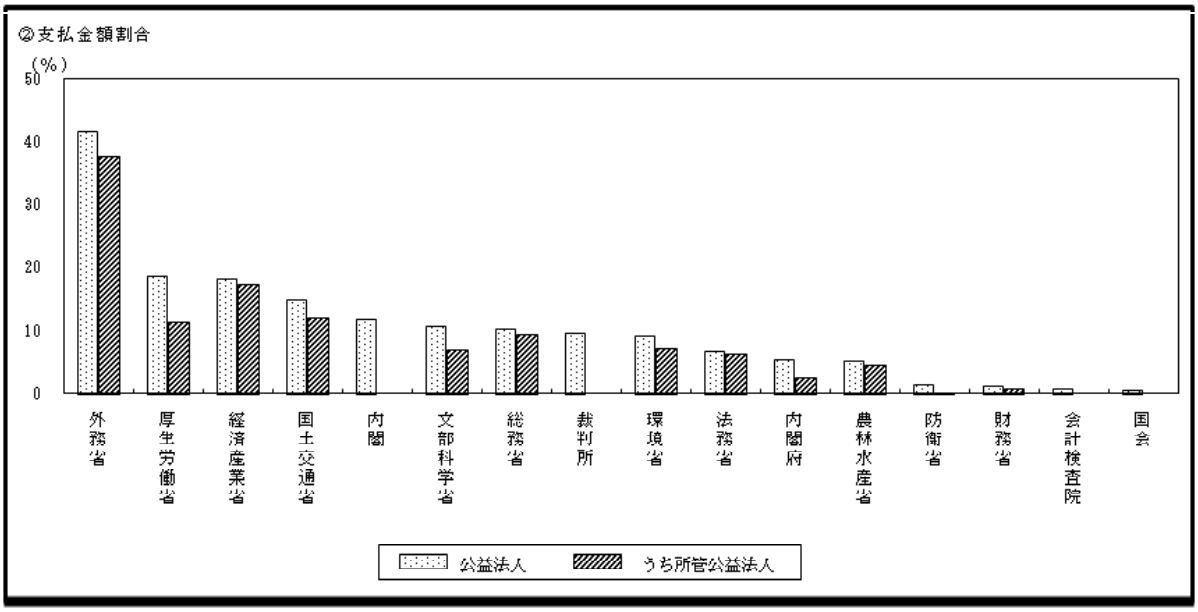

＜公益法人の割合の大きい
5府省等（支払金額割合）＞

（単位：%）

府省等名	割合
外務省	41.7
厚生労働省	18.6
経済産業省	18.3
国土交通省	14.9
内閣	11.9

＜所管公益法人の割合の大きい
5府省等（支払金額割合）＞

（単位：%）

府省等名	割合
外務省	37.8
経済産業省	17.4
国土交通省	12.1
厚生労働省	11.4
総務省	9.5

各府省等それぞれの随意契約全体に占める公益法人の件数割合を前年度同期と比較すると、ほとんどの府省等において低下しているが、低下幅が最も大きいのは外務省の19.0ポイントであり、同様に、随意契約全体に占める所管公益法人の件数割合の低下幅が最も大きいのも同省の21.8ポイントである。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表13参照）

(2) 公益法人を契約相手方とする随意契約において随意契約とした理由の状況

ア　法令上の適用理由とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約について、随意契約とした法令上の適用理由の状況は第2-2-(2)-ア（図表2-9参照）のとおりであるが、そのうち公益法人を契約相手方とするものについてみると、図表3-6のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしているものの割合は件数で95.0%、支払金額で96.2%となっており、随意契約全体でみた場合に対し、いずれも10ポイント以上高い状況となっている。

これを前年度同期と比較すると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するためとしている契約の割合は、対象随意契約全体では増加しているのに対し、公益法人を契約相手方とするものでは減少している。また、所管公益法人の場合も、上記とほぼ同様となっている。

（18年度全体の状況及び18年度（12月まで）の状況は、巻末別表14参照）

図表3-6　法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものの割合とその変化（平成19年度（12月まで））

①件数　（単位：件、%）

契約相手方	随意契約全体 (A)	(増△減率)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(B)	(増△減率)	割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))
公益法人	8,226	(△ 25.0)	7,817	(△ 26.3)	95.0	＜ (96.6)
うち所管公益法人	5,314	(△ 30.9)	5,076	(△ 31.9)	95.5	＜ (96.9)
(参考)対象随意契約全体	72,376	(△ 10.3)	60,433	(△ 8.5)	83.5	＞ (81.9)

②支払金額　（単位：百万円、%）

契約相手方	随意契約全体 (A)	(増△減率)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(B)	(増△減率)	割合 (B)/(A)	(平成18年度(12月まで))
公益法人	148,335	(△ 14.3)	142,633	(△ 16.1)	96.2	＜ (98.2)
うち所管公益法人	109,106	(△ 19.1)	105,918	(△ 21.0)	97.1	＜ (99.4)
(参考)対象随意契約全体	1,304,917	(△ 5.4)	1,116,798	(1.0)	85.6	＞ (80.1)

（注）「件数」及び「支払金額」欄の「増△減率」は、それぞれ平成18年度（12月まで）の件数及び支払金額に対する増減率である。

イ　随意契約の具体的な理由とその変化

19年度（12月まで）の対象随意契約のうち、内部部局締結分について、法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしている随意契約の具体的な理由の状況は、第2-2-(2)-イ（図表2-12参照）のとおりであるが、そのうち公益法人を契約相手方とするものは、図表3-7のとおりとなっている。

これによると、公益法人を契約相手方とする随意契約の具体的な理由では、Ｃグループ（契約相手方が唯一の者であることの理由が必ずしも記述されていないと考えられるもの）の割合が16.2%で、随意契約全体の場合（13.0%）よりも高くなっている。これは、具体的な理由のうち最も大きな割合を占める「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が11.7%で、随意契約全体の場合の5.9%と比較して大きな開きがあることによるもので、公益法人を契約相手方とする随意契約の特徴となっている。

これらの状況を17年度と比較すると、Ｃグループの件数割合は48.7ポイント低下し、中でも「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」は32.0ポイント低下

している。さらに、17年度には、随意契約全体の割合よりも高い数値であった「21 契約実績、経験を有する」も11.2ポイント低下しており、これらの低下の度合いは、随意契約全体でみた場合の約2倍から3倍となっている。一方、Ａグループ（契約手続の前段階において複数の参加者を想定し、審査の結果、最も優れた企画書等の提案者と契約するとしているため、ある程度競争性が担保されるとされているもの）の件数割合は逆に47.6ポイント増加して69.7％となっており、随意契約全体でみた場合より高くなっている。

このような状況となっているのは、各府省等による随意契約見直しの過程において、公益法人を相手方とする随意契約の中でほかに履行可能な者がいる可能性が高いものについて、企画競争への移行が進められたことがその要因の一つになっていると考えられる。

図表3-7 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たるとしている具体的な理由とその変化（平成19年度（12月まで））

（単位：件、％、％ポイント）

具体的な理由			件数	件数割合(A)			左のうち公益法人が契約相手方			
					平成17年度(B)	増減値(A)-(B)	件数	件数割合(C)	17年度(D)	増減値(C)-(D)
A	1	企画競争を実施（企画案の提案者）	7,263	54.2	25.8	28.4	1,555	69.7	22.1	47.6
B	2	法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	181	1.4	1.8	△ 0.4	20	0.9	1.1	△ 0.2
	3	場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料	26	0.2	0.4	△ 0.2	1	0.0	－	0.0
	4	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	31	0.2	0.3	△ 0.1	－	－	－	－
	5	水道、ガス料の長期継続契約、郵便料金、ＮＨＫ受信料	39	0.3	0.2	0.1	－	－	－	－
	6	供給元が一の場合の出版元等からの書籍の購入	224	1.7	2.1	△ 0.4	47	2.1	2.8	△ 0.7
	7	特許権、実用新案権、著作権等を有している	223	1.7	2.8	△ 1.1	16	0.7	0.8	△ 0.1
	8	美術品及び工芸品等の購入	6	0.0	0.1	△ 0.1	－	－	－	－
	9	特定情報の提供者	218	1.6	1.8	△ 0.2	34	1.5	1.0	0.5
	10	複数年度の使用を前提とした物件の賃借	960	7.2	5.0	2.2	8	0.4	0.0	0.4
	11	情報システムの（当初の）開発者	411	3.1	6.5	△ 3.4	15	0.7	1.5	△ 0.8
	12	特注の機械、設備の製造者	37	0.3	0.3	0.0	1	0.0	－	0.0
	13	互換性･連動性を確保する必要がある	213	1.6	1.4	0.2	5	0.2	0.3	△ 0.1
	14	複数年度の実施を前提とした事業	130	1.0	3.4	△ 2.4	21	0.9	1.7	△ 0.8
	15	電気需給契約、電話料金	4	0.0	0.1	△ 0.1	－	－	0.1	△ 0.1
	計		2,703	20.2	26.2	△ 6.0	168	7.5	9.3	△ 1.8
C	16	「12」以外の機械、設備の製造者	140	1.0	3.5	△ 2.5	－	－	0.1	△ 0.1
	17	連絡体制（ネットワーク、組織）を有している	17	0.1	1.9	△ 1.8	14	0.6	3.0	△ 2.4
	18	リース物件の所有者による保守等	1	0.0	0.3	△ 0.3	－	－	－	－
	19	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	789	5.9	20.5	△ 14.6	262	11.7	43.7	△ 32.0
	20	秘密性、安全性の保持	18	0.1	0.7	△ 0.6	3	0.1	0.3	△ 0.2
	21	契約実績、経験を有する	625	4.7	8.4	△ 3.7	59	2.6	13.8	△ 11.2
	22	公平性、中立性を有している	45	0.3	1.0	△ 0.7	12	0.5	2.1	△ 1.6
	23	特殊な施設･設備を有する	5	0.0	0.6	△ 0.6	－	－	0.7	△ 0.7
	24	「6」以外の書籍、新聞の購入	102	0.8	0.7	0.1	11	0.5	1.0	△ 0.5
	計		1,742	13.0	37.5	△ 24.5	361	16.2	64.9	△ 48.7
25 その他			1,690	12.6	10.5	2.1	147	6.6	3.7	2.9
合計			13,398	100	100		2,231	100	100	

（注）一つの契約について複数の具体的理由が公表されている場合は、原則として、異なるグループの理由についてはＡ、Ｂ、Ｃの順に優先し、同じグループの理由については、公表理由の中で最初に記載されているものを優先して分類している。

(3) 19年報告に掲記した公益法人を契約相手方とする契約（個別の事態）の見直し状況

ア　個別の事態の見直し状況

第2-2-(3)の個別の事態601件のうち、公益法人を契約相手方とする契約133件（見直し後の件数138件）について、19年度末現在で当局が講じた見直し状況を府省等別に示すと図表3-8のとおりである。

図表3-8　個別の事態に係る見直し状況（平成19年度末現在）（公益法人分）

（単位：件）

府省等	個別の事態	見直し状況（平成19年度末現在）							
		措置済み			措置未済			当該年度限りなど	合計
		競争契約に移行	企画随契に移行	公募を実施	20年度に措置予定	(うち20年7月1日現在で措置済み)	未定		
内閣	1	－	－	－	－	(－)	1	－	1
内閣府	7	5	－	－	－	(－)	1	1	7
総務省	9	8	－	－	1	(－)	1	－	10
法務省	8	6	－	－	－	(－)	1	1	8
外務省	3	3	－	－	－	(－)	－	－	3
財務省	16	9	2	3	1	(－)	－	3	18
文部科学省	1	1	－	－	－	(－)	－	－	1
厚生労働省	21	20	－	－	－	(－)	1	－	21
農林水産省	12	6	1	－	－	(－)	－	5	12
経済産業省	10	4	7	－	－	(－)	－	1	12
国土交通省	39	18	3	－	－	(－)	2	16	39
環境省	1	－	－	－	－	(－)	－	1	1
防衛省	3	2	－	－	－	(－)	－	1	3
国会	1	1	－	－	－	(－)	－	－	1
裁判所	－	－	－	－	－	(－)	－	－	－
会計検査院	1	－	－	－	－	(－)	－	1	1
合　　計	133	83	13	3	2	(－)	7	30	138
		99			9				

注(1) 個別の事態の見直しの結果、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、「個別の事態」と「見直し状況（平成19年度末現在）」の「合計」の件数は一致しない。

注(2) 「競争契約」には、見直し後に競争入札を行った結果、不落・不調随契となったものを含めている。

個別の事態133件の見直し状況をみると、「措置済み」が99件（うち「競争契約に移行」83件、「企画随契に移行」13件、「公募を実施」3件）ある一方、「措置未済」も9件残っている。

イ　個別の事態について見直し後における競争性等の状況

(ｱ) 見直し後における応札者数、落札率等

上記のとおり、19年報告における個別の事態133件については、その多くが競争契約等に移行していることから、19年度末までに競争契約又は企画随契に移行したもの91件（見直し後の件数はそれぞれ82件及び13件、計95件（不落・不調随契を除く。））について、応札（応募）者の数、落札率等の状況はどのように変化しているかについてみたところ、図表3-9のとおりとなっている。

図表3-9　個別の事態に係る競争契約等に移行後における平均落札率等の状況（公益法人分）

①競争契約に移行後における平均落札率等の状況　（単位：件、％）

区　分	競争契約に移行前の状況	競争契約に移行後の状況				
		全体(A)	1者応札(B) ((B)/(A))	2者以上応札(C) ((C)/(A))	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件　数	80	82	40 (48.8)	42 (51.2)	32 [80.0]	8 [20.0]
平均落札率	95.8	80.5	92.8	73.0	93.3	91.2

②企画随契に移行後における平均落札率等の状況　（単位：件、％）

区　分	企画随契に移行前の状況	企画随契に移行後の状況				
		全体(A)	1者応募(B) ((B)/(A))	2者以上応募(C) ((C)/(A))	(B)のうち	
					契約相手方が同じもの(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの(E) [(E)/(B)]
件　数	11	13	4 (30.8)	9 (69.2)	3 [75.0]	1 [25.0]
平均落札率	99.5	99.9	99.7	99.9	99.7	－

(注) 個別の事態の見直しの結果、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあることや、見直し後に競争入札を行ったが不落・不調随契となったものは移行後の分析対象から除いていることから、「競争契約に移行前の状況」又は「企画随契に移行前の状況」の件数は、それぞれ「競争契約に移行後の状況」又は「企画随契に移行後の状況」の「全体(A)」の件数とは一致しない。

これによると、競争契約の場合は、1者応札のものが40件で半数近くあるが、このうち、80％を占める32件においては、随意契約当時と同じ契約相手方となっていた。

また、競争契約に移行したものの平均落札率については、移行前の95.8％から移行後は80.5％へ15.3ポイント低下しているが、1者応札の場合、その平均落札率は移行前より若干低い92.8％となっており、依然として実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

(ｲ) 競争性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例

個別の事態133件の中から、競争契約等に移行後の契約が1者応札（応募）となっているものについて検査したところ、競争性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例が次のとおり3件見受けられた。

入札や応募の条件が制限的なものとなっているもの

入札や応募の参加者に求める業務実績の要件や業務従事者の資格要件を必要以上に限定しているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

［契約実績を限定して審査項目としているもの］

公①　消防庁は、平成17、18両年度に、地下タンク、配管等に係る埋設環境調査検討業務について、同一者が継続して事業を実施することが不可欠であることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度10,329千円、18年度33,638千円）を行っていた。これについて、同庁では、19年度に企画競争に移行することとし、参加者を募集したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同法人と契約（契約金額29,403千円）を行った。

しかし、上記の参加者の募集に当たっては、危険物施設の地下タンク等の腐食劣化に係る調査研究実績を審査項目に含めることを応募要領において示しているが、求める調査研究実績が限定されていることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この審査事項の緩和について検討すべきであったと認められる。

［業務実績の要件について地域や発注者を限定しているもの］

公②　国土交通省近畿地方整備局は、平成17、18両年度に、広報誌の作成（購入）業務について、同誌の発行元である特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度43,200千円、18年度34,020千円）を行っていた。これについて、同局は、19年度に企画競争に移行することとし、参加者を募集したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同法人と随意契約（契約金額45,360千円）を行った。

しかし、上記の企画競争に当たっては、同局管内の国の機関が発行した広報誌を作成した実績を有することを参加資格として求めているが、同局管内や国の機関に限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件を緩和すべきであったと認められる。

［業務従事者の資格要件を限定しているもの］

公③　水産庁は、平成17年度に、船員職員に対する健康診断業務について、船員法等により指定された医療機関であり、船員の健康診断について実績を有することなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額3,050千円）を行っていた。これについて、同庁では、18年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同法人と契約（契約金額3,102千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、船員法等により指定された医師により実施することが可能であることなどを参加要件としているが、国の船に乗船する国家公務員の健康診断については、船員法等により指定された医師である必要がないことから、これを要件とする必要はなかったと認められる。

(4) 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている公益法人を契約相手方とする契約の見直し状況

ア　公益法人を契約相手方とする随意契約点検の対象となった契約の見直し状況

17年度に内部部局が公益法人を契約相手方として締結した契約で随意契約点検の対象となった3,564件のうち、18年度又は19年度（12月まで）に締結された契約と対応することが各府省等から提出された調書から把握できた1,421件（見直し後の件数は1,428件）について、19年12月までに各府省等が講じた見直し措置の状況を府省等別にみると図表3-10のとおりである。

図表3-10　点検対象となった随意契約の見直し状況（平成19年12月末現在）（公益法人分）

（単位：件、%）

府省等	点検対象となった随意契約	左のうち対応関係が把握できたもの	見直し状況（平成19年12月末現在）						合計
			競争契約(a)	企画随契(b)	公募を経た随意契約(c)	(a)+(b)+(c)	引き続き随意契約	うち随契によらざるを得ないもの	
内閣	17	12	1	4	1	6	5	4	11
内閣府	227	98	21	15	1	37	50	14	87
総務省	159	82	54	6	2	62	23	5	85
法務省	15	11	4	1	−	5	7	5	12
外務省	103	63	5	4	7	16	50	16	66
財務省	67	45	16	4	3	23	24	9	47
文部科学省	600	129	22	24	6	52	80	36	132
厚生労働省	202	116	3	46	4	53	87	31	140
農林水産省	259	150	12	101	1	114	37	3	151
経済産業省	447	208	98	50	2	150	58	7	208
国土交通省	1,029	290	52	72	53	177	104	26	281
環境省	405	204	71	57	5	133	61	27	194
防衛省	15	3	2	−	−	2	1	1	3
国会	10	6	1	−	−	1	5	4	6
裁判所	6	3	−	−	−	−	3	2	3
会計検査院	3	1	2	−	−	2	−	−	2
合　　計	3,564	1,421	364 (25.5)	384 (26.9)	85 (6.0)	833 (58.3)	595 (41.7)	190 (13.3)	1,428 (100)

注(1) 随意契約点検の対象となった平成17年度契約に対応する18年度又は19年度（12月まで）契約の中には、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、「左のうち対応関係が把握できたもの」と「見直し状況（平成19年12月末現在）」の「合計」の件数は一致しない。

注(2) 「競争契約」には、見直し後に競争入札を行った結果、不落・不調随契となったものを含めている。

注(3) 「公募を経た随意契約」については、平成18年度における実施状況を把握していないため、19年度において実施したもののみを計上している。

注(4) 「引き続き随意契約」とは、見直し後、公募を実施しないで、引き続き企画競争を経ない随意契約を行っているもの及び引き続き企画随契を行っているものである。

注(5) 「うち随契によらざるを得ないもの」とは、随意契約点検の結果、各府省等が引き続き随意契約によらざるを得ないとしているものである。

これによると、19年12月までに競争契約等に移行したものが833件（58.3%）（競争契約に移行364件、企画随契に移行384件、公募を経た随意契約に移行85件）ある一方、引き続き随意契約を行っているものも595件（41.7%）（うち随意契約点検の結果、各府省等が引き続き随意契約によらざるを得ないとしているもの190件）ある。

イ　競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例

各府省等の随意契約点検の対象となった契約のうち、契約相手方が公益法人で、

競争契約等に移行後、1者応札（応募）となっているものを抽出し、入札手続等について検査するとともに、企画随契に移行し複数者の応募があったものについても抽出し、企画競争の実施方法等について検査した。その結果、競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められたものが21件見受けられた。そのうち主なものを示すと、次のとおりである。

a　入札や応募の条件が制限的なものとなっているもの

入札や応募の参加者に求める業務実績の要件を必要以上に限定するなどしているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

［業務従事者の要件について国等における行政事務経験を求めているもの］

公④　国土交通省近畿地方整備局は、平成17、18両年度に、入札参加資格の資格審査業務について、行政事務の豊富な経験がある人材を有していることを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度10,269千円、18年度12,075千円）を行っていた。これについて、同局は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同法人と契約（契約金額12,075千円）を行った。

しかし、上記の入札に当たっては、13年度以降において、国の機関又は府県の発注における公共工事に関する競争参加資格審査補助業務の契約実績を有することなどを参加資格として求めているが、業務内容は申請の受付、データ入力等の事務処理を行うものであり、仕様書に業務内容等を詳細に記述するなどすれば、このように参加資格を限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この要件の必要性について検討すべきであったと認められる。

［自己資本比率を参加要件としているもの］

公⑤　国土交通本省は、平成17年度に、道路投資の評価に関する基礎的検討業務について、道路計画の策定等について精通していることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額21,000千円）を行っていた。これについて、同省は、18年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととし、公募したところ、応募者がいなかったため、従来の契約相手方と随意契約（契約金額42,840千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、業務執行体制に関する要件として自己資本比率が40％以上であることを参加要件として求めているが、自己資本比率と本件業務とを関連づける必要性について検討の余地があったと認められる。

b　仕様書等の記載内容に配慮の余地があったもの

仕様書等の記載内容に従来の契約相手方しか判断できない内容の部分があることから、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

公⑥　内閣本府は、平成17、18両年度に、国際青年育成交流事業に係る外国青年の受入等の業務について、国際交流活動等の経験を有する有識者の幅広い協力を得ることができることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度229,241千円、18年度52,480千円）を行っていた。これについて、同府は、19年度に企画競争に移行することとし、参加者を募集したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同法人と随意契約（契約金額53,895千円）を行った。

しかし、上記の募集に当たって業者に配付した仕様書等をみると、委託する業務のみが記載されているが、本件契約の業務内容は国と契約相手方が共同して行う業務であることから、従来の契約相手方以外の者でも業務内容についての理解がより容易となるよう、国が行う業務の範囲についても併せて記載するなど、仕様書等の記載内容について配慮の余地があったと認められる。

c　分割可能な業務が契約内容に含まれているもの

契約内容に分割可能な業務を含めているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

公⑦　防衛省は、平成17、18両年度に、庁舎内の中央監視の対象となる電気、機械設備等の運転、監視業務等について、守秘義務の遵守について優れていることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度658,350千円、18年度625,800千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度に一般競争契約に移行することとし、入札を行ったところ、従来の契約相手方だけの1者応札となり、同法人と契約（契約金額630,000千円）を行った。

しかし、本件契約の業務内容をみると、環境保全測定業務等一部の業務については、分割することが可能と認められることから、より多くの者の参加が可能となるよう、契約対象とする業務の範囲について、検討の余地があったと認められる。

d　公募において契約予定相手方名を表示しているもの

公募は、従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかの確認のために行

われるが、公募において契約予定相手方名を表示しているため、参加者の範囲が制限される可能性があると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

公⑧　国土交通本省は、平成17年度に、あい路の打開方策に係る検討調査業務について、地域整備の事業化に係る豊富な見識及び高い調査能力を有することなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額49,199千円）を行っていた。これについて、同省は、18年度にほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととし、公募したところ、応募者がいなかったため、従来の契約相手方と随意契約（契約金額25,800千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、その公告において契約予定相手方名として従来の契約相手方名を記載しているが、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方名として表示せずに公告すべきであったと認められる。

e　競争契約への移行について検討すべきであったもの

企画随契に移行しているが、業務内容等からみて競争契約への移行を検討すべきであると認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

公⑨　国土交通本省は、平成17、18両年度に、国土形成計画の策定、推進のための国民への情報提供等に関する調査業務について、国土計画に関する情報提供等について経験、実績を有することなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額：17年度14,175千円、18年度13,566千円）を行っていた。これについて、同省は、19年度に企画競争に移行することとし、参加者を募集したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同法人と随意契約（契約金額14,017千円）を行った。

しかし、契約内容となる業務は、主としてウェブサイトの運営であることから業務内容を仕様書に具体的に記述し、競争入札を行うべきであったと認められる。

f　企画競争の実施方法において透明性が十分でないもの

企画競争の実施に当たって、審査の方法、審査を実施する者の構成等において透明性の確保が図られていないと認められた事例は、次のとおりである。

＜事例＞

［審査の方法等について検討の余地があったもの］

公⑩　経済産業本省は、平成17年度に、インターネットにおける特定商取引法の遵守状況のモニタリング業務について、専門的知識を有することなどを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額118,478千円）を行っていた。

18年度において、上記の業務の内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する企画競争を実施したところ、従来の契約相手方を含む2者から応募があり、審査の結果、従来の契約相手方を選定し、同法人と契約（契約金額155,160千円）を行った。

しかし、本件契約について、企画競争の実施方法をみると、審査項目を設定及び公開しているものの、採点を行わずに契約相手方を選定したり、審査の過程等を記載した書類を保存していなかったりしていて、審査の公正性及び透明性に欠けていたと認められる。

公⑪　資源エネルギー庁は、平成17年度に、石油産業体制等に関する調査研究業務について、専門的な知見、ノウハウ等を有することを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額265,684千円）を行っていた。

18年度において、上記の業務の内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する企画競争を、委託事業等における総合評価落札方式による一般競争入札マニュアル（18年7月作成）を準用する前に実施したところ、従来の契約相手方を含む2者から応募があり、審査の結果、従来の契約相手方を選定し、同者と契約（契約金額244,110千円）を行った。

しかし、本件契約について、企画競争の実施方法をみると、審査項目を設定及び公開しているものの、採点を行わずに事業実施部局（担当課）の職員3名のみの合議により選定していて、審査の公正性及び透明性の確保において検討の余地があったものと認められる。

(5) 公益法人による再委託の状況

契約相手方に対して、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託（下請を含む。以下同じ。）することを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の意図に沿わない結果となったり、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保ができなくなったりするおそれがある。このため、一般的には、再委託は発注者の承認を必要とすることとされており、一括再委託は禁止されている。

そこで、対象随意契約のうち、契約相手方が公益法人で予定価格が300万円を超えるもの（以下「再委託対象契約」という。）についての再委託の状況をみると、次のとおりとなっている。

ア　再委託に関する契約条項の状況

19年度（12月まで）の再委託対象契約6,509件に係る契約書、仕様書等の条項（以下「契約条項」という。）において、再委託についてどのように定めているかをみ

ると、図表3-11のとおりである。

これによると、一定の条件を付して認めている「条件付認容」は、件数で全体の87.3%を占め、前年度同期と比較すると、1.0ポイント上昇している。しかし、「定めなし」はなお9.4%見受けられ、契約履行上の責任の所在や適正な履行の確保の点で問題は依然として解消しておらず、再委託に当たっては少なくとも承認を必要とする旨の契約条項を設けることが必要である。

（18年度全体の状況は、巻末別表15参照）

図表3-11 契約条項の状況とその変化

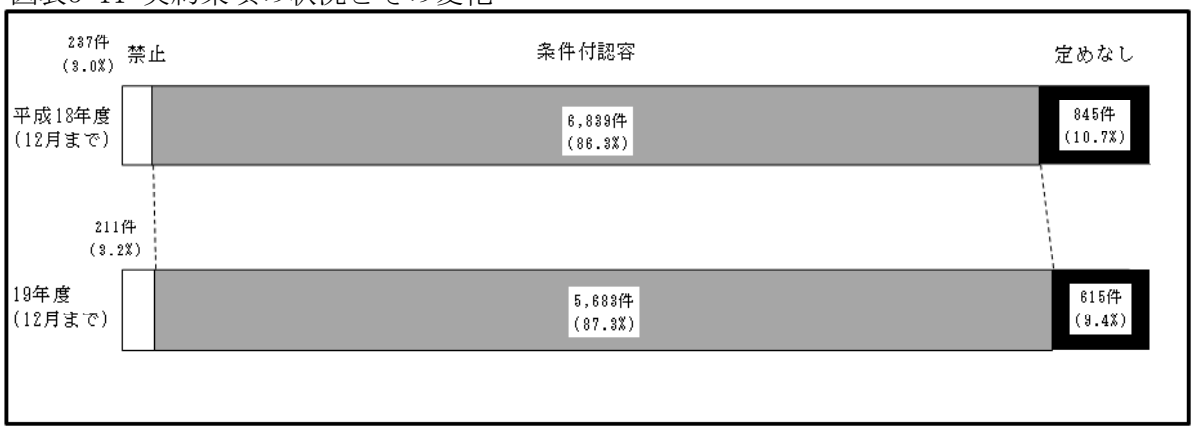

イ　再委託の実施状況

再委託対象契約のうち、国の支払及び再委託に係る支払が共に完了していて、両方の支払金額の対応関係が明確な18年度分について実際の再委託の実施状況をみると、図表3-12のとおり、再委託が行われている契約（元契約）の割合は、件数で19.4%、支払金額で35.7%であり、所管公益法人もほぼ同様となっている。しかし、発注者である国が再委託の有無を把握していないものも、件数で1.5%ではあるが見受けられる。

これを19年報告における17年度の再委託対象契約に係る再委託の実施状況と比較すると、件数割合で、「再委託は行われていない」は88.9%から79.1%と9.8ポイント低下しているのに対して、「再委託が行われている」は9.3%から19.4%と10.1ポイント増加している。これは主として国土交通省における増加によるもので、同省において再委託の実施状況をより厳格に把握することにした影響と考えられる。

図表3-12 再委託の実施状況とその変化（平成18年度）

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(単位：%)

区分 / 契約相手方等		再委託が行われている		再委託は行われていない		再委託の有無を把握していない		合計	
		件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
平成18年度	公益法人	1,718 (19.4)	117,569 (35.7)	7,020 (79.1)	202,064 (61.4)	137 (1.5)	9,282 (2.8)	8,875 (100)	328,916 (100)
	うち所管公益法人	1,241 (19.2)	87,474 (34.8)	5,137 (79.6)	158,577 (63.2)	76 (1.2)	4,981 (2.0)	6,454 (100)	251,032 (100)
〈参考〉17年度	公益法人	980 (9.3)	82,466 (23.1)	9,389 (88.9)	263,284 (73.7)	195 (1.8)	11,516 (3.2)	10,564 (100)	357,267 (100)
	うち所管公益法人	674 (8.3)	63,248 (22.0)	7,310 (90.2)	216,139 (75.1)	124 (1.5)	8,521 (3.0)	8,108 (100)	287,909 (100)

次に、18年度の元契約のうち再委託支払金額が判明している1,718件について、再委託率（国の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。以下同じ。）の状況をみると、図表3-13のとおり、再委託率が50%以上となっている契約の割合は件数で8.3%、支払金額で12.9%となっており、このうち再委託率が90%以上となっているものは件数で1.6%、支払金額で4.6%となっている。

これを19年報告における17年度の元契約のうち再委託支払金額が判明している980件に係る再委託率の状況と比較すると、再委託率が50%以上となっている契約の割合が、件数で12.0ポイント、支払金額で31.5ポイント減少し、再委託率が90%以上となっているものは、それぞれ1.9ポイント、13.0ポイント減少している。その結果、件数割合、支払金額割合のいずれでみても、全般的に再委託率は低下する方向に移行している。

図表3-13 再委託率の状況とその変化（平成18年度）

①再委託率の分布状況

（単位：件、百万円、%）

区分 / 再委託率	件数	(増△減率)	件数割合	平成17年度	支払金額	(増△減率)	支払金額割合	17年度
90%以上	27	(△20.6)	1.6	3.5	5,457	(△62.3)	4.6	17.6
80%以上90%未満	20	(△28.6)	1.2	2.9	2,250	(△55.8)	1.9	6.2
70%以上80%未満	27	(△27.0)	1.6	3.8	2,247	(△63.0)	1.9	7.4
60%以上70%未満	26	(△31.6)	1.5	3.9	2,065	(△47.3)	1.8	4.8
50%以上60%未満	42	(△32.3)	2.4	6.3	3,133	(△55.3)	2.7	8.5
50%以上	142	(△28.6)	8.3	20.3	15,154	(△58.6)	12.9	44.4
40%以上50%未満	257	(8.4)	15.0	24.2	15,914	(29.6)	13.5	14.9
30%以上40%未満	239	(50.3)	13.9	16.2	14,669	(63.1)	12.5	10.9
20%以上30%未満	339	(124.5)	19.7	15.4	20,048	(83.7)	17.1	13.2
10%以上20%未満	358	(228.4)	20.8	11.1	24,900	(345.1)	21.2	6.8
10%未満	383	(206.4)	22.3	12.8	26,880	(231.6)	22.9	9.8
50%未満	1,576	(101.8)	91.7	79.7	102,414	(123.2)	87.1	55.6
合計	1,718	(75.3)	100	100	117,569	(42.6)	100	100

②再委託率の分布図

積み上げ折れ線グラフ

(a)件数

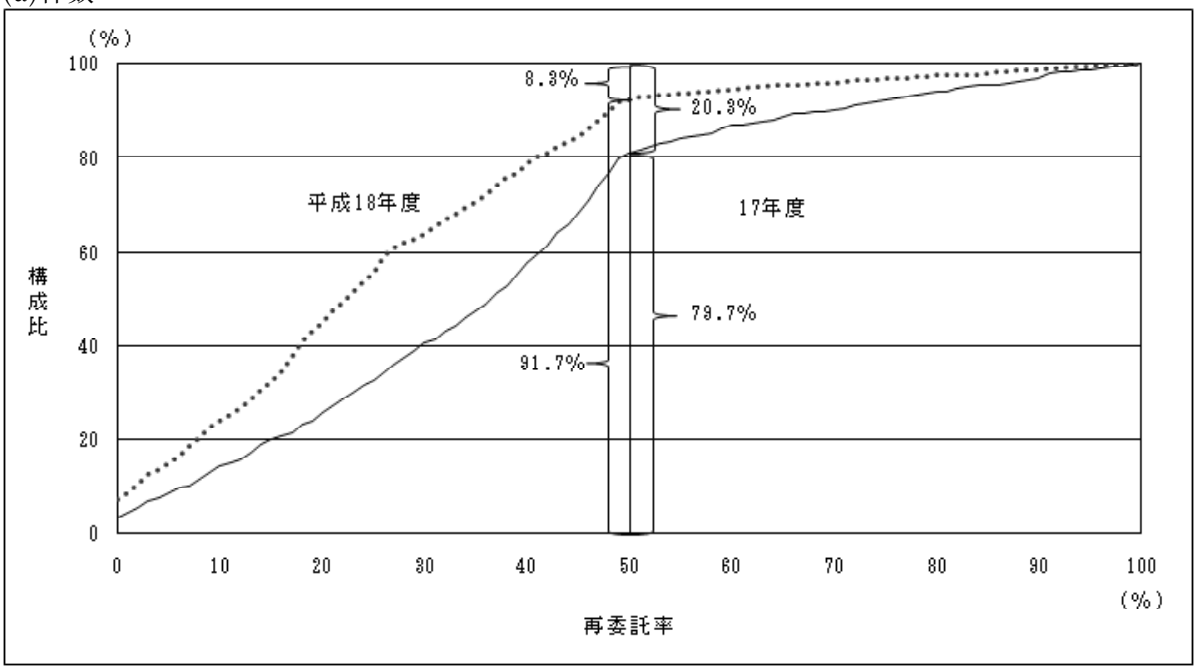

(b)支払金額

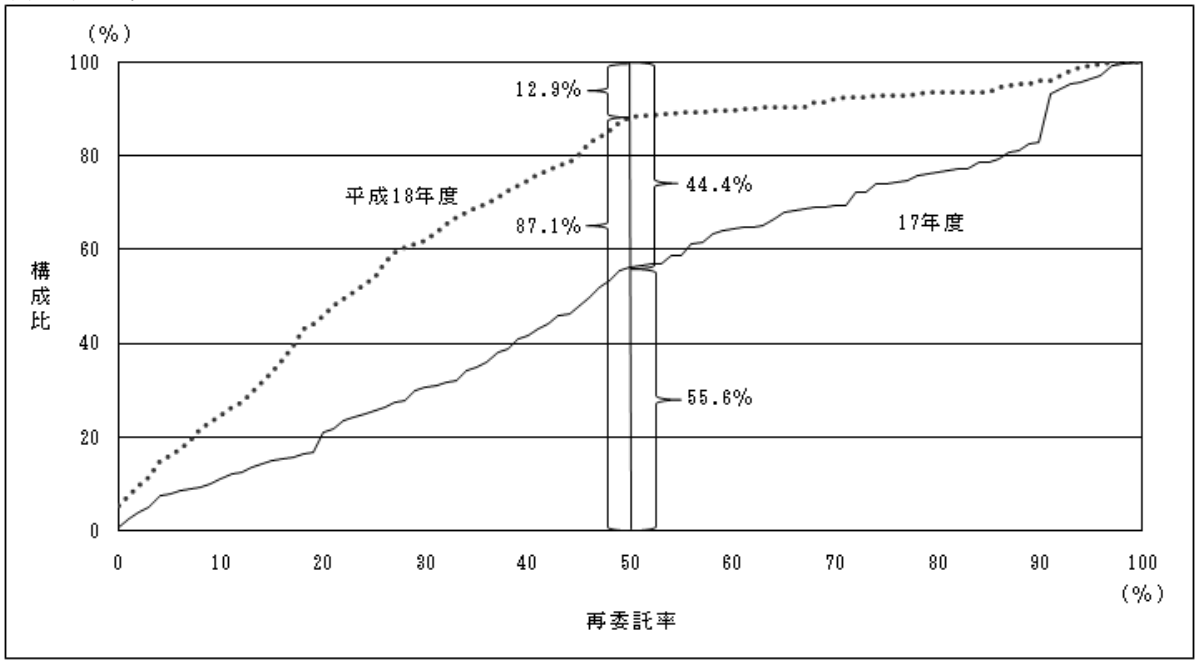

また、委託先が再委託を必要とする理由を18年度の内部部局締結分についてみると、国からの委託業務のうち、資料等の収集、整理といった本体事業以外の業務では、専門業者に任せた方が効率的、効果的であること、全体的な取りまとめや総合調整以外の業務も専門的技術・知見を有する業者に任せた方が効率的、効果的であることなどによるためとしている。

ウ　再委託が行われていた随意契約の競争契約への移行状況

19年報告において「再委託が行われている」とした17年度の再委託対象契約は980件あるが、この中には内部部局が締結した契約で各府省等の随意契約点検の対象となったものが、434件ある。このうち18年度又は19年度（12月まで）に締結された契約との対応関係が把握できた208件（見直し後の件数201件）について、19年12月までに各府省等が講じた見直しの措置の状況をみると、図表3-14のとおりである。

これによると、競争契約等に移行したものが143件（71.1%）（競争契約に移行63件、企画随契に移行76件、公募を経た随意契約に移行4件）ある一方、引き続き随意契約を行っているものも58件（28.9%）（うち随意契約点検の結果、各府省等が引き続き随意契約によらざるを得ないとしているもの14件）ある。

図表3-14 平成17年度の再委託対象契約の見直し状況（平成19年12月末現在）

（単位：件、%）

府省等	点検対象となった随意契約	左のうち対応関係が把握できたもの	見直し状況（平成19年12月末現在）						合計
			競争契約 (a)	企画随契 (b)	公募を経た随意契約 (c)	(a)+(b)+(c)	引き続き随意契約	うち随契によらざるを得ないもの	
内閣	6	5	−	4	−	4	1	−	5
内閣府	3	2	1	−	−	1	1	−	2
総務省	11	4	3	−	−	3	1	−	4
法務省	−	−	−	−	−	−	−	−	−
外務省	2	2	−	−	1	1	1	−	2
財務省	−	−	−	−	−	−	−	−	−
文部科学省	24	14	−	2	1	3	11	4	14
厚生労働省	13	7	−	5	1	6	1	−	7
農林水産省	35	25	−	23	−	23	2	−	25
経済産業省	192	94	41	24	−	65	23	2	88
国土交通省	65	13	4	−	1	5	8	3	13
環境省	82	42	14	18	−	32	9	5	41
防衛省	−	−	−	−	−	−	−	−	−
国会	1	−	−	−	−	−	−	−	−
裁判所	−	−	−	−	−	−	−	−	−
会計検査院	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合　　計	434	208	63 (31.3)	76 (37.8)	4 (2.0)	143 (71.1)	58 (28.9)	14 (7.0)	201 (100)

注(1) 随意契約点検の対象となった平成17年度契約に対応する18年度又は19年度（12月まで）契約の中には、複数の契約に分割したり、統合したりなどしているものがあるため、「左のうち対応関係が把握できたもの」と「見直し状況（平成19年12月末現在）」の「合計」の件数は一致しない。

注(2) 「競争契約」には、見直し後に競争入札を行った結果、不落・不調随契となったものを含めている。

注(3) 「公募を経た随意契約」については、平成18年度における実施状況を把握していないため、19年度において実施したもののみを計上している。

注(4) 「引き続き随意契約」とは、見直し後、公募を実施しないで、引き続き企画競争を経ない随意契約を行っているもの及び引き続き企画随契を行っているものである。

注(5) 「うち随契によらざるを得ないもの」とは、随意契約点検の結果、各府省等が引き続き随意契約によらざるを得ないとしているものである。

上記の契約について検査したところ、企画随契に移行したものの中に、従来と同じ公益法人が契約相手方となり、当該公益法人が再委託していて、契約相手方の選定に関して検討の必要があったと認められた事例が、次のとおり見受けられた。

＜事例＞

［企画随契に移行したものの、従来と同じ者が契約相手方となり、引き続き重要な業務を再委託しているもの］

公⑫　水産庁は、平成17年度に、発泡スチロール製漁業資材のリサイクル手法確

立のための実証実験、調査業務等について、蓄積してきたデータや技術及びノウハウを有することを理由に、特定の公益法人と随意契約（契約金額17,257千円）を行っていた。そして、契約内容のうち実証実験業務について再委託が行われていた。これについて、同庁は、18年度に企画競争に移行することとし、参加者を募集したところ、従来の契約相手方だけの1者応募となったため、同法人と随意契約（契約金額9,002千円）を行った。

しかし、上記の企画競争に当たっては、必要な組織及び人員を有していることを審査項目としているが、契約相手方である公益法人には本件事業の主たる担当者が1名しかおらず、本件契約の重要な業務である実証実験業務については17年度と同じ業者に再委託（再委託金額4,000千円）していることから、契約相手方の選定について検討の必要があったと認められる。

また、企画競争等を経ない随意契約から競争契約等に移行したものの中には、従来の随意契約において公益法人から再委託を受けていた業者が、競争契約等の契約相手方となったものがある。これらについては、移行後の契約を前提に考えると、従来の随意契約は公益法人を唯一の契約相手方であるとして随意契約を行っていた理由と再委託を行っていたこととの整合性に疑義があったと思料される。

4　契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況

前項2、3のとおり、各府省等が随意契約の見直しを進めている中で、競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められた事例が多数見受けられるなど、公共調達の適正化は運用面においてまだ十分とはいえず、契約に係る情報について更なる透明性の向上も要請されている。

一方、各府省等が、現在進めている「随意契約見直し計画」に基づく随意契約の適正化においては、競争性のある契約方式に移行するための入札手続や仕様書の整備等一定程度の業務の増加が避けられないと考えられる。

そこで、上記の状況を踏まえ、また、19年報告において、各府省等の内部部局における契約担当職員の配置状況、随意契約とした理由の審査体制、随意契約等の公表状況等について報告していることから、今回は、その後の状況を把握することとし、併せて、随意契約の適正化を一層推進するための新たな取組の状況についても検査した。

(1) 契約事務体制の状況

各省庁の内部部局における契約担当職員（契約担当官等を含む。）の20年4月1日現在の数（実員）は、図表4-1のとおり、全体では1,304人（うち契約担当官等164人）であり、19年報告における18年4月1日現在の数より56人の増員となっている。これを省庁別にみると、大幅な増員が行われた省庁もあるが、ほとんどの省庁では、大きな変化はみられない。

また、契約担当部局において各部局課に対し調達要求を早期に行うよう周知したり、契約事務に必要となる調書等をシステムを利用して作成したりするなどの工夫をして業務の増加に対応している点は19年報告と同様である。

図表4-1　省庁別の内部部局における契約担当職員の配置状況（平成20年4月1日現在）

（単位：人、件）

区分 / 省庁		内部部局における契約担当官等の数	左を含む契約担当職員数（増△減数）		〈参考〉競争契約の件数 平成18年度(12月まで)	〈参考〉競争契約の件数 19年度(12月まで)
内閣	内閣官房	6	19	(2)	63	76
	内閣法制局	1	3	(0)	2	11
	人事院	1	9	(0)	24	31
内閣府	内閣本府	13	44	(3)	158	359
	宮内庁	1	58	(0)	107	121
	公正取引委員会	1	4	(0)	20	44
	警察庁	1	16	(2)	235	279
	金融庁	2	8	(0)	37	69
総務省	総務本省	8	37	(0)	410	578
	公害等調整委員会	1	4	(0)	3	3
	消防庁	1	3	(0)	43	73
法務省	法務本省	2	9	(△1)	257	398
	公安調査庁	1	8	(1)	17	11
外務省		3	38	(0)	144	179
財務省	財務本省	3	24	(△3)	180	240
	国税庁	1	17	(0)	280	311
文部科学省	文部科学本省	12	87	(2)	137	325
	文化庁	1	31	(0)	12	40
厚生労働省	厚生労働本省	28	92	(△2)	230	378
	中央労働委員会	2	7	(0)	4	7
	社会保険庁	1	8	(0)	436	527
農林水産省	農林水産本省	8	112	(△2)	605	708
	林野庁	2	11	(0)	48	55
	水産庁	6	25	(5)	158	179
経済産業省	経済産業本省	10	165	(1)	103	658
	資源エネルギー庁	2	52	(24)	6	207
	特許庁	1	18	(0)	58	184
	中小企業庁	1	17	(12)	27	77
国土交通省	国土交通本省	16	104	(2)	478	561
	気象庁	1	16	(0)	187	185
	海上保安庁	1	12	(△1)	267	257
	海難審判庁	1	5	(0)	5	2
環境省		11	49	(1)	330	476
防衛省		1	19	(△8)	185	177
国会	衆議院	3	65	(12)	64	74
	参議院	1	10	(0)	40	78
	国立国会図書館	5	38	(1)	91	84
裁判所		1	43	(5)	104	169
会計検査院		3	17	(0)	50	81
合計(A)		164	1,304	(56)	5,605	8,272
〈参考〉	18年4月1日現在(B)	166	1,248			
	(A)-(B)	△ 2	56			

注(1) 契約担当職員とは、契約担当官等のほか、これらの代行機関や契約事務を担当する補助者として任命されている者（実員）及びこれら以外で事務分担表等において契約事務を担当することとされている者（実員）をいう。

注(2) 「増△減数」は、平成20年4月1日現在の数を18年4月1日現在の数と比較し、その増減数を記載している。

注(3) 防衛省については、平成18年4月1日現在の防衛本庁及び防衛施設庁の合計数と比較している。

(2) 随意契約に関する審査、監視体制等の状況

ア　事前の審査体制

随意契約とした理由の妥当性に関する事前の審査体制については、図表4-2のとおり、20年4月1日現在ですべての省庁において、契約担当部局が通常の契約締結事務の決裁を行う中で審査を行っている。また、これに加えて、内部規程等に基づき設置された審査委員会等や監査担当部局等がそれぞれ又は重ねて審査を行うとしている省庁が33省庁あり、これらの状況は、19年報告（19年4月1日現在）と同様である。

図表4-2　省庁別の審査委員会等及び内部監査の状況

区分 / 省庁		随意契約とした理由の妥当性に関する事前審査を実施している組織（平成20年4月1日現在）				19年度の内部監査の実施状況（随意契約に関する監査）	監査結果のデータベース化の有無（20年4月1日現在）
		契約担当部局	審査委員会等	監査担当部局	その他の審査組織		
内閣	内閣官房	○	○	－	－	◎	○
	内閣法制局	○	－	－	○	◎	◎
	人事院	○	○	○	－	◎	一部◎
内閣府	内閣本府	○	○	－	－	◎	○
	宮内庁	○	－	－	－	◎	－
	公正取引委員会	○	○	－	－	◎	－
	警察庁	○	○	－	－	◎	◎
	金融庁	○	○	－	○	◎	一部◎
総務省	総務本省	○	－	－	－	◎	一部◎
	公害等調整委員会	○	－	－	－	本省で実施	一部◎
	消防庁	○	－	○	－	◎	－
法務省	法務本省	○	○	○	○	◎	－
	公安調査庁	○	－	○	－	◎	－
外務省		○	－	－	○	◎	－
財務省	財務本省	○	－	○	－	◎	○
	国税庁	○	－	－	－	本省で実施	○
文部科学省	文部科学本省	○	－	○	－	◎	一部○
	文化庁	○	－	○	－	本省で実施	一部○
厚生労働省	厚生労働本省	○	－	○	－	◎	－
	中央労働委員会	○	－	－	－	本省で実施	－
	社会保険庁	○	○	○	－	○	－
農林水産省	農林水産本省	○	○	－	○	◎	一部○
	林野庁	○	○	－	○	◎	一部○
	水産庁	○	○	－	○	本省で実施	一部○
経済産業省	経済産業本省	○	○	－	○	◎	一部◎
	資源エネルギー庁	○	－	－	○	本省で実施	一部◎
	特許庁	○	－	－	－	本省で実施	一部◎
	中小企業庁	○	－	－	○	本省で実施	一部◎
国土交通省	国土交通本省	○	○	－	○	◎	－
	気象庁	○	○	○	－	◎	○
	海上保安庁	○	○	○	－	◎	○
	海難審判庁	○	○	－	－	本省で実施	－
環境省		○	○	－	－	◎	○
防衛省		○	○	－	－	◎	一部◎
国会	衆議院	○	○	○	－	－	一部◎
	参議院	○	○	－	－	◎	－
	国立国会図書館	○	○	－	－	－	○
裁判所		○	○	○	－	◎	◎
会計検査院		○	○	○	－	◎	一部○
合計		39	23	14	11		

注(1)　「19年度の内部監査の実施状況」の「◎」は、監査計画上、随意契約に関する監査を重点事項に掲げ監査したことを示し、「○」は、同計画上、一般的な監査項目として監査したことを示す。

注(2)　「監査結果のデータベース化の有無（20年4月1日現在）」の「◎」は、平成19年4月2日以降にデータベース化を行ったことを示し、「○」は、19年4月1日以前からデータベース化を行っていたことを示す。また、「一部◎」又は「一部○」は、蓄積したデータについて監査担当部局等一部の職員のみが閲覧可能な状況を示す。

イ　内部監査の実施状況

各省庁の内部部局の内部監査機関が19年度に実施した随意契約に関する内部監査の状況をみると、図表4-2のとおりであり、ほとんどの省庁において、18年度に引き続き19年度においても重点事項として監査を実施している。また、国土交通本省においては、競争契約等における1者応札（応募）を重点事項に加えて内部監査を実施している。

監査結果のデータベース化についてみると、11省庁（19年報告では8省庁）においては、内部監査の結果をイントラネット等に掲示して全職員が閲覧可能な状況であるとし、16省庁（同6省庁）においては、監査担当部局等一部の職員が閲覧できる状況であるとしている。一方、データベース化には至っていない省庁もなお相当数見受けられる。

内部監査の結果は、一部の関係者だけにとどめず、当該省庁の他部署における執務の参考にもさせて適切な会計事務処理に資するようにすることが重要であり、指示・指摘事項や見直し事例のデータベース化を行うなどして情報の蓄積と共有化を図ることが重要である。

ウ　契約監視のための第三者機関の設置・監視状況

従来、各府省が行う公共工事の入札及び契約については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月閣議決定）に基づき、第三者の意見を反映させる仕組みが採られていたが、19年11月の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「随意契約の適正化の一層の推進について」の申合せが行われ、すべての府省において工事以外の物品・役務等の契約についても監視対象とする第三者機関が設置されることとなった。

そこで、上記の申合せに基づく各省庁の第三者機関の設置状況をみると、図表4-3のとおり、20年5月1日現在では、すべての省庁の内部部局に設置（35機関）されている。そして、上記の申合せにおいて、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置することとされていることから、地方支分部局等のある25省庁のうち8省庁においては地方支分部局等にも設置（122機関）されている。

図表4-3　第三者機関の設置状況（平成20年5月1日現在）

省庁	区分	設置箇所 内部部局	設置箇所 地方支分部局等	計	＜参考＞平成18年度契約 件数(件)	＜参考＞平成18年度契約 支払金額(百万円)
内閣	内閣官房	1	－	1	330	24,631
	内閣法制局	1	－	1	16	105
	人事院	1	0	1	130	1,002
内閣府	内閣本府	1	2	3	2,623	91,788
	宮内庁	1	0	1	422	5,449
	公正取引委員会	1	0	1	75	389
	警察庁	1	0	1	2,748	65,070
	金融庁	1	－	1	206	4,956
総務省	総務本省	1	0	1	1,836	65,374
	公害等調整委員会		－		6	21
	消防庁		0		263	2,674
法務省	法務本省	4	0	4	6,561	111,862
	公安調査庁		0		127	583
外務省		1	－	1	1,108	15,297
財務省	財務本省	1	12	13	3,575	92,021
	国税庁				4,495	94,998
文部科学省	文部科学本省	1	0	1	3,080	194,471
	文化庁		－		1,235	12,181
厚生労働省	厚生労働本省	1	47	48	10,676	237,157
	中央労働委員会		－		23	108
	社会保険庁	1	0	1	5,357	234,724
農林水産省	農林水産本省	2	12	14	8,405	424,417
	林野庁	1	7	8	8,369	91,694
	水産庁	1	0	1	400	17,779
経済産業省	経済産業本省	1	0	1	2,364	87,925
	資源エネルギー庁		0		484	137,315
	特許庁		－		425	54,806
	中小企業庁		－		121	4,134
国土交通省	国土交通本省	2	34	36	64,725	2,399,683
	気象庁	1	0	1	1,268	17,699
	海上保安庁	1	0	1	3,538	61,955
	海難審判庁	1	－	1	7	18
環境省		1	0	1	2,080	38,134
防衛省		1	8	9	41,262	720,755
国会	衆議院	1	－	1	252	4,587
	参議院	1	－	1	244	5,362
	国立国会図書館	1	－	1	328	8,443
裁判所		1	0	1	2,160	24,783
会計検査院		1	－	1	130	4,702
合計		35	122	157	181,454	5,359,072

注(1)　「－」は、各省庁の組織に地方支分部局等が置かれていない場合、又は置かれていても契約担当官等がいない場合を示す。

注(2)　このほかに、工事契約（設計等を含む。）のみを対象とした第三者機関が8機関設置されている。

注(3)　防衛省の平成18年度契約の件数、支払金額は、19年9月1日に廃止された防衛施設庁分を含めている。

前記35機関の体制等及び監視状況は次のとおりである。

(7) 第三者機関の体制等

各第三者機関の監視対象、組織、開催頻度等については、図表4-4のとおりとなっている。

a　対象官署及び対象契約

対象官署については、①内部部局のほか地方支分部局等も対象としているもの18機関、②地方支分部局等に第三者機関を設置しているため内部部局のみを対象としているもの6機関、③地方支分部局等が置かれていないなどのため内部部局のみを対象としているもの8機関、④地方支分部局等のみを対象としているもの3機関となっている。

また、対象契約については、①すべての契約を対象としているもの24機関、②工事について別の第三者機関において対象としているため物品・役務等に限定しているもの11機関となっている。

b　委員の数、構成等

委員の数については、ほとんどの第三者機関が3人から5人であり、計131人が委嘱されている。その構成は、大学教員（大学院を含む。）71人（54.2%）、弁護士24人（18.3%）、公認会計士24人（18.3%）、その他12人（9.2%）となっている。

また、委員の除斥規定の有無については、各第三者機関の設置規程等において、委員が自己又は親族等に利害のある審査等に参加できないとする規定が設けられているものが29機関、設けられていないものが6機関となっている。

c　会議の開催回数

各第三者機関の設置規程等において規定されている最低限の開催回数をみると、年間4回開催としている機関が比較的多いが、中には年間1回の開催としているものもある。

d　対象契約の抽出

内部部局に設置されている第三者機関については、全機関とも、審査は一定期間分の契約から抽出して行うこととされているが、抽出を行う者については、設置規程等において、①第三者機関の各委員と規定されているもの7機関、②委員長又は委員会が指定した者と規定されているもの25機関、③定めのないもの3

機関となっている。

また、設置規程等で審査対象の契約を抽出する方法を定めているものは26機関であるが、このうち、前記の「随意契約の適正化の一層の推進について」の申合せの中で重点的に監視することとされている「応札者（応募者）が1者しかいないもの」を抽出対象として明記しているものは11機関となっている。

e　意見の具申方法

審査結果の意見の具申方法については、設置規程等において、会計課長等に対して行うと規定されているものが多いが、具申の規定がないものが1機関、具申の相手について特に定めのないものが4機関ある。

図表4-4　第三者機関の体制等の状況（平成20年5月1日現在）

区分 / 省庁		名称	対象官署	対象契約	委員数(実数)(人)	(構成) 大学教員	弁護士	公認会計士	その他	委員の除斥規定の有無	規定上の開催回数(/年間)	抽出 抽出者	抽出方法の有無	意見の具申先
内閣	内閣官房	内閣官房入札等監視委員会	③	①	5	3	1	1		有	4	②	○	内閣参事官(会計担当)
	内閣法制局	内閣法制局入札等監視委員会	③	①	3	1	1	1		有	2	②	○	長官総務室会計課長
	人事院	人事院契約監視委員会	①	①	3	2	1			有	2	③	◎	無
内閣府	内閣本府	内閣府本府入札等監視委員会	②	①	5	3	1	1		有	4	②	○	大臣官房会計課長
	宮内庁	宮内庁契約監視委員会	①	①	3		1	1	1	有	2	②	無	長官官房皇室経済主管
	公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	①	①	3	2		1		有	2	①	無	官署支出官又は支出負担行為担当官等
	警察庁	警察庁入札等監視委員会	①	①	3	1	1	1		有	定めなし	①	無	無
	金融庁	金融庁契約監視委員会	③	①	5	3	1	1		有	3	①	無	総務企画局総務課長
総務省	総務本省	総務省契約監視会	①	①	5	4			1	無	4	①	無	無 [具申の規定がない]
	公害等調整委員会													
	消防庁													
法務省	法務本省	検察庁等契約監視会議	④	②	3	3				無	3	③	無	大臣官房会計課長
		矯正官署契約監視会議	④	②	3	2			1	無	3	①	○	大臣官房会計課長
		法務局契約監視会議	④	②	3	2		1		無	3	②	無	大臣官房会計課長
		法務本省等契約監視会議	①	②	3	2			1	無	3	①	○	大臣官房会計課長
	公安調査庁													

区分 / 省庁		名称	対象官署	対象契約	委員数（実数）（人）	（構成） 大学教員	弁護士	公認会計士	その他	委員の除斥規定の有無	規定上の開催回数（/年間）	抽出 抽出者	抽出方法の有無	意見の具申先
外務省		契約監視委員会	③	①	5	3	2			有	4	②	○	契約担当官等
財務省	財務本省	財務省第3入札等監視委員会	②	①	5	3	1	1		有	4	②	◎	部局長
	国税庁													
文部科学省	文部科学本省	物品・役務等契約監視委員会	①	②	5	3	1	1		有	4	②	○	大臣官房長
	文化庁													
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働省公共調達中央監視委員会（第一分科会、第二分科会）	①	①	6	2	2	1	1	有	4	②	◎	大臣官房会計課長
	中央労働委員会													
	社会保険庁	社会保険庁公共調達監視委員会	①	①	3		1	1	1	有	4	②	◎	社会保険庁長官
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省入札等監視委員会	②	②	3	1		1	1	有	4	②	◎	大臣官房経理課長
		食料安定供給特別会計入札等監視委員会	②	②	3			2	1	有	4	①	◎	総合食料局長
	林野庁	林野庁入札等監視委員会	②	①	3	2			1	有	4	②	◎	林野庁長官
	水産庁	水産庁入札等監視委員会	①	①	3	2		1		有	4	②	◎	水産庁長官
経済産業省	経済産業本省	経済産業省契約評価監視委員会	①	①	5	3	1	1		有	4	②	○	大臣官房会計課長
	資源エネルギー庁													
	特許庁													
	中小企業庁													
国土交通省	国土交通本省	公正入札調査会議	①	②	4	3	1			有	4	②	○	無
		入札監視委員会	②	①	3	2	1			有	2	②	○	航空局長
	気象庁	入札監視委員会	①	①	3	2	1			有	1	②	○	気象庁長官
	海上保安庁	入札監視委員会	①	①	3	2	1			有	2	②	○	海上保安庁次長
	海難審判庁	入札監視委員会	①	①	3	2	1			有	1	②	◎	高等海難審判庁長官
環境省		物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会	①	②	5	4	1			有	1	②	◎	大臣官房会計課長
防衛省		防衛調達審議会	①	②	7	1	2	3	1	有	8	③	◎	防衛大臣
国会	衆議院	契約監視委員会	③	①	3	1		1	1	有	2	②	○	無
	参議院	参議院契約監視委員会	③	①	3	2		1		有	4	②	○	庶務部会計課長
	国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	③	①	3	2		1		有	2	②	無	総務部長
裁判所		契約監視委員会	①	②	3	1	1		1	無	2	②	無	経理局長
会計検査院		会計検査院契約監視委員会	③	①	3	2		1		有	2	②	○	事務総局次長
合計			① 18 ② 6 ③ 8 ④ 3	① 24 ② 11	131	71	24	24	12	有 29 無 6		① 7 ② 25 ③ 3	○ 15 ◎ 11 計 26 無 9	無 5

注(1) 本表の第三者機関の組織等の状況は、平成20年5月1日現在における各第三者機関の設置規程等に規定されているもの(ただし、「委員数(実数)」は除く。)を示している。なお、海上保安庁については、第三者機関の設置、運営に当たり、従来、設置されている工事に係る第三者機関に関する設置規程等を準用していたが、20年7月に物品、役務を監視対象とする旨の規定等の改正を行ったところである。

注(2) 「対象官署」の「①」は内部部局のほか地方支分部局等も対象としている場合、「②」は地方支分部局等に第三者機関を設置しているため、内部部局のみを対象としている場合、「③」は地方支分部局等が置かれていないなどのため、内部部局のみを対象としている場合、「④」は地方支分部局等のみを対象としている場合を示す。

注(3) 「対象契約」の「①」はすべての契約を対象としている場合、「②」は工事については別の第三者機関において対象としているため、物品・役務等に限定している場合を示す。

注(4) 「抽出」の「抽出者」の「①」は各委員が抽出する場合、「②」は委員長又は委員会の指定した者が抽出する場合、「③」は定めのない場合を示す。

注(5) 「抽出」の「抽出方法の有無」の「○」は設置規程等で抽出方法を定めているもの、「◎」は更に「応札者（応募者）が1者しかいないもの」を明記しているものを示す。

注(6) 「意見の具申先」は第三者機関が当該省庁に意見の具申を行う際の具申先であり、「無」は意見の具申先に係る規定がないことを示す。

(ｲ) 第三者機関の監視状況

次に、第三者機関の監視状況について、19年度に開催された会議のうち直近のものについてみると、図表4-5のとおりとなっている。

a　対象期間及び対象契約件数

審査の対象とした契約の対象期間については、会議の開催頻度により異なっているが、おおむね、年間4回開催の機関では3か月分、年間2回開催の機関では6か月分を対象としている。

また、審査の対象契約件数は、全体で19,460件となっている。これを各省庁でみると、その予算規模等により異なるため、5件から4,588件となっている。

b　審査実施契約件数

上記のとおり、対象契約件数は各機関で異なるものの、審議時間はいずれの機関も2時間から6時間となっており、審査のために選定された件数は2件から35件である。全機関でみると、対象契約から選定された269件のうち、1者応札の件数は58件（21.6%）、1者応募の件数は53件（19.7%）となっている。

c　意見の具申

19年度に開催された会議においては、抽出した契約について、各委員から様々な意見、質問等が出されているが、委員会としての意見の具申、勧告の実績はない。

d　審議内容の公表

19年度に開催された会議に係る審議の公表状況について20年7月1日現在でみると、多くの省庁はホームページ上で公表しているが、準備中であるとして公表に至っていない省庁や、公表手段が閲覧窓口における閲覧等にとどまっていてホームページ上で公表していない省庁もある。

上記のとおり、審査の対象契約が多数である一方、限られた開催回数、審議時間の中で第三者機関が十分機能するためには、実質的な審議が効率的に行われるとともに、審議内容の透明性の向上を図ることが重要である。

図表4-5　第三者機関の監視状況（平成19年度）

区分 / 省庁		名称	平成19年度に開催された直近の会議における審議状況									左の会議に係る公表状況（20年7月1日現在）
			審査対象とした期間	左の期間中の審査対象契約件数（件）	審査した契約件数（件）	一般競争（うち1者応札）	指名競争	企画競争・公募（うち1者応募）	企画競争、公募を除く随意契約	審議時間（時間）	具申意見の有無	
内閣	内閣官房	内閣官房入札等監視委員会	19年度第3四半期	28	3	1 (1)	－	1 (－)	1	2	無	△
	内閣法制局	内閣法制局入札等監視委員会	19年度第1～第3四半期	20	3	1 (1)	－	1 (1)	1	2	無	◎
	人事院	人事院契約監視委員会	－	－	－	－ (－)	－	－ (－)	－	－	－	－
内閣府	内閣本府	内閣府本府入札等監視委員会	19年度第3四半期	161	6	2 (2)	－	2 (－)	2	2	無	△
	宮内庁	宮内庁契約監視委員会	－	－	－	－ (－)	－	－ (－)	－	－	－	－
	公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	19年度第1～第3四半期及び20年1月期	48	3	3 (3)	－	－ (－)	－	2	無	◎
	警察庁	警察庁入札等監視委員会	19年度上半期	1,290	6	3 (－)	－	－ (－)	3	3	無	△
	金融庁	金融庁契約監視委員会	19年度上半期	166	35	5 (3)	－	23 (16)	7	2	無	◎
総務省	総務本省 公害等調整委員会 消防庁	総務省契約監視会	19年10月期、11月期	155	12	12 (8)	－	－ (－)	－	2	無	◎
法務省	法務本省	検察庁等契約監視会議	－	－	－	－ (－)	－	－ (－)	－	－	－	－
		矯正官署契約監視会議	19年10月期、11月期	132	7	5 (4)	－	－ (－)	2	2	無	◎
		法務局契約監視会議	19年10月期、11月期	101	6	2 (－)	－	1 (－)	3	2	無	◎
	公安調査庁	法務本省等契約監視会議	19年10月期、11月期	80	6	4 (2)	－	1 (1)	1	2	無	◎
外務省		契約監視委員会	19年度第3四半期	160	10	3 (1)	1	5 (－)	1	2	無	◎
財務省	財務本省 国税庁	財務省第3入札等監視委員会	19年度第3四半期	205	4	3 (2)	－	－ (－)	1	2	無	◎
文部科学省	文部科学本省 文化庁	物品・役務等契約監視委員会	19年度上半期	4,588	10	4 (4)	－	4 (4)	2	3	無	◎
厚生労働省	厚生労働本省 中央労働委員会	厚生労働省公共調達中央監視委員会（第一分科会、第二分科会）	19年度第2、第3四半期	825	20	9 (4)	3	1 (－)	7	6	無	◎
	社会保険庁	社会保険庁公共調達監視委員会	19年度第2、第3四半期	654	16	7 (2)	－	1 (－)	8	3	無	◎
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省入札等監視委員会	19年度第3四半期	109	20	8 (6)	－	10 (7)	2	3	無	○
		食料安定供給特別会計入札等監視委員会	19年度第3四半期	229	9	5 (1)	2	－ (－)	2	3	無	○
	林野庁	林野庁入札等監視委員会	19年度第3四半期	39	11	4 (2)	－	7 (2)	－	2	無	○
	水産庁	水産庁入札等監視委員会	19年度第3四半期	65	15	6 (3)	－	6 (6)	3	4	無	○
経済産業省	経済産業本省 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	経済産業省契約評価監視委員会	19年度上半期	2,715	7	3 (3)	－	3 (－)	1	2.5	無	△
国土交通省	国土交通本省	公正入札調査会議	19年度第1四半期、19年7月期	2,024							無	◎
		入札監視委員会	19年度第1四半期、19年7月期	6	5	－ (－)	－	5 (5)	－	3	無	◎
	気象庁	入札監視委員会	18年度第4四半期、19年度第1～第3四半期	1,036	5	3 (2)	－	2 (2)	－	2	無	△
	海上保安庁	入札監視委員会	19年度第2、第3四半期	894	8	6 (1)	－	－ (－)	2	4	無	○
	海難審判庁	入札監視委員会	19年度第1～第3四半期及び20年1月期	5	3	2 (2)	－	－ (－)	1	2	無	◎
環境省		物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会	－	－	－	－ (－)	－	－ (－)	－	－	－	－
防衛省		防衛調達審議会	18年度第4四半期	2,048	2	－ (－)	2	－ (－)	－	2	無	◎
国会	衆議院	契約監視委員会	－	－	－	－ (－)	－	－ (－)	－	－	－	－
	参議院	参議院契約監視委員会	19年度第3四半期	30	4	1 (1)	1	1 (1)	1	3	無	◎
	国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	－	－	－	－ (－)	－	－ (－)	－	－	－	－
裁判所		契約監視委員会	19年度上半期	1,513	30	－ (－)	－	8 (8)	22	3	無	△
会計検査院		会計検査院契約監視委員会	19年度第1～第3四半期	134	3	1 (－)	－	1 (－)	1	2	無	◎
合　計				19,460	269	103 (58)	9	83 (53)	74			

注(1) 本表の第三者機関の監視状況は、平成19年度に開催された会議のうち直近のものの状況である。
注(2) 国土交通本省の公正入札調査会議については、契約態様について各委員に個別に説明が行われ、質疑応答がなされたものであり、個々の契約を抽出し審議したものでないため、表記していない。
注(3) 「公表状況」の「◎」は審議の概要について、ホームページ上で公表しているもの、「○」は ホームページ以外（例えば、掲示板による掲示、窓口における閲覧等）で公表しているもの、「△」 は公表準備中であるとしているものを示す。

(3) 契約情報の公表状況

各省庁が締結する契約内容の事後の公表に関しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）、「公共調達の適正化について」（平成18年財計第2017号）等の根拠法令等において定められている（巻末別表16参照）。そして、これらの根拠法令等において公表すべきと定められている各種契約情報（物品役務等の名称及び数量、契約を締結した日、契約相手方の名称及び住所、契約金額、随意契約の理由、予定価格等）は、各省庁とも公表している。

各種契約情報の公表方法については、19年報告において、「根拠法令等によって、公衆の閲覧に供する方法、官報により公示する方法又はホームページに掲載する方法などの違いがあるが、近年インターネットが広く普及し、これを利用した情報の入手が一般的になっている。」と報告している。

そこで、少額随契等を除くすべての契約を公表対象としている「公共調達の適正化について」に基づく公表について、契約情報のホームページでの掲載状況（20年4月1日現在）をみると、図表4-6のとおりである。

これによると、トップページから「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが示されているページに至るまで、1回のクリック操作で済むものが14省庁ある一方、6回の操作が必要なものも1省庁ある。この状況を19年報告（19年7月末現在）と比べると、「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることを示すためホームページ上の記述変更を行いクリック回数を減らした省庁が9省庁ある。

また、内部部局のホームページから地方支分部局の契約情報を掲載したページへのリンクの設定状況をみたところ、当該ページに直接アクセスするリンクを設定しているものも8省庁あるが、リンクを設定しておらず利便性が十分でない省庁が3省庁見受けられた。さらに、近年、各省庁の予算がどのように使われているかを国民に分かり

やすく明らかにするよう求められているが、各省庁のホームページにおける契約情報の掲載方式をみると、いずれの省庁も、会計別や主な契約相手方ごとの年間合計支払金額等の情報が一覧できるような方式にはなっていない状況である。

契約情報の公表については、契約の透明性を高める上で重要であり、国民の利便性や要望に配慮した情報の提供が望まれる。

図表4-6　「公共調達の適正化について」に基づく各省庁の契約情報の公表状況（平成20年4月1日現在）

省庁	区分		「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが示されているページ	トップページから左に至るまでのクリック回数（平成19年7月末現在のクリック回数）	地方支分部局での契約の情報への直接のリンクの有無
内閣	内閣官房		内閣本府の「調達情報」へリンク	4（4）	
	内閣法制局		公共調達の適正化に係る情報の公表	1（1）	
	人事院		一覧表	2（2）	－
内閣府	内閣本府		公共調達の適正化について	2（2）	◎
	宮内庁		公共調達の適正化について	1（1）	－
	公正取引委員会		公共調達の適正化に基づく情報の公表	1（1）	－
	警察庁		「公共調達の適正化について」に基づく情報の公表	2（3）	○
	金融庁		公共調達の適正化に基づく情報の公表	1（1）	
総務省	総務本省	（本省会計課）	公共調達の適正化に基づく公表	3（4）	△
		（統計局）	公共調達の適正化に基づく公表	3（3）	
	公害等調整委員会		公共調達の適正化に基づく公表	1（1）	
	消防庁		一覧表	2（3）	
法務省	法務本省		（公共調達の適正化）契約に係る情報の公表について	1（1）	－
	公安調査庁		本省ホームページ上に記載		
外務省			一覧表	3（3）	
財務省	財務本省		公共調達の適正化に係る情報の公表（公表ゲートウェイ）	1（1）	◎
	国税庁		公共調達の適正化に係る情報の公表（公表ゲートウェイ）	2（1）	◎
文部科学省	文部科学本省		公共調達の適正化について	1（1）	－
	文化庁		公共調達の適正化について	1（－）	
厚生労働省	厚生労働本省		一覧表	5（5）	○
	中央労働委員会		一覧表	4（4）	
	社会保険庁		一覧表	3（3）	○
農林水産省	農林水産本省		契約情報の公表（公共調達の適正化についてに基づく公表）	2（4）	◎
	林野庁	（国有林野）	一覧表	3（3）	△
		（一般、森林）	一覧表	3（－）	－
	水産庁		契約情報の公表（公共調達の適正化についてに基づく公表）	2（－）	－
経済産業省	経済産業本省		落札情報一覧等・公共調達の適正化についてに基づく競争入札に係る情報の公表	2（2）	◎
	資源エネルギー庁		一覧表	3（3）	
	特許庁	（委託情報）	「公共調達の適正化について」に基づく契約締結情報の公表	1（3）	
		（請負契約等）	「公共調達の適正化について」に基づく契約締結情報の公表	1（4）	
	中小企業庁		公共調達の適正化に係る情報の公表	1（1）	

区分 省庁			「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが示されているページ	トップページから左に至るまでのクリック回数（平成19年7月末現在のクリック回数）	地方支分部局での契約の情報への直接のリンクの有無
国土交通省	国土交通本省		公共調達の適正化に係る情報等の公表について	1（５）	◎
	気象庁		公共調達の適正化に係る情報の公表	1（３）	◎
	海上保安庁		「公共調達の適正化について」に基づく契約に係る情報の公表(国土交通省調達情報システム)	1（２）	◎
	海難審判庁		随意契約結果書[記載無し]	3（３）	
環境省			契約締結情報の公表	3（３）	－
防衛省			公共調達の適正化についてに基づく情報の公表について	3（３）	△
国会	衆議院		一覧表	3（３）	
	参議院	(物品役務)	公共調達の適正化についてに基づく随意契約に係る情報の公表	2（３）	
		(公共工事)	公共調達の適正化についてに基づく随意契約に係る情報の公表	2（２）	
	国立国会図書館		競争入札に係る情報・随意契約に係る情報	3（３）	
裁判所			一覧表	6（６）	－
会計検査院			予算執行関係 物品、役務等関係（随意契約の公表）（競争入札の公表）	4（４）	
合計42（38省庁）				1回　15〈14省庁〉（10）	◎　8
				2回　10〈 9省庁〉（ 5）	○　3
				3回　12〈10省庁〉（15）	△　3
				4回　 3〈 3省庁〉（ 6）	－　9
				5回　 1〈 1省庁〉（ 2）	／ 19
				6回　 1〈 1省庁〉（ 1）	

注(1)　「「公共調達の適正化について」に基づく契約情報であることが示されているページ」とは、当該ページの掲載項目名、一覧表の標題または掲載項目の説明の中で、「公共調達の適正化について」であることが示されているページである。また、同欄の「[記載無し]」は、「公共調達の適正化について」に基づくことが示されていないものである。

注(2)　「地方支分部局での契約の情報への直接のリンクの有無」の「◎」はすべての地方支分部局のページと直接のリンクがあるもの、「○」は一部の地方支分部局のページと直接のリンクがあるもの、「△」は直接のリンクがないもの、「－」は内部部局のページで地方支分部局の契約情報についても公表しているもの、「／」は地方支分部局が設置されていないものを示す。

注(3)　合計の（　）書きは、平成19年7月末現在における各クリック回数ごとの合計である。

5　随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数

(1) 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況

対象随意契約のうち各府省が所管公益法人と締結している契約の件数、金額等は、前記の第2-3-(1)のとおり（図表3-4及び巻末別表13参照）であるが、これらの契約の相手方となっている所管公益法人（以下「随契先公益法人」という。）の数は、図表5-1のとおりである。

これによると、所管公益法人の全体数は、19年4月1日現在で6,723法人（18年4月1日現在では6,789法人）であるが、このうち17.0％の1,141法人が随契先公益法人となっており、19年報告に比べて82法人減少している。これを所管府省（公益法人の指導監督等に係る事務を実施している府省（地方支分部局を含む。所管公益法人のない内閣、国会、裁判所及び会計検査院を除く。）をいう。以下同じ。）別にみると、随契先公益法人の数が多いのは、厚生労働省、国土交通省、経済産業省等である。

これらの随契先公益法人1,141法人について、19年4月1日現在における所管府省退職者（注6）の再就職者の状況をみると、図表5-1及び5-2のとおりとなっている。

これによると、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数は、1,141法人の78.6％に当たる897法人で、19年報告に比べて65法人減少している。そして、この897法人における所管府省退職者の再就職者数は9,196人（1法人当たり平均10.2人）で、19年報告に比べて797人減少している。これを所管府省別にみると、所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数が多いのは、厚生労働省、国土交通省、経済産業省等であり、再就職者数が多いのは、国土交通省、厚生労働省、法務省等となっている。

（なお、各府省における随契先公益法人のうち、18年度における随意契約に係る支払金額の合計額が多い10法人等について、法人ごとの所管府省退職者の再就職者数を巻末別表17に掲記している。）

（注6）　所管府省退職者の再就職者　所管府省に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職し、随契先公益法人（次項6においては、随契先公益法人からの再委託先）に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

図表5-1 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、人、百万円）

区分 所管府省	所管公益法人数 (A)	随契先公益法人数 (B) ((B)/(A))	(B)のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数		(C)における所管府省退職者の再就職者数 (D)	1法人当たりの平均再就職者数 (D)/(C)	(C)の随契先公益法人への随契支払額	
			「有」(C) ((C)/(B))	「無」			平成18年度	19年度(12月まで)
内閣府	88	30 (34.1%)	26 (86.7%)	4	126	4.8	3,930	978
警察庁	48	5 (10.4%)	5 (100%)	—	61	12.2	37	1
金融庁	131	1 (0.8%)	1 (100%)	—	1	1.0	75	0
総務省	304	28 (9.2%)	25 (89.3%)	3	217	8.6	3,651	32
法務省	137	46 (33.6%)	9 (19.6%)	37	865	96.1	21,317	1,754
外務省	219	33 (15.1%)	25 (75.8%)	8	63	2.5	4,985	2,441
財務省	708	11 (1.6%)	10 (90.9%)	1	83	8.3	1,746	607
文部科学省	1,947	162 (8.3%)	86 (53.1%)	76	233	2.7	13,314	5,337
厚生労働省	1,093	287 (26.3%)	240 (83.6%)	47	1,920	8.0	34,935	25,032
農林水産省	437	90 (20.6%)	85 (94.4%)	5	790	9.2	9,546	3,168
経済産業省	817	173 (21.2%)	136 (78.6%)	37	653	4.8	53,291	17,092
国土交通省	1,143	259 (22.7%)	227 (87.6%)	32	3,377	14.8	163,888	48,387
環境省	93	44 (47.3%)	32 (72.7%)	12	125	3.9	5,258	429
防衛省	22	10 (45.5%)	10 (100%)	—	682	68.2	785	211
合計	[7,187] 6,723	[1,179] 1,141 (17.0%)	[917] 897 (78.6%)	[262] 244	9,196	10.2	316,764	105,475
＜参考＞							17年度	18年度(12月まで)
18年4月1日現在	6,789	1,223 (18.0%)	962 (78.7%)	261	9,993	10.3	358,786	125,144

注(1) 「所管公益法人数」、「随契先公益法人数」及び「(B) のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数であり、[ ]書きは延べ数である。

注(2) 「(C)の随契先公益法人への随契支払額」は、再就職者が在籍している随契先公益法人への随意契約に係る所管府省からの支払金額である。

図表5-2　所管府省退職者の在籍公益法人数及び再就職者数

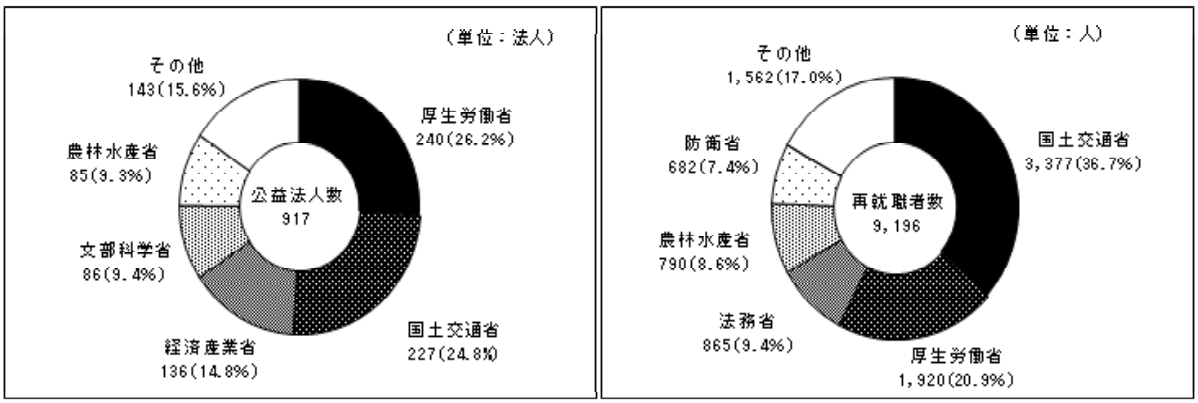

（注）公益法人数の917法人は、共管公益法人の重複（20法人）を含んだ数である。

19年4月1日現在の所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数及び再就職者数について、所管府省別に19年報告における18年4月1日現在の状況と比較すると、図表5-3のとおりである。すなわち、19年4月1日現在において、法人数は65法人、再就職者数は797人減少しており、減少数が多いのは、法人数では、経済産業省（28法人）、国土交通省（24法人）、再就職者数では、防衛省（234人）、農林水産省（175人）、国土交通省（138人）となっている。

図表5-3　随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況（対前年比較表）

（単位：法人、人）

区分 所管府省	平成19年4月1日		18年4月1日		増△減数	
	随契先公益法人のうち、所管府省退職者の再就職者の在籍法人数(A)	(A)における所管府省退職者の再就職者数(B)	随契先公益法人のうち、所管府省退職者の再就職者の在籍法人数(C)	(C)における所管府省退職者の再就職者数(D)	(A)-(C)	(B)-(D)
内閣府	26	126	27	120	△ 1	6
警察庁	5	61	6	72	△ 1	△ 11
金融庁	1	1	1	3	0	△ 2
総務省	25	217	33	296	△ 8	△ 79
法務省	9	865	11	893	△ 2	△ 28
外務省	25	63	22	60	3	3
財務省	10	83	11	101	△ 1	△ 18
文部科学省	86	233	82	246	4	△ 13
厚生労働省	240	1,920	242	1,921	△ 2	△ 1
農林水産省	85	790	90	965	△ 5	△ 175
経済産業省	136	653	164	750	△ 28	△ 97
国土交通省	227	3,377	251	3,515	△ 24	△ 138
環境省	32	125	38	135	△ 6	△ 10
防衛省	10	682	13	916	△ 3	△ 234
合計	[917] 897	9,196	962	9,993	△ 65	△ 797

（注）平成19年4月1日現在の「随契先公益法人のうち、所管府省退職者の再就職者の在籍法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数であり、[ ] 書きは、延べ数である。

次に、19年4月1日現在における所管府省退職者の再就職者数を従業員及び役員に区分すると、図表5-4のとおり、従業員は全体で5,950人（うち常勤数5,591人）となっており、18年4月1日現在と比べて全体で351人（同341人）減少している。また、役員は全体で3,246人（うち常勤数1,130人）となっており、18年4月1日現在と比べて全体で446人（同160人）減少している。

図表5-4　随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の内訳（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、人）

区分／所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数(A)	随契先公益法人における所管府省退職者の再就職者数						1法人当たりの平均再就職者数		
		合計		従業員数		役員数		(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)
		(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数			
内閣府	26	126	39	60	25	66	14	4.8	2.3	2.5
警察庁	5	61	57	47	47	14	10	12.2	9.4	2.8
金融庁	1	1	1	1	1	－	－	1.0	1.0	－
総務省	25	217	148	120	111	97	37	8.6	4.8	3.8
法務省	9	865	828	839	816	26	12	96.1	93.2	2.8
外務省	25	63	23	10	8	53	15	2.5	0.4	2.1
財務省	10	83	53	44	41	39	12	8.3	4.4	3.9
文部科学省	86	233	74	53	45	180	29	2.7	0.6	2.0
厚生労働省	240	1,920	1,642	1,471	1,405	449	237	8.0	6.1	1.8
農林水産省	85	790	475	367	344	423	131	9.2	4.3	4.9
経済産業省	136	653	383	230	214	423	169	4.8	1.6	3.1
国土交通省	227	3,377	2,495	2,168	2,081	1,209	414	14.8	9.5	5.3
環境省	32	125	45	24	20	101	25	3.9	0.7	3.1
防衛省	10	682	458	516	433	166	25	68.2	51.6	16.6
合計(E)	[917] 897	9,196	6,721	5,950	5,591	3,246	1,130	10.2	6.6	3.6
〈参考〉 平成18年4月1日現在の合計(F)	962	9,993	7,222	6,301	5,932	3,692	1,290	10.3	6.5	3.8
〈参考〉 (E)-(F)	△ 65	△ 797	△ 501	△ 351	△ 341	△ 446	△ 160	△ 0.1	0.1	△ 0.2

（注）「所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数であり、［ ］書きは、延べ数である。図表5-5においても同じ。

また、所管府省退職者の再就職者数を規模別にみると、図表5-5のとおり、再就職者が1人しかいない法人が164法人（構成比17.9%）ある一方、10人以上いる法人が186法人（同20.3%）あるが、この構成比は18年4月1日現在と比較してほぼ同様となっている。

図表5-5　随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の規模別法人数（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、％）

区分／所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数	再就職者数の規模別法人数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
内閣府	26	4	11	3	2	2	1	1	－	－	2
警察庁	5	1	－	2	－	－	－	－	－	－	2
金融庁	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総務省	25	－	3	2	1	4	2	3	3	2	5
法務省	9	6	－	－	－	－	－	－	－	－	3
外務省	25	11	5	3	2	3	－	－	－	－	1
財務省	10	2	－	1	2	－	3	－	－	－	2
文部科学省	86	37	18	12	4	5	2	4	－	2	2
厚生労働省	240	30	42	31	23	23	23	14	14	5	35
農林水産省	85	7	1	7	4	7	11	11	7	7	23
経済産業省	136	31	25	14	13	13	10	7	5	5	13
国土交通省	227	25	12	14	19	19	12	12	12	14	88
環境省	32	9	4	4	4	5	－	3	1	－	2
防衛省	10	－	－	－	－	－	2	－	－	－	8
合計(A)	[917] 897 （構成比）	164 (17.9)	121 (13.2)	93 (10.1)	74 (8.1)	81 (8.8)	66 (7.2)	55 (6.0)	42 (4.6)	35 (3.8)	186 (20.3)
＜参考＞ 平成18年4月1日現在の合計(B)	962 （構成比）	191 (19.3)	124 (12.5)	114 (11.5)	82 (8.3)	75 (7.6)	66 (6.7)	62 (6.3)	35 (3.5)	45 (4.5)	197 (19.9)
＜参考＞ (A)-(B)	△ 65	△ 27	△ 3	△ 21	△ 8	6	0	△ 7	7	△ 10	△ 11

（注）「再就職者数の規模別法人数」の合計の法人数は、共管公益法人の重複を含んだ数であり、（　）書きは、この重複を含めた延べ917法人（参考欄は延べ991法人）に対する構成比である。

次に、随契先公益法人（延べ1,179法人）について、所管府省退職者の再就職者が在籍しているもの（延べ917法人）と在籍していないもの（延べ262法人）とに区分し、所管府省からの随意契約との関係についてみると、次のとおりである。

すなわち、18年度の1法人当たりの随意契約の件数、支払金額については、図表5-6のとおり、在籍有りの随契先公益法人は、件数で9.0件、支払金額で366百万円となっ

ており、在籍無しの随契先公益法人のそれぞれ2.3件、47百万円に対して、件数で約4倍、支払金額で約8倍となっている。

図表5-6 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人の随意契約の状況

（単位：法人、件、百万円）

区分	随意契約が締結された年度	法人数 (A)	件数		支払金額	
			随意契約 (B)	1法人当たり随意契約件数 (B)/(A)	随意契約 (C)	1法人当たり随意契約支払金額 (C)/(A)
再就職者在籍有り	平成18年度	864	7,801	9.0	316,764	366
	19年度(12月まで)	724	4,909	6.7	105,475	145
	計	917	12,710	13.8	422,240	460
再就職者在籍無し	18年度	212	489	2.3	10,079	47
	19年度(12月まで)	186	393	2.1	2,295	12
	計	262	882	3.3	12,375	47

（注）「法人数」の「計」は、平成18年度、19年度（12月まで）のいずれか又は両方において、随意契約の相手方となっている所管公益法人の数であり、18年度と19年度（12月まで）の法人数の単純合計とは一致しない。また、件数欄及び支払金額欄は、各年度の法人数に対応する分である。図表5-7及び5-8においても同じ。

また、18年度の随意契約のうち、企画競争等を経ない随意契約の占める割合については、図表5-7のとおり、在籍有りの随契先公益法人は、件数で80.2%、支払金額で80.3%となっており、在籍無しの随契先公益法人のそれぞれ31.3%、53.5%に対して、件数で48.9ポイント、支払金額で26.8ポイント高くなっている。

なお、平均落札率は、18年度には在籍無しの随契先公益法人の方が低かったが、19年度（12月まで）には同程度となっている。これは第2-2-(1)-オのとおり、文化庁における企画随契に係る予定価格の算定方法の見直しが影響していると考えられる。

図表5-7 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人の企画競争等を経ない随意契約の状況

（単位：法人、件、百万円）

区分	随意契約が締結された年度	法人数	件数			支払金額			平均落札率	
			随意契約 (A)	企画競争等を経ない随意契約 (B)	企画競争等を経ない随意契約の割合 (B)/(A)	随意契約 (C)	企画競争等を経ない随意契約 (D)	企画競争等を経ない随意契約の割合 (D)/(C)	随意契約全体	企画随契
再就職者在籍有り	平成18年度	864	7,801	6,254	80.2%	316,764	254,314	80.3%	96.4%	95.5%
	19年度(12月まで)	724	4,909	833	17.0%	105,475	19,748	18.7%	96.2%	96.9%
	計	917	12,710	7,087	55.8%	422,240	274,062	64.9%	96.3%	96.2%
再就職者在籍無し	18年度	212	489	153	31.3%	10,079	5,391	53.5%	85.0%	74.6%
	19年度(12月まで)	186	393	53	13.5%	2,295	568	24.7%	95.5%	97.1%
	計	262	882	206	23.4%	12,375	5,959	48.2%	88.3%	79.2%

さらに、18年度の企画随契のうち1者応募の割合については、図表5-8のとおり、在籍有りの随契先公益法人は、件数で50.8%、支払金額で45.3%となっており、在籍無しの随契先公益法人のそれぞれ19.7%、41.2%に対して、件数で31.1ポイント、支払金額で4.1ポイント高くなっている。

図表5-8 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人の企画随契に占める1者応募の状況

（単位：法人、件、百万円）

区分	随意契約が締結された年度	法人数	件数			支払金額		
			企画随契 (A)	うち1者応募 (B)	1者応募の割合 (B)/(A)	企画随契 (C)	うち1者応募 (D)	1者応募の割合 (D)/(C)
再就職者在籍有り	平成18年度	864	1,479	752	50.8%	61,866	28,034	45.3%
	19年度(12月まで)	724	1,441	896	62.2%	30,701	15,679	51.1%
	計	917	2,920	1,648	56.4%	92,567	43,714	47.2%
再就職者在籍無し	18年度	212	290	57	19.7%	3,906	1,607	41.2%
	19年度(12月まで)	186	250	49	19.6%	490	181	36.9%
	計	262	540	106	19.6%	4,396	1,789	40.7%

このように、所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人については、在籍していない随契先公益法人に比べ、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、

また、随意契約のうち企画競争等を経ない随意契約の割合や企画随契のうち1者応募の占める割合も高い状況となっている。

(2) 主な随契先民間企業等への発注元府省等退職者の再就職者の状況

今回、国の契約相手方への再就職者数については、19年報告における随契先公益法人に加えて、所管公益法人以外の主な民間企業等の随意契約先（以下「主な随契先民間企業等」という。）についても調査対象とした。そして、各府省等ごとに、18年度における随意契約に係る支払金額の合計額が多い法人（合計額が1000万円以下の法人等を除く。）上位30法人（防衛省については、民間企業との随意契約に係る支払金額が多額で、その割合も高いため、上位50法人）、計391法人を調査した。

これらの391法人について、19年4月1日現在における発注元府省等退職者（注7）の再就職者の状況をみると、図表5-9のとおりとなっている。

これによると、発注元府省等退職者の再就職者が在籍しているのは、391法人の28.6％に当たる112法人であり、在籍無しは214法人、発注元府省等から調査困難等との回答があったものは65法人となっている。そして、この112法人における発注元府省等退職者の再就職者数は1,119人（うち役員は151人）であり、1法人当たり平均9.9人となっており、随契先公益法人への再就職者数の平均10.2人を下回っている。

（なお、各府省等における主な随契先民間企業等のうち、18年度における随意契約に係る支払金額の合計額の多い10法人等について、法人ごとの発注元府省等退職者の再就職者数を巻末別表18に掲記している。）

（注7） 発注元府省等退職者の再就職者　随意契約を発注した府省等に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職し、随契先民間企業等に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

図表5-9　主な随契先民間企業等への発注元府省等退職者の再就職者の状況（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、人、百万円）

区分 発注元府省等	調査した主な随契先民間企業等の数 (A)	(A)のうち、発注元府省等退職者の再就職者の在籍の有無別法人数			(B)における発注元府省等退職者の再就職者数 (C)		1法人当たりの平均再就職者数 (C)/(B)	(B) の主な随契先民間企業等への随契支払額	
		「有」(B) ((B)/(A))	「無」	「調査困難等」		うち役員数		平成18年度	19年度(12月まで)
内閣官房	30	1 (3.3%)	25	4	2	2	2.0	90	4
内閣法制局	3	－	3	－	－	－	－	－	－
人事院	14	1 (7.1%)	13	－	1	－	1.0	15	0
内閣本府	30	4 (13.3%)	21	5	21	9	5.2	3,802	692
宮内庁	30	1 (3.3%)	29	－	1	－	1.0	21	9
公正取引委員会	2	－	2	－	－	－	－	－	－
警察庁	30	7 (23.3%)	17	6	20	5	2.8	7,943	1,341
金融庁	30	－	30	－	－	－	－	－	－
総務省	30	15 (50.0%)	14	1	31	14	2.0	24,723	325
法務省	30	5 (16.7%)	18	7	13	5	2.6	2,094	729
外務省	30	－	25	5	－	－	－	－	－
財務省	30	10 (33.3%)	19	1	23	8	2.3	32,004	17,880
文部科学省	30	11 (36.7%)	18	1	97	10	8.8	53,454	7,571
厚生労働省	30	9 (30.0%)	19	2	123	35	13.6	147,739	73,812
農林水産省	30	14 (46.7%)	15	1	115	19	8.2	54,108	29,492
経済産業省	30	16 (53.3%)	14	－	68	21	4.2	139,796	45,678
国土交通省	30	2 <10> (6.7%)	－	28	4 <17>	4 <－>	2.0	14,055	4,468
環境省	30	4 (13.3%)	26	－	7	4	1.7	905	33
防衛省	50	30 (60.0%)	3	17	443	5	14.7	167,800	46,286
衆議院	30	1 (3.3%)	23	6	1	－	1.0	25	0
参議院	30	－	23	7	－	－	－	－	－
国立国会図書館	30	－	29	1	－	－	－	－	－
裁判所	30	1 (3.3%)	24	5	148	10	148.0	709	463
会計検査院	16	1 (6.3%)	14	1	1	－	1.0	97	50
合計	[655] 391	[133] 112 (28.6%)	[424] 214	[98] 65	1,119	151	9.9	649,389	228,843

注(1)　「調査した主な随契先民間企業等の数」及び「(A)のうち、発注元府省等退職者の再就職者の在籍の有無別法人数」の合計は、一つの主な随契先民間企業等に対して複数の発注元府省等がある場合の重複を除く実数であり、[ ] 書きは、延べ数である。

注(2)　「調査困難等」は、発注元府省等から、調査を実施したが主な随契先民間企業等の協力を得られなかったなどとする回答があった法人数である。

注(3)　国土交通省の< >書きは、平成16年から19年までに国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条の承認を得た就職先法人数及び人数である。

注(4)　「(B)の主な随契先民間企業等への随契支払額」は、再就職者が在籍している主な随契先民間企業等への随意契約に係る発注元府省等からの支払金額である。

6　再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数

随契先公益法人を相手方とする対象随意契約で予定価格が300万円を超えるもののうち、18年度又は19年度（12月まで）のいずれかの年度の再委託支払金額が年間合計1000万円を超えている再委託先の数をみると、図表6-1のとおりである。

これによると、再委託先は全体で430法人、再委託元の随契先公益法人は115法人であり、19年報告と比べるといずれも減少している。また、所管府省別にみると、経済産業省所管及び国土交通省所管の随契先公益法人からの再委託先だけで77.6％（再委託先の重複を含めた延べ数による比率）を占めている。

図表6-1　随契先公益法人からの再委託の状況

（単位：法人、百万円）

所管府省		内閣府	総務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	合計	〈参考〉19年報告の合計
再委託元の随契先公益法人数		1	2	1	1	1	6	13	48	36	7	115	122
再委託元の随契先公益法人への随契支払額	平成18年度	1,536	166	77	1,332	448	484	1,413	19,020	44,935	521	69,937	
	19年度(12月まで)	862	0	81	－	－	563	904	72	1,031	0	3,513	
再委託先の数		11	5	2	18	17	8	30	177	172	10	[450] 430	[567] 528

注(1)　「再委託元の随契先公益法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数である。
注(2)　「再委託元の随契先公益法人への随契支払額」は、国からの再委託元である随契先公益法人への随意契約に係る支払金額であり、再委託支払額の財源となる。
注(3)　「再委託先の数」の合計は、再委託先の重複を除く実数であり、［ ］書きは重複分を含む延べ数である。図表6-2及び6-3においても同じ。

(1) 再委託先への所管府省退職者の再就職者数

上記の再委託先430法人について、調査の協力を得て提出された調査票等から把握できた範囲で、19年4月1日現在における所管府省退職者の再就職者の状況をみると、図表6-2のとおり、再就職者の在籍無しとしているのは53法人、在籍有りとしているのは27法人、所管府省から調査困難等との回答があったのは350法人である。この27法人における所管府省退職者の再就職者数は87人となっており、1法人当たりの平均再就職者

数は3.2人である。そして、18年4月1日現在と比べて、再就職者数は9人、平均再就職者数は0.3人減少している。

図表6-2　再委託先への所管府省退職者の再就職者の状況（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、人）

区分 / 所管府省	再委託先の数	左のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における所管府省退職者再就職者数 (B)	1法人当たりの平均再就職者数 (B)/(A)
		「有」(A)	「無」	「調査困難等」		
内閣府	11	1	10	－	1	1.0
総務省	5	1	4	－	3	3.0
外務省	2	－	2	－	－	－
財務省	18	1	17	－	1	1.0
文部科学省	17	4	13	－	8	2.0
厚生労働省	8	2	3	3	9	4.5
農林水産省	30	5	1	24	21	4.2
経済産業省	177	14	3	160	44	3.1
国土交通省	172	－ 〈21〉	－	172	－ 〈28〉	－
環境省	10	－	10	－	－	－
合計(C)	[450] 430	[28] 27	[63] 53	[359] 350	87	3.2
〈参考〉 平成18年4月1日現在の合計(D)	528	27	29	472	96	3.5
〈参考〉 (C)-(D)	△ 98	0	24	△ 122	△ 9	△ 0.3

注(1)　「左のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別数」の合計は、再委託先の重複を除く実数であり、[ ] 書きは、延べ数である。図表6-3においても同じ。
注(2)　「調査困難等」は、所管府省から、資料がないなどのため再委託先への所管府省退職者の再就職の調査が困難、不能との回答があった再委託先の数である。図表6-3においても同じ。
注(3)　国土交通省の〈 〉書きは、平成16年から19年までに国家公務員法第103条の承認を得た就職先法人数及び人数である。図表6-3においても同じ。

次に19年4月1日現在における所管府省退職者の再就職者を従業員及び役員に区分すると、図表6-3のとおり、従業員は全体で33人（うち常勤数25人）、役員は全体で54人（同27人）となっている。そして、18年4月1日現在と比べて、1法人当たりの平均再就職者数は、役員については0.3人減少している。

図表6-3　再委託先への所管府省退職者の再就職者数の内訳（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、人）

区分 / 所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している再委託先の数 (A)	再委託先への所管府省退職者の再就職者数									＜参考＞	
		合計		従業員数		役員数		1法人当たりの平均再就職者数			再委託先の数	左のうち「調査困難等」
		(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数	(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)		
内閣府	1	1	1	1	1	－	－	1.0	1.0	－	11	－
総務省	1	3	3	3	3	－	－	3.0	3.0	－	5	－
外務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－
財務省	1	1	1	1	1	－	－	1.0	1.0	－	18	－
文部科学省	4	8	5	8	5	－	－	2.0	2.0	－	17	－
厚生労働省	2	9	4	－	－	9	4	4.5	－	4.5	8	3
農林水産省	5	21	11	7	5	14	6	4.2	1.4	2.8	30	24
経済産業省	14	44	27	13	10	31	17	3.1	0.9	2.2	177	160
国土交通省	－ 〈21〉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	172	172
環境省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	－
合計(E)	[28] 27	87	52	33	25	54	27	3.2	1.2	2.0	[450] 430	[359] 350
＜参考＞ 平成18年4月1日現在の合計(F)	27	96	57	32	25	64	32	3.5	1.1	2.3	528	472
＜参考＞ (E)-(F)	0	△ 9	△ 5	1	0	△ 10	△ 5	△ 0.3	0.1	△ 0.3	△ 98	△ 122

(2) 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数

前記の再委託先430法人について、調査の協力を得て提出された調査票等から把握できた範囲で、19年4月1日現在における随契先公益法人退職者の再就職者(注8)の状況をみると、図表6-4のとおり、再就職者の在籍無しとしているのは376法人、在籍有りとしているのは39法人、随契先公益法人から調査困難等との回答があったのは15法人である。この39法人における随契先公益法人退職者の再就職者数は85人となっており、1法人当たりの平均再就職者数は2.1人である。そして、18年4月1日現在と比べて在籍有りとしている再委託先は9法人、再就職者数は1人それぞれ増加し、平均再就職者数は0.7人減少している。

（注8）　随契先公益法人退職者の再就職者　　随契先公益法人に常勤の役員又は職員として職務に従事した者で、当該公益法人を退職し、再委託先に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

図表6-4　再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者の状況（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、人）

区分 / 所管府省	再委託先の数	左のうち随契先公益法人退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における随契先公益法人退職者の再就職者数 (B)	1法人当たりの平均再就職者数 (B)/(A)	(B)のうち所管府省退職者数
		「有」(A)	「無」	「調査困難等」			
内閣府	11	2	9	－	2	1.0	1
総務省	5	－	5	－	－	－	－
外務省	2	－	2	－	－	－	－
財務省	18	－	18	－	－	－	－
文部科学省	17	－	17	－	－	－	－
厚生労働省	8	1	3	4	6	6.0	5
農林水産省	31	－	31	－	－	－	－
経済産業省	210	6	203	1	19	3.1	1
国土交通省	200	32	158	10	58	1.8	51
環境省	10	－	10	－	－	－	－
合計(C)	[512] 430	[41] 39	[456] 376	15	85	2.1	58
〈参考〉 平成18年4月1日現在の合計(D)	528	30	405	93	84	2.8	41
〈参考〉 (C)-(D)	△ 98	9	△ 29	△ 78	1	△ 0.7	17

注(1) 各「所管府省」の「再委託先の数」は、一つの再委託先に対して複数の再委託元の随契先公益法人がある場合、それぞれ別の再委託先として計上しているため、図表6-1、6-2及び6-3の「再委託先の数」とは異なる。図表6-5においても同じ。

注(2) 「再委託先の数」の合計及び「左のうち随契先公益法人退職者の再就職者の在籍の有無別数」の合計は、再委託先の重複を除く実数であり、[ ] 書きは、延べ数である。図表6-5においても同じ。

注(3) 「調査困難等」は、随契先公益法人から、調査を実施したが再委託先の協力を得られなかったなどとする回答があった再委託先の数である。図表6-5においても同じ。

次に、19年4月1日現在における随契先公益法人退職者の再就職者数を従業員及び役員に区分すると、図表6-5のとおり、従業員は全体で43人（うち常勤数30人）、役員は全体で42人（同27人）となっている。そして、18年4月1日現在と比べて、1法人当たりの平均再就職者数は、従業員は0.5人、役員は0.1人それぞれ減少している。

図表6-5　再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数の内訳（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、人）

区分 / 所管府省	随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数 (A)	再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数						1法人当たりの平均再就職者数			(B)のうち所管府省退職者数		＜参考＞	
		合計		従業員数		役員数		(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)			再委託先の数	左のうち「調査困難等」
		(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数					常勤数		
内閣府	2	2	2	1	1	1	1	1.0	0.5	0.5	1	1	11	－
総務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－
外務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－
財務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18	－
文部科学省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17	－
厚生労働省	1	6	1	－	－	6	1	6.0	－	6.0	5	1	8	4
農林水産省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	31	－
経済産業省	6	19	13	5	4	14	9	3.1	0.8	2.3	1	－	210	1
国土交通省	32	58	41	37	25	21	16	1.8	1.1	0.6	51	34	200	10
環境省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	－
合計(E)	[41] 39	85	57	43	30	42	27	2.1	1.1	1.0	58	36	[512] 430	15
＜参考＞ 平成18年4月1日現在の合計(F)	30	84	52	49	27	35	25	2.8	1.6	1.1	41	20	528	93
＜参考＞ (E)-(F)	9	1	5	△ 6	3	7	2	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.1	17	16	△ 98	△ 78

7　5、6についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

(1) 随契先公益法人の従業員及び役員に占める再就職者の比率

所管府省退職者の再就職者が従業員又は役員として在籍している897法人（図表5-1参照）について、①従業員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率、②役員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率を示すと、図表7-1のとおりである。

これによると、従業員については、従業員としての再就職者が「該当者無し」の法人を除くと、再就職者の占める比率が10％未満となっている随契先公益法人が224法人と最も多く、全体の24.4％となっている。一方、8所管府省（国土交通省、農林水産省、厚生労働省等）においては、再就職者の占める比率が50％以上となっている随契先公益法人があり、その数は全体の6.8％に当たる62法人となっている。この50％以上の法人の割合は18年4月1日現在の70法人（7.1％）と比較すると、ほぼ同様となっている。

また、役員については、再就職者の占める比率が10％未満となっている随契先公益法人が325法人と最も多く、全体の35.4％となっている一方、9所管府省（国土交通省、農林水産省、防衛省等）においては、再就職者の占める比率が50％以上となっている随契先公益法人があり、その数は全体の4.7％に当たる43法人となっている。この50％以上の法人の割合は18年4月1日現在の64法人(6.5％)と比較すると、減少している。

図表7-1　随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の比率（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、%）

区分 所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数(A)	従業員・役員の別	所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数（(A)に対する割合）										
			該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
内閣府	26	従業員	11 (42.3)	7 (26.9)	3 (11.5)	1 (3.8)	1 (3.8)	－	2 (7.7)	－	1 (3.8)	－	－
		役員	2 (7.7)	11 (42.3)	6 (23.1)	4 (15.4)	1 (3.8)	－	1 (3.8)	1 (3.8)	－	－	－
警察庁	5	従業員	3 (60.0)	1 (20.0)	－	1 (20.0)	－	－	－	－	－	－	－
		役員	－	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	－	－	－	－	－	－
金融庁	1	従業員	－	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総務省	25	従業員	3 (12.0)	13 (52.0)	2 (8.0)	2 (8.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	－	1 (4.0)	1 (4.0)	－	－
		役員	－	4 (16.0)	7 (28.0)	4 (16.0)	5 (20.0)	3 (12.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	－	－	－
法務省	9	従業員	3 (33.3)	－	3 (33.3)	－	3 (33.3)	－	－	－	－	－	－
		役員	3 (33.3)	3 (33.3)	1 (11.1)	－	1 (11.1)	－	1 (11.1)	－	－	－	－
外務省	25	従業員	17 (68.0)	6 (24.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	－	－	－	－	－	－	－
		役員	－	12 (48.0)	9 (36.0)	3 (12.0)	－	1 (4.0)	－	－	－	－	－
財務省	10	従業員	2 (20.0)	5 (50.0)	－	－	2 (20.0)	－	1 (10.0)	－	－	－	－
		役員	1 (10.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	－	1 (10.0)	－	－	1 (10.0)	－
文部科学省	86	従業員	67 (77.9)	14 (16.3)	4 (4.7)	1 (1.2)	－	－	－	－	－	－	－
		役員	3 (3.5)	45 (52.3)	24 (27.9)	10 (11.6)	3 (3.5)	1 (1.2)	－	－	－	－	－
厚生労働省	240	従業員	58 (24.2)	56 (23.3)	45 (18.8)	39 (16.3)	20 (8.3)	13 (5.4)	3 (1.3)	3 (1.3)	2 (0.8)	1 (0.4)	－
		役員	41 (17.1)	116 (48.3)	48 (20.0)	13 (5.4)	16 (6.7)	3 (1.3)	1 (0.4)	2 (0.8)	－	－	－
農林水産省	85	従業員	17 (20.0)	15 (17.6)	19 (22.4)	11 (12.9)	6 (7.1)	2 (2.4)	8 (9.4)	3 (3.5)	－	2 (2.4)	2 (2.4)
		役員	－	15 (17.6)	14 (16.5)	27 (31.8)	16 (18.8)	9 (10.6)	1 (1.2)	2 (2.4)	－	－	1 (1.2)
経済産業省	136	従業員	74 (54.4)	48 (35.3)	8 (5.9)	2 (1.5)	2 (1.5)	－	1 (0.7)	－	－	－	1 (0.7)
		役員	1 (0.7)	70 (51.5)	33 (24.3)	24 (17.6)	6 (4.4)	1 (0.7)	－	－	1 (0.7)	－	－
国土交通省	227	従業員	64 (28.2)	49 (21.6)	47 (20.7)	25 (11.0)	13 (5.7)	6 (2.6)	9 (4.0)	6 (2.6)	1 (0.4)	2 (0.9)	5 (2.2)
		役員	5 (2.2)	36 (15.9)	47 (20.7)	54 (23.8)	42 (18.5)	19 (8.4)	13 (5.7)	1 (0.4)	3 (1.3)	4 (1.8)	3 (1.3)
環境省	32	従業員	22 (68.8)	9 (28.1)	－	－	1 (3.1)	－	－	－	－	－	－
		役員	1 (3.1)	10 (31.3)	12 (37.5)	7 (21.9)	2 (6.3)	－	－	－	－	－	－
防衛省	10	従業員	1 (10.0)	－	1 (10.0)	1 (10.0)	－	－	－	－	4 (40.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
		役員	－	1 (10.0)	－	1 (10.0)	4 (40.0)	－	1 (10.0)	1 (10.0)	－	1 (10.0)	1 (10.0)
合計	[917] 897	従業員	342 (37.3)	224 (24.4)	133 (14.5)	84 (9.2)	50 (5.5)	22 (2.4)	24 (2.6)	13 (1.4)	9 (1.0)	6 (0.7)	10 (1.1)
		役員	58 (6.3)	325 (35.4)	206 (22.5)	150 (16.4)	98 (10.7)	37 (4.0)	20 (2.2)	8 (0.9)	4 (0.4)	6 (0.7)	5 (0.5)
〈参考〉 平成18年4月1日現在の合計	962	従業員	415 (41.9)	233 (23.5)	123 (12.4)	84 (8.5)	47 (4.7)	19 (1.9)	27 (2.7)	16 (1.6)	8 (0.8)	11 (1.1)	8 (0.8)
		役員	29 (2.9)	379 (38.2)	208 (21.0)	158 (15.9)	106 (10.7)	47 (4.7)	30 (3.0)	12 (1.2)	7 (0.7)	7 (0.7)	8 (0.8)

注(1)　「所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数」の合計は、共管公益法人の重複を除く実数であり、[　]書きは延べ数である。

注(2)　「所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数」の合計の公益法人数は、共管公益法人の重複を含んだ数であり、合計の(　)書きは、この重複を含めた延べ917法人（参考欄は延べ991法人）に対する割合である。

(2) 再委託先の従業員及び役員に占める再就職者の比率

前項6において、所管府省退職者の再就職者が従業員又は役員で在籍有りとの回答があった再委託先27法人（図表6-2参照）について、調査票等で把握できた範囲で、①従業員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率、②役員数に占める所管府省退職者の再就職者数の比率を示すと、図表7-2のとおりである。

これによると、従業員、役員共に、再就職者の占める比率が10％未満となっている再委託先が多く、それぞれ14法人（全体の50.0％）、8法人（同28.6％）となっている。

図表7-2　再委託先への所管府省退職者の再就職者数の比率（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、%）

区分 所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している再委託先の数 (A)	従業員・役員の別	所管府省退職者の占める比率別再委託先数（(A)に対する割合）										
			該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
内閣府	1	従業員	－	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総務省	1	従業員	－	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外務省	－	従業員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財務省	1	従業員	－	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	1 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	4	従業員	－	4 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	4 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
厚生労働省	2	従業員	2 (100)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	－	－	－	1 (50.0)	－	－	－	1 (50.0)	－	－	－
農林水産省	5	従業員	2 (40.0)	2 (40.0)	－	1 (20.0)	－	－	－	－	－	－	－
		役員	－	1 (20.0)	－	1 (20.0)	3 (60.0)	－	－	－	－	－	－
経済産業省	14	従業員	9 (64.3)	5 (35.7)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	2 (14.3)	7 (50.0)	2 (14.3)	2 (14.3)	1 (7.1)	－	－	－	－	－	－
国土交通省	－	従業員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
環境省	－	従業員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	[28] 27	従業員	13 (46.4)	14 (50.0)	－	1 (3.6)	－	－	－	－	－	－	－
		役員	9 (32.1)	8 (28.6)	2 (7.1)	4 (14.3)	4 (14.3)	－	－	1 (3.6)	－	－	－
〈参考〉 平成18年4月1日現在の合計	27	従業員	13 (48.1)	14 (51.9)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		役員	6 (22.2)	11 (40.7)	2 (7.4)	4 (14.8)	3 (11.1)	1 (3.7)	－	－	－	－	－

注(1)　「所管府省退職者の再就職者が在籍している再委託先の数」の合計は、再委託先の重複を除く実数であり、［　］書きは延べ数である。

注(2)　「所管府省退職者の占める比率別再委託先数」の合計の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、合計の（　）書きは、この重複を含めた延べ28法人に対する割合である。

次に、随契先公益法人退職者の再就職者が在籍有りとの回答があった再委託先39法人（図表6-4参照）について、調査票等で把握できた範囲で、①従業員数に占める随契先公益法人退職者の再就職者数の比率、②役員数に占める随契先公益法人退職者の再就職者数の比率を示すと、図表7-3のとおりである。

これによると、従業員については、再就職者の占める比率が10％未満となっている再委託先が22法人で最も多く全体の53.7％を占めている。その一方で、役員については、50％以上を占める再委託先は8法人で全体の19.5％となっている。

図表7-3　再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数の比率（平成19年4月1日現在）

（単位：法人、%）

区分 所管府省	随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数 (A)	従業員・役員の別	随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数（(A)に対する割合）										
			該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
内閣府	2	従業員	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	1	従業員	1 (100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (100)	-	-
農林水産省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	6	従業員	3 (50.0)	3 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	2 (33.3)	1 (16.7)	-	-	-	-	1 (16.7)	1 (16.7)	-	-	1 (16.7)
国土交通省	32	従業員	10 (31.3)	18 (56.3)	3 (9.4)	1 (3.1)	-	-	-	-	-	-	-
		役員	19 (59.4)	-	5 (15.6)	4 (12.5)	-	-	1 (3.1)	1 (3.1)	-	-	2 (6.3)
環境省	-	従業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	[41] 39	従業員	15 (36.6)	22 (53.7)	3 (7.3)	1 (2.4)	-	-	-	-	-	-	-
		役員	22 (53.7)	1 (2.4)	6 (14.6)	4 (9.8)	-	-	2 (4.9)	2 (4.9)	1 (2.4)	-	3 (7.3)
〈参考〉 平成18年4月1日現在の合計	30	従業員	10 (27.8)	25 (69.4)	1 (2.8)	-	-	-	-	-	-	-	-
		役員	20 (55.6)	1 (2.8)	5 (13.9)	4 (11.1)	-	-	3 (8.3)	1 (2.8)	1 (2.8)	1 (2.8)	-

注(1)　「随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数」の合計は、再委託先の重複を除く実数であり、[　]書きは延べ数である。

注(2)　「随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数」の合計の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、合計の(　)書きは、この重複を含めた延べ41法人（参考欄は延べ36法人）に対する割合である。

第3　検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

各府省等が締結している随意契約等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、随意契約の見直し状況の検証を中心に、契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を行った。

ア　契約方式の状況とその変化について

(ｱ) 19年度（12月まで）の対象契約全体でみると、随意契約の割合（件数49.6%、支払金額58.1%）は、前年度同期より、件数で7.0ポイント、支払金額で4.2ポイント減少している。しかし、支払金額割合では競争契約を依然上回っており、また、平均落札率も競争契約の85.7%に対し随意契約が98.1%と10ポイント以上高くなっていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている。

一方、競争契約の割合は、前年度同期に比べて増加しているものの、1者応札契約の件数割合は26.1%と9.3ポイント増加している。そして、1者応札の平均落札率（93.1%）は、2者以上応札よりも7ポイントから10ポイント程度上回っており、落札率からみた場合、1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている（20～22ページ、35～44ページ参照）。

(ｲ) 随意契約のうち、企画競争等を経ない随意契約は、対象契約全体に占める件数割合が19年度（12月まで）でみると26.2%であり、前年度同期に比べて19.0ポイント減少している一方で、企画随契の件数割合は増加している。しかし、企画随契の応募者数をみると、1者応募のものが件数で26.7%あり、前年度同期に比べて10.1ポイント増加していて、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている（20～22ページ、51～52ページ参照）。

(ｳ) 随意契約の法令上の適用理由は、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」が大部分を占めている。そして、その具体的な理由を19年度（12月まで）でみると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」や「契約実績、経験を有する」など、ほかに履行可能な者がいないことが必ずしも明確にされていないものの件数割合（13.0%）が、17年度より24.5ポイント減少している。このことから、各府省等が随意契約の見直しにおいて、これらの契約を重点的に競争契約や企画随契へ移行させたと考えられる（57～59ページ参照）。

(ｴ) 19年報告において報告した随意契約の理由の妥当性に関して検討の余地があったもの（個別の事態）601件について、19年度末における見直し状況をみると、ほとんどが競争契約等に移行しているものの、中には、移行手続に相当の時間を必要とすることなどを理由に措置未済となっているものが95件残っている。また、競争契約に移行したものについても、50％強が1者応札となっていて、その平均落札率は移行前とほぼ同水準で、契約相手方もそのほとんどは随意契約当時の相手方と同一の者となっている。

さらに、個別の事態とは別に、各府省等が点検を行った随意契約について、その見直し前後の契約の状況を比較すると、競争契約等に移行したもののうち半数以上が1者応札（応募）となっているなど、個別の事態の見直し状況の場合と同様、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている（62～66ページ、71～74ページ参照）。

(ｵ) 上記の見直し後、競争契約、企画随契や公募実施に移行し、かつ、1者応札（応募）となっているものなどを抽出して検査したところ、競争契約や企画随契において、入札や応募の資格要件に制限的な条件を付するなど競争性の確保に関して検討の必要があったもの、企画競争の実施方法において透明性が十分でないものなどが見受けられる（67～70ページ、74～77ページ参照）。

イ　公益法人を契約相手方とする随意契約の状況とその変化について

(ｱ) 公益法人を契約相手方とする契約について、19年度（12月まで）の対象契約全体でみると、随意契約の割合（件数72.7％、支払金額85.4％）は、前年度同期より件数で13.4ポイント、支払金額で11.1ポイント減少しており、特に、このうち企画競争等を経ない随意契約の割合は大幅に減少している。しかし、随意契約の割合は、依然として、契約全体でみた場合（件数49.6％、支払金額58.1％）よりも高い。また、競争契約における1者応札の件数割合は62.9％に上っており、契約全体でみた場合（26.1％）より大幅に高く、前年度同期と比べても16.0ポイント増加している。さらに、企画随契における1者応募の件数割合も45.7％と契約全体でみた場合（26.7％）より高く、前年度同期と比べても10.8ポイント増加している。

このように、公益法人を契約相手方とする契約については、競争契約や企画随契等の割合が増加しているものの、契約全体と比較して実質的な競争性が十分確保されていない状況となっている（80～83ページ参照）。

(ｲ) 公益法人を契約相手方とする随意契約における再委託について、19年度（12月ま

で）でみると、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが依然として9.4％ある。また、国の支払金額と再委託に係る支払金額との対応関係が把握できる18年度でみると、再委託が行われている契約のうち再委託率が50％以上となっているものが10％前後となっている。

さらに、19年報告において報告した17年度分の再委託対象契約について、その後の状況をみると、企画随契に移行したものの中に、引き続き重要な業務を再委託していたものが見受けられる（101～107ページ参照）。

ウ　契約の透明性の向上に向けた取組の状況について

(ｱ) 内部監査の実施状況については、ほとんどの省庁で随意契約に関する監査を重点事項としているが、監査結果の情報の蓄積と共有化を図るために重要と考えられるデータベース化を行っていない省庁が相当数見受けられる（111～112ページ参照）。

(ｲ) 各府省等の契約の監視を行う第三者機関については、すべての省庁の内部部局に設置されているが、審査対象とする契約を抽出する方法や審査結果の意見の具申先を定めていなかったり、審議の概要をホームページ上に公表していなかったりなど、審議の効率性や透明性の面で十分でない省庁が見受けられる（112～120ページ参照）。

(ｳ) 契約情報の公表状況については、各省庁とも公表すべきと定められている項目は公表しているが、内部部局のホームページに地方支分部局の契約情報を掲載したページへのリンクを設定していないなどアクセスの利便性に欠ける省庁があるほか、いずれの省庁も、会計別や主な契約相手方ごとの年間合計支払金額等の情報が一覧できるような方式にはなっていない状況である（120～123ページ参照）。

エ　所管府省退職者の再就職について

随意契約先公益法人への所管府省退職者の再就職者は、19年4月1日現在で897法人に9,196人が在籍しており、19年報告に比べて65法人、797人減少している。しかし、所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人は、在籍していない公益法人に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、また、随意契約のうち企画競争等を経ない随意契約の占める割合や企画随契のうち1者応募の占める割合が高い状況となっている（124～127ページ、129～132ページ参照）。

(2) 所見

国の契約は、その支払財源に国民からの貴重な税金等が充てられているが、現下の財

政事情が厳しい状況にあることにかんがみると、契約の締結に当たって、経済的及び効率的に行っていくことはますます重要となっている。

このような中で、各府省等は、「随意契約見直し計画」等に基づき、公共調達の適正化への取組を行っており、その結果、競争契約の割合も増加するなどしているが、前記(1)で記述したとおり、実質的な競争性の確保等の面からは幾つかの課題が見受けられる。

したがって、各府省等においては、随意契約の適正化を一層推進するため、「随意契約見直し計画」の厳正な実施を徹底するとともに、契約の締結に当たっては、更に次の点に留意することにより、契約の公正性、競争性及び透明性の更なる向上に努める必要がある。

ア　契約方式について

(ｱ) 引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを得ないと認められるもの以外は、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、仕様書等の内容を具体的に提示することが困難な場合に限って企画随契への移行を検討することとし、競争契約が可能なものを安易に企画随契としないよう留意する。そして、いずれの契約方式においても、契約金額の上限となる予定価格の一層適正な作成に努める。

(ｲ) 競争契約や企画随契を行うに当たっては、入札や応募の内容についてより多くの者に周知できるような方法で公告等を行うとともに、契約の適正な履行の確保に配慮しつつ、より多くの者の参加が可能となるよう、入札や応募の資格要件は制限的なものとならない必要最小限にとどめるほか、仕様書や実施要領等の内容を明確にするなどして、実質的な競争性の確保に努める。

(ｳ) 企画競争を実施する場合には事業実施部局の担当職員以外の者も審査に参加させたり、公募を実施する場合には契約予定相手方名の表示は行わないようにしたりなどして、それぞれ公正性及び透明性の一層の向上を図る。

イ　公益法人を契約相手方とする随意契約について

(ｱ) やむを得ず公益法人を契約の相手方とした随意契約を行わざるを得ない場合においても、ほかに履行可能な者がいないかの把握等を更に厳格に行うとともに、企画競争等を経ない随意契約から競争契約や企画随契に移行する場合には、上記ア(ｲ)と同様、実質的な競争性の確保に努める。

(ｲ) 再委託については、禁止する又は承認を必要とする旨の契約条項を必ず設けるとともに、特に、再委託率が高率となるものについては、再委託の妥当性や随意契約とした理由との整合性に留意する。

ウ　契約の透明性の向上に向けた取組について

(ｱ) 内部監査の結果による指示・指摘事項等については、データベース化を行うなどして、省庁内での情報の蓄積と共有化を図る。

(ｲ) 第三者機関の運営については、各機関がその機能を十分発揮するために、実質的な審議が効率的に進められるよう工夫を行うほか、審議内容の公表について透明性の向上を図る。

(ｳ) 各府省等の全体の契約情報へのアクセスが容易となるよう、ホームページにおける更なる利便性の向上を図るとともに、国民の要望に配慮した情報の提供について更に検討する。

エ　契約の発注元府省等退職者の再就職について

契約の発注元府省等退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意し、随意契約とした理由や企画競争における応募要件の妥当性等について十分説明責任を果たせるようにする。

会計検査院としては、契約の公正性、競争性及び透明性の重要性にかんがみ、今後とも、各府省等の契約について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別表1　契約種類別の契約状況

①平成18年度　（単位：件、百万円、%）

契約種類	件数		支払金額	
		件数割合		支払金額割合
工事（設計、調査等を含む。）	46,924	25.9	1,957,531	36.5
用地取得・補償	5,659	3.1	313,381	5.8
物品等の購入	29,509	16.3	699,983	13.1
物品等の製造	9,230	5.1	228,234	4.3
物品等の賃借	13,394	7.4	430,020	8.0
役務	76,738	42.3	1,729,922	32.3
合計	181,454	100	5,359,072	100

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、百万円、%）

契約種類	件数		支払金額	
		件数割合		支払金額割合
工事（設計、調査等を含む。）	36,809	25.8	663,203	29.9
用地取得・補償	3,531	2.5	130,940	5.9
物品等の購入	17,367	12.2	335,760	15.2
物品等の製造	5,151	3.6	54,207	2.4
物品等の賃借	12,704	8.9	303,751	13.7
役務	66,842	46.9	727,455	32.8
合計	142,404	100	2,215,318	100

（注）19年報告を参議院に報告後、外務省から平成18年度（12月まで）の契約に係る件数及び支払金額について訂正報告が提出されたため、本報告書の18年度（12月まで）の数字は、19年報告のものと一致しない。以下の18年度（12月まで）の表において同じ。

別表2　府省等別の契約状況

①平成18年度　　（単位：件、百万円）

府省等 ＼ 区分		件数			支払金額		
		内部部局	地方支分部局等	合計	内部部局	地方支分部局等	合計
内閣		**435**	**41**	**476**	**25,666**	**73**	**25,739**
	内閣官房	330	－	330	24,631	－	24,631
	内閣法制局	16	－	16	105	－	105
	人事院	89	41	130	929	73	1,002
内閣府		**2,215**	**3,859**	**6,074**	**85,139**	**82,515**	**167,654**
	内閣本府	946	1,677	2,623	32,241	59,546	91,788
	宮内庁	320	102	422	3,921	1,528	5,449
	公正取引委員会	75	－	75	389	－	389
	警察庁	668	2,080	2,748	43,630	21,439	65,070
	金融庁	206	－	206	4,956	－	4,956
総務省		**1,629**	**476**	**2,105**	**65,086**	**2,983**	**68,070**
	総務本省	1,374	462	1,836	62,438	2,935	65,374
	公害等調整委員会	6	－	6	21	－	21
	消防庁	249	14	263	2,626	47	2,674
法務省		**780**	**5,908**	**6,688**	**37,069**	**75,376**	**112,446**
	法務本省	722	5,839	6,561	36,652	75,210	111,862
	公安調査庁	58	69	127	417	166	583
外務省		**1,108**	**－**	**1,108**	**15,297**	**－**	**15,297**
財務省		**1,146**	**6,924**	**8,070**	**101,746**	**85,273**	**187,020**
	財務本省	572	3,003	3,575	45,873	46,147	92,021
	国税庁	574	3,921	4,495	55,873	39,125	94,998
文部科学省		**4,172**	**143**	**4,315**	**205,149**	**1,503**	**206,652**
	文部科学本省	2,937	143	3,080	192,968	1,503	194,471
	文化庁	1,235	－	1,235	12,181	－	12,181
厚生労働省		**3,012**	**13,044**	**16,056**	**306,535**	**165,454**	**471,990**
	厚生労働本省	2,160	8,516	10,676	141,762	95,394	237,157
	中央労働委員会	23	－	23	108	－	108
	社会保険庁	829	4,528	5,357	164,664	70,060	234,724
農林水産省		**2,191**	**14,983**	**17,174**	**312,120**	**221,770**	**533,891**
	農林水産本省	1,523	6,882	8,405	289,842	134,574	424,417
	林野庁	276	8,093	8,369	4,528	87,166	91,694
	水産庁	392	8	400	17,749	30	17,779
経済産業省		**2,007**	**1,387**	**3,394**	**241,972**	**42,209**	**284,181**
	経済産業本省	1,184	1,180	2,364	54,402	33,523	87,925
	資源エネルギー庁	277	207	484	128,629	8,685	137,315
	特許庁	425	－	425	54,806	－	54,806
	中小企業庁	121	－	121	4,134	－	4,134
国土交通省		**3,836**	**65,702**	**69,538**	**126,227**	**2,353,130**	**2,479,357**
	国土交通本省	2,492	62,233	64,725	78,508	2,321,175	2,399,683
	気象庁	649	619	1,268	13,448	4,251	17,699
	海上保安庁	688	2,850	3,538	34,252	27,703	61,955
	海難審判庁	7	－	7	18	－	18
環境省		**1,467**	**613**	**2,080**	**31,828**	**6,306**	**38,134**
防衛省		**378**	**40,884**	**41,262**	**4,571**	**716,184**	**720,755**
国会		**824**	**－**	**824**	**18,393**	**－**	**18,393**
	衆議院	252	－	252	4,587	－	4,587
	参議院	244	－	244	5,362	－	5,362
	国立国会図書館	328	－	328	8,443	－	8,443
裁判所		**331**	**1,829**	**2,160**	**11,080**	**13,702**	**24,783**
会計検査院		**130**	**－**	**130**	**4,702**	**－**	**4,702**
合計		25,661	155,793	181,454	1,592,588	3,766,484	5,359,072
〈割合〉		〈14.1%〉	〈85.9%〉	〈100%〉	〈29.7%〉	〈70.3%〉	〈100%〉
1件当たりの支払金額(万円)					6,206	2,417	2,953

②平成18年度（12月まで）　　（単位：件、百万円）

府省等 ＼ 区分		件数			支払金額		
		内部部局	地方支分部局等	合計	内部部局	地方支分部局等	合計
内閣		**384**	**43**	**427**	**12,178**	**64**	**12,242**
	内閣官房	284	－	284	11,659	－	11,659
	内閣法制局	16	－	16	53	－	53
	人事院	84	43	127	465	64	529
内閣府		**1,887**	**3,180**	**5,067**	**27,238**	**29,313**	**56,551**
	内閣本府	833	1,424	2,257	11,460	19,302	30,763
	宮内庁	249	85	334	1,572	722	2,295
	公正取引委員会	53	－	53	198	－	198
	警察庁	600	1,671	2,271	12,185	9,287	21,473
	金融庁	152	－	152	1,821	－	1,821
総務省		**1,336**	**382**	**1,718**	**13,933**	**1,422**	**15,355**
	総務本省	1,146	371	1,517	13,587	1,400	14,987
	公害等調整委員会	4	－	4	14	－	14
	消防庁	186	11	197	331	22	353
法務省		**625**	**5,160**	**5,785**	**14,273**	**44,186**	**58,459**
	法務本省	573	5,101	5,674	14,032	44,066	58,098
	公安調査庁	52	59	111	241	119	360
外務省		**886**	**－**	**886**	**7,274**	**－**	**7,274**
財務省		**1,026**	**5,795**	**6,821**	**40,656**	**43,236**	**83,892**
	財務本省	492	2,526	3,018	17,314	23,929	41,244
	国税庁	534	3,269	3,803	23,341	19,306	42,648
文部科学省		**3,806**	**108**	**3,914**	**91,447**	**420**	**91,867**
	文部科学本省	2,801	108	2,909	84,791	420	85,211
	文化庁	1,005	－	1,005	6,656	－	6,656
厚生労働省		**2,516**	**11,155**	**13,671**	**127,128**	**112,172**	**239,301**
	厚生労働本省	1,753	6,881	8,634	39,801	60,114	99,915
	中央労働委員会	21	－	21	57	－	57
	社会保険庁	742	4,274	5,016	87,269	52,058	139,327
農林水産省		**1,727**	**11,216**	**12,943**	**176,281**	**98,324**	**274,605**
	農林水産本省	1,121	5,773	6,894	161,859	51,349	213,208
	林野庁	252	5,436	5,688	2,282	46,952	49,235
	水産庁	354	7	361	12,139	21	12,161
経済産業省		**1,769**	**1,339**	**3,108**	**97,223**	**5,507**	**102,730**
	経済産業本省	983	1,148	2,131	8,458	4,499	12,958
	資源エネルギー庁	272	191	463	58,901	1,007	59,908
	特許庁	402	－	402	28,095	－	28,095
	中小企業庁	112	－	112	1,767	－	1,767
国土交通省		**2,879**	**54,092**	**56,971**	**35,695**	**876,804**	**912,499**
	国土交通本省	1,898	51,420	53,318	17,060	857,564	874,625
	気象庁	537	527	1,064	5,245	2,095	7,341
	海上保安庁	437	2,145	2,582	13,377	17,144	30,521
	海難審判庁	7	－	7	11	－	11
環境省		**1,250**	**448**	**1,698**	**4,209**	**1,694**	**5,904**
防衛省		**298**	**26,447**	**26,745**	**2,783**	**329,661**	**332,444**
国会		**678**	**－**	**678**	**10,033**	**－**	**10,033**
	衆議院	220	－	220	2,876	－	2,876
	参議院	160	－	160	2,595	－	2,595
	国立国会図書館	298	－	298	4,562	－	4,562
裁判所		**241**	**1,626**	**1,867**	**2,085**	**6,981**	**9,066**
会計検査院		**105**	**－**	**105**	**3,089**	**－**	**3,089**
合計		21,413	120,991	142,404	665,530	1,549,788	2,215,318
〈割合〉		〈15.0%〉	〈85.0%〉	〈100%〉	〈30.0%〉	〈70.0%〉	〈100%〉
1件当たりの支払金額(万円)					3,108	1,281	1,555

別表3　会計別の契約状況

①平成18年度　（単位：件、百万円、%）

会計	支払金額		(参考)件数		所管
	金額	割合	件数	割合	
一般会計	1,890,374	35.3	88,978	49.0	各府省等
道路整備	1,208,388	22.5	25,730	14.2	国土交通省
治水	528,137	9.9	18,578	10.2	国土交通省
食糧管理	276,863	5.2	812	0.4	農林水産省
国営土地改良事業	172,390	3.2	6,680	3.7	農林水産省
港湾整備	144,292	2.7	3,284	1.8	国土交通省
空港整備	142,357	2.7	4,251	2.3	国土交通省
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	141,835	2.6	459	0.3	文部科学省、経済産業省及び環境省
労働保険	110,894	2.1	5,787	3.2	厚生労働省
国有林野事業	79,750	1.5	7,999	4.4	農林水産省
厚生保険	61,096	1.1	3,042	1.7	厚生労働省
特許	56,263	1.0	519	0.3	経済産業省
登記	51,956	1.0	1,965	1.1	法務省
国立高度専門医療センター	42,627	0.8	1,620	0.9	厚生労働省
電源開発促進対策	37,607	0.7	537	0.3	財務省、文部科学省、経済産業省及び環境省
その他	414,237	7.7	11,213	6.2	各府省
合計	5,359,072	100	181,454	100	

（注）「会計」中、特別会計は記載を省略した。次表も同じ。

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、百万円、%）

会計	支払金額		(参考)件数		所管
	金額	割合	件数	割合	
一般会計	795,486	35.9	65,846	46.2	各府省等
道路整備	428,802	19.4	20,790	14.6	国土交通省
治水	161,463	7.3	15,762	11.1	国土交通省
食糧管理	156,575	7.1	514	0.4	農林水産省
国営土地改良事業	75,709	3.4	5,833	4.1	農林水産省
港湾整備	64,191	2.9	2,684	1.9	国土交通省
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	58,414	2.6	447	0.3	文部科学省、経済産業省及び環境省
空港整備	50,703	2.3	3,371	2.4	国土交通省
国有林野事業	44,189	2.0	5,357	3.8	農林水産省
厚生保険	43,368	2.0	2,892	2.0	厚生労働省
労働保険	40,150	1.8	4,804	3.4	厚生労働省
国立高度専門医療センター	29,467	1.3	1,442	1.0	厚生労働省
特許	28,283	1.3	493	0.3	経済産業省
登記	26,791	1.2	1,710	1.2	法務省
電源開発促進対策	10,468	0.5	518	0.4	財務省、文部科学省、経済産業省及び環境省
その他	201,252	9.1	9,941	7.0	各府省
合計	2,215,318	100	142,404	100	

別表4　契約相手方別の契約状況

①平成18年度　（単位：件、百万円、%）

契約相手方	件数	割合	支払金額	割合
民間企業	140,739	77.6	3,762,274	70.2
公益法人	14,219	7.8	442,114	8.2
うち所管公益法人	10,031	5.5	343,846	6.4
独立行政法人等	4,084	2.3	408,056	7.6
その他	22,412	12.4	746,627	13.9
合計	181,454	100	5,359,072	100

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、百万円、%）

契約相手方	件数	割合	支払金額	割合
民間企業	107,472	75.5	1,459,255	65.9
公益法人	12,742	8.9	179,227	8.1
うち所管公益法人	8,992	6.3	139,778	6.3
独立行政法人等	3,191	2.2	181,536	8.2
その他	18,999	13.3	395,299	17.8
合計	142,404	100	2,215,318	100

別表5　府省等別の契約方式の状況

①平成18年度

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(%)

府省等＼契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		うち企画競争等を経ない随意契約		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣	**122**	**1,228**	**－**	**－**	**122**	**1,228**	**354**	**24,511**	**328**	**24,236**	**476**	**25,739**
	(25.6)	**(4.8)**			**(25.6)**	**(4.8)**	**(74.4)**	**(95.2)**	**(68.9)**	**(94.2)**	**(100)**	**(100)**
内閣官房	91	883	－	－	91	883	239	23,747	219	23,500	330	24,631
	(27.6)	(3.6)			(27.6)	(3.6)	(72.4)	(96.4)	(66.4)	(95.4)	(100)	(100)
内閣法制局	2	8	－	－	2	8	14	97	14	97	16	105
	(12.5)	(7.8)			(12.5)	(7.8)	(87.5)	(92.2)	(87.5)	(92.2)	(100)	(100)
人事院	29	336	－	－	29	336	101	666	95	637	130	1,002
	(22.3)	(33.6)			(22.3)	(33.6)	(77.7)	(66.4)	(73.1)	(63.6)	(100)	(100)
内閣府	**1,899**	**63,741**	**664**	**11,257**	**2,563**	**74,998**	**3,511**	**92,656**	**2,786**	**76,878**	**6,074**	**167,654**
	(31.3)	**(38.0)**	**(10.9)**	**(6.7)**	**(42.2)**	**(44.7)**	**(57.8)**	**(55.3)**	**(45.9)**	**(45.9)**	**(100)**	**(100)**
内閣本府	620	36,223	344	6,814	964	43,038	1,659	48,750	1,113	39,915	2,623	91,788
	(23.6)	(39.5)	(13.1)	(7.4)	(36.8)	(46.9)	(63.2)	(53.1)	(42.4)	(43.5)	(100)	(100)
宮内庁	26	125	192	1,738	218	1,864	204	3,585	197	3,461	422	5,449
	(6.2)	(2.3)	(45.5)	(31.9)	(51.7)	(34.2)	(48.3)	(65.8)	(46.7)	(63.5)	(100)	(100)
公正取引委員会	34	164	－	－	34	164	41	224	38	201	75	389
	(45.3)	(42.3)			(45.3)	(42.3)	(54.7)	(57.7)	(50.7)	(51.7)	(100)	(100)
警察庁	1,158	26,290	128	2,703	1,286	28,993	1,462	36,076	1,320	30,197	2,748	65,070
	(42.1)	(40.4)	(4.7)	(4.2)	(46.8)	(44.6)	(53.2)	(55.4)	(48.0)	(46.4)	(100)	(100)
金融庁	61	937	－	－	61	937	145	4,019	118	3,102	206	4,956
	(29.6)	(18.9)			(29.6)	(18.9)	(70.4)	(81.1)	(57.3)	(62.6)	(100)	(100)
総務省	**858**	**18,686**	**－**	**－**	**858**	**18,686**	**1,247**	**49,383**	**652**	**27,828**	**2,105**	**68,070**
	(40.8)	**(27.5)**			**(40.8)**	**(27.5)**	**(59.2)**	**(72.5)**	**(31.0)**	**(40.9)**	**(100)**	**(100)**
総務本省	753	17,643	－	－	753	17,643	1,083	47,730	562	26,941	1,836	65,374
	(41.0)	(27.0)			(41.0)	(27.0)	(59.0)	(73.0)	(30.6)	(41.2)	(100)	(100)
公害等調整委員会	5	20	－	－	5	20	1	1	1	1	6	21
	(83.3)	(95.0)			(83.3)	(95.0)	(16.7)	(5.0)	(16.7)	(5.0)	(100)	(100)
消防庁	100	1,022	－	－	100	1,022	163	1,652	89	886	263	2,674
	(38.0)	(38.2)			(38.0)	(38.2)	(62.0)	(61.8)	(33.8)	(33.2)	(100)	(100)
法務省	**2,658**	**29,637**	**339**	**4,206**	**2,997**	**33,843**	**3,691**	**78,602**	**3,445**	**75,479**	**6,688**	**112,446**
	(39.7)	**(26.4)**	**(5.1)**	**(3.7)**	**(44.8)**	**(30.1)**	**(55.2)**	**(69.9)**	**(51.5)**	**(67.1)**	**(100)**	**(100)**
法務本省	2,599	29,456	339	4,206	2,938	33,662	3,623	78,200	3,380	75,086	6,561	111,862
	(39.6)	(26.3)	(5.2)	(3.8)	(44.8)	(30.1)	(55.2)	(69.9)	(51.5)	(67.1)	(100)	(100)
公安調査庁	59	181	－	－	59	181	68	402	65	392	127	583
	(46.5)	(31.0)			(46.5)	(31.0)	(53.5)	(69.0)	(51.2)	(67.3)	(100)	(100)
外務省	**240**	**2,163**	**7**	**560**	**247**	**2,724**	**861**	**12,572**	**680**	**11,057**	**1,108**	**15,297**
	(21.7)	**(14.1)**	**(0.6)**	**(3.7)**	**(22.3)**	**(17.8)**	**(77.7)**	**(82.2)**	**(61.4)**	**(72.3)**	**(100)**	**(100)**
財務省	**4,755**	**54,604**	**－**	**－**	**4,755**	**54,604**	**3,315**	**132,415**	**2,848**	**120,521**	**8,070**	**187,020**
	(58.9)	**(29.2)**			**(58.9)**	**(29.2)**	**(41.1)**	**(70.8)**	**(35.3)**	**(64.4)**	**(100)**	**(100)**
財務本省	1,896	24,091	－	－	1,896	24,091	1,679	67,930	1,485	63,165	3,575	92,021
	(53.0)	(26.2)			(53.0)	(26.2)	(47.0)	(73.8)	(41.5)	(68.6)	(100)	(100)
国税庁	2,859	30,513	－	－	2,859	30,513	1,636	64,485	1,363	57,356	4,495	94,998
	(63.6)	(32.1)			(63.6)	(32.1)	(36.4)	(67.9)	(30.3)	(60.4)	(100)	(100)
文部科学省	**285**	**8,124**	**4**	**154**	**289**	**8,278**	**4,026**	**198,373**	**934**	**93,617**	**4,315**	**206,652**
	(6.6)	**(3.9)**	**(0.1)**	**(0.1)**	**(6.7)**	**(4.0)**	**(93.3)**	**(96.0)**	**(21.6)**	**(45.3)**	**(100)**	**(100)**
文部科学本省	270	8,038	4	154	274	8,192	2,806	186,279	817	90,740	3,080	194,471
	(8.8)	(4.1)	(0.1)	(0.1)	(8.9)	(4.2)	(91.1)	(95.8)	(26.5)	(46.7)	(100)	(100)
文化庁	15	86	－	－	15	86	1,220	12,094	117	2,876	1,235	12,181
	(1.2)	(0.7)			(1.2)	(0.7)	(98.8)	(99.3)	(9.5)	(23.6)	(100)	(100)

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(%)

府省等＼契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		うち企画競争等を経ない随意契約		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
厚生労働省	**5,278**	**60,938**	**520**	**14,048**	**5,798**	**74,986**	**10,258**	**397,003**	**9,735**	**386,781**	**16,056**	**471,990**
	(32.9)	**(12.9)**	**(3.2)**	**(3.0)**	**(36.1)**	**(15.9)**	**(63.9)**	**(84.1)**	**(60.6)**	**(81.9)**	**(100)**	**(100)**
厚生労働本省	3,562	37,903	510	13,952	4,072	51,855	6,604	185,301	6,207	178,836	10,676	237,157
	(33.4)	(16.0)	(4.8)	(5.9)	(38.1)	(21.9)	(61.9)	(78.1)	(58.1)	(75.4)	(100)	(100)
中央労働委員会	5	30	-	-	5	30	18	77	17	74	23	108
	(21.7)	(28.0)			(21.7)	(28.0)	(78.3)	(72.0)	(73.9)	(68.6)	(100)	(100)
社会保険庁	1,711	23,004	10	95	1,721	23,100	3,636	211,624	3,511	207,870	5,357	234,724
	(31.9)	(9.8)	(0.2)	(0.0)	(32.1)	(9.8)	(67.9)	(90.2)	(65.5)	(88.6)	(100)	(100)
農林水産省	**2,390**	**95,237**	**6,242**	**277,776**	**8,632**	**373,013**	**8,542**	**160,877**	**7,390**	**112,092**	**17,174**	**533,891**
	(13.9)	**(17.8)**	**(36.3)**	**(52.0)**	**(50.3)**	**(69.9)**	**(49.7)**	**(30.1)**	**(43.0)**	**(21.0)**	**(100)**	**(100)**
農林水産本省	1,276	87,855	2,984	219,799	4,260	307,654	4,145	116,762	3,393	76,989	8,405	424,417
	(15.2)	(20.7)	(35.5)	(51.8)	(50.7)	(72.5)	(49.3)	(27.5)	(40.4)	(18.1)	(100)	(100)
林野庁	925	4,275	3,255	57,960	4,180	62,236	4,189	29,457	3,919	26,356	8,369	91,694
	(11.1)	(4.7)	(38.9)	(63.2)	(49.9)	(67.9)	(50.1)	(32.1)	(46.8)	(28.7)	(100)	(100)
水産庁	189	3,106	3	16	192	3,123	208	14,656	78	8,745	400	17,779
	(47.3)	(17.5)	(0.8)	(0.1)	(48.0)	(17.6)	(52.0)	(82.4)	(19.5)	(49.2)	(100)	(100)
経済産業省	**424**	**5,312**	**2**	**10**	**426**	**5,322**	**2,968**	**278,859**	**1,114**	**176,890**	**3,394**	**284,181**
	(12.5)	**(1.9)**	**(0.1)**	**(0.0)**	**(12.6)**	**(1.9)**	**(87.4)**	**(98.1)**	**(32.8)**	**(62.2)**	**(100)**	**(100)**
経済産業本省	275	3,184	2	10	277	3,194	2,087	84,731	708	29,590	2,364	87,925
	(11.6)	(3.6)	(0.1)	(0.0)	(11.7)	(3.6)	(88.3)	(96.4)	(29.9)	(33.7)	(100)	(100)
資源エネルギー庁	34	254	-	-	34	254	450	137,060	127	113,192	484	137,315
	(7.0)	(0.2)			(7.0)	(0.2)	(93.0)	(99.8)	(26.2)	(82.4)	(100)	(100)
特許庁	81	1,679	-	-	81	1,679	344	53,126	254	31,599	425	54,806
	(19.1)	(3.1)			(19.1)	(3.1)	(80.9)	(96.9)	(59.8)	(57.7)	(100)	(100)
中小企業庁	34	194	-	-	34	194	87	3,939	25	2,507	121	4,134
	(28.1)	(4.7)			(28.1)	(4.7)	(71.9)	(95.3)	(20.7)	(60.7)	(100)	(100)
国土交通省	**20,404**	**1,065,569**	**18,662**	**397,698**	**39,066**	**1,463,267**	**30,472**	**1,016,090**	**24,278**	**875,299**	**69,538**	**2,479,357**
	(29.3)	**(43.0)**	**(26.8)**	**(16.0)**	**(56.2)**	**(59.0)**	**(43.8)**	**(41.0)**	**(34.9)**	**(35.3)**	**(100)**	**(100)**
国土交通本省	17,807	1,027,927	18,662	397,698	36,469	1,425,625	28,256	974,058	22,073	833,307	64,725	2,399,683
	(27.5)	(42.8)	(28.8)	(16.6)	(56.3)	(59.4)	(43.7)	(40.6)	(34.1)	(34.7)	(100)	(100)
気象庁	464	6,860	-	-	464	6,860	804	10,839	794	10,802	1,268	17,699
	(36.6)	(38.8)			(36.6)	(38.8)	(63.4)	(61.2)	(62.6)	(61.0)	(100)	(100)
海上保安庁	2,128	30,766	-	-	2,128	30,766	1,410	31,189	1,409	31,186	3,538	61,955
	(60.1)	(49.7)			(60.1)	(49.7)	(39.9)	(50.3)	(39.8)	(50.3)	(100)	(100)
海難審判庁	5	15	-	-	5	15	2	3	2	3	7	18
	(71.4)	(83.2)			(71.4)	(83.2)	(28.6)	(16.8)	(28.6)	(16.8)	(100)	(100)
環境省	**559**	**6,798**	**176**	**1,811**	**735**	**8,610**	**1,345**	**29,523**	**901**	**17,750**	**2,080**	**38,134**
	(26.9)	**(17.8)**	**(8.5)**	**(4.8)**	**(35.3)**	**(22.6)**	**(64.7)**	**(77.4)**	**(43.3)**	**(46.5)**	**(100)**	**(100)**
防衛省	**13,246**	**160,139**	**3,283**	**32,716**	**16,529**	**192,855**	**24,733**	**527,900**	**19,776**	**471,748**	**41,262**	**720,755**
	(32.1)	**(22.2)**	**(8.0)**	**(4.5)**	**(40.1)**	**(26.8)**	**(59.9)**	**(73.2)**	**(47.9)**	**(65.5)**	**(100)**	**(100)**
国会	**200**	**4,805**	**51**	**771**	**251**	**5,577**	**573**	**12,816**	**553**	**12,435**	**824**	**18,393**
	(24.3)	**(26.1)**	**(6.2)**	**(4.2)**	**(30.5)**	**(30.3)**	**(69.5)**	**(69.7)**	**(67.1)**	**(67.6)**	**(100)**	**(100)**
衆議院	67	928	9	226	76	1,155	176	3,431	171	3,366	252	4,587
	(26.6)	(20.2)	(3.6)	(4.9)	(30.2)	(25.2)	(69.8)	(74.8)	(67.9)	(73.4)	(100)	(100)
参議院	33	869	40	537	73	1,406	171	3,956	164	3,834	244	5,362
	(13.5)	(16.2)	(16.4)	(10.0)	(29.9)	(26.2)	(70.1)	(73.8)	(67.2)	(71.5)	(100)	(100)
国立国会図書館	100	3,007	2	7	102	3,015	226	5,428	218	5,233	328	8,443
	(30.5)	(35.6)	(0.6)	(0.1)	(31.1)	(35.7)	(68.9)	(64.3)	(66.5)	(62.0)	(100)	(100)
裁判所	**933**	**10,207**	**119**	**3,590**	**1,052**	**13,797**	**1,108**	**10,985**	**999**	**8,150**	**2,160**	**24,783**
	(43.2)	**(41.2)**	**(5.5)**	**(14.5)**	**(48.7)**	**(55.7)**	**(51.3)**	**(44.3)**	**(46.3)**	**(32.9)**	**(100)**	**(100)**
会計検査院	**74**	**924**	**-**	**-**	**74**	**924**	**56**	**3,778**	**53**	**3,738**	**130**	**4,702**
	(56.9)	**(19.7)**			**(56.9)**	**(19.7)**	**(43.1)**	**(80.3)**	**(40.8)**	**(79.5)**	**(100)**	**(100)**
合計	54,325	1,588,120	30,069	744,601	84,394	2,332,722	97,060	3,026,350	76,472	2,494,505	181,454	5,359,072

(注)「割合」は、各府省等ごとの合計に対する割合である。次表も同じ。

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(%)

②平成18年度（12月まで）

府省等＼契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		うち企画競争等を経ない随意契約		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣	**93**	**376**	**－**	**－**	**93**	**376**	**334**	**11,866**	**317**	**11,812**	**427**	**12,242**
	(21.8)	**(3.1)**			**(21.8)**	**(3.1)**	**(78.2)**	**(96.9)**	**(74.2)**	**(96.5)**	**(100)**	**(100)**
内閣官房	63	308	－	－	63	308	221	11,350	208	11,306	284	11,659
	(22.2)	(2.6)			(22.2)	(2.6)	(77.8)	(97.4)	(73.2)	(97.0)	(100)	(100)
内閣法制局	2	3	－	－	2	3	14	49	14	49	16	53
	(12.5)	(7.0)			(12.5)	(7.0)	(87.5)	(93.0)	(87.5)	(93.0)	(100)	(100)
人事院	28	63	－	－	28	63	99	465	95	456	127	529
	(22.0)	(12.1)			(22.0)	(12.1)	(78.0)	(87.9)	(74.8)	(86.2)	(100)	(100)
内閣府	**1,506**	**20,652**	**573**	**3,801**	**2,079**	**24,453**	**2,988**	**32,097**	**2,386**	**30,290**	**5,067**	**56,551**
	(29.7)	**(36.5)**	**(11.3)**	**(6.7)**	**(41.0)**	**(43.2)**	**(59.0)**	**(56.8)**	**(47.1)**	**(53.6)**	**(100)**	**(100)**
内閣本府	496	11,160	307	2,270	803	13,430	1,454	17,332	991	15,980	2,257	30,763
	(22.0)	(36.3)	(13.6)	(7.4)	(35.6)	(43.7)	(64.4)	(56.3)	(43.9)	(51.9)	(100)	(100)
宮内庁	14	19	156	653	170	672	164	1,622	159	1,611	334	2,295
	(4.2)	(0.8)	(46.7)	(28.5)	(50.9)	(29.3)	(49.1)	(70.7)	(47.6)	(70.2)	(100)	(100)
公正取引委員会	20	75	－	－	20	75	33	122	32	122	53	198
	(37.7)	(38.2)			(37.7)	(38.2)	(62.3)	(61.8)	(60.4)	(61.8)	(100)	(100)
警察庁	939	9,227	110	878	1,049	10,106	1,222	11,367	1,104	10,981	2,271	21,473
	(41.3)	(43.0)	(4.8)	(4.1)	(46.2)	(47.1)	(53.8)	(52.9)	(48.6)	(51.1)	(100)	(100)
金融庁	37	168	－	－	37	168	115	1,652	100	1,595	152	1,821
	(24.3)	(9.3)			(24.3)	(9.3)	(75.7)	(90.7)	(65.8)	(87.6)	(100)	(100)
総務省	**588**	**2,403**	**－**	**－**	**588**	**2,403**	**1,130**	**12,952**	**604**	**11,540**	**1,718**	**15,355**
	(34.2)	**(15.6)**			**(34.2)**	**(15.6)**	**(65.8)**	**(84.4)**	**(35.2)**	**(75.2)**	**(100)**	**(100)**
総務本省	532	2,349	－	－	532	2,349	985	12,637	516	11,356	1,517	14,987
	(35.1)	(15.7)			(35.1)	(15.7)	(64.9)	(84.3)	(34.0)	(75.8)	(100)	(100)
公害等調整委員会	3	14	－	－	3	14	1	0	1	0	4	14
	(75.0)	(95.9)			(75.0)	(95.9)	(25.0)	(4.1)	(25.0)	(4.1)	(100)	(100)
消防庁	53	39	－	－	53	39	144	314	87	183	197	353
	(26.9)	(11.0)			(26.9)	(11.0)	(73.1)	(89.0)	(44.2)	(52.0)	(100)	(100)
法務省	**2,095**	**12,279**	**188**	**1,554**	**2,283**	**13,834**	**3,502**	**44,625**	**3,307**	**43,917**	**5,785**	**58,459**
	(36.2)	**(21.0)**	**(3.2)**	**(2.7)**	**(39.5)**	**(23.7)**	**(60.5)**	**(76.3)**	**(57.2)**	**(75.1)**	**(100)**	**(100)**
法務本省	2,050	12,191	188	1,554	2,238	13,746	3,436	44,352	3,244	43,654	5,674	58,098
	(36.1)	(21.0)	(3.3)	(2.7)	(39.4)	(23.7)	(60.6)	(76.3)	(57.2)	(75.1)	(100)	(100)
公安調査庁	45	87	－	－	45	87	66	273	63	262	111	360
	(40.5)	(24.3)			(40.5)	(24.3)	(59.5)	(75.7)	(56.8)	(72.7)	(100)	(100)
外務省	**137**	**944**	**7**	**55**	**144**	**1,000**	**742**	**6,273**	**597**	**5,873**	**886**	**7,274**
	(15.5)	**(13.0)**	**(0.8)**	**(0.8)**	**(16.3)**	**(13.7)**	**(83.7)**	**(86.3)**	**(67.4)**	**(80.8)**	**(100)**	**(100)**
財務省	**3,938**	**20,132**	**－**	**－**	**3,938**	**20,132**	**2,883**	**63,760**	**2,491**	**60,521**	**6,821**	**83,892**
	(57.7)	**(24.0)**			**(57.7)**	**(24.0)**	**(42.3)**	**(76.0)**	**(36.5)**	**(72.1)**	**(100)**	**(100)**
財務本省	1,514	6,491	－	－	1,514	6,491	1,504	34,752	1,355	33,152	3,018	41,244
	(50.2)	(15.7)			(50.2)	(15.7)	(49.8)	(84.3)	(44.9)	(80.4)	(100)	(100)
国税庁	2,424	13,640	－	－	2,424	13,640	1,379	29,007	1,136	27,369	3,803	42,648
	(63.7)	(32.0)			(63.7)	(32.0)	(36.3)	(68.0)	(29.9)	(64.2)	(100)	(100)
文部科学省	**184**	**2,459**	**3**	**48**	**187**	**2,508**	**3,727**	**89,359**	**962**	**48,636**	**3,914**	**91,867**
	(4.7)	**(2.7)**	**(0.1)**	**(0.1)**	**(4.8)**	**(2.7)**	**(95.2)**	**(97.3)**	**(24.6)**	**(52.9)**	**(100)**	**(100)**
文部科学本省	172	2,417	3	48	175	2,465	2,734	82,746	858	47,642	2,909	85,211
	(5.9)	(2.8)	(0.1)	(0.1)	(6.0)	(2.9)	(94.0)	(97.1)	(29.5)	(55.9)	(100)	(100)
文化庁	12	42	－	－	12	42	993	6,613	104	993	1,005	6,656
	(1.2)	(0.6)			(1.2)	(0.6)	(98.8)	(99.4)	(10.3)	(14.9)	(100)	(100)

上段：件数、支払金額(単位：件、百万円)
下段：割合(%)

府省等＼契約方式	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約		うち企画競争等を経ない随意契約		合計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
厚生労働省	**3,839**	**26,143**	**499**	**11,507**	**4,338**	**37,651**	**9,333**	**201,649**	**8,980**	**199,323**	**13,671**	**239,301**
	(28.1)	**(10.9)**	**(3.7)**	**(4.8)**	**(31.7)**	**(15.7)**	**(68.3)**	**(84.3)**	**(65.7)**	**(83.3)**	**(100)**	**(100)**
厚生労働本省	2,377	17,658	489	11,469	2,866	29,128	5,768	70,787	5,530	69,919	8,634	99,915
	(27.5)	(17.7)	(5.7)	(11.5)	(33.2)	(29.2)	(66.8)	(70.8)	(64.0)	(70.0)	(100)	(100)
中央労働委員会	4	18	-	-	4	18	17	39	17	39	21	57
	(19.0)	(32.0)			(19.0)	(32.0)	(81.0)	(68.0)	(81.0)	(68.0)	(100)	(100)
社会保険庁	1,458	8,466	10	38	1,468	8,504	3,548	130,823	3,433	129,365	5,016	139,327
	(29.1)	(6.1)	(0.2)	(0.0)	(29.3)	(6.1)	(70.7)	(93.9)	(68.4)	(92.8)	(100)	(100)
農林水産省	**1,407**	**33,290**	**4,560**	**137,498**	**5,967**	**170,789**	**6,976**	**103,815**	**6,023**	**79,187**	**12,943**	**274,605**
	(10.9)	**(12.1)**	**(35.2)**	**(50.1)**	**(46.1)**	**(62.2)**	**(53.9)**	**(37.8)**	**(46.5)**	**(28.8)**	**(100)**	**(100)**
農林水産本省	749	29,562	2,439	109,145	3,188	138,707	3,706	74,500	3,068	55,271	6,894	213,208
	(10.9)	(13.9)	(35.4)	(51.2)	(46.2)	(65.1)	(53.8)	(34.9)	(44.5)	(25.9)	(100)	(100)
林野庁	503	1,458	2,118	28,351	2,621	29,810	3,067	19,424	2,880	18,004	5,688	49,235
	(8.8)	(3.0)	(37.2)	(57.6)	(46.1)	(60.5)	(53.9)	(39.5)	(50.6)	(36.6)	(100)	(100)
水産庁	155	2,269	3	2	158	2,271	203	9,889	75	5,910	361	12,161
	(42.9)	(18.7)	(0.8)	(0.0)	(43.8)	(18.7)	(56.2)	(81.3)	(20.8)	(48.6)	(100)	(100)
経済産業省	**285**	**1,333**	**2**	**4**	**287**	**1,337**	**2,821**	**101,392**	**1,039**	**78,221**	**3,108**	**102,730**
	(9.2)	**(1.3)**	**(0.1)**	**(0.0)**	**(9.2)**	**(1.3)**	**(90.8)**	**(98.7)**	**(33.4)**	**(76.1)**	**(100)**	**(100)**
経済産業本省	182	971	2	4	184	976	1,947	11,982	611	6,237	2,131	12,958
	(8.5)	(7.5)	(0.1)	(0.0)	(8.6)	(7.5)	(91.4)	(92.5)	(28.7)	(48.1)	(100)	(100)
資源エネルギー庁	18	65	-	-	18	65	445	59,843	128	55,993	463	59,908
	(3.9)	(0.1)			(3.9)	(0.1)	(96.1)	(99.9)	(27.6)	(93.5)	(100)	(100)
特許庁	58	224	-	-	58	224	344	27,870	276	14,299	402	28,095
	(14.4)	(0.8)			(14.4)	(0.8)	(85.6)	(99.2)	(68.7)	(50.9)	(100)	(100)
中小企業庁	27	71	-	-	27	71	85	1,695	24	1,691	112	1,767
	(24.1)	(4.1)			(24.1)	(4.1)	(75.9)	(95.9)	(21.4)	(95.7)	(100)	(100)
国土交通省	**14,744**	**367,895**	**16,215**	**127,658**	**30,959**	**495,554**	**26,012**	**416,945**	**20,541**	**393,826**	**56,971**	**912,499**
	(25.9)	**(40.3)**	**(28.5)**	**(14.0)**	**(54.3)**	**(54.3)**	**(45.7)**	**(45.7)**	**(36.1)**	**(43.2)**	**(100)**	**(100)**
国土交通本省	13,016	351,728	16,215	127,658	29,231	479,387	24,087	395,238	18,625	372,138	53,318	874,625
	(24.4)	(40.2)	(30.4)	(14.6)	(54.8)	(54.8)	(45.2)	(45.2)	(34.9)	(42.5)	(100)	(100)
気象庁	343	1,562	-	-	343	1,562	721	5,778	713	5,762	1,064	7,341
	(32.2)	(21.3)			(32.2)	(21.3)	(67.8)	(78.7)	(67.0)	(78.5)	(100)	(100)
海上保安庁	1,380	14,593	-	-	1,380	14,593	1,202	15,928	1,201	15,924	2,582	30,521
	(53.4)	(47.8)			(53.4)	(47.8)	(46.6)	(52.2)	(46.5)	(52.2)	(100)	(100)
海難審判庁	5	11	-	-	5	11	2	0	2	0	7	11
	(71.4)	(92.3)			(71.4)	(92.3)	(28.6)	(7.7)	(28.6)	(7.7)	(100)	(100)
環境省	**405**	**1,162**	**117**	**290**	**522**	**1,452**	**1,176**	**4,451**	**846**	**4,005**	**1,698**	**5,904**
	(23.9)	**(19.7)**	**(6.9)**	**(4.9)**	**(30.7)**	**(24.6)**	**(69.3)**	**(75.4)**	**(49.8)**	**(67.8)**	**(100)**	**(100)**
防衛省	**7,227**	**35,386**	**2,007**	**22,108**	**9,234**	**57,494**	**17,511**	**274,949**	**14,795**	**262,848**	**26,745**	**332,444**
	(27.0)	**(10.6)**	**(7.5)**	**(6.7)**	**(34.5)**	**(17.3)**	**(65.5)**	**(82.7)**	**(55.3)**	**(79.1)**	**(100)**	**(100)**
国会	**156**	**1,891**	**39**	**229**	**195**	**2,120**	**483**	**7,913**	**464**	**7,849**	**678**	**10,033**
	(23.0)	**(18.8)**	**(5.8)**	**(2.3)**	**(28.8)**	**(21.1)**	**(71.2)**	**(78.9)**	**(68.4)**	**(78.2)**	**(100)**	**(100)**
衆議院	56	368	8	115	64	484	156	2,392	151	2,362	220	2,876
	(25.5)	(12.8)	(3.6)	(4.0)	(29.1)	(16.8)	(70.9)	(83.2)	(68.6)	(82.1)	(100)	(100)
参議院	11	63	29	105	40	169	120	2,425	114	2,393	160	2,595
	(6.9)	(2.5)	(18.1)	(4.1)	(25.0)	(6.5)	(75.0)	(93.5)	(71.3)	(92.2)	(100)	(100)
国立国会図書館	89	1,458	2	7	91	1,466	207	3,095	199	3,093	298	4,562
	(29.9)	(32.0)	(0.7)	(0.2)	(30.5)	(32.1)	(69.5)	(67.9)	(66.8)	(67.8)	(100)	(100)
裁判所	**789**	**2,826**	**100**	**1,619**	**889**	**4,445**	**978**	**4,620**	**900**	**4,143**	**1,867**	**9,066**
	(42.3)	**(31.2)**	**(5.4)**	**(17.9)**	**(47.6)**	**(49.0)**	**(52.4)**	**(51.0)**	**(48.2)**	**(45.7)**	**(100)**	**(100)**
会計検査院	**50**	**174**	**-**	**-**	**50**	**174**	**55**	**2,914**	**52**	**2,898**	**105**	**3,089**
	(47.6)	**(5.7)**			**(47.6)**	**(5.7)**	**(52.4)**	**(94.3)**	**(49.5)**	**(93.8)**	**(100)**	**(100)**
合計	37,443	529,352	24,310	306,377	61,753	835,730	80,651	1,379,588	64,304	1,244,897	142,404	2,215,318

別表6　競争契約における応札者数の状況

①平成18年度

(a)件数

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

契約方式＼応札者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
競争契約		15,388 (18.2)	11,448 (13.6)	9,003 (10.7)	6,566 (7.8)	41,989 (49.8)	84,394 (100)
	一般競争契約	15,209 (28.0)	9,938 (18.3)	7,360 (13.5)	5,167 (9.5)	16,651 (30.7)	54,325 (100)
	指名競争契約	179 (0.6)	1,510 (5.0)	1,643 (5.5)	1,399 (4.7)	25,338 (84.3)	30,069 (100)

(b)支払金額

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

契約方式＼応札者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
競争契約		312,417 (13.4)	251,242 (10.8)	220,528 (9.5)	185,123 (7.9)	1,363,411 (58.4)	2,332,722 (100)
	一般競争契約	310,427 (19.5)	207,621 (13.1)	176,865 (11.1)	140,990 (8.9)	752,216 (47.4)	1,588,120 (100)
	指名競争契約	1,989 (0.3)	43,621 (5.9)	43,662 (5.9)	44,132 (5.9)	611,195 (82.1)	744,601 (100)

②平成18年度（12月まで）

(a)件数

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

契約方式＼応札者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
競争契約		10,363 (16.8)	8,090 (13.1)	6,308 (10.2)	4,716 (7.6)	32,276 (52.3)	61,753 (100)
	一般競争契約	10,239 (27.3)	6,881 (18.4)	5,048 (13.5)	3,605 (9.6)	11,670 (31.2)	37,443 (100)
	指名競争契約	124 (0.5)	1,209 (5.0)	1,260 (5.2)	1,111 (4.6)	20,606 (84.8)	24,310 (100)

(b)支払金額

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

契約方式＼応札者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
競争契約		98,038 (11.7)	76,269 (9.1)	74,840 (9.0)	70,628 (8.5)	515,954 (61.7)	835,730 (100)
	一般競争契約	97,440 (18.4)	59,857 (11.3)	58,250 (11.0)	50,567 (9.6)	263,236 (49.7)	529,352 (100)
	指名競争契約	598 (0.2)	16,411 (5.4)	16,589 (5.4)	20,060 (6.5)	252,717 (82.5)	306,377 (100)

別表7　契約方式別の落札率の分布状況

①平成18年度　（単位：件、%）

契約方式 / 落札率	一般競争契約		指名競争契約		随意契約		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	1,454	3.6	140	0.5	25,551	45.9	27,145	22.3
90%以上100%未満	21,742	54.0	15,544	60.2	26,392	47.4	63,678	52.3
80%以上90%未満	7,058	17.5	4,675	18.1	2,019	3.6	13,752	11.3
70%以上80%未満	4,117	10.2	2,283	8.8	788	1.4	7,188	5.9
60%以上70%未満	2,374	5.9	1,340	5.2	465	0.8	4,179	3.4
50%以上60%未満	1,510	3.7	952	3.7	238	0.4	2,700	2.2
50%未満	2,013	5.0	876	3.4	197	0.4	3,086	2.5
合計	40,268	100	25,810	100	55,650	100	121,728	100
平均落札率	86.0		86.7		97.4		91.4	
	86.3							

（注）対象契約から単価契約及び概算契約並びに長期継続契約、国庫債務負担行為に係る契約及び継続費に係る契約を除いている。次表も同じ。

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、%）

契約方式 / 落札率	一般競争契約		指名競争契約		随意契約		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	735	2.8	100	0.5	21,140	45.8	21,975	23.5
90%以上100%未満	14,377	54.7	12,845	61.0	21,831	47.3	49,053	52.5
80%以上90%未満	4,479	17.0	3,723	17.7	1,667	3.6	9,869	10.6
70%以上80%未満	2,662	10.1	1,858	8.8	632	1.4	5,152	5.5
60%以上70%未満	1,666	6.3	1,078	5.1	404	0.9	3,148	3.4
50%以上60%未満	1,030	3.9	771	3.7	243	0.5	2,044	2.2
50%未満	1,356	5.2	682	3.2	213	0.5	2,251	2.4
合計	26,305	100	21,057	100	46,130	100	93,492	100
平均落札率	85.8		86.9		97.3		91.7	
	86.3							

別表8　契約種類別の随意契約の状況

①平成18年度　（単位：件、百万円、%）

区分 / 契約種類	件数				支払金額			
	随意契約全体(A)（契約種類別割合）		うち企画随契(B)	割合(B)/(A)	随意契約全体(C)（契約種類別割合）		うち企画随契(D)	割合(D)/(C)
工事(設計、調査等を含む。)	11,498	(11.8)	4,961	43.1	421,916	(13.9)	119,658	28.4
用地取得・補償	5,438	(5.6)	78	1.4	310,195	(10.2)	2,195	0.7
物品等の購入	7,825	(8.1)	7	0.1	235,094	(7.8)	40	0.0
物品等の製造	6,566	(6.8)	102	1.6	164,916	(5.4)	1,568	1.0
物品等の賃借	12,071	(12.4)	2	0.0	419,321	(13.9)	6	0.0
役務	53,662	(55.3)	9,185	17.1	1,474,906	(48.7)	295,194	20.0
合計	97,060	(100)	14,335	14.8	3,026,350	(100)	418,663	13.8

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、百万円、%）

区分 / 契約種類	件数				支払金額			
	随意契約全体(A)（契約種類別割合）		うち企画随契(B)	割合(B)/(A)	随意契約全体(C)（契約種類別割合）		うち企画随契(D)	割合(D)/(C)
工事(設計、調査等を含む。)	9,998	(12.4)	4,428	44.3	152,644	(11.1)	20,662	13.5
用地取得・補償	3,327	(4.1)	73	2.2	130,485	(9.5)	150	0.1
物品等の購入	5,227	(6.5)	6	0.1	139,866	(10.1)	12	0.0
物品等の製造	3,232	(4.0)	49	1.5	34,657	(2.5)	140	0.4
物品等の賃借	11,561	(14.3)	2	0.0	299,988	(21.7)	－	－
役務	47,306	(58.7)	8,047	17.0	621,945	(45.1)	79,935	12.9
合計	80,651	(100)	12,605	15.6	1,379,588	(100)	100,901	7.3

別表9　府省等別の随意契約の状況

①平成18年度　　（単位：件、百万円、%）

府省等	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	(A)のうち企画随契 (B)	割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	(C)のうち企画随契 (D)	割合 (D)/(C)
内閣	**354**	**25**	**7.1**	**24,511**	**271**	**1.1**
内閣官房	239	19	7.9	23,747	243	1.0
内閣法制局	14	－	－	97	－	－
人事院	101	6	5.9	666	28	4.3
内閣府	**3,511**	**584**	**16.6**	**92,656**	**9,746**	**10.5**
内閣本府	1,659	532	32.1	48,750	8,674	17.8
宮内庁	204	1	0.5	3,585	18	0.5
公正取引委員会	41	1	2.4	224	11	5.2
警察庁	1,462	24	1.6	36,076	127	0.4
金融庁	145	26	17.9	4,019	914	22.8
総務省	**1,247**	**572**	**45.9**	**49,383**	**21,378**	**43.3**
総務本省	1,083	504	46.5	47,730	20,691	43.4
公害等調整委員会	1	－	－	1	－	－
消防庁	163	68	41.7	1,652	686	41.6
法務省	**3,691**	**35**	**0.9**	**78,602**	**726**	**0.9**
法務本省	3,623	34	0.9	78,200	721	0.9
公安調査庁	68	1	1.5	402	4	1.2
外務省	**861**	**169**	**19.6**	**12,572**	**1,458**	**11.6**
財務省	**3,315**	**147**	**4.4**	**132,415**	**3,736**	**2.8**
財務本省	1,679	114	6.8	67,930	2,974	4.4
国税庁	1,636	33	2.0	64,485	761	1.2
文部科学省	**4,026**	**3,089**	**76.7**	**198,373**	**104,739**	**52.8**
文部科学本省	2,806	1,986	70.8	186,279	95,520	51.3
文化庁	1,220	1,103	90.4	12,094	9,218	76.2
厚生労働省	**10,258**	**329**	**3.2**	**397,003**	**7,733**	**1.9**
厚生労働本省	6,604	267	4.0	185,301	4,885	2.6
中央労働委員会	18	－	－	77	－	－
社会保険庁	3,636	62	1.7	211,624	2,848	1.3
農林水産省	**8,542**	**955**	**11.2**	**160,877**	**18,009**	**11.2**
農林水産本省	4,145	665	16.0	116,762	10,427	8.9
林野庁	4,189	174	4.2	29,457	1,958	6.6
水産庁	208	116	55.8	14,656	5,623	38.4
経済産業省	**2,968**	**1,825**	**61.5**	**278,859**	**101,675**	**36.5**
経済産業本省	2,087	1,359	65.1	84,731	54,994	64.9
資源エネルギー庁	450	317	70.4	137,060	23,795	17.4
特許庁	344	89	25.9	53,126	21,525	40.5
中小企業庁	87	60	69.0	3,939	1,360	34.5
国土交通省	**30,472**	**6,022**	**19.8**	**1,016,090**	**134,671**	**13.3**
国土交通本省	28,256	6,020	21.3	974,058	134,661	13.8
気象庁	804	1	0.1	10,839	6	0.1
海上保安庁	1,410	1	0.1	31,189	3	0.0
海難審判庁	2	－	－	3	－	－
環境省	**1,345**	**406**	**30.2**	**29,523**	**11,284**	**38.2**
防衛省	**24,733**	**151**	**0.6**	**527,900**	**1,753**	**0.3**
国会	**573**	**4**	**0.7**	**12,816**	**45**	**0.4**
衆議院	176	2	1.1	3,431	22	0.7
参議院	171	1	0.6	3,956	7	0.2
国立国会図書館	226	1	0.4	5,428	15	0.3
裁判所	**1,108**	**19**	**1.7**	**10,985**	**1,392**	**12.7**
会計検査院	**56**	**3**	**5.4**	**3,778**	**39**	**1.1**
合計	97,060	14,335	14.8	3,026,350	418,663	13.8

②平成18年度（12月まで）　　（単位：件、百万円、％）

府省等	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	(A)のうち企画随契 (B)	割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	(C)のうち企画随契 (D)	割合 (D)/(C)
内閣	**334**	**16**	**4.8**	**11,866**	**51**	**0.4**
内閣官房	221	12	5.4	11,350	42	0.4
内閣法制局	14	－	－	49	－	－
人事院	99	4	4.0	465	9	2.0
内閣府	**2,988**	**484**	**16.2**	**32,097**	**1,409**	**4.4**
内閣本府	1,454	450	30.9	17,332	1,321	7.6
宮内庁	164	1	0.6	1,622	5	0.3
公正取引委員会	33	－	－	122	－	－
警察庁	1,222	18	1.5	11,367	24	0.2
金融庁	115	15	13.0	1,652	57	3.5
総務省	**1,130**	**513**	**45.4**	**12,952**	**1,393**	**10.8**
総務本省	985	461	46.8	12,637	1,262	10.0
公害等調整委員会	1	－	－	－	－	－
消防庁	144	52	36.1	314	130	41.6
法務省	**3,502**	**22**	**0.6**	**44,625**	**42**	**0.1**
法務本省	3,436	21	0.6	44,352	37	0.1
公安調査庁	66	1	1.5	273	4	1.8
外務省	**742**	**137**	**18.5**	**6,273**	**369**	**5.9**
財務省	**2,883**	**118**	**4.1**	**63,760**	**1,275**	**2.0**
財務本省	1,504	87	5.8	34,752	1,177	3.4
国税庁	1,379	31	2.2	29,007	98	0.3
文部科学省	**3,727**	**2,763**	**74.1**	**89,359**	**40,707**	**45.6**
文部科学本省	2,734	1,874	68.5	82,746	35,088	42.4
文化庁	993	889	89.5	6,613	5,619	85.0
厚生労働省	**9,333**	**218**	**2.3**	**201,649**	**1,335**	**0.7**
厚生労働本省	5,768	163	2.8	70,787	349	0.5
中央労働委員会	17	－	－	39	－	－
社会保険庁	3,548	55	1.6	130,823	986	0.8
農林水産省	**6,976**	**855**	**12.3**	**103,815**	**7,207**	**6.9**
農林水産本省	3,706	598	16.1	74,500	2,663	3.6
林野庁	3,067	143	4.7	19,424	841	4.3
水産庁	203	114	56.2	9,889	3,702	37.4
経済産業省	**2,821**	**1,770**	**62.7**	**101,392**	**23,150**	**22.8**
経済産業本省	1,947	1,327	68.2	11,982	5,730	47.8
資源エネルギー庁	445	315	70.8	59,843	3,844	6.4
特許庁	344	68	19.8	27,870	13,571	48.7
中小企業庁	85	60	70.6	1,695	4	0.3
国土交通省	**26,012**	**5,335**	**20.5**	**416,945**	**21,998**	**5.3**
国土交通本省	24,087	5,333	22.1	395,238	21,994	5.6
気象庁	721	1	0.1	5,778	－	－
海上保安庁	1,202	1	0.1	15,928	3	0.0
海難審判庁	2	－	－	0	－	－
環境省	**1,176**	**321**	**27.3**	**4,451**	**434**	**9.8**
防衛省	**17,511**	**34**	**0.2**	**274,949**	**1,478**	**0.5**
国会	**483**	**4**	**0.8**	**7,913**	**17**	**0.2**
衆議院	156	2	1.3	2,392	9	0.4
参議院	120	1	0.8	2,425	7	0.3
国立国会図書館	207	1	0.5	3,095	－	－
裁判所	**978**	**12**	**1.2**	**4,620**	**15**	**0.3**
会計検査院	**55**	**3**	**5.5**	**2,914**	**15**	**0.5**
合計	80,651	12,605	15.6	1,379,588	100,901	7.3

別表10　契約相手方別の随意契約の状況

①平成18年度　（単位：件、百万円、%）

契約相手方	随意契約		対象契約全体(競争契約を含む。)における割合	
	件数 (割合)	支払金額 (割合)	(件数割合)	(支払金額割合)
民間企業	59,654 (61.5)　＜	1,515,684 (50.1)　＜	(77.6)	(70.2)
公益法人	11,923 (12.3)　＞	421,536 (13.9)　＞	(7.8)	(8.2)
うち所管公益法人	8,301 (8.6)　＞	327,280 (10.8)　＞	(5.5)	(6.4)
独立行政法人等	4,017 (4.1)　＞	406,429 (13.4)　＞	(2.3)	(7.6)
その他	21,466 (22.1)　＞	682,700 (22.6)　＞	(12.4)	(13.9)
合計	97,060 (100)	3,026,350 (100)	(100)	(100)

（注）大小の符号（「＞」又は「＜」）は、「対象契約全体」と比べて割合が高いか低いかを示している。次表も同じ。

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、百万円、%）

契約相手方	随意契約		対象契約全体(競争契約を含む。)における割合	
	件数 (割合)	支払金額 (割合)	(件数割合)	(支払金額割合)
民間企業	48,217 (59.8)　＜	655,922 (47.5)　＜	(75.5)	(65.9)
公益法人	10,972 (13.6)　＞	172,993 (12.5)　＞	(8.9)	(8.1)
うち所管公益法人	7,692 (9.5)　＞	134,939 (9.8)　＞	(6.3)	(6.3)
独立行政法人等	3,147 (3.9)　＞	181,271 (13.1)　＞	(2.2)	(8.2)
その他	18,315 (22.7)　＞	369,400 (26.8)　＞	(13.3)	(17.8)
合計	80,651 (100)	1,379,588 (100)	(100)	(100)

別表11　公益法人を契約相手方とする契約の応札者（応募者）数の状況（平成18年度）

①競争契約

(a)件数

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

区　分	1者応札	2者応札	3者応札	4者応札	5者以上応札	合計
競争契約全体	15,388 (18.2)	11,448 (13.6)	9,003 (10.7)	6,566 (7.8)	41,989 (49.8)	84,394 (100)
公益法人が契約相手方	1,027 (44.7)	512 (22.3)	185 (8.1)	89 (3.9)	483 (21.0)	2,296 (100)
うち所管公益法人	809 (46.8)	329 (19.0)	122 (7.1)	58 (3.4)	412 (23.8)	1,730 (100)

(b)支払金額

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

区　分	1者応札	2者応札	3者応札	4者応札	5者以上応札	合計
競争契約全体	312,417 (13.4)	251,242 (10.8)	220,528 (9.5)	185,123 (7.9)	1,363,411 (58.4)	2,332,722 (100)
公益法人が契約相手方	10,969 (53.3)	4,709 (22.9)	1,335 (6.5)	514 (2.5)	3,049 (14.8)	20,578 (100)
うち所管公益法人	9,724 (58.7)	3,440 (20.8)	1,035 (6.3)	329 (2.0)	2,036 (12.3)	16,565 (100)

②企画随契

(a)件数

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

区　分	1者応募	2者応募	3者応募	4者応募	5者以上応募	合計
企画随契全体	2,611 (18.2)	1,326 (9.3)	1,877 (13.1)	1,491 (10.4)	7,030 (49.0)	14,335 (100)
公益法人が契約相手方	941 (35.3)	352 (13.2)	213 (8.0)	93 (3.5)	1,065 (40.0)	2,664 (100)
うち所管公益法人	816 (45.9)	274 (15.4)	169 (9.5)	68 (3.8)	452 (25.4)	1,779 (100)

(b)支払金額

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

区　分	1者応募	2者応募	3者応募	4者応募	5者以上応募	合計
企画随契全体	95,589 (22.8)	33,208 (7.9)	59,666 (14.3)	34,388 (8.2)	195,809 (46.8)	418,663 (100)
公益法人が契約相手方	31,596 (35.8)	9,540 (10.8)	20,114 (22.8)	1,899 (2.2)	24,995 (28.4)	88,146 (100)
うち所管公益法人	29,978 (45.3)	7,799 (11.8)	18,645 (28.2)	1,493 (2.3)	8,254 (12.5)	66,171 (100)

別表12　契約種類別にみた公益法人との随意契約の実施状況

①平成18年度　（単位：件、百万円、％）

区分 / 契約種類	件数					支払金額				
	随意契約全体 (A)	公益法人が契約相手方 (B)	うち所管公益法人 (C)	公益法人の割合 (B)/(A)	うち所管公益法人 (C)/(A)	随意契約全体 (D)	公益法人が契約相手方 (E)	うち所管公益法人 (F)	公益法人の割合 (E)/(D)	うち所管公益法人 (F)/(D)
工事(設計、調査等を含む。)	11,498	2,925	2,400	25.4	20.9	421,916	97,664	81,168	23.1	19.2
用地取得・補償	5,438	70	50	1.3	0.9	310,195	5,343	2,079	1.7	0.7
物品等の購入	7,825	322	257	4.1	3.3	235,094	3,265	2,310	1.4	1.0
物品等の製造	6,566	31	17	0.5	0.3	164,916	722	559	0.4	0.3
物品等の賃借	12,071	153	42	1.3	0.3	419,321	3,469	207	0.8	0.0
役務	53,662	8,422	5,535	15.7	10.3	1,474,906	311,071	240,954	21.1	16.3
合計	97,060	11,923	8,301	12.3	8.6	3,026,350	421,536	327,280	13.9	10.8

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、百万円、％）

区分 / 契約種類	件数					支払金額				
	随意契約全体 (A)	公益法人が契約相手方 (B)	うち所管公益法人 (C)	公益法人の割合 (B)/(A)	うち所管公益法人 (C)/(A)	随意契約全体 (D)	公益法人が契約相手方 (E)	うち所管公益法人 (F)	公益法人の割合 (E)/(D)	うち所管公益法人 (F)/(D)
工事(設計、調査等を含む。)	9,998	2,684	2,203	26.8	22.0	152,644	26,355	19,803	17.3	13.0
用地取得・補償	3,327	62	49	1.9	1.5	130,485	2,000	518	1.5	0.4
物品等の購入	5,227	237	196	4.5	3.7	139,866	2,360	1,708	1.7	1.2
物品等の製造	3,232	17	7	0.5	0.2	34,657	58	11	0.2	0.0
物品等の賃借	11,561	130	43	1.1	0.4	299,988	3,175	117	1.1	0.0
役務	47,306	7,842	5,194	16.6	11.0	621,945	139,042	112,779	22.4	18.1
合計	80,651	10,972	7,692	13.6	9.5	1,379,588	172,993	134,939	12.5	9.8

別表13　府省等別にみた公益法人との随意契約の実施状況

①平成18年度　　（単位：件、百万円、％）

区分 / 府省等	件数					支払金額				
	随意契約全体 (A)	公益法人が契約相手方 (B)	うち所管公益法人が契約相手方 (C)	公益法人の割合 (B)/(A)	所管公益法人の割合 (C)/(A)	随意契約全体 (D)	公益法人が契約相手方 (E)	うち所管公益法人が契約相手方 (F)	公益法人の割合 (E)/(D)	所管公益法人の割合 (F)/(D)
内閣	**354**	**32**	**－**	**9.0**	**－**	**24,511**	**2,622**	**－**	**10.7**	**－**
内閣官房	239	28	－	11.7	－	23,747	2,570	－	10.8	－
内閣法制局	14	－	－	－	－	97	－	－	－	－
人事院	101	4	－	4.0	－	666	51	－	7.8	－
内閣府	**3,511**	**368**	**109**	**10.5**	**3.1**	**92,656**	**11,323**	**4,234**	**12.2**	**4.6**
内閣本府	1,659	318	97	19.2	5.8	48,750	10,685	4,064	21.9	8.3
宮内庁	204	12	1	5.9	0.5	3,585	116	28	3.3	0.8
公正取引委員会	41	4	4	9.8	9.8	224	28	28	12.8	12.8
警察庁	1,462	28	6	1.9	0.4	36,076	268	37	0.7	0.1
金融庁	145	6	1	4.1	0.7	4,019	224	75	5.6	1.9
総務省	**1,247**	**86**	**65**	**6.9**	**5.2**	**49,383**	**3,861**	**3,665**	**7.8**	**7.4**
総務本省	1,083	63	46	5.8	4.2	47,730	3,561	3,396	7.5	7.1
公害等調整委員会	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－
消防庁	163	23	19	14.1	11.7	1,652	299	269	18.1	16.3
法務省	**3,691**	**341**	**294**	**9.2**	**8.0**	**78,602**	**22,330**	**22,065**	**28.4**	**28.1**
法務本省	3,623	340	294	9.4	8.1	78,200	22,303	22,065	28.5	28.2
公安調査庁	68	1	－	1.5	－	402	26	－	6.6	－
外務省	**861**	**314**	**277**	**36.5**	**32.2**	**12,572**	**5,582**	**5,074**	**44.4**	**40.4**
財務省	**3,315**	**176**	**66**	**5.3**	**2.0**	**132,415**	**3,938**	**1,748**	**3.0**	**1.3**
財務本省	1,679	67	37	4.0	2.2	67,930	1,913	1,642	2.8	2.4
国税庁	1,636	109	29	6.7	1.8	64,485	2,024	105	3.1	0.2
文部科学省	**4,026**	**822**	**444**	**20.4**	**11.0**	**198,373**	**22,306**	**16,905**	**11.2**	**8.5**
文部科学本省	2,806	240	158	8.6	5.6	186,279	16,404	13,215	8.8	7.1
文化庁	1,220	582	286	47.7	23.4	12,094	5,901	3,689	48.8	30.5
厚生労働省	**10,258**	**1,587**	**667**	**15.5**	**6.5**	**397,003**	**59,746**	**37,897**	**15.0**	**9.5**
厚生労働本省	6,604	1,075	386	16.3	5.8	185,301	34,960	20,972	18.9	11.3
中央労働委員会	18	4	3	22.2	16.7	77	9	7	12.3	9.9
社会保険庁	3,636	508	278	14.0	7.6	211,624	24,775	16,916	11.7	8.0
農林水産省	**8,542**	**784**	**679**	**9.2**	**7.9**	**160,877**	**11,369**	**9,833**	**7.1**	**6.1**
農林水産本省	4,145	372	282	9.0	6.8	116,762	5,900	4,414	5.1	3.8
林野庁	4,189	346	337	8.3	8.0	29,457	2,450	2,432	8.3	8.3
水産庁	208	66	60	31.7	28.8	14,656	3,019	2,986	20.6	20.4
経済産業省	**2,968**	**981**	**609**	**33.1**	**20.5**	**278,859**	**71,083**	**54,592**	**25.5**	**19.6**
経済産業本省	2,087	703	353	33.7	16.9	84,731	30,332	14,405	35.8	17.0
資源エネルギー庁	450	181	174	40.2	38.7	137,060	15,361	15,155	11.2	11.1
特許庁	344	82	78	23.8	22.7	53,126	25,177	24,924	47.4	46.9
中小企業庁	87	15	4	17.2	4.6	3,939	212	107	5.4	2.7
国土交通省	**30,472**	**5,778**	**4,757**	**19.0**	**15.6**	**1,016,090**	**195,131**	**164,902**	**19.2**	**16.2**
国土交通本省	28,256	5,742	4,730	20.3	16.7	974,058	194,902	164,688	20.0	16.9
気象庁	804	21	17	2.6	2.1	10,839	159	153	1.5	1.4
海上保安庁	1,410	15	10	1.1	0.7	31,189	68	61	0.2	0.2
海難審判庁	2	－	－	－	－	3	－	－	－	－
環境省	**1,345**	**389**	**281**	**28.9**	**20.9**	**29,523**	**7,176**	**5,575**	**24.3**	**18.9**
防衛省	**24,733**	**173**	**53**	**0.7**	**0.2**	**527,900**	**4,110**	**785**	**0.8**	**0.1**
国会	**573**	**22**	**－**	**3.8**	**－**	**12,816**	**117**	**－**	**0.9**	**－**
衆議院	176	11	－	6.3	－	3,431	66	－	1.9	－
参議院	171	8	－	4.7	－	3,956	38	－	1.0	－
国立国会図書館	226	3	－	1.3	－	5,428	13	－	0.2	－
裁判所	**1,108**	**68**	**－**	**6.1**	**－**	**10,985**	**799**	**－**	**7.3**	**－**
会計検査院	**56**	**2**	**－**	**3.6**	**－**	**3,778**	**37**	**－**	**1.0**	**－**
合計	97,060	11,923	8,301	12.3	8.6	3,026,350	421,536	327,280	13.9	10.8

②平成18年度（12月まで）　　（単位：件、百万円、％）

区分 / 府省等	件数					支払金額				
	随意契約全体 (A)	公益法人が契約相手方 (B)	うち所管公益法人が契約相手方 (C)	公益法人の割合 (B)/(A)	所管公益法人の割合 (C)/(A)	随意契約全体 (D)	公益法人が契約相手方 (E)	うち所管公益法人が契約相手方 (F)	公益法人の割合 (E)/(D)	所管公益法人の割合 (F)/(D)
内閣	**334**	**25**	**－**	**7.5**	**－**	**11,866**	**1,516**	**－**	**12.8**	**－**
内閣官房	221	21	－	9.5	－	11,350	1,473	－	13.0	－
内閣法制局	14	－	－	－	－	49	－	－	－	－
人事院	99	4	－	4.0	－	465	43	－	9.4	－
内閣府	**2,988**	**334**	**108**	**11.2**	**3.6**	**32,097**	**4,187**	**2,035**	**13.0**	**6.3**
内閣本府	1,454	287	96	19.7	6.6	17,332	3,931	1,997	22.7	11.5
宮内庁	164	11	1	6.7	0.6	1,622	49	20	3.0	1.3
公正取引委員会	33	5	4	15.2	12.1	122	13	12	11.3	10.0
警察庁	1,222	26	6	2.1	0.5	11,367	129	5	1.1	0.0
金融庁	115	5	1	4.3	0.9	1,652	64	－	3.9	－
総務省	**1,130**	**83**	**64**	**7.3**	**5.7**	**12,952**	**1,420**	**1,381**	**11.0**	**10.7**
総務本省	985	62	47	6.3	4.8	12,637	1,417	1,378	11.2	10.9
公害等調整委員会	1	－	－	－	－	0	－	－	－	－
消防庁	144	21	17	14.6	11.8	314	2	2	0.9	0.9
法務省	**3,502**	**325**	**280**	**9.3**	**8.0**	**44,625**	**16,367**	**16,066**	**36.7**	**36.0**
法務本省	3,436	324	280	9.4	8.1	44,352	16,350	16,066	36.9	36.2
公安調査庁	66	1	－	1.5	－	273	17	－	6.5	－
外務省	**742**	**296**	**266**	**39.9**	**35.8**	**6,273**	**2,644**	**2,361**	**42.1**	**37.6**
財務省	**2,883**	**142**	**58**	**4.9**	**2.0**	**63,760**	**1,713**	**1,300**	**2.7**	**2.0**
財務本省	1,504	59	32	3.9	2.1	34,752	1,414	1,260	4.1	3.6
国税庁	1,379	83	26	6.0	1.9	29,007	298	40	1.0	0.1
文部科学省	**3,727**	**692**	**375**	**18.6**	**10.1**	**89,359**	**12,327**	**9,506**	**13.8**	**10.6**
文部科学本省	2,734	231	149	8.4	5.4	82,746	9,398	7,822	11.4	9.5
文化庁	993	461	226	46.4	22.8	6,613	2,929	1,683	44.3	25.5
厚生労働省	**9,333**	**1,557**	**678**	**16.7**	**7.3**	**201,649**	**34,089**	**25,985**	**16.9**	**12.9**
厚生労働本省	5,768	1,078	370	18.7	6.4	70,787	16,770	11,905	23.7	16.8
中央労働委員会	17	4	3	23.5	17.6	39	－	－	－	－
社会保険庁	3,548	475	305	13.4	8.6	130,823	17,319	14,080	13.2	10.8
農林水産省	**6,976**	**697**	**602**	**10.0**	**8.6**	**103,815**	**5,261**	**4,473**	**5.1**	**4.3**
農林水産本省	3,706	343	260	9.3	7.0	74,500	2,107	1,346	2.8	1.8
林野庁	3,067	292	285	9.5	9.3	19,424	1,295	1,282	6.7	6.6
水産庁	203	62	57	30.5	28.1	9,889	1,858	1,845	18.8	18.7
経済産業省	**2,821**	**974**	**603**	**34.5**	**21.4**	**101,392**	**21,733**	**19,372**	**21.4**	**19.1**
経済産業本省	1,947	696	348	35.7	17.9	11,982	3,326	1,133	27.8	9.5
資源エネルギー庁	445	182	175	40.9	39.3	59,843	2,623	2,622	4.4	4.4
特許庁	344	81	76	23.5	22.1	27,870	15,783	15,616	56.6	56.0
中小企業庁	85	15	4	17.6	4.7	1,695	－	－	－	－
国土交通省	**26,012**	**5,301**	**4,368**	**20.4**	**16.8**	**416,945**	**66,017**	**50,577**	**15.8**	**12.1**
国土交通本省	24,087	5,269	4,345	21.9	18.0	395,238	65,955	50,522	16.7	12.8
気象庁	721	19	16	2.6	2.2	5,778	25	22	0.4	0.4
海上保安庁	1,202	13	7	1.1	0.6	15,928	35	31	0.2	0.2
海難審判庁	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
環境省	**1,176**	**335**	**242**	**28.5**	**20.6**	**4,451**	**1,394**	**1,257**	**31.3**	**28.2**
防衛省	**17,511**	**133**	**48**	**0.8**	**0.3**	**274,949**	**3,732**	**620**	**1.4**	**0.2**
国会	**483**	**14**	**－**	**2.9**	**－**	**7,913**	**67**	**－**	**0.9**	**－**
衆議院	156	8	－	5.1	－	2,392	47	－	2.0	－
参議院	120	3	－	2.5	－	2,425	8	－	0.4	－
国立国会図書館	207	3	－	1.4	－	3,095	11	－	0.4	－
裁判所	**978**	**62**	**－**	**6.3**	**－**	**4,620**	**491**	**－**	**10.6**	**－**
会計検査院	**55**	**2**	**－**	**3.6**	**－**	**2,914**	**27**	**－**	**0.9**	**－**
合計	80,651	10,972	7,692	13.6	9.5	1,379,588	172,993	134,939	12.5	9.8

別表14　法令上の適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものの割合

①平成18年度　（単位：件、百万円、％）

区分 / 契約相手方	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」 (B)	割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	(C)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」 (D)	割合 (D)/(C)
公益法人	11,923	11,529	96.7	421,536	411,026	97.5
うち所管公益法人	8,301	8,048	97.0	327,280	321,814	98.3
(参考) 対象随意契約全体	97,060	77,876	80.2	3,026,350	2,463,130	81.4

②平成18年度（12月まで）　（単位：件、百万円、％）

区分 / 契約相手方	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	(A)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」 (B)	割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	(C)のうち「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」 (D)	割合 (D)/(C)
公益法人	10,972	10,601	96.6	172,993	169,965	98.2
うち所管公益法人	7,692	7,452	96.9	134,939	134,063	99.4
(参考) 対象随意契約全体	80,651	66,060	81.9	1,379,588	1,105,495	80.1

別表15　契約条項の状況（平成18年度）

（単位：件、百万円、％）

契約条項	件数		支払金額	
		割合		割合
禁止	209	2.4	6,394	1.9
条件付認容	7,637	86.1	296,049	90.0
定めなし	1,029	11.6	26,479	8.1
合計	8,875	100	328,922	100

別表16　各種契約情報の概要

根拠法令等	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」	「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」	「随意契約に関する事務の取扱い等について」	「公共調達の適正化について」	「行政効率化推進計画」
公表対象の契約	公共工事	物品等又は特定役務（特定調達契約）	特定調達契約に該当しないすべての随意契約（少額随契等を除く。）	すべての契約（少額随契等を除く。）	すべての契約（少額随契を除く。）
公表時期	遅滞なく	落札者等決定日の翌日から起算して72日以内	契約締結後72日以内	契約締結後72日以内	競争…毎年度 随契…指定なし
公表方法 ＼ 公表項目	公衆の見やすい場所に掲示、公衆の閲覧に供する方法又はｲﾝﾀｰﾈｯﾄ	官報により公示	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにおいて公表	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにおいて公表	競争…指定なし 随契…ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにおいて公表
物品役務等の名称及び数量		○	○	○	
公共工事の名称、場所、概要及び種別	○			○	
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		○	○	○	
入札参加者の名称	○				
入札金額	○				
入札参加資格	○				
落札決定日		○			
落札者	○	○			
落札金額	○	○			
低入札価格調査制度を適用した場合の経緯	○				
総合評価方式により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由	○				
契約を締結した日			○	○	
契約の相手方の名称及び住所	○	○	○	○	○※
契約の相手方を決定した手続		○			
契約金額	○	○	○	○	○※
工期(着手・完成)	○			○	
入札公告日又は公示日		○			
随意契約の理由	○	○	○	○	○※
一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）				○	
予定価格	○			○	
落札率				○	○(一定金額以上、一覧表)
所管公益法人が随意契約の相手方である場合、当該法人の役員のうち所管府省退職者の再就職者の数				○	
一般競争入札の状況(一般競争/競争入札)					○
公募型指名競争入札の状況(公募型指名競争/指名競争入札)					○

注(1)　「○」は、根拠法令等において、公表すべきとされている項目である。
注(2)　「※」は、随意契約について公表することとされている項目である。
注(3)　本表は、契約締結後の公表について示している。

別表17　随契先公益法人別の所管府省退職者の再就職者数（平成19年4月1日現在）（所管府省からの18年度随契支払額上位10法人等）

（単位：人、千円）

所管府省名	随契先公益法人名	再就職者数（うち役員数）		左の法人への随契支払額	
				平成18年度	19年度（12月まで）
内閣府	財団法人海洋博覧会記念公園管理財団	2	(1)	1,612,061	862,975
	社団法人時事画報社	4	(3)	483,895	27,617
	財団法人日本広報センター	2	(2)	372,689	-
	財団法人青少年国際交流推進センター	7	(6)	230,985	0
	社団法人日本広報協会	2	(1)	189,096	37,199
	社団法人青少年育成国民会議	2	(1)	186,148	0
	財団法人都市防災研究所	0	(0)	178,959	0
	財団法人関西社会経済研究所	2	(0)	127,243	-
	財団法人日本経済教育センター	6	(5)	96,132	-
	社団法人日本リサーチ総合研究所	4	(4)	79,748	0
警察庁	財団法人交通事故総合分析センター	3	(3)	27,188	-
	財団法人保安電子通信技術協会	44	(5)	4,410	1,874
	社団法人全国警備業協会	3	(3)	3,360	-
	財団法人日本道路交通情報センター	10	(2)	2,142	-
金融庁	財団法人財務会計基準機構	1	(0)	75,179	0
総務省	社団法人行政情報システム研究所	5	(5)	2,009,058	0
	財団法人地方自治情報センター	7	(3)	377,491	21,808
	社団法人電波産業会	12	(3)	368,445	0
	社団法人デジタル放送推進協会	2	(1)	166,910	-
	財団法人テレコムエンジニアリングセンター	25	(5)	160,564	0
	財団法人消防科学総合センター	6	(4)	109,842	8,112
	財団法人日本消防設備安全センター	8	(4)	99,855	0
	財団法人日本データ通信協会	28	(3)	81,017	-
	財団法人テレコム先端技術研究支援センター	2	(1)	44,445	-
	財団法人全国危険物安全協会	4	(3)	41,141	0
法務省	財団法人民事法務協会	784	(10)	20,556,997	1,501,265
	財団法人入管協会	43	(5)	334,992	149,966
	財団法人矯正協会	32	(8)	136,372	25,585
	社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1	(0)	125,577	54,788
	社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	0	(0)	117,483	0
	社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1	(0)	107,321	0
	社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	0	(0)	99,120	966
	社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	0	(0)	54,201	-
	社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	0	(0)	51,884	0
	社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	0	(0)	44,853	0

所管府省名	随契先公益法人名	再就職者数（うち役員数）	左の法人への随契支払額	
			18年度	19年度（12月まで）
外務省	社団法人国際交流サービス協会	3 (2)	2,556,777	2,032,432
	財団法人国際開発高等教育機構	4 (4)	679,684	0
	財団法人アジア福祉教育財団	1 (1)	488,127	-
	財団法人日本国際問題研究所	10 (7)	322,040	17,243
	財団法人ラヂオプレス	1 (1)	257,893	170,337
	財団法人国際協力推進協会	1 (1)	235,760	158,583
	財団法人日本国際協力システム	3 (2)	213,662	6,209
	財団法人日本国際交流センター	2 (1)	45,266	6,907
	財団法人国際開発センター	1 (1)	40,891	0
	財団法人国際文化交流推進協会	0 (0)	39,088	-
財務省	財団法人国有財産管理調査センター	26 (5)	1,430,154	459,346
	財団法人国際金融情報センター	4 (2)	101,460	2,557
	財団法人大蔵財務協会	6 (6)	64,658	6,979
	財団法人日本関税協会	26 (10)	48,438	22,523
	財団法人日本税務協会	6 (5)	29,930	12,655
	財団法人国際通貨研究所	4 (3)	28,408	3,974
	財団法人日本不動産研究所	6 (5)	25,078	18,176
	財団法人国立京都国際会館	1 (0)	8,369	81,484
	社団法人海南納税協会	1 (1)	5,706	-
	財団法人日本システム開発研究所	3 (2)	4,461	-
文部科学省	財団法人原子力安全技術センター	13 (4)	2,361,766	1,104,512
	財団法人日本分析センター	5 (3)	1,695,290	1,207,932
	財団法人日本体育協会	1 (1)	977,614	478,742
	財団法人核物質管理センター	7 (4)	681,669	429,098
	財団法人画像情報教育振興協会	0 (0)	608,695	0
	財団法人原子力安全研究協会	2 (2)	576,026	277,596
	社団法人科学技術国際交流センター	4 (4)	513,194	40,598
	財団法人放射線利用振興協会	0 (0)	506,514	-
	財団法人日本原子力文化振興財団	1 (0)	453,012	-
	財団法人高輝度光科学研究センター	3 (3)	437,295	3,547
厚生労働省	社団法人全国社会保険協会連合会	94 (3)	7,342,454	5,577,719
	財団法人労災保険情報センター	85 (4)	3,330,248	2,827,888
	財団法人労災ケアセンター	36 (3)	2,645,941	2,384,837
	財団法人化学及血清療法研究所	1 (1)	1,879,676	-
	財団法人東京社会保険協会	3 (2)	1,649,988	1,435,018
	財団法人船員保険会	14 (4)	1,631,652	1,380,465
	財団法人労災年金福祉協会	76 (4)	1,508,470	1,347,948
	社団法人全国労働保険事務組合連合会	5 (1)	1,384,912	1,897,371
	社団法人全国労働基準関係団体連合会	8 (1)	1,112,445	559,382
	社団法人北里研究所	0 (0)	1,078,838	-

所管府省名	随契先公益法人名	再就職者数（うち役員数）		左の法人への随契支払額	
				18年度	19年度（12月まで）
農林水産省	財団法人林野弘済会	120	(10)	989,003	36,025
	財団法人日本水土総合研究所	12	(5)	772,644	246,851
	社団法人農村環境整備センター	9	(3)	696,653	173,891
	社団法人農業農村整備情報総合センター	10	(2)	694,694	4,103
	社団法人日本水産資源保護協会	17	(16)	543,275	251,230
	財団法人林業土木コンサルタンツ	31	(8)	509,554	146,126
	社団法人日本森林技術協会	36	(11)	484,377	9,272
	社団法人水産土木建設技術センター	7	(6)	457,431	203,953
	財団法人漁港漁場漁村技術研究所	7	(6)	421,978	153,000
	財団法人日本鯨類研究所	3	(3)	407,768	400,000
経済産業省	財団法人工業所有権協力センター	71	(7)	19,373,009	13,621,555
	財団法人原子力環境整備促進･資金管理センター	5	(3)	2,544,285	140,273
	財団法人日本エネルギー経済研究所	10	(7)	2,116,944	-
	財団法人石油産業活性化センター	9	(8)	1,791,151	50,008
	社団法人発明協会	10	(4)	1,668,574	137,105
	財団法人無人宇宙実験システム研究開発機構	4	(3)	1,642,247	0
	財団法人電力中央研究所	1	(0)	1,571,226	0
	財団法人工業所有権電子情報化センター	5	(3)	1,250,791	764,814
	財団法人日本特許情報機構	17	(9)	1,027,026	494,050
	財団法人化学物質評価研究機構	1	(1)	1,024,291	0
国土交通省	社団法人関東建設弘済会	131	(11)	11,565,923	3,540,673
	社団法人東北建設協会	85	(13)	10,975,515	4,435,459
	社団法人中部建設協会	119	(14)	10,101,527	3,193,676
	社団法人中国建設弘済会	77	(9)	8,530,497	2,537,273
	財団法人道路保全技術センター	48	(2)	8,483,361	1,537,873
	財団法人公園緑地管理財団	25	(8)	8,080,819	5,761,472
	社団法人九州建設弘済会	87	(8)	7,596,611	3,125,051
	社団法人北陸建設弘済会	69	(11)	7,160,246	3,927,819
	財団法人港湾空港建設技術サービスセンター	61	(8)	6,832,394	3,082,791
	社団法人四国建設弘済会	51	(11)	6,202,119	2,874,777
環境省	財団法人自然環境研究センター	3	(2)	920,430	7,547
	財団法人日本環境協会	7	(6)	823,589	248,400
	財団法人地球環境戦略研究機関	3	(3)	598,365	3,780
	財団法人地球環境センター	1	(1)	459,366	0
	社団法人環境情報科学センター	1	(1)	432,630	0
	財団法人日本環境衛生センター	7	(7)	270,282	0
	財団法人国民公園協会	16	(7)	218,551	0
	社団法人国際環境研究協会	5	(5)	202,048	31,200
	社団法人土壌環境センター	1	(0)	168,662	0
	社団法人海外環境協力センター	8	(8)	135,262	14,550

所管府省名	随契先公益法人名	再就職者数（うち役員数）	左の法人への随契支払額	
			18年度	19年度（12月まで）
防衛省	財団法人防衛弘済会	293 (13)	570,252	138,400
	財団法人自衛隊援護協会	52 (7)	108,339	72,524
	財団法人防衛技術協会	76 (4)	35,280	－
	社団法人日本防衛装備工業会	13 (3)	24,855	－
	財団法人平和・安全保障研究所	6 (6)	16,732	0
	社団法人全国自衛隊父兄会	24 (19)	9,982	－
	財団法人ディフェンスリサーチセンター	6 (5)	9,135	0
	財団法人防衛調達基盤整備協会	103 (9)	4,935	－
	社団法人隊友会	44 (37)	3,434	－
	社団法人日本郷友連盟	65 (63)	2,085	1,042

（注）「左の法人への随契支払額」において、「－」は当該年度に所管府省と当該法人との随意契約がなかったことを示し、「0」は随意契約はあるが、平成19年12月までにそれに係る支払実績がなかったことを示す。後掲「巻末別表18」においても同様である。

別表18　主な随契先民間企業等の発注元府省等退職者の再就職者数（平成19年4月1日現在）（発注元府省等からの18年度随契支払額上位10法人等）

（単位：人、千円）

発注元府省等名	随契先民間企業等名	再就職者数（うち役員数）		左の法人への随契支払額	
				平成18年度	19年度（12月まで）
内閣官房	新日鉄ソリューションズ株式会社	0	(0)	5,071,013	2,344,900
	昭和リース株式会社	0	(0)	3,729,775	1,041,207
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	0	(0)	1,781,205	632,165
	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	0	(0)	899,682	447,172
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0	(0)	768,806	485,701
	三菱商事株式会社	0	(0)	703,953	256,465
	センチュリー･リーシング･システム株式会社	0	(0)	592,912	0
	ＮＥＣリース株式会社	0	(0)	440,109	239,681
	富士通株式会社	0	(0)	339,971	103,110
	ＮＥＣ東芝スペースシステム株式会社	0	(0)	312,776	－
内閣法制局	ぎょうせい株式会社	0	(0)	22,649	12,067
	昭和リース株式会社	0	(0)	21,917	14,666
	東京都個人タクシー協同組合	0	(0)	15,550	5,463
人事院	センチュリー･リーシング･システム株式会社	0	(0)	129,000	86,000
	独立行政法人国立印刷局	0	(0)	66,094	43,310
	エヌ・ティ・ティ・データ･カスタマサービス株式会社	0	(0)	58,532	17,553
	日本情報産業株式会社	0	(0)	51,382	16,652
	株式会社リコー	0	(0)	39,897	25,323
	東京都個人タクシー協同組合	0	(0)	31,753	17,514
	財団法人社会経済生産性本部	0	(0)	27,747	27,499
	日本郵政公社	0	(0)	27,637	23,091
	株式会社ＮＴＴデータ	0	(0)	25,436	0
	社団法人行政情報システム研究所	0	(0)	24,091	15,592
内閣本府	株式会社遺棄化学兵器処理機構	0	(0)	8,035,718	7,403,758
	独立行政法人造幣局	0	(0)	2,638,632	1,499,043
	社団法人沖縄建設弘済会	15	(8)	2,489,025	247,693
	日本テレビ放送網株式会社	0	(0)	741,898	391,518
	財団法人港湾空港建設技術サービスセンター	3	(0)	739,168	340,670
	株式会社フジテレビジョン	0	(0)	666,428	348,016
	センチュリー･リーシング･システム株式会社	0	(0)	526,797	11,792
	沖縄電力株式会社	0	(0)	486,452	439,992
	森ビル株式会社	＊		459,277	575,957
	株式会社三菱総合研究所	0	(0)	411,669	0

発注元府省等名	随契先民間企業等名	再就職者数（うち役員数）	左の法人への随契支払額	
			18年度	19年度（12月まで）
宮内庁	株式会社大林組	0 (0)	637,140	270,480
	株式会社淺沼組	0 (0)	574,350	0
	清水建設株式会社	0 (0)	318,202	26,428
	株式会社岡野組	0 (0)	278,565	-
	安藤建設株式会社	0 (0)	198,765	-
	東京電力株式会社	0 (0)	123,851	59,342
	トヨタ自動車株式会社	0 (0)	103,732	94,500
	新日鉄ソリューションズ株式会社	0 (0)	87,370	42,187
	東京瓦斯株式会社	0 (0)	69,952	37,633
	株式会社岡墨光堂	0 (0)	56,104	0
公正取引委員会	富士通株式会社	0 (0)	66,211	33,167
	株式会社インターネットイニシアティブ	0 (0)	22,866	-
警察庁	三菱電機株式会社	0 (0)	6,822,411	184,470
	日本電気株式会社	1 (0)	3,978,043	491,647
	松下電器産業株式会社	4 (1)	2,490,064	47,008
	トヨタ自動車株式会社	0 (0)	2,300,419	0
	東日本電信電話株式会社	*	1,486,760	1,144,064
	西日本電信電話株式会社	*	925,273	643,397
	住友不動産株式会社	*	829,307	712,849
	ＫＤＤＩ株式会社	*	742,092	626,719
	ミネベア株式会社	0 (0)	548,012	223,011
	ＮＥＣネッツエスアイ株式会社	0 (0)	520,766	4,793
金融庁	富士通株式会社	0 (0)	544,353	173,309
	東京都個人タクシー協同組合	0 (0)	495,131	176,936
	株式会社ＮＴＴデータ	0 (0)	395,024	-
	日本アイ・ビー・エム株式会社	0 (0)	331,970	181,021
	三井不動産株式会社	0 (0)	286,845	237,874
	株式会社日立製作所	0 (0)	272,685	-
	日本ユニシス株式会社	0 (0)	220,999	69,170
	昭和リース株式会社	0 (0)	180,816	104,245
	沖電気工業株式会社	0 (0)	115,500	-
	日本たばこ産業株式会社	0 (0)	113,877	91,842

発注元府省等名	随契先民間企業等名	再就職者数（うち役員数）	左の法人への随契支払額	
			18年度	19年度（12月まで）
総務省	日本アイ・ビー・エム株式会社	3 (0)	6,669,715	16,232
	独立行政法人情報通信研究機構	1 (0)	6,249,272	0
	富士通株式会社	0 (0)	2,411,524	0
	日本電気株式会社	0 (0)	2,092,882	450,596
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 (1)	1,984,002	54,282
	日本電信電話株式会社	0 (0)	1,674,087	0
	株式会社国際電気通信基礎技術研究所	2 (1)	1,633,124	0
	株式会社日立製作所	3 (0)	1,616,060	0
	三菱電機株式会社	0 (0)	1,557,722	11,384
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	0 (0)	1,107,433	26,525
法務省	日本電子計算機株式会社	0 (0)	19,759,233	9,201,853
	富士通株式会社	0 (0)	4,195,199	1,481,453
	株式会社ＮＴＴデータ	0 (0)	1,941,870	1,054,577
	日立キャピタル株式会社	*	1,883,804	1,208,668
	株式会社日立製作所	0 (0)	1,144,918	414,901
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	0 (0)	1,100,933	874,725
	アクセンチュア株式会社	1 (0)	749,818	162,435
	凸版印刷株式会社	*	711,459	234,756
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0 (0)	668,435	1,138,943
	東京電力株式会社	1 (1)	493,436	152,783
外務省	センチュリー・リーシング・システム株式会社	0 (0)	786,394	531,962
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0 (0)	414,111	5,880
	日立キャピタル株式会社	0 (0)	401,718	302,508
	株式会社時事通信社	0 (0)	287,549	183,423
	社団法人共同通信社	0 (0)	276,731	178,565
	日本電子計算機株式会社	0 (0)	225,793	156,327
	東日本旅客鉄道株式会社	0 (0)	211,759	-
	株式会社日立製作所	0 (0)	209,348	43,825
	株式会社ジャパンエコー社	0 (0)	164,408	80,833
	株式会社東芝	0 (0)	162,773	40,943
財務省	株式会社ＮＴＴデータ	0 (0)	21,304,843	12,250,216
	独立行政法人造幣局	2 (2)	17,026,689	9,932,726
	株式会社文祥堂	0 (0)	10,266,733	5,686,925
	日本郵政公社	*	7,857,348	3,096,199
	独立行政法人通関情報処理センター	2 (2)	5,186,345	2,879,169
	富士通株式会社	1 (0)	4,664,059	856,067
	成田国際空港株式会社	3 (1)	1,614,509	1,037,285
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0 (0)	1,595,849	1,073,766
	社団法人日本不動産鑑定協会	0 (0)	1,446,945	-
	独立行政法人国立印刷局	1 (1)	1,303,776	642,309

発注元府省等名	随契先民間企業等名	再就職者数（うち役員数）	左の法人への随契支払額	
			18年度	19年度（12月まで）
文部科学省	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	3 (2)	18,759,622	11,699
	国立大学法人東京大学	0 (0)	13,295,276	5,819,554
	独立行政法人理化学研究所	8 (1)	10,942,767	1,636,686
	東京書籍株式会社	0 (0)	8,389,504	8,157,370
	国立大学法人京都大学	0 (0)	5,550,560	1,770,310
	三菱地所株式会社	*	5,201,398	2,954,410
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	3 (1)	4,827,502	736,202
	国立大学法人大阪大学	0 (0)	3,932,346	1,434,780
	独立行政法人海洋研究開発機構	5 (2)	3,921,778	632,911
	光村図書出版株式会社	0 (0)	3,763,995	3,671,084
厚生労働省	株式会社ＮＴＴデータ	1 (0)	108,978,573	64,527,300
	中外製薬株式会社	2 (0)	24,760,395	-
	日本郵政公社	*	23,390,399	11,816,802
	日本電子計算機株式会社	0 (0)	18,675,256	9,213,863
	株式会社日立製作所	0 (0)	13,056,629	2,882,123
	株式会社シー･エス･エス	0 (0)	12,979,524	8,287,065
	日本ユニシス株式会社	0 (0)	7,970,626	4,286,405
	中央労働災害防止協会	46 (21)	3,861,287	2,863,307
	日本アイ･ビー･エム株式会社	3 (0)	3,049,200	2,087,698
	富士通株式会社	0 (0)	2,861,439	1,425,656
農林水産省	全国農業協同組合連合会	13 (0)	30,436,717	13,195,311
	独立行政法人農業･食品産業技術総合研究機構	24 (5)	7,185,705	6,366,884
	全国漁業調査取締船事業協同組合	0 (0)	6,973,196	0
	独立行政法人水産総合研究センター	6 (2)	4,703,956	2,763,138
	日本通運株式会社	*	4,581,643	3,343,055
	独立行政法人農業生物資源研究所	3 (2)	3,235,702	3,648,718
	全国通運株式会社	3 (0)	2,641,795	1,927,667
	センチュリー･リーシング･システム株式会社	0 (0)	1,583,313	556,031
	独立行政法人森林総合研究所	13 (1)	1,540,529	759,973
	近畿日本鉄道株式会社	0 (0)	1,205,631	16,300
経済産業省	独立行政法人石油天然ガス･金属鉱物資源機構	10 (2)	108,803,438	40,179,261
	株式会社ＮＴＴデータ	0 (0)	14,413,907	3,988,404
	独立行政法人産業技術総合研究所	2 (2)	9,510,628	2,265,720
	株式会社三菱総合研究所	0 (0)	4,000,994	23,007
	独立行政法人日本貿易振興機構	4 (3)	3,934,829	306,421
	株式会社日立製作所	4 (1)	3,352,701	206,473
	独立行政法人国際協力機構	0 (0)	2,589,967	600,000
	特定非営利活動法人健康サービス産業振興機構	0 (0)	2,546,944	-
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	1 (1)	2,050,803	0
	深海資源開発株式会社	1 (1)	1,826,351	-

発注元府省等名	随契先民間企業等名	再就職者数（うち役員数）	左の法人への随契支払額	
			18年度	19年度（12月まで）
国土交通省	西日本高速道路株式会社	〈0〉	52,449,036	49,535,371
	東日本高速道路株式会社	〈1〉	39,616,199	22,044,425
	東日本旅客鉄道株式会社	〈2〉	23,187,509	7,226,201
	パシフィックコンサルタンツ株式会社	〈1〉	10,082,897	1,259,689
	株式会社建設技術研究所	〈1〉	9,806,651	840,024
	中日本高速道路株式会社	〈0〉	9,380,864	9,758,001
	日本電子計算機株式会社	〈0〉	9,210,834	6,138,680
	独立行政法人空港周辺整備機構	2 (2)	8,934,572	3,023,317
	日本電気株式会社	〈0〉	7,263,167	1,194,110
	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	〈1〉	6,191,542	1,132,423
環境省	独立行政法人国立環境研究所	0 (0)	3,030,794	437,127
	株式会社博報堂	0 (0)	2,765,310	0
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	0 (0)	2,156,379	2,559,806
	富士通株式会社	0 (0)	1,238,609	120,058
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	0 (0)	458,994	0
	学校法人早稲田大学	1 (0)	449,841	0
	鹿島共同再資源化センター株式会社	0 (0)	417,948	144,147
	シミック株式会社	0 (0)	381,000	0
	国立大学法人東京大学	0 (0)	372,903	88,205
	日本エヌ・ユー・エス株式会社	0 (0)	372,044	0
防衛省	石川島播磨重工業株式会社	*	29,149,108	1,773,759
	富士通株式会社	21 (1)	27,618,311	14,533,950
	三菱重工業株式会社	58 (0)	21,964,267	2,431,490
	日本電気株式会社	38 (0)	21,093,068	7,491,735
	川崎重工業株式会社	*	13,353,633	943,205
	株式会社アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド	12 (0)	10,281,423	1,302,805
	国家公務員共済組合連合会	1 (1)	8,578,855	6,521,908
	三菱電機株式会社	*	8,214,563	1,305,390
	株式会社日立製作所	*	7,521,077	3,972,258
	株式会社島津製作所	5 (0)	7,481,199	60,072
衆議院	東日本電信電話株式会社	*	1,030,522	418,935
	独立行政法人国立印刷局	0 (0)	434,851	412,150
	東京電力株式会社	0 (0)	215,432	215,675
	株式会社ジェイティービー	0 (0)	199,118	231,399
	東日本旅客鉄道株式会社	*	127,722	127,787
	東海旅客鉄道株式会社	*	113,383	116,558
	池上通信機株式会社	0 (0)	106,465	15,324
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	0 (0)	76,935	68,115
	西日本旅客鉄道株式会社	*	65,541	65,005
	株式会社ＮＴＴデータ	0 (0)	56,191	14,227

発注元府省等名	随契先民間企業等名	再就職者数（うち役員数）	左の法人への随契支払額	
			18年度	19年度（12月まで）
参議院	東芝ＩＴサービス株式会社	0 (0)	792,729	542,030
	独立行政法人国立印刷局	0 (0)	445,946	272,363
	東日本電信電話株式会社	0 (0)	416,930	172,599
	松下電器産業株式会社	0 (0)	307,784	-
	富士通株式会社	0 (0)	270,026	164,078
	東京電力株式会社	0 (0)	220,310	176,752
	日本電気株式会社	0 (0)	198,761	16,299
	富士通フロンテック株式会社	0 (0)	187,140	0
	株式会社ＪＴＢ法人東京	*	166,861	113,338
	東日本旅客鉄道株式会社	*	66,643	66,408
国立国会図書館	株式会社日立製作所	0 (0)	1,324,476	492,693
	アクセンチュア株式会社	0 (0)	763,209	353,094
	日本通運株式会社	0 (0)	487,095	324,729
	センチュリー･リーシング･システム株式会社	0 (0)	324,689	196,801
	株式会社ニチマイ	0 (0)	235,942	81,635
	日立キャピタル株式会社	0 (0)	208,617	104,116
	日本電気株式会社	0 (0)	160,820	94,074
	ＮＴＴファイナンス株式会社	0 (0)	137,191	657,542
	株式会社ＮＴＴデータ	0 (0)	94,486	26,736
	東日本電信電話株式会社	0 (0)	91,045	51,318
裁判所	財団法人司法協会	148 (10)	709,294	463,981
	廣告社株式会社	*	599,970	-
	日本郵政公社	0 (0)	517,966	149,364
	富士ゼロックス株式会社	0 (0)	506,350	229,717
	東芝ソリューション株式会社	0 (0)	502,480	193,488
	三菱電機株式会社	0 (0)	407,295	20,265
	株式会社電通	0 (0)	385,749	-
	株式会社ＮＴＴデータ	0 (0)	337,959	2,587
	大和リース株式会社	0 (0)	297,660	363,502
	アクセンチュア株式会社	0 (0)	263,644	109,744
会計検査院	三井不動産株式会社	0 (0)	3,196,269	2,586,573
	沖電気工業株式会社	1 (0)	97,048	50,143
	日本電気株式会社	0 (0)	68,786	36,452
	株式会社日立製作所	0 (0)	53,193	0
	株式会社日立情報システムズ	0 (0)	46,683	-
	三菱倉庫株式会社	0 (0)	34,709	0
	独立行政法人国立印刷局	0 (0)	33,045	26,931
	社団法人行政情報システム研究所	0 (0)	29,736	18,984
	ＫＤＤＩ株式会社	0 (0)	18,148	10,365
	株式会社野村総合研究所	0 (0)	17,850	0

注(1) 「再就職者数（うち役員数）」の「＊」は、発注元府省等から、調査を実施したが主な随契先民間企業等の協力を得られなかったなどとする回答があった法人である。

注(2) 国土交通省の〈　〉書きは、平成16年から19年までに国家公務員法第103条の承認を得て就職した人数である。